

史跡垣ノ島遺跡保存活用計画

令和 8 (2026)年 3 月

函館市教育委員会



史跡垣ノ島遺跡 遠景（東から：令和7(2025)年8月撮影）



盛り土遺構（北から：令和7(2025)年8月撮影）



盛り土遺構の調査
(平成 15(2003)年度)



石錘



はこだて縄文まつり
2022 in 垣ノ島

序 文

史跡垣ノ島遺跡は、函館市南茅部地域の太平洋を望む海岸段丘上に立地する、縄文時代早期から後期の約6,000年間の長期にわたり営まれた遺跡です。国内最大級の盛り土遺構をはじめ、足形付土版や漆塗り注口土器など貴重な遺物・遺構が数多く発見されており、北日本を代表する拠点的な集落として、平成23(2011)年2月7日に国の史跡に指定されました。

史跡指定後は、公有化を経て、平成24(2012)年12月に策定(平成28(2016)年3月改訂)した「史跡垣ノ島遺跡保存管理計画」に基づき史跡の保存管理を行い、平成28(2016)年度から令和2(2020)年度にかけて史跡の整備事業を実施し、広く一般に公開しております。令和3(2021)年には「北海道・北東北の縄文遺跡群」の構成資産の一つとしてユネスコ世界文化遺産に登録され、国内外から高い注目を集めました。

保存管理計画の策定から15年が経過し、史跡を取り巻く環境も大きく変化していることから、本市では史跡の本質的価値を確実に保存し、後世に伝えていくために、このたび「史跡垣ノ島遺跡保存活用計画」を策定し、保存管理、活用、調査・研究、整備、運営・体制についての基本方針を定めました。本計画の策定により、史跡の適正な保存管理に努めるとともに、函館市縄文文化交流センター、史跡大船遺跡と一体となった活用を図り、多様な人々が交流できる地域の拠点を創出してまいります。

おわりに、本計画の策定にあたり御指導を賜りました文化庁、北海道教育委員会、史跡垣ノ島遺跡保存活用計画検討委員会委員各位をはじめ、日頃より多大な御理解と御協力をいただいている南茅部地域の皆様ならびに本計画に携われた全ての方々に心より感謝申し上げます。

令和8(2026)年3月

函館市教育委員会
教育長 藤 井 壽 夫

例言

1. 本書は、北海道函館市白尻町に所在する史跡垣ノ島遺跡の保存活用計画である。
2. 本計画策定事業は、函館市が主体となり、令和7年度国宝重要文化財等保存・活用事業費補助金（史跡等保存活用計画策定事業）の交付を受けて実施した。
3. 本計画は、函館市が令和7（2025）年度に設置した「史跡垣ノ島遺跡保存活用計画検討委員会」（國木田大委員長）における協議内容を踏まえ、函館市教育委員会が策定した。
4. 本事業に係る事務は、函館市教育委員会生涯学習部文化財課が担当した。
5. 本計画の策定にあたり、「史跡垣ノ島遺跡保存活用計画策定支援業務委託」として、株式会社空間文化開発機構が策定支援を行った。
6. 本計画は、史跡を取り巻く環境や社会情勢の変化等に伴い、必要に応じて見直しを行うこととする。
7. 本計画の策定にあたり、次の団体、機関等から多大な御指導と御協力を賜った。御芳名を記し、謝意を表する（順不同）。

文化庁文化財第二課，文化庁文化資源活用課，北海道教育庁生涯学習推進局文化財・博物館課，北海道環境生活部文化局文化振興課縄文世界遺産推進室，鹿角市教育委員会，史跡周辺の土地利用者および地域住民の皆様

凡例

1. 本計画中では、以下の略称を用いた。なお、初出には正式名称を記している。
 - ・北海道教育委員会 → 道教委
 - ・史跡垣ノ島遺跡保存活用計画検討委員会 → 計画検討委員会
 - ・函館市教育委員会 → 市教委
 - ・函館市縄文文化交流センター → 縄文文化交流センター
2. 引用を明示すべき記載については、本文に註記号（註○）を付し、巻末の参考文献・関係図書において対応箇所を示した。
3. 本計画中にある駒ヶ岳g火山灰（K₀-g）の降下年代は、暦年較正後の値を統一して使用している（吉本ほか 2008，中村・平川 2004）。
4. 既存の公開エリアについては、「史跡垣ノ島遺跡保存整備事業報告書」（令和3（2021）年）にある名称を踏まえ、一部現状を反映し、下図中の呼称を用いた。

- ・入口ゲート
- ・案内窓口
- ・展望デッキ
- ・エントランス広場
- ・芝生広場
- ・体験広場，体験棟
- ・管理棟
- ・竪穴建物群
- ・盛り土遺構



(S=1/5,000)

目次

口絵

序文

例言・凡例

目次

第1章 保存活用計画策定の沿革・目的

- (1) 計画策定の沿革…………… 1
- (2) 計画の目的…………… 3
- (3) 委員会の設置・経緯…………… 3
- (4) 他の計画との関係…………… 6
- (5) 計画の対象範囲…………… 10
- (6) 計画期間…………… 11

第2章 史跡を取り巻く状況

- (1) 概要…………… 12
- (2) 自然的環境…………… 13
- (3) 社会的環境…………… 16
- (4) 歴史的環境…………… 19
- (5) 文化財…………… 22
- (6) 観光…………… 24

第3章 史跡垣ノ島遺跡の概要

- (1) 指定に至る経緯…………… 27
- (2) 指定に至るまでの調査…………… 28
- (3) 指定の状況…………… 33
- (4) 指定後の調査…………… 39
- (5) その他の調査…………… 57

第4章 史跡垣ノ島遺跡の本質的価値

- (1) 史跡の本質的価値…………… 60
- (2) 史跡の構成要素の特定…………… 62

第5章 大綱（基本方針）…………… 75

第6章 保存管理

- (1) 保存管理の現状と課題…………… 76
- (2) 保存管理の基本方針…………… 78
- (3) 保存管理の方法…………… 78
- (4) 現状変更等の取扱基準…………… 83

第7章 活用	
(1) 活用の現状と課題	90
(2) 活用の基本方針	97
(3) 活用の方法	98
第8章 調査・研究	
(1) 調査・研究の現状と課題	99
(2) 調査・研究の基本方針	100
(3) 調査・研究の方法	100
第9章 整備	
(1) 整備の現状と課題	101
(2) 整備の基本方針	107
(3) 整備の方法	108
(4) 整備の構想	109
第10章 運営・体制	
(1) 運営・体制の現状と課題	112
(2) 運営・体制の基本方針	113
(3) 運営・体制の方法	114
第11章 実施計画	115
第12章 経過観察	
(1) 経過観察の方向性	117
(2) 経過観察の方法	117
附章 世界文化遺産に係る取扱い	
(1) 世界文化遺産としての垣ノ島遺跡の価値	119
(2) 資産および緩衝地帯の設定	121
(3) 保存管理体制	122
関係法令	124
参考文献・関係図書	155

<図目次>

第1章

図1-1	関連計画	9
図1-2	計画の対象範囲図 (S=1/1万)	10
図1-3	計画の対象範囲図 (S=1/8,000)	11

第2章

図2-1	位置図 (市域・地域 S=1/30万)	12
図2-2	位置図 (史跡周辺 S=1/8万)	13
図2-3	史跡周辺の地形図	13
図2-4	史跡周辺の地質図 (S=1/8万)	14
図2-5	史跡周辺の土壌図 (S=1/8万)	14
図2-6	史跡周辺の植生図	15
図2-7	函館・川汲の月別平均気温・降水量 (令和7(2025)年)	16
図2-8	函館市・南茅部地域・白尻町の人口と世帯数 (令和7(2025)年5月31日現在)	16
図2-9	函館市・南茅部地域・白尻町の人口年齢割合 (令和2(2020)年)	17
図2-10	主要な交通アクセスポイント (S=1/30万)	18
図2-11	南茅部地域の埋蔵文化財包蔵地 (S=1/14万)	19
図2-12	史跡周辺の埋蔵文化財包蔵地 (S=1/4万)	20
図2-13	蝦夷嶋奇観	21
図2-14	正保日本図	22
図2-15	先史時代に属する文化財位置図 (S=1/30万)	23
図2-16	観光入込客数の推移	24
図2-17	国別外国人宿泊客数の推移	25
図2-18	主な観光・レクリエーションスポット	25
図2-19	国内旅行者の訪問率 (令和4(2022)年)	26

第3章

図3-1	年度別調査地点図 (史跡指定前：平成12～21(2000～2009)年) (S=1/2,500)	31
図3-2	史跡指定範囲 (S=1/4,000)	34
図3-3	断面位置図 (S=1/8,000)	35
図3-4	A-A' 断面	35
図3-5	B-B' 断面	35
図3-6	土地利用状況 (史跡指定地 S=1/4,000)	36
図3-7	公有化状況 (S=1/8,000)	37
図3-8	土地利用状況 (史跡指定地外 S=1/8,000)	38
図3-9	年度別調査地点図 (史跡指定後：平成25～令和元(2013～2019)年) (S=1/2,500)	40
図3-10	時期別分布図 (早期前半～後半) (S=1/4,000)	41
図3-11	時期別分布図 (前期前半～後半) (S=1/4,000)	42
図3-12	時期別分布図 (中期前半～後半) (S=1/4,000)	43
図3-13	時期別分布図 (後期初頭～後半) (S=1/4,000)	44
図3-14	時期別主要遺物	45
図3-15	盛り土遺構模式図 (S=1/1,250)	47
図3-16	盛り土遺構比較図 (S=1/2,250)	49
図3-17	時期別遺構・遺物分布状況 (前期後半) (S=1/2,500)	50
図3-18	時期別遺構・遺物分布状況 (中期前半) (S=1/2,500)	50
図3-19	時期別遺構・遺物分布状況 (中期後半) (S=1/2,500)	51
図3-20	時期別遺構・遺物分布状況 (後期初頭～前半) (S=1/2,500)	51
図3-21	集落と盛り土遺構の変遷過程	52

図3-22	植生エリア (S=1/4,000)	57
図3-23	来訪者の割合 (地域別)	58
図3-24	来訪者の割合 (年代別)	58
図3-25	来訪者の割合 (訪問者別)	58

第4章

図4-1	構成要素区分の考え方	62
図4-2	構成要素箇所図－史跡指定地内 (I地区 S=1/4,000)	65
図4-3	構成要素箇所図－史跡指定地外 (II地区 S=1/8,000)	70

第6章

図6-1	バス停と管理棟の位置関係 (S=1/8,000)	77
図6-2	法規制図 (S=1/1万5,000)	82
図6-3	現状変更等の取扱いにおける地区区分図 (S=1/4,000)	83
図6-4	現状変更等に関するフローチャート	84
図6-5	植栽における模式図	86

第7章

図7-1	縄文関連施設の来訪者数 (令和元～3 (2019～2021)年)	90
図7-2	縄文関連施設の来訪者数 (令和4～7 (2022～2025)年)	91
図7-3	道内の縄文・世界遺産関係施設の位置 (S=1/140万)	95
図7-4	バス停からの徒歩ルート (S=1/6,000)	97

第9章

図9-1	整備平面図 (第一次整備事業 S=1/2,500)	105
図9-2	デジタルコンテンツのチラシ	107
図9-3	整備計画図 (ゾーニング図 S=1/2,500)	111

第10章

図10-1	どごう館長	112
図10-2	令和7(2025)年度現在の運営・体制	114

附 章

図附-1	世界文化遺産「北海道・北東北の縄文遺跡群」の構成資産および関連資産とその位置	119
図附-2	集落展開および精神文化に関する6つのステージ	120
図附-3	遺構概念図および視点場の設定箇所 (S=1/4,000)	120
図附-4	資産および緩衝地帯の範囲 (S=1/2万)	121

<表目次>

第1章

表1-1	「史跡垣ノ島遺跡保存活用計画」策定に至る経過	2
表1-2	計画検討委員会委員および関係者名簿	4
表1-3	計画検討委員会の協議内容	5

第2章

表2-1	函館市の文化財一覧	22
表2-2	先史時代に属する文化財一覧	23

第3章

表3-1	発掘調査一覧	28
表3-2	理化学的分析の実施実績（史跡指定前）	32
表3-3	盛り土遺構のある主な遺跡（北海道南部）	48
表3-4	理化学的分析の実施実績（史跡指定後）	56
表3-5	植生一覧	57

第4章

表4-1	構成要素一覧	64
------	--------	----

第6章

表6-1	管理運営業務の実施内容	78
表6-2	景観法に基づく規制（函館市景観計画に定める縄文遺跡群都市景観形成地域）	79
表6-3	現状変更等の取扱基準	85
表6-4	導入候補樹種等一覧	87
表6-5	現状変更等の許可を必要とする行為	88
表6-6	現状変更等の許可を必要としない行為	89

第7章

表7-1	解説・発掘体験・デジタルコンテンツの利用実績	93
表7-2	「縄文文化特別研究」の実施実績	94
表7-3	道内の縄文・世界遺産関係施設間の距離	96

第9章

表9-1	第一次整備事業の経過	102
表9-2	整備事業費	103
表9-3	第一次整備事業での整備内容と整備後の経過および対応	104
表9-4	第一次整備事業後の整備内容と整備後の経過および対応	107

第11章

表11-1	施策の実施計画総括表	115
-------	------------	-----

第12章

表12-1	史跡垣ノ島遺跡 保存活用点検表	118
-------	-----------------	-----

<写真目次>

第2章

写真2-1	弁天岬	13
写真2-2	鳴岩	14
写真2-3	土層堆積状況(平成29(2017)年度調査)	14
写真2-4	史跡内の植生	15
写真2-5	コンブ漁の様子(令和2(2020)年6月撮影)	17
写真2-6	大謀網漁の様子(平成21(2009)年10月撮影)	17
写真2-7	主な出土遺物1	20
写真2-8	主な出土遺物2	21
写真2-9	北海道建網大謀網漁業発祥の地及び記念碑	22
写真2-10	先史時代に属する文化財	24
写真2-11	主な観光スポット	26

第3章

写真3-1	一般国道278号尾札部道路(バイパス)改良工事に伴う緊急発掘(平成15(2003)年度調査)	27
写真3-2	後期後半の竪穴建物群(平成13(2001)年度調査)	30
写真3-3	早期後半の土坑墓(平成13(2001)年度調査)	30
写真3-4	小丘部(平成20(2008)年度調査)	30
写真3-5	盛り土遺構1(平成26(2014)年度調査)	39
写真3-6	盛り土遺構2(平成27(2015)年度調査)	39
写真3-7	盛り土遺構3(平成29(2017)年度調査)	39
写真3-8	盛り土遺構4(平成30(2018)年度調査)	39
写真3-9	ベンチ状段構造を持つ建物跡(平成21(2009)年度調査)	42
写真3-10	フラスコ状土坑(平成20(2008)年度調査)	42
写真3-11	配石遺構1(平成26(2014)年度調査)	53
写真3-12	配石遺構2(平成26(2014)年度調査)	53
写真3-13	配石遺構3(平成26(2014)年度調査)	53
写真3-14	足形付土版が副葬された土坑墓(平成13(2001)年度調査)	54
写真3-15	出土土器(平成20・21(2008・2009)年度調査)	54
写真3-16	主要出土遺物	55

第6章

写真6-1	垣の島川沿いのハマナス	76
写真6-2	砂利敷き園路	76
写真6-3	史跡から見える携帯電話通信施設	77

第7章

写真7-1	職員による解説	92
写真7-2	デジタルサイネージの視聴	92
写真7-3	発掘体験	93
写真7-4	デジタルコンテンツ体験	93

第9章

写真9-1	解説板(展望デッキ)	101
写真9-2	デジタルサイネージ	106

附 章

写真附-1	視点場からの眺望	123
-------	----------	-----

第1章 保存活用計画策定の沿革・目的

(1) 計画策定の沿革

史跡垣ノ島遺跡が所在する太平洋に面した南茅部地域は、噴火湾の入口に位置し、海と山、数多くの河川など自然資源に恵まれていることから、縄文時代早期から晩期にわたる90か所以上の縄文遺跡が確認されている。

その中でも本遺跡は、昭和50(1975)年の一般分布調査により発見され、昭和54(1979)年に垣ノ島A遺跡として登載された埋蔵文化財包蔵地で、当時から密度の高い集落遺跡であることに加え、大規模な遺構の存在が示唆されていた。平成12～15(2000～2003)年度に国道278号尾札部道路(バイパス)改良工事に伴い実施した緊急発掘調査により、縄文時代早期後半の墓域や、中・後期の竪穴建物群などが発見され、遺跡の主体部と見られる舌状台地の先端付近では、さらに濃密な遺跡の存在が予想された。そこで旧南茅部町教育委員会は、平成15・16(2003・2004)年度に遺跡の台地中央部の詳細分布調査を実施し、大規模な「コ」の字状を呈する盛り土遺構の存在を確認するとともに、早期から後期の竪穴建物跡を検出した。こうした数々の成果から、重要な遺跡として保存に向けて文化庁や北海道教育委員会(以下「道教委」という。)と協議を重ね、函館市と合併後の平成17～21(2005～2009)年度にかけて国庫補助事業によりさらなる詳細分布調査を実施し、盛り土遺構の詳細に加え、早期前半から後期後半の各時期における集落や豊富な遺物などを確認した。このことから、平成22(2010)年度に国へ史跡指定の意見具申を行い、遺跡の重要性とその保存の必要性が認められ、平成23(2011)年2月7日に国の史跡に指定された。

この間、平成16(2004)年度に策定された合併建設計画において南茅部地域が縄文文化の発信拠点の役割を担う地域と位置付けられ、合併後の平成18(2006)年3月に策定した「函館市南茅部縄文遺跡群整備構想」に基づき関連事業に着手することとなった。史跡指定後には、国庫補助事業として平成24(2012)年度に公有化を実施した。同年、学識経験者からなる史跡垣ノ島遺跡調査検討委員会(菊池徹夫委員長)を設置し、平成25～28(2013～2016)年度にかけて、史跡整備に向けた詳細把握を目的とした史跡内容確認調査に着手した。

一方、史跡指定後直ちに公有化に着手したため保存管理計画は未策定のままで、整備後における史跡の保存管理や活用に支障をきたすことが懸念された。さらに、北海道、北東北3県を中心にユネスコの世界文化遺産登録に取り組んでいた「北海道・北東北を中心とした縄文遺跡群」が平成21(2009)年1月に世界遺産暫定一覧表に記載され、登録を目指すうえで構成資産の一つとして個別資産のマネジメントプランを作成する必要性が生じたこともあり、保存管理計画策定に向けた取組が急務となったため、平成24(2012)年12月に「史跡垣ノ島遺跡保存管理計画」を策定した。

その後、当該計画について、文化庁から専門家の合議による客観的立場からの検討が不足しているとの指導や、道教委から北海道内の世界遺産登録を目指す市町が共同して計画策定を進めるよう提案があったことを契機として、関係市町(千歳市、伊達市、洞爺湖町、森町)と共に平成26(2014)年3月に北海道縄文遺跡群保存管理計画検討会議実行委員会(以下「実行委員会」という。)を設置した。道内の有識者を北海道縄文遺跡群保存管理計画検討会議(以下「検討会議」という。)の委員に委嘱し、各史跡の現地視察および計4回の会議を開催し、様々な課題についての検討や議論を行い、多くの指導・助言を得た。

検討会議の総括として、平成27(2015)年3月19日付けで検討会議から実行委員会あてに保存管理計画策定の指針となる「北海道縄文遺跡群保存管理計画に対する提言書」の提出を受け、各自治体において検討会議における指導および提言を反映させ計画策定に取り組み、本市においては平成28(2016)年3月に「史跡垣ノ島遺跡保存管理計画」（平成27(2015)年度改訂版）を策定した。

平成29～令和2(2017～2020)年度には史跡垣ノ島遺跡保存整備検討委員会（小杉康委員長）を設置して本格的な整備事業に着手し、事前遺構調査を実施しながら保存整備工事を完了させ、令和3(2021)年7月から遺跡の一般公開を開始している。

これまで、「史跡垣ノ島遺跡保存管理計画」に基づいて史跡の保存管理を行ってきたが、策定から13年、改訂からでも8年以上が経過しており、主に以下のような情勢変化が生じている。

- 整備に向けた内容確認調査による本質的価値の追加（配石遺構）
- 史跡整備の実施、完了に伴う一般公開による活用の推進および多様化
- 史跡大船遺跡と合わせた管理運営業務の指定管理化に伴う運営体制の変化
- 史跡指定地周辺における開発行為等の進捗
- 世界遺産登録に伴う来訪者の増加（インバウンド含む）
- 世界遺産の構成資産として必要な保存管理の実施
（経過観察、景観対策、遺産影響評価など周辺の緩衝地帯も対象に含む）

このように、史跡そのものおよび史跡を取り巻く様々な環境が大きく変化していることから、最新の情勢を踏まえ現状を確実に反映し、将来にわたって史跡を適正に保存管理し後世に伝え、さらには広く活用していくための基準や方針を定めるため、保存活用計画を策定するに至った。

表1-1 「史跡垣ノ島遺跡保存活用計画」策定に至る経過

年度・年月	内 容
昭和53・54(1978・1979)	一般分布調査により縄文時代前期から後期の遺跡として、埋蔵文化財包蔵地周知資料を整備（名称：垣ノ島A遺跡）
平成12～15(2000～2003)	国道278号尾札部道路(バイパス)改良工事に伴う緊急発掘調査を実施
平成15・16(2003・2004)	遺跡内容確認調査を実施
平成17～21(2005～2009)	詳細分布調査を実施
平成18(2006)3月	「函館市南茅部縄文遺跡群整備構想」を策定
平成21(2009)	遺跡名称を「垣ノ島A遺跡」から「垣ノ島遺跡」に変更
平成22(2010)	国の史跡に指定（平成23年2月7日付）
平成24(2012)	史跡指定地内の民有地を公有化 予備調査を実施
平成24(2012)12月	「史跡垣ノ島遺跡保存管理計画」を策定

年度・年月	内 容
平成25～28(2013～2016)	史跡内容確認調査を実施
平成26(2014)3月	関係市町と共同で「北海道縄文遺跡群保存管理計画検討会議実行委員会」を設置，開催
平成27(2015)3月	検討会議から実行委員会あてに「北海道縄文遺跡群保存活用計画に対する提言書」を提出
平成28(2016)	「史跡垣ノ島遺跡保存整備基本計画」および「基本設計」を策定 「史跡垣ノ島遺跡保存整備検討委員会」を設置，開催 「史跡垣ノ島遺跡総括報告書」を刊行
平成28(2016)3月	「史跡垣ノ島遺跡保存管理計画」（改訂版）を策定
平成29～平成31・令和元 (2017～2019)	事前遺構調査を実施
令和3(2021)3月	「史跡垣ノ島遺跡保存整備事業報告書」を刊行
令和3(2021)7月	垣ノ島遺跡を含む「北海道・北東北の縄文遺跡群」がユネスコ世界文化遺産に登録 垣ノ島遺跡の一般公開を開始
令和8(2026)3月	「史跡垣ノ島遺跡保存活用計画」を策定

(2) 計画の目的

このような背景のもとに，史跡垣ノ島遺跡を国民共有の財産として将来にわたり確実に保存していくため，史跡を取り巻く環境や現状および課題を整理し，史跡の本質的価値と構成要素の明確化，史跡を保存管理していくための基本方針や方法，現状変更などの取扱基準，活用や調査・研究，整備等の基本的な考え方について取りまとめることを目的に，保存活用計画を策定した。

(3) 委員会の設置・経緯

本計画を策定するうえで，必要な事項について多角的に協議検討し，計画に反映する目的で，令和7(2025)年4月に史跡垣ノ島遺跡保存活用計画検討委員会設置要綱を定め，考古学や植物学，文化遺産等の専門的知見を持った有識者に委員を委嘱し，史跡垣ノ島遺跡保存活用計画検討委員会（以下「計画検討委員会」という。）を設置した。また，令和6(2024)年度に組織した史跡大船遺跡保存活用計画検討委員会と同じ委員構成とすることで，「史跡大船遺跡保存活用計画」と確実に整合性のとれた計画となるよう努めた。

策定にあたっては，文化庁文化財第二課史跡部門担当官および北海道教育庁生涯学習推進局文化財・博物館課担当者に指導・助言を受けたほか，今後の整備事業を見据え，文化庁文化資源活用課整備部門担当官にも情報共有するなど，適正な事業の推進に努めた。加えて，本史跡は世界文化遺産「北海道・北東北の縄文遺跡群」の構成資産となっていることから，文化庁文化資源活用課世界文化遺産部門担当官および北海道環境生活部文化局文化振興課縄文世界遺産推進室担当者にも指導・助言を得た。

さらには、本史跡および同じく世界文化遺産「北海道・北東北の縄文遺跡群」の構成資産となっている史跡大船遺跡の保存や活用を推進する役割を担う、保存活用や観光・地域振興、教育活動などの有識者からなる「函館市縄文遺跡群保存活用協議会」に対しても、報告および意見照会を行い、共通認識を図りながら事業を実施した。

計画検討委員会は、7・11・2月の計3回開催し、その他、必要に応じて書面およびリモートにより協議を行った。

表1-2 計画検討委員会委員および関係者名簿

< 委員 >			
区分	氏名	所属・職名	分野
委員長	くにきただい 國木田 大	北海道大学大学院文学研究院 准教授	考古学, 文化財科学
委員	すずきみつお 鈴木 三男	東北大学 名誉教授	植物学, 考古学
	たしろあきこ 田代 亜紀子	北海道大学大学院 メディア・コミュニケーション研究院 准教授	文化遺産, 地域研究
	ひらのちえ 平野 千枝	一般財団法人道南歴史文化振興財団 函館市縄文文化交流センター 学芸主任	保存科学, 普及活用
< 指導助言者 >			
氏名	所属・職名		
なめかわあつこ 滑川 敦子	文化庁文化財第二課 史跡部門 文化財調査官		
おのゆきこ 小野 友記子	文化庁文化資源活用課 整備部門 文化財調査官		
すずきちへい 鈴木 地平	文化庁文化資源活用課 文化遺産国際協力室 世界文化遺産部門 文化財調査官		
ふじわらひでき 藤原 秀樹	北海道教育庁生涯学習推進局文化財・博物館課 文化財調査係 課長補佐		
むらもとしゅうぞう 村本 周三	北海道環境生活部文化局文化振興課 縄文世界遺産推進室 主査		
< 事務局 >			
氏名	所属・職名		
ふじいひさお 藤井 壽夫	函館市教育委員会 教育長		
はぶあきひろ 土生 明弘	函館市教育委員会 生涯学習部長		
みやたいたる 宮田 至	函館市教育委員会 生涯学習部次長		
きむらもとこ 木村 元子	函館市教育委員会 生涯学習部文化財課長		
よしだちから 吉田 力	函館市教育委員会 生涯学習部文化財課 埋蔵文化財・世界遺産担当 主査		
ふじたまゆ 藤田 真由	函館市教育委員会 生涯学習部文化財課 埋蔵文化財・世界遺産担当 主事		

表1-3 計画検討委員会の協議内容

区分	開催日	内 容
第1回	令和7(2025)年7月8日 	○現地視察 ・史跡指定地および取り囲む範囲の現状と課題の共有 ○会議 ・委員長の選出 ・事業概要について ・「保存活用計画」(素案)の内容について (全体構成, 主に第1~5章の検討・協議)
現地指導 (鈴木委員)	令和7(2025)年9月19日 	・植生の現状(生育状況, 景観への影響等)について ・管理方法(除伐, 除草, 陽光の確保等)について ・活用(体験講座, 植樹活動等)について ・植栽(修景等)について
現地指導 (滑川調査官)	令和7(2025)年11月9日 	・現状と課題について ・これまでの計画検討委員会での協議内容について ・「保存活用計画」(素案)の内容について ・今後の取り組み(スケジュール等)について
第2回	令和7(2025)年11月10日 	・第1回計画検討委員会での意見・指摘事項について ・「保存活用計画」(素案)の内容について (第1~5章の更新内容の確認, 第6~附章の検討・協議)
第3回	令和8(2026)年2月2日 	・第2回計画検討委員会等での意見・指摘事項について ・「保存活用計画」(案)の内容について (第6~附章の更新内容の確認, 全体の検討・協議) ・最終審議

(4) 他の計画との関係

ア 函館市総合計画 函館市基本構想 2017-2026 平成28(2016)年12月策定

本計画は、めざすべきまちの将来像と、その実現に向けた基本的な方向性や目標などを示し、長期的な視点で、市民、企業、団体および行政といったまちづくりのあらゆる主体が一体となってまちづくりに取り組んでいくための指針となるもので、目標年次を令和8(2026)年度としている。

第3章2「まちづくりの基本的な考え方」の中で、本市の持つ優位性の一つとして、縄文文化など、独特の地理的・文化的・歴史的資源を有していることに触れている。さらに、第5章「将来像実現に向けた取組の方向性」に掲げる5つの基本目標の一つである「日本一魅力的なまち函館を次世代へ継承します」を実現するための取組内容として、魅力ある景観や町並み、市街地の形成や郷土の歴史を継承し文化の振興を図ることが挙げられている。

イ 函館市総合計画基本構想実施計画 第3期函館市活性化総合戦略 2025-2029 令和7(2025)年3月策定

本計画は、「函館市基本構想」で定めたまちづくりの基本的な方向性に基づき、優先的・重点的に進める取組を定めるものである。

基本目標4「住むひと・訪れるひとにとって、魅力あるまちをめざす」に掲げる各施策のうち「⑤文化・スポーツの振興」において、世界文化遺産に登録された本史跡および史跡大船遺跡などの歴史文化資源の保存・活用を図ることとしている。

ウ 函館市地域防災計画 昭和38(1963)年策定 (最終：令和7(2025)年8月改訂)

本計画は、災害対策基本法に基づき、市民をはじめ観光客や外国人等、市に滞在するあらゆる人々の生命、身体および財産を災害から守ることを目的に策定された。

第2章「災害予防計画」において文化財等の予防対策について示され、建物や史跡等の文化財等については、地震その他による災害から守るため、施設所有者は、平常時から文化財施設の点検や補修等に努めることとしている。

加えて、第3章「災害応急対策計画」においては、文化財等の応急対策として、地震などにより被害を受けたときは、市（教育対策部、建築対策部）と連携をとり、施設の補修・修理の実施を図ることとしている。

エ 函館市観光基本計画 2024-2028 令和6(2024)年3月策定

本計画は、観光振興に関する基本的な指針を示すものであり、次の時代に向けた函館観光のさらなるステップアップを図ることを目的に策定された。

本史跡を含む世界文化遺産「北海道・北東北の縄文遺跡群」を構成する南茅部地区の縄文遺跡は、函館山、五稜郭公園、金森赤レンガ倉庫、朝市といった定番の観光スポットのほか、本市の豊富な観光資源の一つとして挙げられている。

本史跡は、基本方針1に掲げる「質の高い観光により観光消費額を向上させる」コンテンツとしての有効活用が期待され、市中心部からは距離があり、公共交通機関でのアクセスに課題はあるが、「自然や歴史を五感で味わう体験」ができる観光資源として位置付けられている。

オ 函館市都市計画マスタープラン 2011-2030 平成23(2011)年12月策定

本マスタープランは、都市計画法に基づく土地利用の規制・誘導および都市施設の整備や市街地開発事業などを実施するうえでの基本的な方針および都市計画区域外を含めた総合的かつ具体的なまちづくりの指針として策定された。

第2章1「まちづくりにおける課題の整理」の「(8)地域の特性・個性の維持・創出」の中で、東部地区の縄文遺跡群は全国の人々を引き付ける数多くの魅力の一つとして挙げられている。

また第4章2「地区別まちづくりの方針」の中で、本史跡が所在する東部地区（南茅部地区）に係る土地利用の方針として、縄文遺跡群のある臼尻地区においては、中空土偶をはじめとする出土品の展示や道の駅としての機能を持った函館市縄文文化交流センター（以下「縄文文化交流センター」という。）の活用により、文化交流拠点の形成を図ることとしている。また、都市環境の方針として、景観形成にあたっては、太平洋に面した海岸線など、優れた自然景観を有していることから、景観計画に基づき周辺の景観との調和に配慮した建造物の景観誘導を図るものとされている。

カ 函館市景観計画 平成20(2008)年10月策定 (令和3(2021)年変更)

本計画は、市全域を景観計画区域とし、当該区域の良好な景観の形成に関する方針および行為の制限に関する事項等を定めている。令和3(2021)年3月、世界文化遺産「北海道・北東北の縄文遺跡群」の構成資産である史跡垣ノ島遺跡、史跡大船遺跡およびその周辺地域における縄文時代の佇まいを感じさせる遺跡景観の形成を推進するため、函館市景観計画を変更した。

この地域の景観形成にあたっては、市全域よりもさらにきめ細かな景観形成の方針および行為の制限を定め、今後とも遺跡を中心とした景観保全や縄文時代の歴史性を活かした豊かなまちづくりをめざすこととしており、景観形成基準を示している。

キ 函館市教育振興基本計画 2018-2027 平成30(2018)年3月策定 (令和5(2023)年3月改訂)

本計画は、本市の教育施策を総合的・計画的に推進するため、郷土の歴史や文化を誇りに思い、地域の発展を支える人材の育成を目的として策定された。基本目標1「変化する社会を生きる力の育成」の施策2「豊かな心を育む教育の推進」を実現するための主な取組のうち「体験活動等の充実」の中の社会教育施設の活用例として、縄文文化交流センターでの体験学習の様子が紹介されている。

また、基本目標5「心の豊かさを育む文化芸術の振興」の施策2「文化遺産の保存・活用と伝統文化の継承」に係る現状と課題の分析において、文化財は市民共有の財産であるとともに、まちの魅力を形成するものとして次世代に確実に引き継いでいくべき財産であるとして、保存・活用する取組を進める必要があるとしている。さらに、施策実現のための主な取組の一つとして「文化遺産の保存・活用」を掲げ、縄文文化交流センターを中核として、世界文化遺産に登録された史跡垣ノ島遺跡・史跡大船遺跡などの貴重な遺産を活用し、縄文文化の普及・啓発の取組を推進するものとしている。

ク 函館市南茅部縄文遺跡群整備構想

平成18(2006)年3月策定

本構想は、平成15(2003)年9月に開催された北海道・北東北知事サミットにおいて、北海道と北東北地域の縄文遺跡を連携させた「北の縄文文化回廊づくり」が合意されたことを受け、貴重な文化財の保存と活用を軸とし、南茅部縄文遺跡群を活用して生涯学習の一層の推進を図るとともに、産業や観光の振興と連動した魅力ある地域づくりにつなげていくため策定された。

これまで本構想に基づき、史跡大船遺跡・史跡垣ノ島遺跡の整備や縄文文化交流センターの建設を実施しており、当該地域の縄文関係施設の整備・活用における基軸となっている。

ケ 本計画とSDGs

SDGsとは、持続可能な開発目標 (Sustainable Development Goals) の略称で、全ての国際連合加盟国が令和12(2030)年までに取り組む行動計画として、17の目標と169のターゲットが掲げられ、我が国では、平成28(2016)年に「持続可能な開発目標実施指針」を決定し、様々な分野で取組が進められている。

本計画に掲げる大綱（基本方針）や課題解決のための方法は、SDGsがめざす目標とその方向性を同じくするものであり、施策の推進および実施にあたっては、SDGsの視点を踏まえて取り組むこととする。

特に、本史跡と関連性の高い目標として、以下の4点が挙げられる。

11 住み続けられるまちづくりを



本史跡は、約6,000年間の長期にわたって営まれた拠点集落であり、各期における竪穴建物跡が連綿と発見されていることから、持続的にこの地に定住していたことを示している。今後も地域住民と連携しながら史跡とその周辺の自然環境を保存管理・活用する。

13 気候変動に具体的な対策を



本史跡は、駒ヶ岳の噴火の影響によって一時期生活の痕跡が消えた後、再び集落が形成された経緯を持つ。当時の人々が生態系や植生の変化に適応し、一つの場所に定住するために、どのような知恵や工夫を凝らしたのかを見出すことで、現代における温暖化や異常気象などの課題解決に取り組む。

14 海の豊かさを守ろう



太平洋に面した海岸段丘上に立地している本史跡からは、まとまって出土した漁網用の石錘などから、漁労が活発に行われていたことが窺える。史跡が所在する南茅部地域では現在でも漁業が盛んであることから、海と密接に繋がった生活を通して、縄文時代から引き継がれた海の大切さを再認識する。

15 陸の豊かさを守ろう



本史跡は、花粉分析の結果、「クリ林」の中で集落が営まれていたことがわかっているなど、安定した食料や木材の確保が可能な森林資源に恵まれた環境であったことが窺える。縄文時代から続く豊かな森の保全を通じ、持続可能な資源の活用につなげる。

自然と共生し、豊かで、精神性に富み、1万年以上の長きにわたり続いた縄文文化を、研究・保存していくことで、現在の国際社会が抱える課題に対する解決策が見出されるものである。

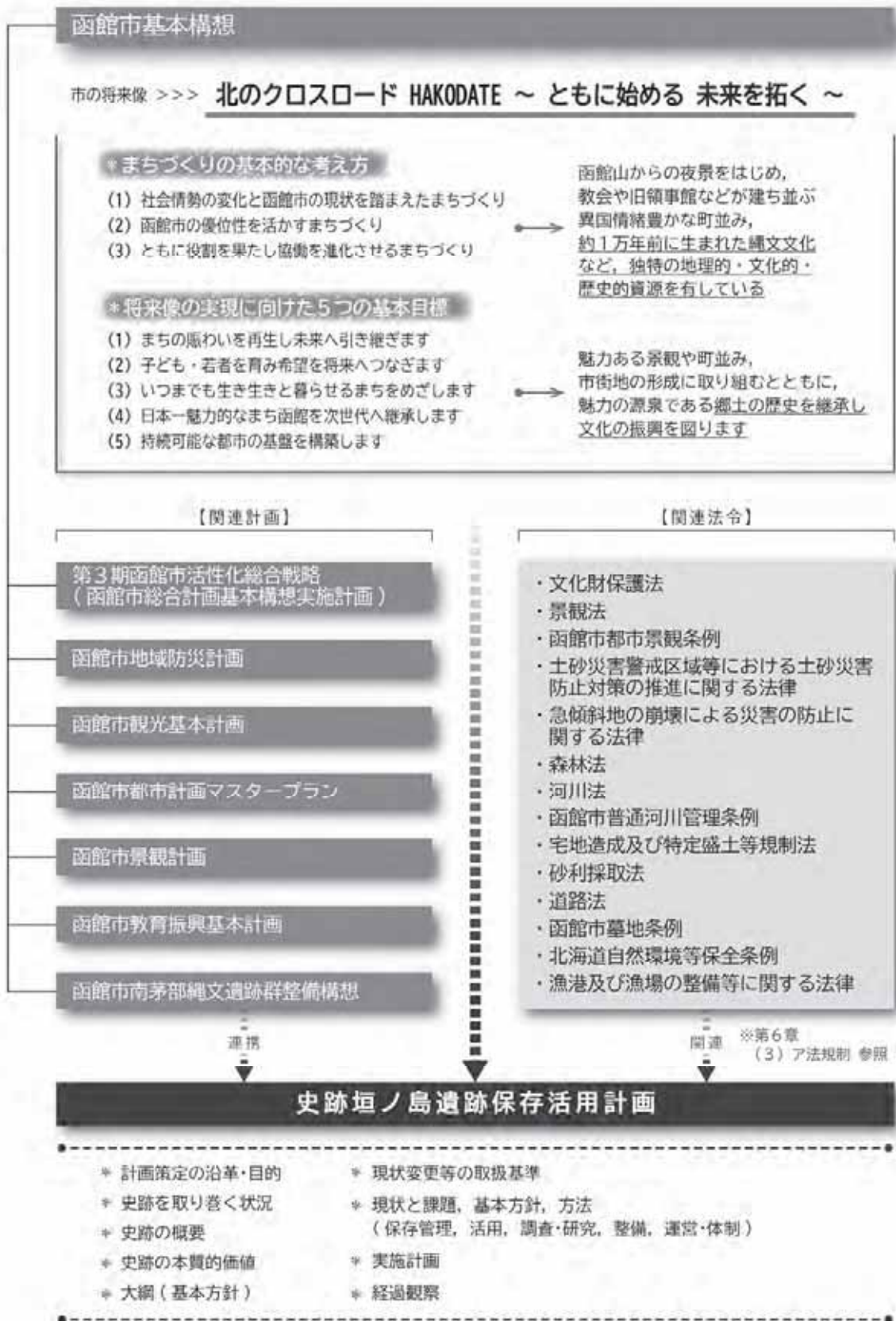


図1-1 関連計画

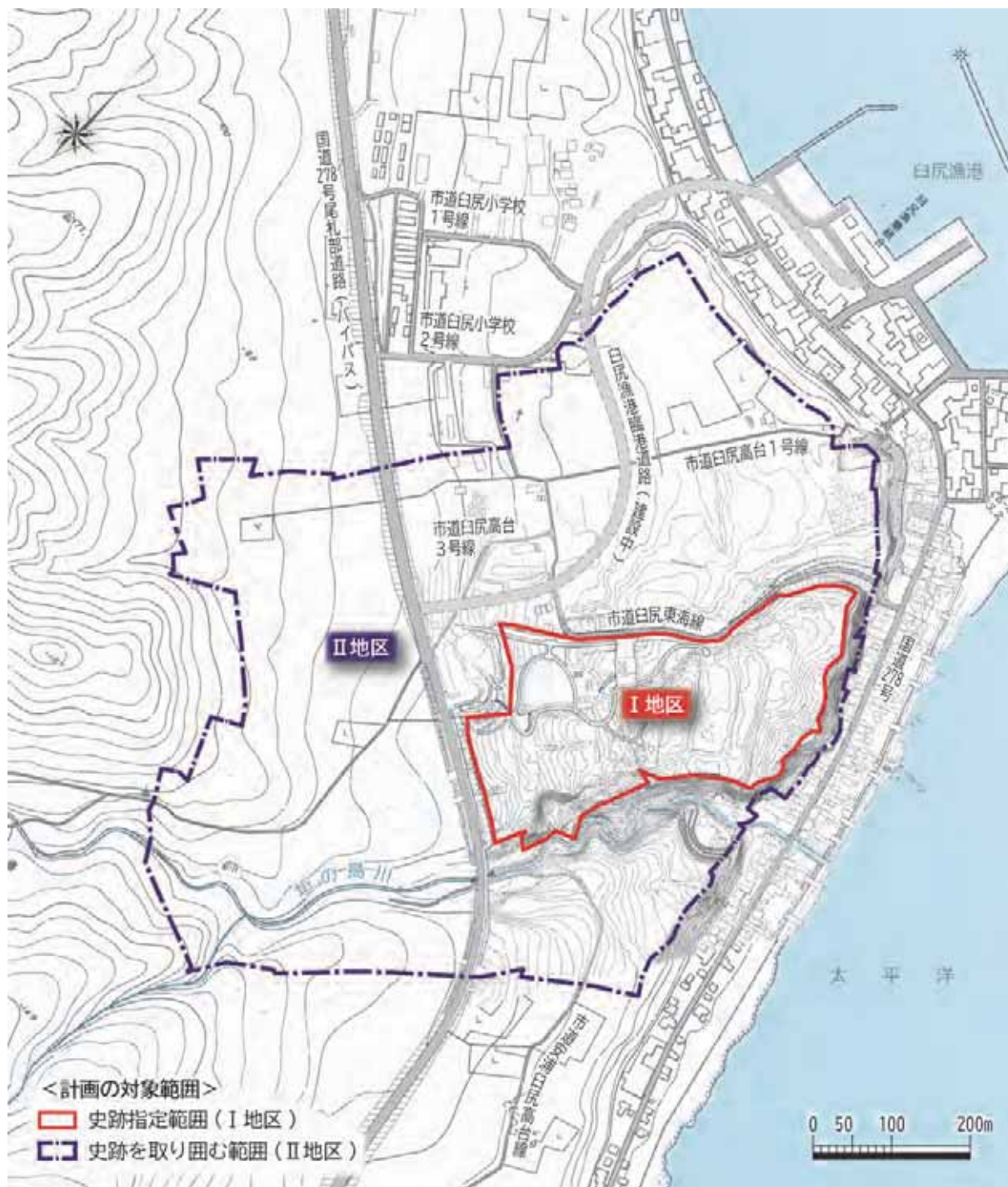


図1-3 計画の対象範囲図 (S=1/8,000)

(6) 計画期間

本計画期間は、令和8(2026)年4月1日から令和18(2036)年3月31日までの10か年とする。また実施期間は、前期(令和8～12年度)と後期(令和13～17年度)に区分して、それぞれ5年の期間を設定し実施する。

また計画期間内においても、史跡そのものおよび史跡を取り巻く自然や社会情勢など様々な環境に変化が生じた際には、適宜既存計画と照合し検証することとし、都度現状に即した内容への改訂を検討する。

第2章 史跡を取り巻く状況

(1) 概要

函館市は、平成16(2004)年12月の市町村合併後、北海道南西部の渡島半島南東に位置する亀田半島の大部分が市域となっており、南は津軽海峡、北から東は太平洋に面している。市域の中央は亀田山地が占め、西側は函館平野が広がる。市の中心となる市街地は、津軽海峡に突出した函館山(標高334m)を軸とした扇形に広がり、市内には亀田川、松倉川、汐泊川などの二級河川をはじめ中小の河川が流れている。

史跡垣ノ島遺跡が所在する南茅部地域は、亀田半島北岸の太平洋に面しており、北海道の中では年間を通じ、気候は比較的温暖といえる。地理的には噴火湾の入口にあたるため、暖流と寒流の接する前浜はマコンブやタラ、マグロなど水産資源の豊富な地域である。

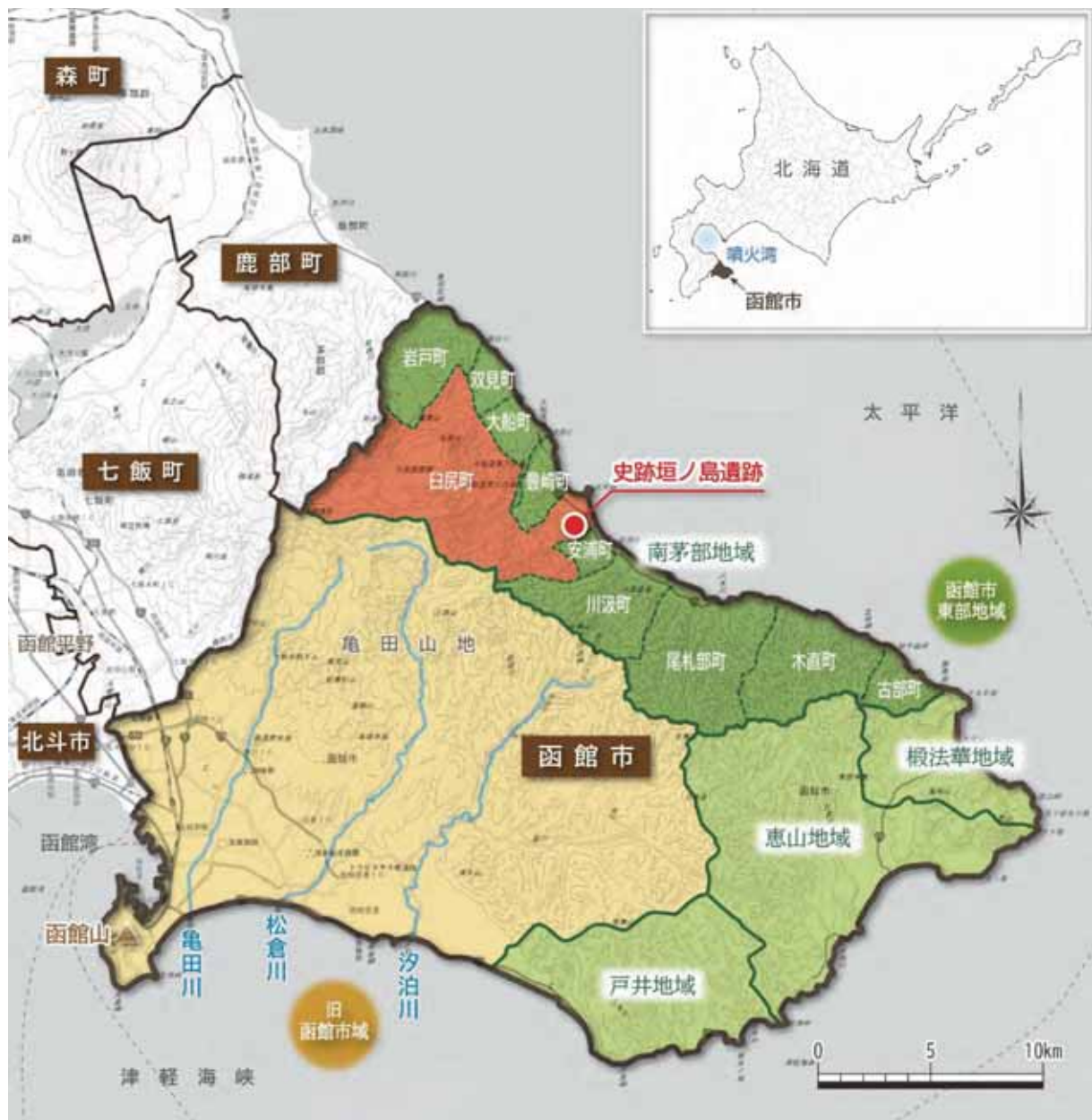


図2-1 位置図(市域・地域 S=1/30万)

道域…白地図(白地図専門店)をもとに作成
市域…地理院地図(国土地理院)をもとに作成

本史跡は、南茅部地域のほぼ中央を流れる垣の島川左岸河口付近の標高約32~50mの海岸段丘上に位置する。前浜には、弁天島（現弁天岬）など複数の小さな岩礁が連なって沖合に突き出ており、良好な漁場となっている。



写真2-1 弁天岬



図2-2 位置図（史跡周辺 S=1/8万）

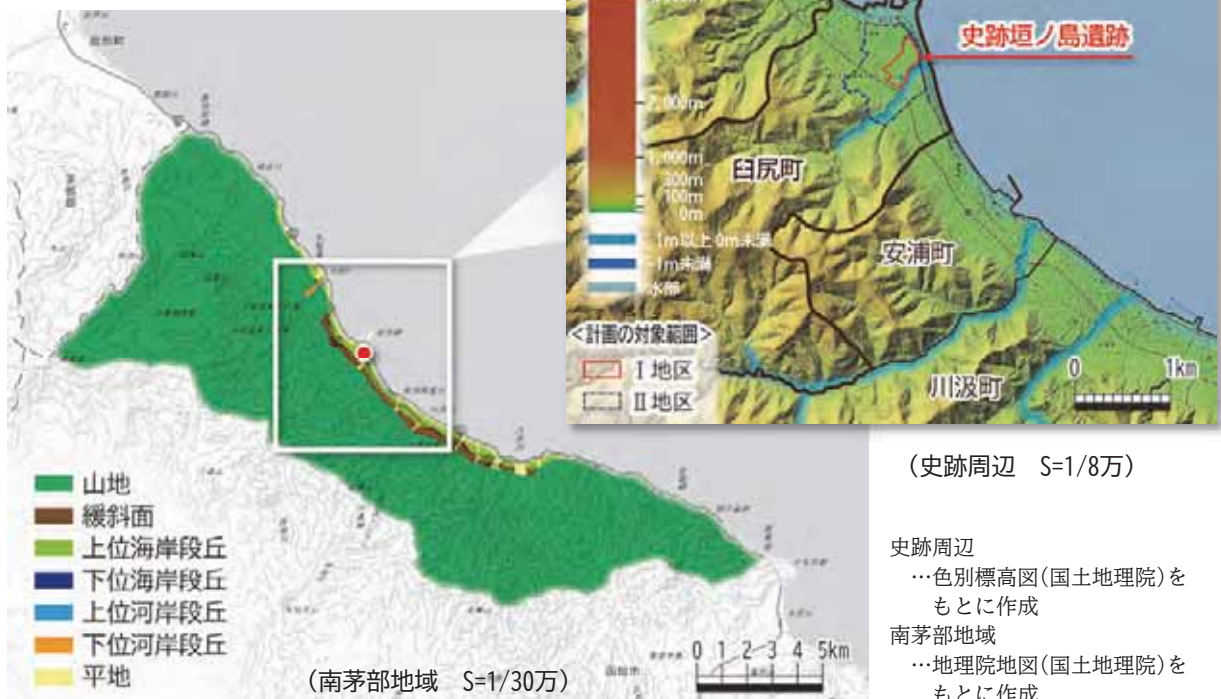
地理院地図(国土地理院)をもとに作成

(2) 自然的環境

ア 地形

本史跡の所在する南茅部地域の地形は、山地地形、山麓緩斜面、海岸段丘、河岸段丘、平地、海底地形に大別できる。

そのうち本史跡は、標高約32~50mの海岸段丘上に位置している。



(史跡周辺 S=1/8万)

史跡周辺

…色別標高図(国土地理院)をもとに作成

南茅部地域

…地理院地図(国土地理院)をもとに作成

図2-3 史跡周辺の地形図

イ 地質

本史跡の地質は、先第三紀の粘板岩からなる戸井層を基盤とし、この地層を不整合に覆って新第三紀の堆積岩類や火山噴出物が広く発達しており、安山岩や玄武岩が貫入している。本史跡のある段丘では新第三紀中新世の頁岩や凝灰岩からなる汐泊層が分布し、その上位には礫・砂・粘土からなる段丘堆積物が分布している。本史跡の所在する白尻地区は、段丘面を挟み、山側と海岸側には石器の素材となる硬質頁岩や頁岩の分布が広範囲に見られ、史跡南東側の段丘崖には「鳴岩」とよばれる頁岩の露頭もある。こうした石材に恵まれた環境が、大規模な縄文集落が成立する要因の一つになったと考えられる。



写真2-2 鳴岩

ウ 土壌

本史跡の所在する白尻地区は、山域に褐色森林土が広がり、史跡南東側は海岸から約1kmの位置に、1～2kmの幅で黒ボク土が帯状に分布する。史跡周辺から山裾にかけて黒ボク土地帯が帯状に見られることから、ススキやササなどの植生が広がっていたと推測されるが、これは里山など、人の活動によって形成された可能性もある。



写真2-3 土層堆積状況 (平成29(2017)年度調査)



図2-4 史跡周辺の地質図 (S=1/8万)

地質図(産総研究 地質調査総合センター)をもとに作成



図2-5 史跡周辺の土壌図 (S=1/8万)

地理院地図(国土地理院),
土壌図(日本土壌インベントリー)をもとに作成

工 植生

南茅部地域の全般的植生と植物相は、本州の延長線上にあって、海岸に沿って街村状に発達している市街地と、これに伴う耕地、植林地を除いた全域のほとんどが夏緑広葉樹を主体とする自然林に覆われ、植生は豊かである。

本史跡の植生は、現在は人の手による開発が行われ、畑地と落葉針葉樹植林地（カラマツ）となっているが、縄文時代は史跡周辺に見られる自然植生のエゾイタヤ・シナノキ群集があったと思われる。エゾイタヤ・シナノキ群集はエゾイタヤ、ミズナラ、ハリギリ、ウダイカンバ、カシワが主な高木となる。



写真2-4 史跡内の植生



(史跡周辺 S=1/8万)

史跡周辺

…植生図「白尻」GISデータ
(環境省生物多様性センター)を
もとに作成

南茅部地域

…地理院地図(国土院),
第5回植生図(エコリス地図
タイル)をもとに作成

(南茅部地域 S=1/30万)

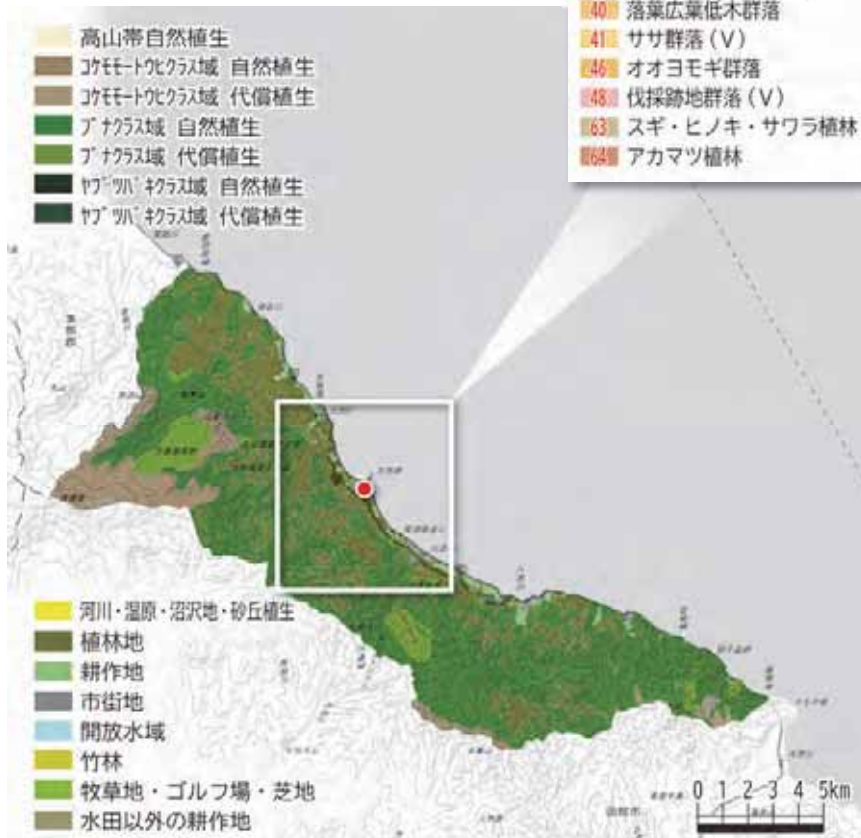


図2-6 史跡周辺の植生図

オ 気象

南茅部地域の気象に最も大きな影響を及ぼすのは海流と背後に迫る山塊である。この地域の気象は、対馬海流（暖流）や千島海流（寒流）の影響を受ける海洋性気候であり、夏季には海霧が発生しやすい。令和7（2025）年の日平均気温は、7月から8月にかけての盛夏でも24℃程で、最高気温が30℃を超える日はごくまれである。一方、1月から2月にかけての日平均気温は-0.4℃前後で、厳冬期でも-10℃を下回することは珍しく、年間の気温較差は小さい。月平均降水量は、125mm程度で、降水量の少ない本市の中でも特に少ない地域と言える。風は静穏な日も多いが、南西または南南西の風が年間を通じて多く吹き、冬は北西の風が多い。初雪は11月初旬で、降雪量は比較的少ないが、3月下旬には大雪となることがある。

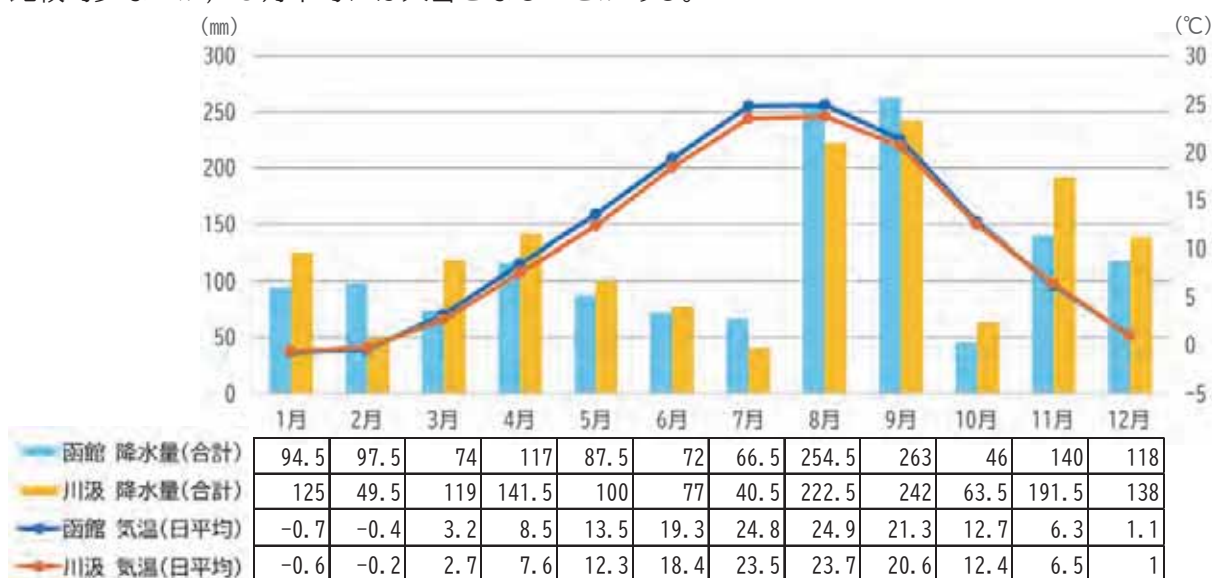


図2-7 函館・川汲の月別平均気温・降水量（令和7（2025）年）

気象庁の「函館」「川汲」の観測データをもとに作成

（3）社会的環境

ア 人口

現在の函館市は、平成16（2004）年12月1日に函館市、戸井町、恵山町、樞法華村、南茅部町の1市3町1村が合併して20年が経過している。

本市の人口は234,521人（男性106,815人、女性127,706人）で世帯数138,220世帯と、北海道内では札幌市、旭川市に次いで第3位の人口を有する。このうち、南茅部地域全体では4,088人、2,222世帯で、本史跡の所在する白尻町は493人、285世帯となっている（令和7（2025）年5月31日現在）。

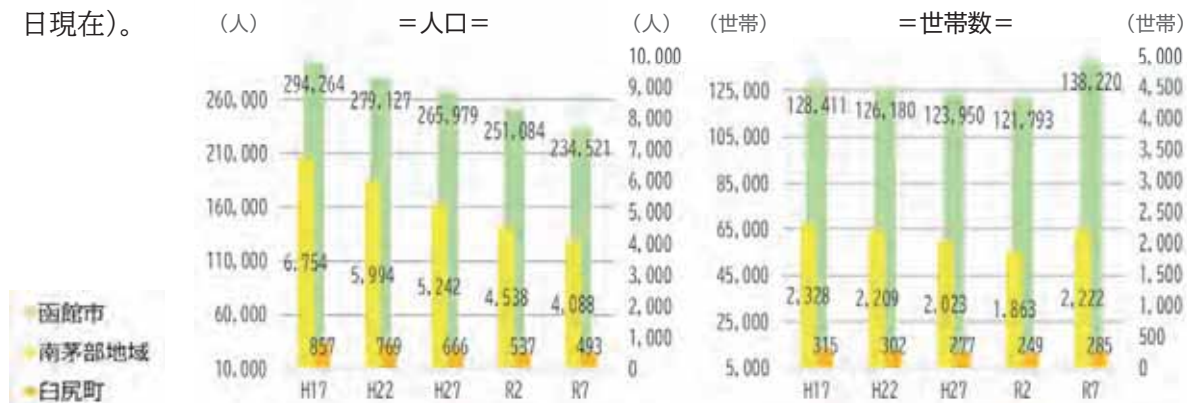


図2-8 函館市・南茅部地域・白尻町の人口と世帯数（令和7（2025）年5月31日現在）

国勢調査・住民基本台帳をもとに作成

人口は年々減少傾向にあり、道内他市と比較して減少数が顕著であるとともに、65歳以上の高齢者が占める割合は36%を超え、少子高齢化を反映した人口構成となっている。



図2-9 函館市・南茅部地域・白尻町の人口年齢割合（令和2(2020)年）

国勢調査をもとに作成

イ 産業・運輸

函館市の主要な産業のうち、第一次産業では沿岸漁業を中心とした水産業が盛んで、令和5(2023)年の漁獲量は、スルメイカ、マグロ、ブリ、キタムラサキウニ、養殖を含むコンブが全道1位、ミズダコ、ホッケなども上位となっている（令和7(2025)年度 函館市農林水産概要）。

特にコンブは国内生産量の9割以上が北海道産だが、函館産はこのうちの約3割を占め、生産量・生産高ともに日本一である。

三方を海に囲まれ、水産資源が豊富で天然の良港に恵まれている本地域は国内外から多くの人や物が集まり、海運や貿易の拠点として栄え、江戸時代後期の開港を契機に、北洋漁業の基地としての役割が加わって発展してきた。

平成28(2016)年3月には北海道新幹線が開業し、函館市の観光入込客数は560万人を超えたが、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて令和2・3(2020・2021)年度には大きく減少し、観光業をはじめ取引がある関連産業が大きな影響を受けた。こうしたなか、令和4(2022)年度からは国内・訪日外国人観光客ともに徐々に回復し、令和5(2023)年には台湾との定期航空路線や海外からのクルーズ客船の寄港も再開した。さらには本市が舞台のアニメ映画が公開されたことなどによる影響もあり、令和6(2024)年度の観光入込客数は過去最高の602万人となっている。令和7(2025)年6月からは韓国との定期航空路線が就航し、また函館空港－羽田空港線が1往復増便になるなど、観光客数の増加を後押ししている。

陸路では北海道縦貫自動車道（道央自動車道）が、隣接する七飯町の大沼公園インターチェンジまで延伸している。また、函館市桔梗町の函館インターチェンジを起点として、函館市上湯川町の函館空港インターチェンジへ至る高規格道路（函館新外環状道路）が令和3(2021)年3月に開通し、渋滞緩和や道南一円のアクセス向上に寄与している。



写真2-5 コンブ漁の様子
（令和2(2020)年6月撮影）



写真2-6 大謀網漁の様子
（平成21(2009)年10月撮影）

ウ 交通アクセス

本史跡は、市内中心部から直線で北東へ約25kmの距離にあり市街地から山間を抜ける道道83号線を通り、南茅部地域の川汲町で国道278号に接続した後、鹿部町方向へ伸びる尾札部道路(バイパス)沿いに位置する。なお、本地域には鉄道が通っていないため、二次交通の手段はバスを含む自動車による移動となる。史跡までの主要なアクセスは次のとおりである。



図2-10 主要な交通アクセスポイント (S=1/30万)

地理院地図(国土地理院)をもとに作成

(4) 歴史的環境

ア 函館市の歴史

本市は、豊かな水産資源と天然の良港に恵まれていることから、いにしえより海と共に繁栄してきた。中世には道南十二館の一つとして知られる志苔館が築かれ、江戸時代には北前船による交易で賑わった。また、安政6(1859)年には、幕府が長崎、横浜と並び箱館（現在の函館）を日本初の国際貿易港として開港したため、西洋文化の影響をいち早く受け、さらに明治維新の戊辰戦争の際には新政府軍と旧幕府脱走軍との最後の戦い（箱館戦争）の舞台となった。

明治以降は北海道の玄関口として発展し、青函連絡船の運航や函館空港の開港、青函トンネルの開通、北海道新幹線の開業など、津軽海峡を挟んだ本州との交流の拠点としてさらに重要性を増している。

こうした恵まれた自然や地勢によって栄えた本市の歴史は、先史時代にも遡ることができる。現在、函館市域では325か所の埋蔵文化財包蔵地が確認されており、旧石器時代から今日に至るまで人々が連綿と生活を営んでおり、特に本州との交流は様々に変化しながらも繋がってきたことが遺跡や歴史資料から窺える。

イ 南茅部地域の歴史

(ア) 先史時代

南茅部地域においては、水産資源が豊富な太平洋をはじめ、緑豊かな山々や多くの河川など多様な自然環境に恵まれていることから狩猟、漁労、採集を基盤とした縄文文化が栄えていた。縄文時代早期から晩期にわたる90か所以上の縄文遺跡が所在しており、本史跡をはじめ大規模な集落跡が数多く確認されている。

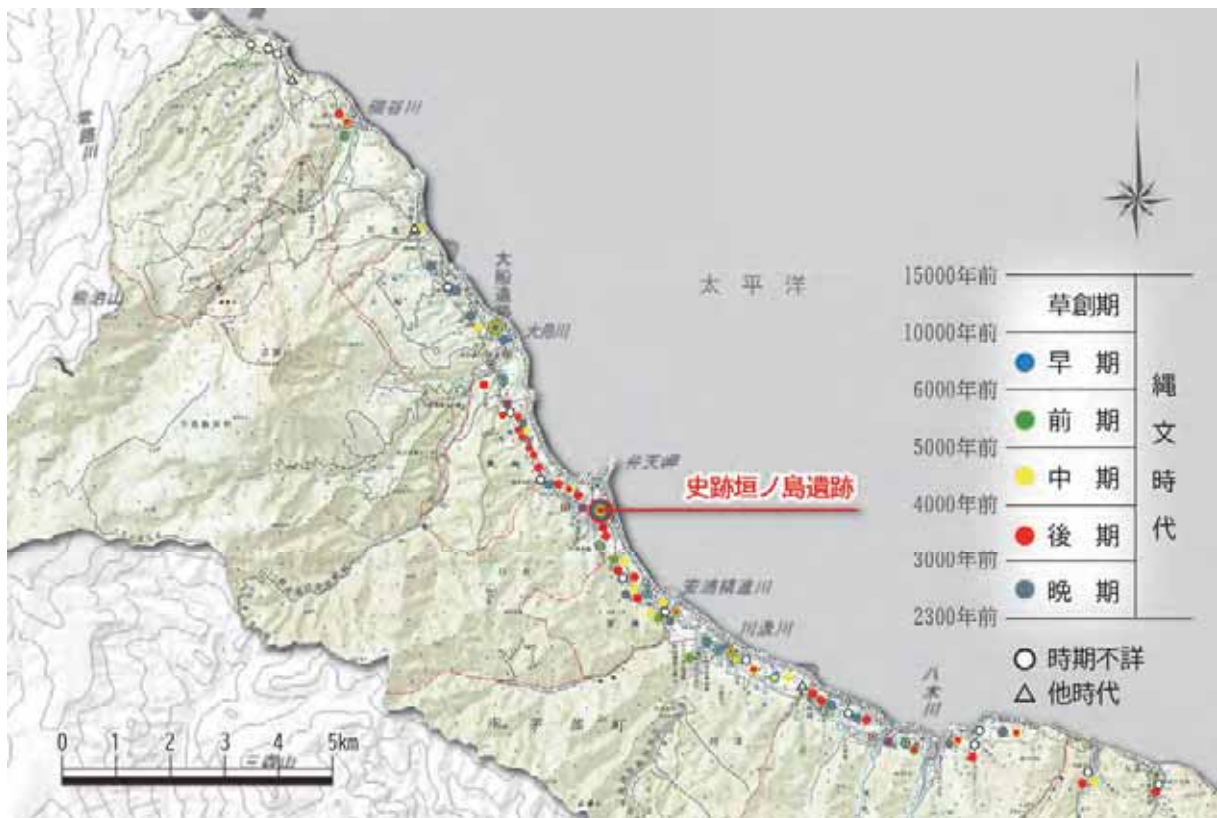


図2-11 南茅部地域の埋蔵文化財包蔵地 (S=1/14万)

地理院地図(国土地理院)をもとに作成

的な出入口構造を持つ竪穴建物跡が多数検出された臼尻小学校遺跡や、函館市指定文化財に指定されている後期後半の赤彩土器が出土した臼尻C遺跡などがある。

このように縄文時代の遺跡が数多く存在する南茅部地域にあって、本史跡周辺の臼尻地区は特に遺跡の密度が高く、かつ重要な学術的成果が挙げられている地区であり、本史跡はその中でも縄文各期を通して地域の拠点的な集落であったと位置付けられる。

なお縄文晩期以降については、主体となる遺跡は確認されておらず遺物が散見される程度であるが、臼尻小学校遺跡から晩期前半に相当する土器が複数個体出土している（令和7（2025）年度末 報告書刊行予定）ほか、臼尻C遺跡では後期後半の竪穴建物跡の覆土中から壺を伴う晩期後半期の墓が検出されている。後続の続縄文文化期においては、電電公社合宿舎遺跡から後北式に相当する土器片が出土している程度で、遺構は検出されておらず、遺物の出土も極めて少ない。擦文文化期においてもその傾向は顕著であり、臼尻B遺跡で内外面にハケ目の見られる土器片が出土しているのみで、縄文晩期以降において当該地域の利用は極めて少ない。



土坑墓に副葬された漆製品
（垣ノ島B遺跡）



シカ絵画土器
（臼尻B遺跡）



赤彩土器
（臼尻C遺跡）

写真2-8 主な出土遺物2

（イ）歴史時代

史料にみえる南茅部地域の歴史は、延宝5（1677）年、能登の飯田屋与五右衛門が八木浜（現尾札部町）へ漁業のために来住したことに始まるとされる。近世には商場知行制に基づく松前藩の箱館六箇場所（持場）中で最大の場所である尾札部場所に含まれる。尾札部場所は南茅部地域の中央東寄りを流れる八木川と尾札部川の間を拠点に、東は亀田半島東端、西は松屋崎（現森町砂原地域）で、約62kmの海岸線に設定されていた。近世には松前藩主直轄領、松前藩の重臣新井田家の知行地や幕府直轄地などになっており、また和人とアイヌの人々との交易場所である運上屋が尾札部と臼尻にあった。産物はコンブ、ノリ、ニシン、イリコ、干鰯、魚油、オットセイなどで、恵山岬から木直までの約12kmの険しい断崖の続く前沖はブリ、マグロ、タラの有数の漁場で、尾札部川から西方の鹿部川下での磯浜は良質なコンブの産地であった。特に当地域の昆布は北前船の時代から白口浜真昆布と呼ばれ「天下昆布」、「昆布の絶品」（『蝦夷嶋奇観』）とされ、江戸時代には將軍家への献上品とされた。



図2-13 蝦夷嶋奇観

本史跡が所在する「白尻」の名称は、正保元(1644)年『正保御国絵図』に初出するが、原本は失われているため、その写しである『正保日本図』で確認することができる。寛政12(1800)年、和人の集落化が進んだことから、幕府は白尻を含む箱館六箇場所を和人地と定め村並とした。安政5(1858)年に白尻は正式に村となり、現在の南茅部地域の西半部にあたる板木・熊泊・磯谷を持場として含んだ。



図2-14 正保日本図
国立歴史民俗博物館所蔵

文政期(1818~1830年)に南部三陸地方で発達したニシン建網(大謀網)が天保10(1839)年に白尻・尾札部に伝わったことから、当地域は北海道大謀網(定置網)漁業発祥の地となった。尾札部町黒鷲岬にはこれを記念する石碑が建立され市指定史跡となっている。

明治2(1869)年の国郡画定では渡島国茅部郡に所属、明治6(1873)年に白尻村から熊泊村が独立し、明治39(1906)年に白尻村は熊泊村と合併し白尻村として尾札部村とともに二級町村制を施行した。なお、明治9(1876)年に尾札部村から榎法華村を分村している。



写真2-9 北海道建網大謀網
漁業発祥の地及び
記念碑

昭和34(1959)年5月に白尻村・尾札部村が合併し、南茅部村を経て、同年9月に町制を施行し南茅部町となった。平成16(2004)年12月1日には戸井町・恵山町・榎法華村とともに函館市と合併した。

なお、町名の「白尻」とは、アイヌ語の「ウス」(湾)、「モシリ」(島=弁天島)が由来であろうという説がある。白尻地区が弁天島と陸繋島を形成していることから名づけられたと考えられる。

(5) 文化財

本市には、令和8(2026)年3月現在、国指定文化財18件、国選定文化財1件、国登録文化財21件、北海道指定文化財19件、函館市指定文化財91件、計150件の文化財がある。

表2-1 函館市の文化財一覧

国・道指定の文化財は建造物や古文書など幕末から明治期にかけてのものが多く、函館の歴史的特色がよくあらわれている。加えて、北海道を特徴付けるアイヌ文化に関する資料も見られる。

このうち国の特別史跡に指定されているのは五稜郭跡の1件、史跡に指定されているのは、本史跡を含め四稜郭、志苔館跡、大船遺跡の4件である。また、先史時代(旧石器時代、縄文時代、続縄文時代)に属する文化財(史跡および考古資料)は、道指定史跡の恵山貝塚など19件である。

区 分	国			道 市		計
	指 定	選 定	登 録	指 定	指 定	
国宝	1					1
重要文化財	建造物	6				6
	美術工芸品	3				3
特別史跡	1					1
史跡	4			3	4	11
名勝	1				3	4
天然記念物					5	5
重要有形民俗文化財	1					1
重要無形民俗文化財	1					1
登録有形文化財			20			20
登録記念物			1			1
有形文化財	建造物			5	1	6
	美術工芸品等			11	71	82
重要伝統的建造物群保存地区		1				1
民俗文化財	有形民俗文化財				5	5
	無形民俗文化財				2	2
計	18	1	21	19	91	150

表2-2 先史時代に属する文化財一覧

<国指定>

No.	区分	名称	時代	所在地	指定年月日
1	国宝	土偶	縄文	函館市白尻町551-1 縄文文化交流センター	2007/6/8
2	重要文化財	北海道豊原4遺跡土坑出土品		函館市白尻町551-1 縄文文化交流センター	2016/8/17
3	史跡	大船遺跡		函館市大船町	2001/8/13
4		垣ノ島遺跡		函館市白尻町	2011/2/7

<道指定>

No.	区分	名称	時代	所在地	指定年月日
1	有形文化財	樽岸出土の石器	旧石器	函館市青柳町17-1 市立函館博物館	1957/12/20
2		榎法華出土の尖底土器	縄文	函館市青柳町17-1 市立函館博物館	1968/3/29
3		日ノ浜遺跡出土の動物土偶		函館市青柳町17-1 市立函館博物館	1970/2/12
4		サイベ沢遺跡出土の遺物		函館市青柳町17-1 市立函館博物館	1971/3/5
5		住吉町遺跡出土の遺物		函館市青柳町17-1 市立函館博物館	1971/3/5
6	史跡	恵山貝塚	続縄文	函館市柏野町	1967/3/17

<市指定>

No.	区分	名称	時代	所在地	指定年月日
1	有形文化財	恵山貝塚出土品を中心とする恵山文化期骨角器製品一括資料506点並びに恵山貝塚出土遺物を中心とする恵山式土器一括資料62点(いずれも旧能登川コレクション)	続縄文	函館市青柳町17-1 市立函館博物館	1962/11/3
2		日ノ浜遺跡出土硬玉製玉(縄文晩期)	縄文	函館市青柳町17-1 市立函館博物館	1962/11/3
3		有舌尖頭器類73点	旧石器	函館市青柳町17-1 市立函館博物館	1964/11/3
4		白尻B遺跡出土『シカ絵画土器』	縄文	函館市白尻町551-1 縄文文化交流センター	2000/8/10
5		八木B遺跡出土『注口土器及び下部有孔土器』		函館市白尻町551-1 縄文文化交流センター	2000/8/10
6		ブラキストンの大形磨製石斧		函館市青柳町17-1 市立函館博物館	2006/4/12
7		白尻C遺跡出土の赤彩土器		函館市白尻町551-1 縄文文化交流センター	2017/5/10
8		戸井貝塚出土品	函館市青柳町17-1 市立函館博物館	2019/12/25	
9	史跡	日ノ浜遺跡		函館市高岱町	1959/8/1



図2-15 先史時代に属する文化財位置図 (S=1/30万)

地理院地図(国土地理院)をもとに作成

文化財に指定されている考古資料は、いずれも市立函館博物館または縄文文化交流センターで所蔵しており、学芸員資格を持つ専門職員のもとで保存・管理している。また、史跡についても現況調査のほか状況確認を都度行うなどして、適正な保存管理に努めている。



大船遺跡



北海道豊原4遺跡土坑出土品



榎法華出土の尖底土器

写真2-10 先史時代に属する文化財

(6) 観光

本市は、国内屈指の観光都市として人気が高く、観光業は基幹産業の一つとなっている。令和6(2024)年度の観光入込客数は約602万人で、過去最高を記録した。夜景で人気の高い函館山からの眺望など良好な景観や温泉施設などに恵まれ、伝統的建造物群や特別史跡五稜郭跡など歴史的な建造物や史跡が数多く存在し、新鮮な魚介類など食の魅力も来訪の目的となっている。近年は、クルーズ船の寄港地としても人気が高く、従来の台湾や中国などのアジア圏のほか、欧米豪からの観光客が増加しており、国内外からの観光誘客による経済効果と市民生活が調和した持続可能な観光地づくりに取り組んでいる。

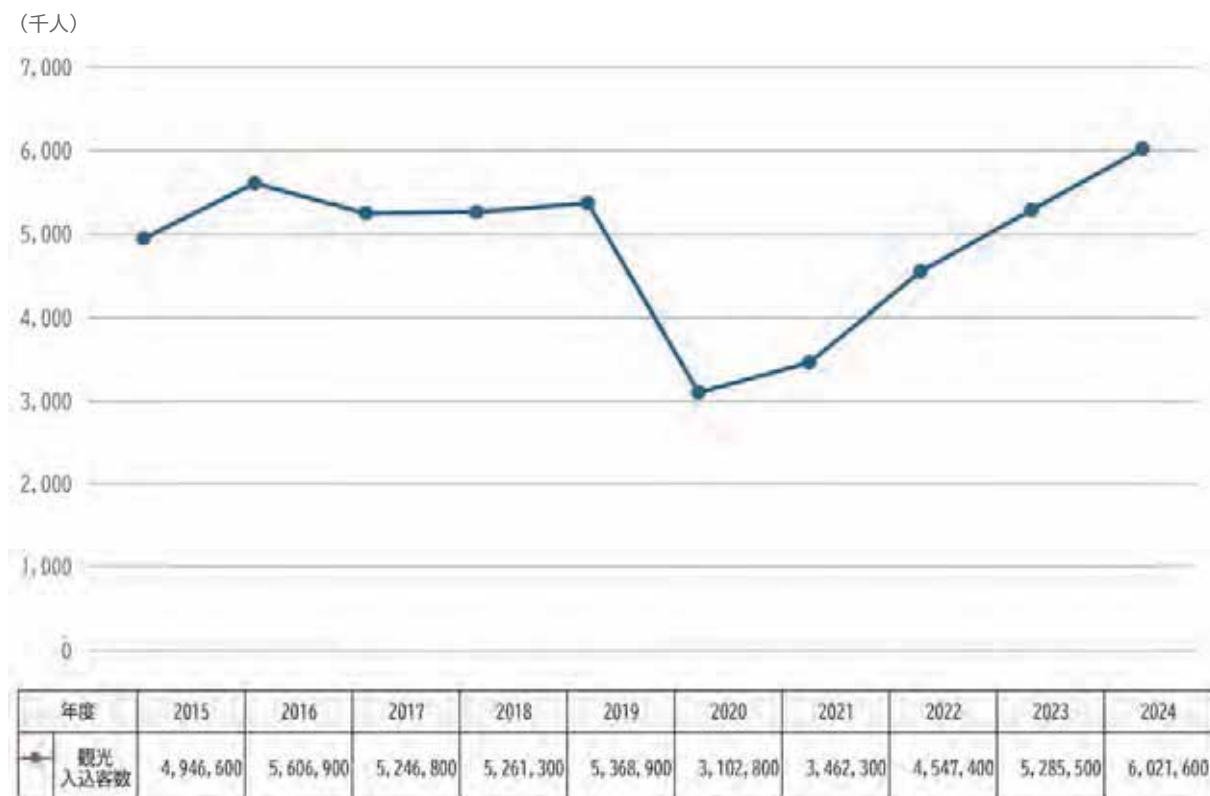
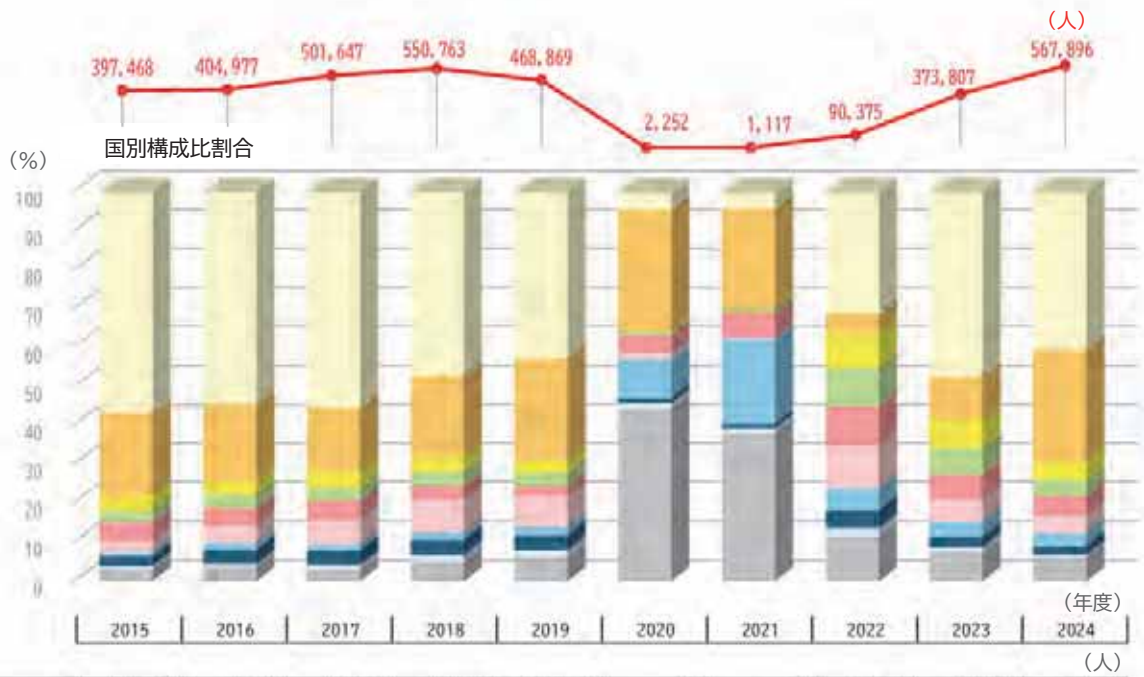


図2-16 観光入込客数の推移

函館市ホームページ「来函観光入込客数推計」をもとに作成



	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024
台湾	225,518	220,684	277,606	259,278	200,903	102	48	28,046	177,156	230,438
中国	86,317	81,081	82,782	115,620	123,228	696	284	4,789	40,977	162,716
香港	13,416	13,067	21,276	20,941	14,343	8	1	7,906	27,997	27,038
シンガポール	11,867	14,555	16,342	20,267	16,213	20	12	9,000	25,850	23,970
韓国	19,122	17,020	24,428	20,092	12,285	106	73	9,135	23,927	27,466
タイ	11,106	18,841	31,583	45,729	36,195	39	4	10,094	20,718	25,898
アメリカ	4,265	6,753	7,467	10,236	10,884	222	244	4,997	14,867	18,667
マレーシア	9,805	14,424	18,447	20,794	16,677	28	12	3,983	9,267	12,020
インドネシア	3,753	3,665	6,564	9,373	7,205	38	15	2,062	4,637	4,263
その他	12,299	14,887	15,152	28,433	30,936	993	424	10,363	28,411	35,420
合計	397,468	404,977	501,647	550,763	468,869	2,252	1,117	90,375	373,807	567,896

図2-17 国別外国人宿泊客数の推移

函館市ホームページ「来函観光入込客数推計」をもとに作成



図2-18 主な観光・レクリエーションスポット



図2-19 国内旅行者の訪問率 (令和4(2022)年)

函館市ホームページ「令和4年度(2022年度)函館市観光動向調査」をもとに作成



金森赤レンガ倉庫



摩周丸



特別史跡五稜郭跡



朝市



函館山からの眺望



八幡坂



ハリストス正教会



旧函館区公会堂



大門横丁

写真2-11 主な観光スポット

第3章 史跡垣ノ島遺跡の概要

(1) 指定に至る経緯

垣ノ島遺跡は、昭和50(1975)年に道教委が実施した一般分布調査により発見され、昭和53・54(1978・1979)年の一般分布調査により、縄文時代前期から後期にかけての集落跡と確認され、垣ノ島A遺跡として埋蔵文化財包蔵地一覧表に登録された。

本格的な発掘調査としては、平成12～15(2000～2003)年度に一般国道278号尾札部道路(バイパス)改良工事に伴い緊急発掘調査を実施し、縄文時代中期・後期の竪穴建物群や早期後半の墓域、祭祀儀礼に伴う特殊土器など豊富な遺物が確認されたことから、遺跡の主体部と見られる舌状台地の先端付近ではさらに濃密な遺跡の存在が想定された。そのため、当時の南茅部町が文化庁や道教委との協議を進め、遺跡の現状保存を前提に、平成15～21(2003～2009)年度にかけて遺跡の内容確認および詳細分布調査を実施した。その結果、長期間にわたる集落の存在や大規模な盛り土遺構の構造や形成過程等の詳細、それらに伴う多様な出土遺物が確認され、縄文早期前半から後期後半における時期ごとの台地全体の土地利用状況について把握することができた。

これらの調査成果をもとに、文化庁、道教委の指導を受けながら、遺跡の価値付けの検討を重ねた結果、縄文集落の長期的な変遷を示す代表的な事例であるとともに、北海道南部から東北北部の拠点的縄文遺跡の典型を示すものであることが認識され、平成22(2010)年7月に文化庁へ史跡指定の意見具申を行い、平成23(2011)年2月7日付けで史跡に指定された。



写真 3-1 一般国道 278 号尾札部道路(バイパス)改良工事に伴う緊急発掘(平成 15(2003)年度調査)

(2) 指定に至るまでの調査

ア 発掘調査の経過と内容

本史跡は、前述のとおり、平成12～15(2000～2003)年度に実施した緊急発掘調査の成果により、その重要性が認識された。その後、主体部と想定された台地中央部の様相や性格等の詳細を確認するため、平成15・16(2003・2004)年度に内容確認調査を行った。これらの調査成果に基づき、史跡指定に向けて文化庁および道教委と協議を重ね、史跡の保存を目的に、平成17～21(2005～2009)年度に詳細分布調査を実施した(第一次調査)。

平成23(2011)年2月の史跡指定後においては、史跡の保存整備に向けた詳細把握を目的に、平成25～28(2013～2016)年度に史跡内容確認調査を実施した(第二次調査)。その後、史跡整備の設計および整備工事の実施に向け施工計画地の状況を確認するため、平成29～令和元(2017～2019)年度に事前遺構調査を実施した(第三次調査)。

これまでの発掘調査の年次別事業内容は、次のとおりである。

表3-1 発掘調査一覧

	年度	区分	面積 (㎡)	調査成果概要	遺構・遺物	
包蔵地 登載地	昭和50(1975)	一般分布調査	—	・縄文前期、中期、後期の遺跡であることを確認	—	
	緊急調査	平成12～15 (2000～2003)	9,200 ※4か年の合計	・縄文早期後半の墓域、中期前半から後期後半にかけての集落を確認 ・足形付土版17点(早期後半)出土 ・特殊土器(漆塗り注口土器、香炉形土器等：後期後半)出土	竪穴建物跡 37軒 土坑 730基 遺物 89,000点	
第一次調査	平成15(2003)	内容確認調査	200 (19地点)	・縄文後期初頭を主体とする「コ」の字状を呈する大規模な盛り土遺構や、早期から後期初頭の竪穴建物跡を確認	竪穴建物跡 10軒 屋外炉 2基 遺物 8,314点	
	平成16(2004)	内容確認調査	24 (2地点)	・北東盛り土部において縄文前期後半から後期前半の遺構や遺物を確認	竪穴建物跡 1軒 土坑 18基 遺物 16,912点	
	平成17(2005)	詳細分布調査	14,300	・盛り土遺構の地下レーダー探査で盛り土に囲まれた内側に多数の遺構が存在する可能性を確認 ・平成15年度調査の二次整理	—	
	平成18(2006)	詳細分布調査	19 (3地点)	・盛り土遺構の屈曲部分に人為的な削平による道状の痕跡を確認	遺物	4,220点
	平成19(2007)	詳細分布調査	225 (39地点)	・盛り土遺構より南西側を調査し縄文早期前半から後期後半にかけての遺構・遺物を確認 ・特に遺跡中央部には中期の竪穴建物跡が密集し、また垣の島川に沿って早期・後期の遺構・遺物の高密度な分布状況を確認	遺物	8,857点

	年度	区分	面積 (㎡)	調査成果概要	遺構・遺物	
第一次調査	平成20(2008)	詳細分布調査	300 (3地点)	<ul style="list-style-type: none"> 盛り土遺構の内側が整地・削平され、多数の遺構が重複していることを再確認 盛り土遺構の形成過程や全体の構造を把握 	竪穴建物跡	12軒
					土坑	14基
	平成21(2009)	詳細分布調査	112 (18地点)	<ul style="list-style-type: none"> これまで未調査の遺跡外周や北東側を調査し、遺跡全体における時期ごとの集落変遷を把握 	配石遺構	2基
					遺物	34,795点
指定	平成22(2010)	史跡指定	平成23(2011)年2月7日付け官報告示により史跡に指定			
予備調査	平成24(2012)	予備調査	—	<ul style="list-style-type: none"> 史跡南東部において地下レーダー探査を実施し、地下遺構(配石遺構)の存在する可能性が示唆 	—	
第二次調査	平成25(2013)	史跡内容確認調査	96 (2地点)	<ul style="list-style-type: none"> 史跡南東部において縄文後期前半期の配石遺構や土坑墓を確認 史跡西部(水場擬定地)において前期前半の水成堆積層および土石流の痕跡を確認 	○遺構	
	平成26(2014)	史跡内容確認調査	232 (12地点) ※再調査含む	<ul style="list-style-type: none"> 盛り土遺構において旧地形や形状、範囲を確認 小丘部の構造や範囲、後期前半の土坑や装飾品の出土を確認 史跡南東部においてさらなる配石遺構の広がりや詳細を確認 	<ul style="list-style-type: none"> 盛り土遺構 丘状遺構 道状遺構 竪穴建物跡 土坑 配石遺構 	
	平成27(2015)	史跡内容確認調査	182 (16地点) ※再調査含む	<ul style="list-style-type: none"> 盛り土遺構の形状や範囲に加え全体規模や構築時期を確認 盛り土遺構において地下レーダー探査を実施し、中央凹部における遺構の存在や旧地形を確認 	○遺物	
	平成28(2016)	史跡内容確認調査	135 (10地点)	<ul style="list-style-type: none"> 盛り土遺構の全体規模に加え後世の火山灰の分布や土地利用状況など、盛り土上面の地形復元に資する情報を確認 	<ul style="list-style-type: none"> 盛り土遺構 36,275点 配石遺構 2,005点 水場擬定地 199点 	計 38,479点
第三次調査	平成29(2017)	事前遺構調査	79 (51地点)	<ul style="list-style-type: none"> 盛り土遺構の各所を調査し、表土から盛り土上面までの土層堆積等の状況を確認 	遺物	12,000点
	平成30(2018)	事前遺構調査	45 (13地点)	<ul style="list-style-type: none"> 盛り土遺構の各所および園路や広場等の造成計画地を調査し、表土から遺構面および遺物包含層までの土層堆積等の状況を確認 	遺物	0点
	平成31・令和元(2019)	事前遺構調査	24 (24地点)	<ul style="list-style-type: none"> 園路や広場、建物等の造成計画地を調査し、表土から遺物包含層までの土層堆積等の状況を確認 	遺物	140点

イ 発掘調査の成果

本史跡は、縄文時代早期前半から後期後半（約9,000～3,000年前）の約6,000年間という長期にわたる定住を示す集落跡である。これまでの発掘調査により、竪穴建物跡80軒以上、墓や貯蔵穴などの土坑800基以上、大規模な盛り土遺構、配石遺構を検出し、遺物は土器・石器など合わせて約20万点が出土した。年次別の調査成果については、次のとおりである。

(7) 緊急調査（平成12～15年度）

国道278号尾札部道路（バイパス）改良工事に伴い、記録保存を目的とした緊急調査を実施した。調査箇所は遺跡の主体となる台地中央の平坦面から約200m南に離れた標高50m前後の緩斜面にあたる。

調査の結果、各期の集落変遷の一端を把握できたことに加え、後期後半の住居構造や精巧な特殊器形の土器など、当時の精神性を示す数多くの資料が得られた。さらには、早期後半の墓域が確認され、土坑墓に副葬された足形付土版が合計17点出土するなど、当時の墓制や葬送儀礼について窺い知ることができる貴重な成果が挙げられた。



写真 3-2 後期後半の竪穴建物群
（平成 13(2001)年度調査）



写真 3-3 早期後半の土坑墓
（平成 13(2001)年度調査）

(イ) 第一次調査（平成15～21年度）

上記の調査成果を踏まえ、本遺跡の主体部と考えられていた台地中央部における遺跡の様相や性格を確認するため、旧南茅部町が2か年にわたり緊急地域雇用創出特別対策事業により調査を実施した。合併後は函館市がこれまでの調査成果に基づき、本遺跡の重要性について文化庁および道教委と協議を行い、遺跡の保存を目的とした詳細分布調査を5か年にわたり国庫補助事業により実施した。

調査の結果、遺跡の範囲を確定するとともに各期の竪穴建物跡の分布や小丘部の存在、台地全体の時期ごとの土地利用などを把握することができた。これらの成果をもとに、縄文時代を通じて自然環境の変化に順応し、一つの台地において各時期の集落の選地・変遷がわかる、他に類を見ない拠点的な集落遺跡として、平成23(2011)年2月7日に史跡に指定された。



写真 3-4 小丘部（平成 20(2008)年度調査）

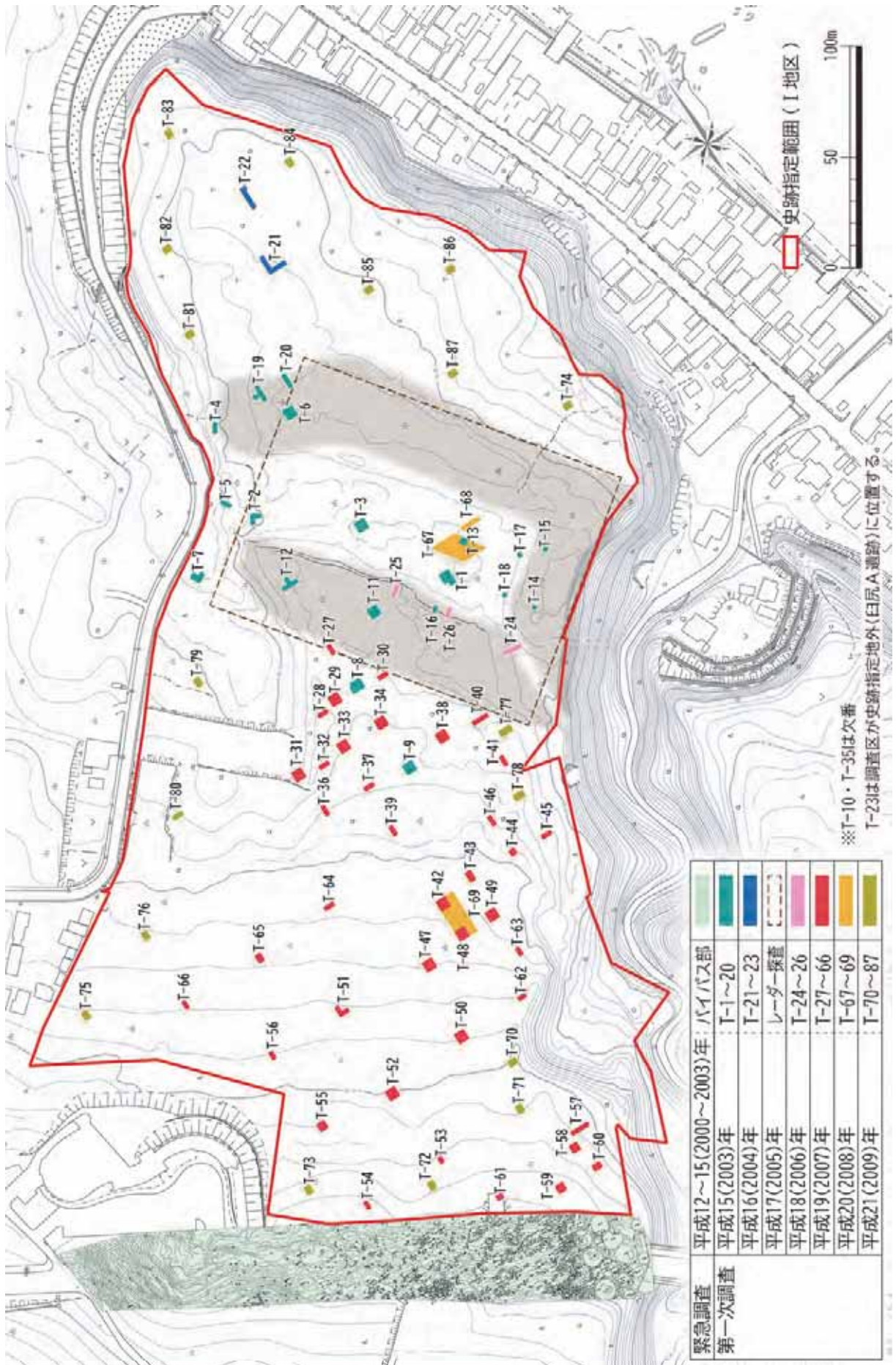


図3-1 年度別調査地点図 (史跡指定前：平成12～21(2000～2009)年) (S=1/2, 500)

ウ 理化学的分析の成果

史跡指定以前の理化学的分析は10件実施しており、平成12～15(2000～2003)年度の緊急調査および平成16・18(2004・2006)年度の第一次調査に伴うものである。その内容については、次のとおりである。そのうち、本史跡の主要な出土遺物である漆塗り注口土器の赤色顔料の分析について、詳細を個別に示す。

表3-2 理化学的分析の実施実績（史跡指定前）

年度	内容	試料	縄文時期	概要
平成12(2000)	元素分析 光学顕微鏡による観察	漆塗り注口土器	後期後半	赤色顔料は、朱（赤色硫化水銀：HgS）と同定された。構造は、素黒目漆を焼き付け、その後朱漆を常温で上塗りしたものと考えられる。 ^(註1)
平成12～14(2000～2002)	蛍光X線分析	赤色顔料	早期～後期後半	いずれの試料も酸化鉄（Fe ₂ O ₃ ）の含量は高い値を示していることから、赤色顔料はベンガラと考えられる。 ^(註2)
平成12～15(2000～2003)	花粉分析	土壌	早期～後期	縄文早期以前は乾燥した寒冷な気候、縄文前期以降はクリ林が主に分布し、やや乾燥した冷涼な気候であったことが示唆された。 ^(註3)
平成13(2001)	放射性炭素年代測定	炭化物	早期後半	当該期の土坑墓の帰属年代および東釧路IV式土器の底部形状による年代幅を知るうえでの資料が蓄積された。 ^(註4)
平成13(2001)	脂肪酸分析	土壌	早期後半～後期後半	ヒトの遺体を埋葬した関連遺跡の試料やヒトの胎盤、体脂肪試料と類似しており、分析対象とした土坑はいずれも墓と推測された。 ^(註5)
平成13(2001)	樹種同定	炭化材	後期後半	焼失家屋床面の一部に集中して、イネ科スキ属が見られることから、燃料として用いられた可能性が高いと推測された。 ^(註6)
平成14(2002)	植物遺体同定	炭化種実	中期～後期後半	キハダ、ヤマブドウ、ブドウ属、ミズキ、イネ科が多く検出された。 ^(註7)
平成15(2003)	植物遺体同定	炭化種実	早期後期中頃	特にミズキとキハダが多く検出された。 ^(註7)
平成16(2004)	植物遺体同定	炭化種実	中期	ビャクシン属、ヤマウルシツタウルシ、ミズキ、ハナタデ近似種、マメ科、シソ科等が検出された。 ^(註8)
平成18(2006)	花粉分析	土壌	後期初頭	クリ属近似種が大半を占め、クリ林が形成されていたことが示唆された。 ^(註9)

(7) 漆塗り注口土器の観察および元素分析（平成12(2000)年度：緊急発掘調査）

縄文後期後半の竪穴建物跡（H-33）の床面から出土した、堂林式併行の微隆起線が施された漆塗り注口土器（写真3-16参照）について、赤色顔料とその構造を調査した。はじめに資料全体を丁寧に観察したうえで、要所についてデジタル顕微鏡による記録の作成および俯瞰位置でのX線透過像（X線フィルム像）の撮影を行った。次いで、外側面および口縁部内面から1mm角ほどの試料を採取し、光学顕微鏡による高倍率での観察とともにエネルギー分散型蛍光X線分析装置による元素分析を行った。

→赤色顔料の種類は、朱（赤色硫化水銀：HgS）と同定された。また赤彩の構造は、漆の高温硬化法を利用した下塗り技法が用いられていると判断され、焼成後に研磨調整した土器表面に、はじめに素黒目漆を焼き付け、その後朱漆を常温で上塗りしたものと考えられる。

これまでの多くの調査事例から、縄文時代の人々は熱と漆との関係を熟知し、縄文前期初頭ないし前半からすでに漆の高温塗布技術を獲得していたことが分かっているが、本資料はその技術の存在を裏付けできる点で貴重である。^(註1)

(3) 指定の状況

ア 指定告示

指定年月日	平成23年2月7日
種別	史跡
告示内容	平成23年2月7日付文部科学省告示第11号 文化財保護法（昭和25年法律第214号）第109条第1項の規定により、次の表に掲げる記念物を史跡に指定したので、同条第3項の規定により告示する。 平成23年2月7日 文部科学大臣 高木 義明
名称	垣ノ島遺跡
所在地	北海道函館市白尻町
地域	406番1, 406番3, 406番12, 406番13, 408番3, 416番1, 416番2, 416番3, 416番4, 416番8, 416番10, 417番1, 417番2, 417番3, 417番4, 417番5, 418番, 419番1, 419番2, 420番, 426番1, 426番2, 431番, 432番, 433番, 434番1, 434番3, 434番4, 434番5, 438番, 439番, 440番1, 440番2, 441番1, 441番2, 442番, 443番, 444番, 521番1, 529番1, 530番1, 530番2, 531番, 532番1, 533番, 534番1, 534番2, 552番 北海道函館市白尻町443番と同521番1に挟まれ同439番と同552番に挟まれるまでの原野を含む。
指定面積	92,757.49㎡

イ 指定説明文とその範囲

垣ノ島遺跡は、北海道南部の太平洋に面する海岸段丘上、東向き斜面の標高32～50mに立地する、縄文時代早期前半から後期後半まで長期間存続した拠点的な集落遺跡である。

平成12年度から15年度までの国道の建設に伴う発掘調査において、早期後半の足形付土版を副葬した土坑墓群と、後期後半の竪穴建物群が確認されたため、南茅部町教育委員会（現・函館市教育委員会）は平成15年度から21年度まで、遺跡の範囲と内容を確認するための発掘調査を実施した。

遺跡は、南北500m、東西200mに延びる舌状の海岸段丘上約10万㎡のほぼ全体に広がり、以下のような変遷を見せる。

早期前半にこの段丘上中央部に出現した集落は、早期後半には段丘上南西部に移動し、その南端部には足形付土版を副葬した70基を超える土坑墓群が形成される。

前期前半には、約5,800年前に噴火した駒ヶ岳を起源とする火山灰と軽石が、この地域一帯に厚さ30cm前後堆積するため、遺物や遺構といった生活痕跡はまったく認められなくなる。しかし、前期後半になると、北海道南部ではこの時期独特の二段の床を有する竪穴建物群が、段丘上東側に広く形成される。

中期になると、集落は段丘上中央部から東側の段丘縁辺部まで広がり、本遺跡としては最も集落域が広範囲になる。また、平面形態が隅丸方形を呈する竪穴建物の規模も最も大きく一辺10mほどになるが、腐植土があまり発達しない段丘上中央部一帯では、これらが窪地として現在も遺存している。さらに当該期は、出土土器から東北部との交流も窺える。

後期の集落は、中期同様に段丘上中央部から東側に広がるものの、中期に比べてやや狭くなり、後期後半になると、段丘上南西部に移動して終焉を迎える。この後期について最も特筆すべきは、後期初頭から後期前半の短期間に、段丘上中央部からやや東寄りに形成される「コ」字状を呈した盛土遺構である。これは幅25mから30m、高さ2mほどの細長い盛土からなり、全体的な規模は南北120m、東西100mと極めて大きい。盛土遺構の内側は最大で1mほど掘削されており、その掘削土を盛ることで盛土遺構を形成したと見られる。盛土遺構本体には竪穴建物や土坑は認められず、盛土遺構の性格は判然としない。

ところで、この太平洋に面した海岸段丘は、約10kmにわたって海岸線から山裾までの500m程度の中に、標高30mから50mの緩斜面を形成する独特な地形であり、駒ヶ岳が噴火した前期前半を除き、早期前半から後期後半までの各期の遺跡が高密度で分布している。

垣ノ島遺跡は、この海岸段丘上の多くの遺跡の中でも、早期前半から後期後半までの集落変遷が迫る唯一の例であり、また、ほかのどの遺跡よりも規模が大きく拠点的な集落といえる。特に、早期後半の墓制や、前期前半に駒ヶ岳の噴火により生活痕跡が一時的に途絶えること、中期における東北北部との交流、後期初頭に大規模な盛土遺構が造成されること、さらには、後期後半を最後に遺跡がまったくなくなる事実等は、北海道はもとより、東北北部を含めた北日本における縄文時代遺跡の存り方を考える上で極めて重要である。よって、史跡に指定し、保護を図ろうとするものである。(文化庁文化財部監修『月刊文化財』第569号(平成23(2011)年2月号)の史跡解説より)

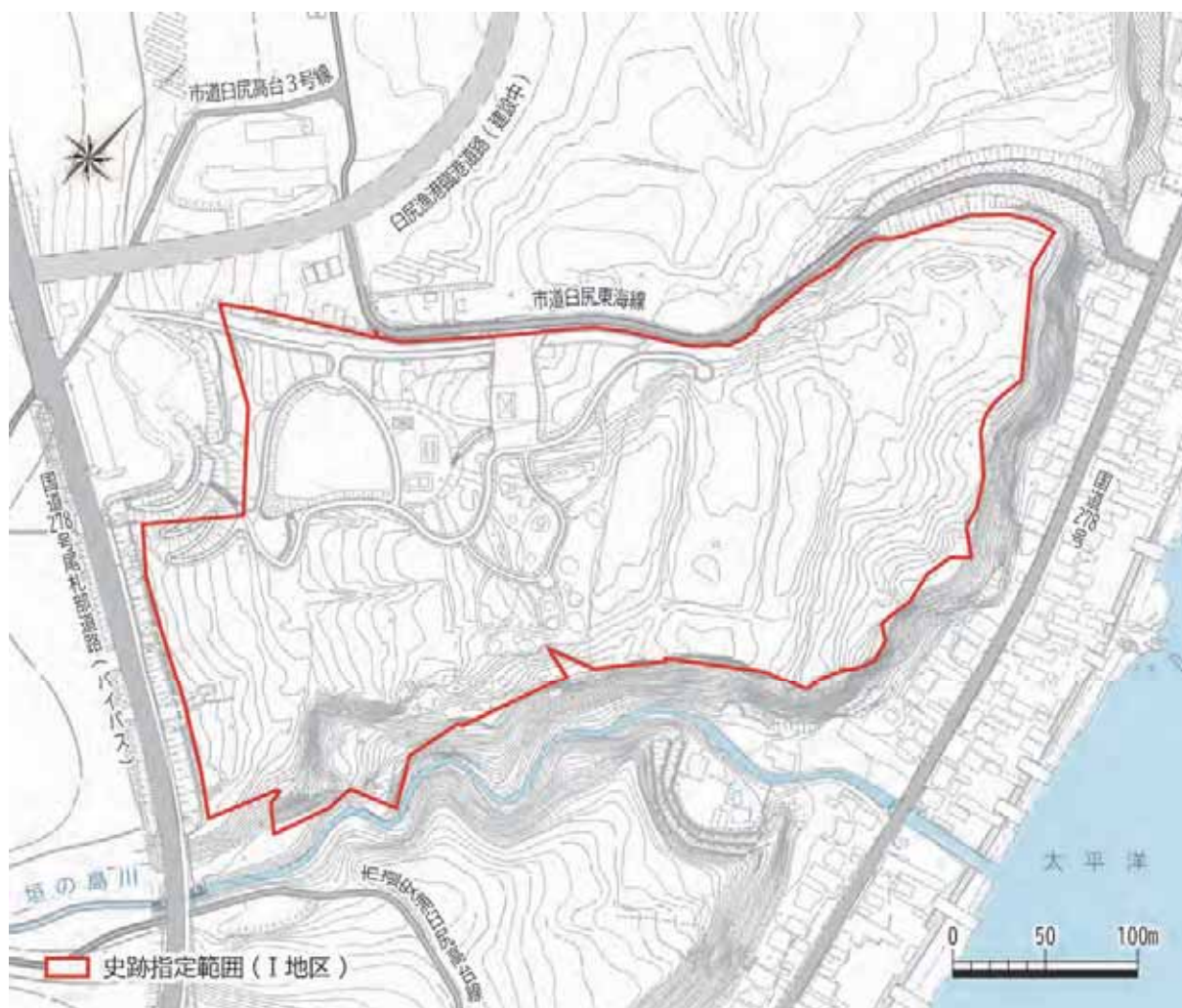


図3-2 史跡指定範囲 (S=1/4,000)

ウ 史跡指定地の現状

(ア) 立地と概況

本史跡は垣の島川左岸の海岸段丘上に位置し、史跡指定地はこの標高約32～50mの段丘緩斜面を中心に、約9.3haの面積を有している。海岸線に向けた史跡の北東側は比高差約25mの段丘崖、北西側は現在は市道白尻東海線となっている沢地形、南東側は垣の島川に面した急斜面、南西側は山麓から延びる緩斜面に繋がっている。北東側の崖面には、地元で「鳴岩」と呼ばれる巨大な頁岩の露頭が国道278号に面して存在する。

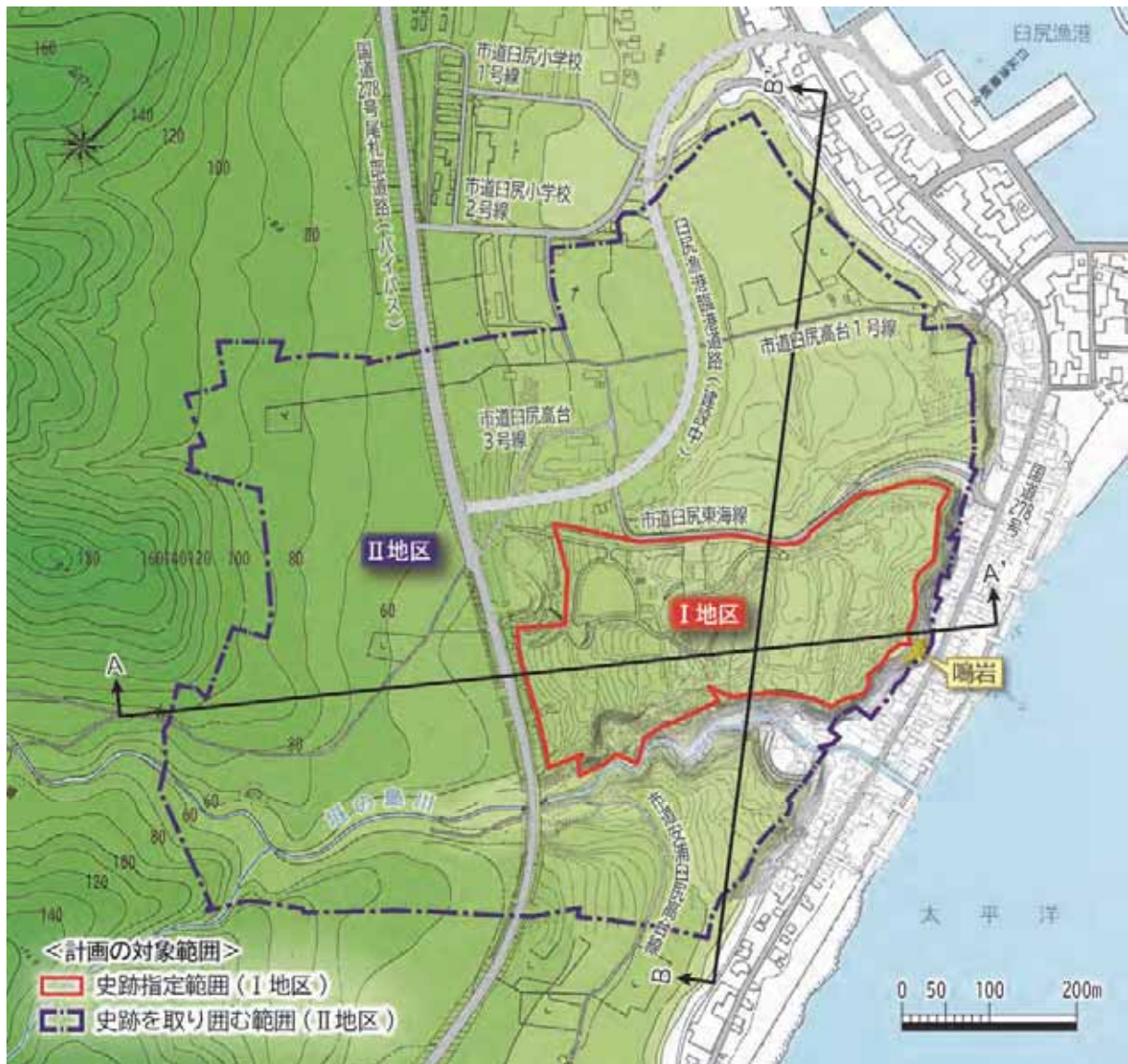


図3-3 断面位置図 (S=1/8,000)

図3-4 A-A' 断面

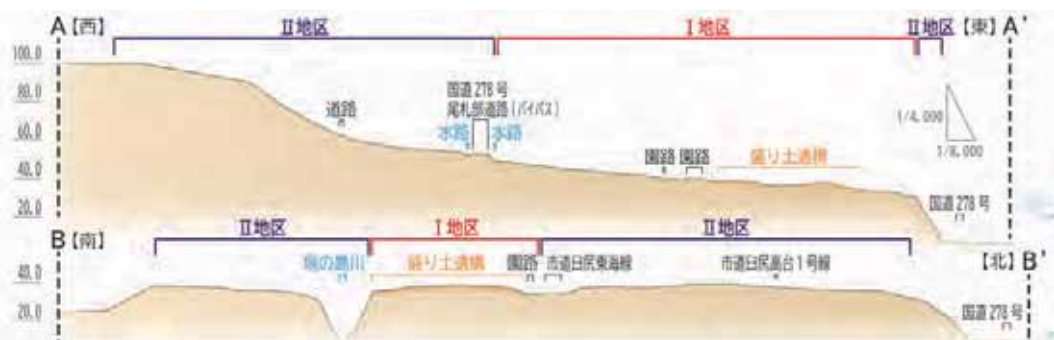


図3-5 B-B' 断面



(イ) 土地利用状況

史跡指定地の大部分は、かつて畑地や植林地、資材置場などとして利用されていた。史跡指定後直ちに指定地全域を公有化した。しばらくは植林地や実生木が繁茂する二次林、草地および造成地として保たれていた。平成28～令和2(2016～2020)年にかけて実施した史跡の保存整備事業により主に盛り土遺構の地形復元や、管理棟や体験広場、園路や解説板等の見学環境を整備し、現在は一般に公開している。なお北東側および南東側の未整備エリアは、クマイザサやオオイタドリ、ヨモギやススキ等の草本が繁茂する草地およびクリやクルミ等の広葉樹やスギやトドマツ等の針葉樹からなる樹林地となっており、史跡整備後も土地の改変や伐採等の開発行為は行われておらず、周辺の緑化に寄与している。



図3-6 土地利用状況 (史跡指定地 S=1/4,000) 函館市財務部税務室資産税担当保有資料 (令和7(2025)年撮影) をもとに作成

(ウ) 公有化の状況

史跡指定地の所有区分は、平成23(2011)年2月の史跡指定時には49筆のうち国有地(財務省)の1筆を除く48筆が民有地であった。平成24(2012)年度に国庫補助事業による史跡垣ノ島遺跡公有化事業として民有地48筆(うち1筆は翌年度に繰越)と、市単費により国有地1筆の買い上げを実施し、全筆を函館市所有として公有化を完了した。

なお公有化事業に先行して、平成23(2011)年度に測量事業により史跡指定地の一部と隣接地における筆界未定地の面積を確定したほか、未登記であった国有地(函館市白尻町443番と同521番1に挟まれ同439番と同552番に挟まれるまでの原野を含む、現白尻町779番地)の登記に伴う測量を行った結果、史跡指定地の面積は指定時の92,757.49㎡から92,749㎡に変更となっている。

現在は49筆、92,749㎡を函館市が所有・管理している。

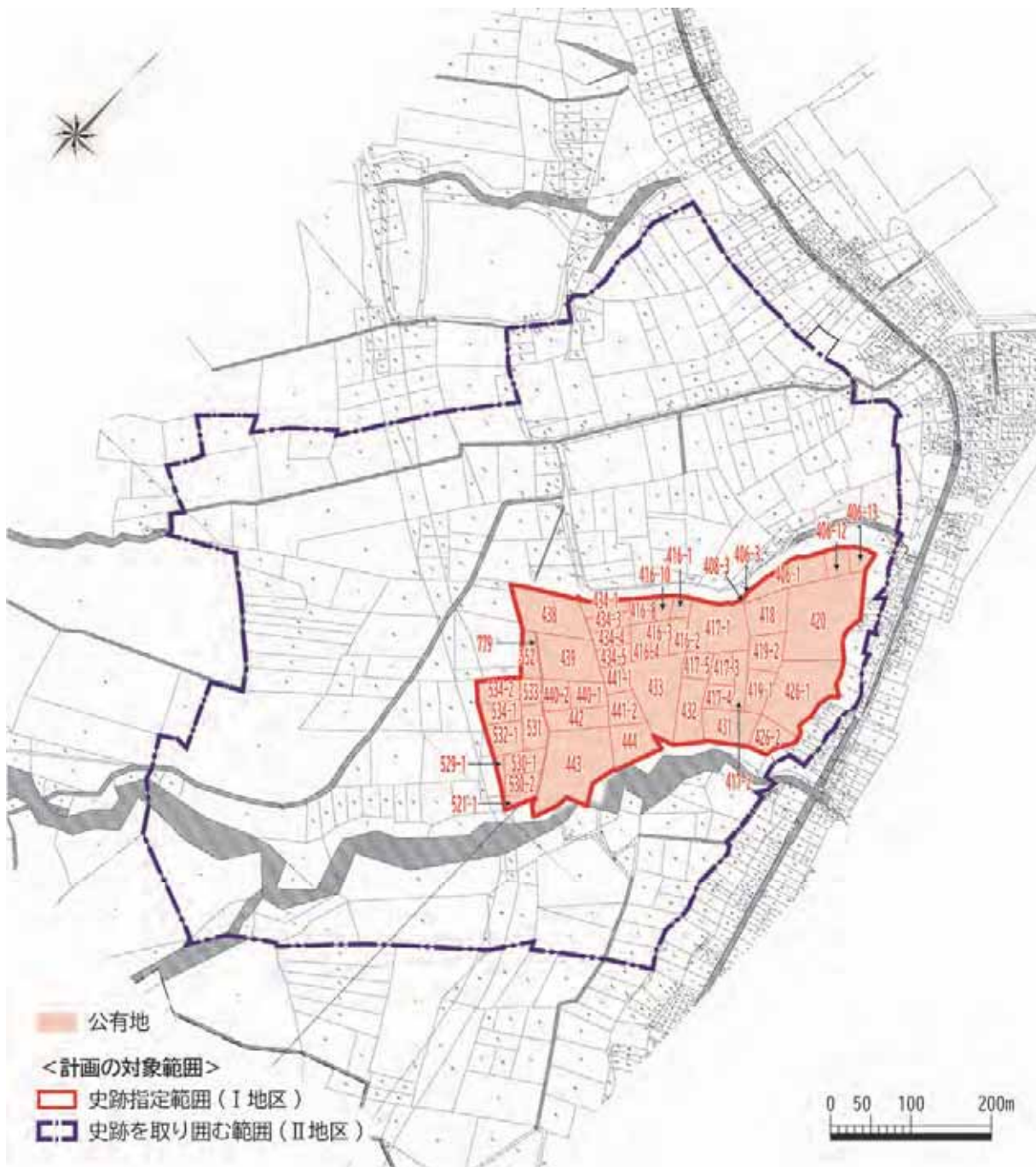


図3-7 公有化状況 (S=1/8,000)

工 史跡を取り囲む範囲の現状

史跡周辺の土地利用については、南西側には国道278号尾札部道路（バイパス）が走り、縄文文化交流センター、道の駅「縄文ロマン南かやべ」があり、駐車場が整備されている。その背後には主に植林による針葉樹林が広がっており、管理のうえ山林が維持されている。北西側の市道白尻東海線沿いにはコンブ乾燥施設や倉庫、家屋などの建築物が点在し、家庭菜園や太陽光発電施設も見られる。なお現在、白尻漁港と国道278号尾札部道路（バイパス）を繋ぐ白尻漁港臨港道路の建設工事が進捗している。北東側は史跡の立地する段丘外崖と海岸線に挟まれた狭小な低地に国道278号が沿っており、道路脇には家屋や乾燥場などの漁業施設からなる集落が連なっている。南東側は急斜面を経て、垣の島川が流れる。流路延長は3.4kmと小規模ながら、蛇行してV字形に切り立った小溪谷を刻み、河口付近で袋状に開いた狭小な低地を形成している。水質は良好で、上流には白尻浄水場があり、白尻、安浦、川汲地区に供給されている。

なお、史跡の所在する白尻地区は、南茅部地域でも人口が多く集中する地区の一つであり、さらに周辺では、史跡から300mほど離れた西側には市営団地や戸建住宅のほか、函館市南茅部スポーツセンターや令和4（2022）年3月に廃校となった旧白尻小学校が所在する。

また、史跡は海岸段丘に位置しているため、指定地内の木立の合間から北方向に太平洋を望むことができる。さらに、段丘崖の直下の海岸沿いに形成される町並みなどの現代的な景観は、史跡からは視界に入らないことから、縄文時代を想起させる自然豊かな景観となっている。



図3-8 土地利用状況（史跡指定地外 S=1/8,000）函館市財務部税務室資産税担当保有資料（令和7（2025）年撮影）をもとに作成

(4) 指定後の調査

ア 発掘調査の成果

平成23(2011)年2月の史跡指定後、公有化を経て、平成25～28(2013～2016)年度にかけて、保存整備に向けた史跡の詳細把握を目的とした史跡内容確認調査を国庫補助事業により実施し（第二次調査）、その結果、概ね良好に残存する盛り土部上面の地形を把握できた。盛り土遺構の長さが約190mと大規模なものであることや、駒ヶ岳a火山灰が厚く堆積する地点や表土直下に盛り土層が見られる地点など、縄文時代以降の様相を確認することができ、盛り土部上面の地形復元や後世の土地利用状況など、整備に向け多くの情報が得られた。加えて、史跡南東部の調査において配石遺構や土坑墓を検出するなど新たな知見が得られた。

その後、保存整備工事の実施に先立ち、平成29～令和元(2017～2019)年度にかけて、盛り土遺構の各所および園路や広場等の施工計画地において事前遺構調査を国庫補助事業により実施した（第三次調査）。その結果、表土や火山灰層に被覆され縄文時代の層が良好に残存している箇所、耕作や植樹等の土地利用の影響で駒ヶ岳a火山灰が集積し厚く堆積する箇所、現代の削平の影響により表土直下に盛り土層が見られる箇所など、各所の土層堆積状況を詳細に把握することができ、実施設計に反映するための多くの情報が得られた。合わせて保存整備工事において、地下遺構に影響が無いことを事前に確認することができた。

これらの史跡指定後の調査は、盛り土遺構の保存整備に向けたトレンチ調査を主としているが、それ以外にも新たに配石遺構の存在が確認されるなど、これまでの調査成果を補完する成果が挙げられ、本史跡の性格がより明確になった。



写真 3-5 盛り土遺構 1 (平成 26(2014)年度調査)



写真 3-6 盛り土遺構 2 (平成 27(2015)年度調査)



写真 3-7 盛り土遺構 3 (平成 29(2017)年度調査)



写真 3-8 盛り土遺構 4 (平成 30(2018)年度調査)

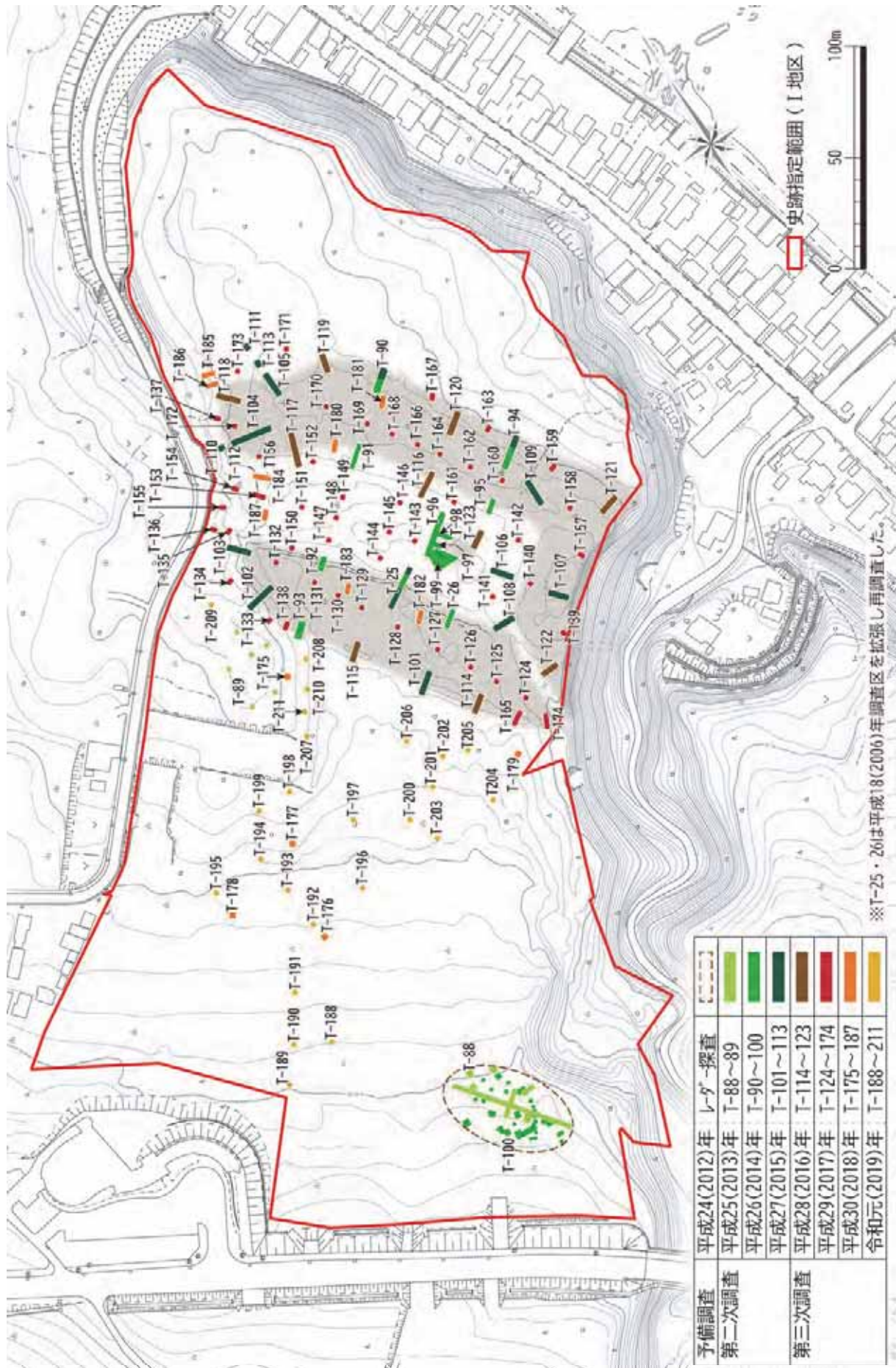


図3-9 年度別調査地点図 (史跡指定後：平成25～令和元(2013～2019)年) (S=1/2,500)

(7) 竪穴建物跡

これまでの17年間に及ぶ発掘調査によって、竪穴建物跡が80軒以上見つかった。それらは縄文早期前半（約9,000年前）から後期後半（約3,000年前）にかけてのもので、一つの台地において時期ごとに変移しながら継続して営まれた定住の痕跡である。

竪穴建物跡を中心に土坑や出土遺物の分布状況を総合することで、各期の集落と台地利用の変遷が明らかとなった。

a 時期別による台地利用の変遷

○早期前半

遺構：台地のほぼ中心に位置するT-9から重複する2軒の建物跡を検出した。さらに南に離れた垣の島川沿いのT-46からも建物跡を検出しており、台地中央から垣の島川に向かう比較的狭い範囲の平坦面に高密度な集落を形成していると思われる。

遺物：台地中央から垣の島川に沿って標高50m付近の緩斜面に分布する。

時期：物見台式、住吉町式からムシリI式、アルトリ式に相当する。

○早期後半

遺構：標高37～50mの垣の島川沿いの緩斜面に集中して分布するが、標高40m前後にはH-25をはじめとする複数の建物跡が造られ、標高50m前後には多数の土坑墓が配置されるなど異なる分布域を示しており、居住域と墓域が分離した集落構造が見られる。

遺物：台地のほぼ全域に分布しており、この時期の特徴的な石器である漁網用の石錘が広範囲に出土する。特にT-49検出のH-25床面からは37点の石錘がまとめて出土している。

時期：東釧路II式からIV式に相当する時期で、東釧路IV式を主体としている。

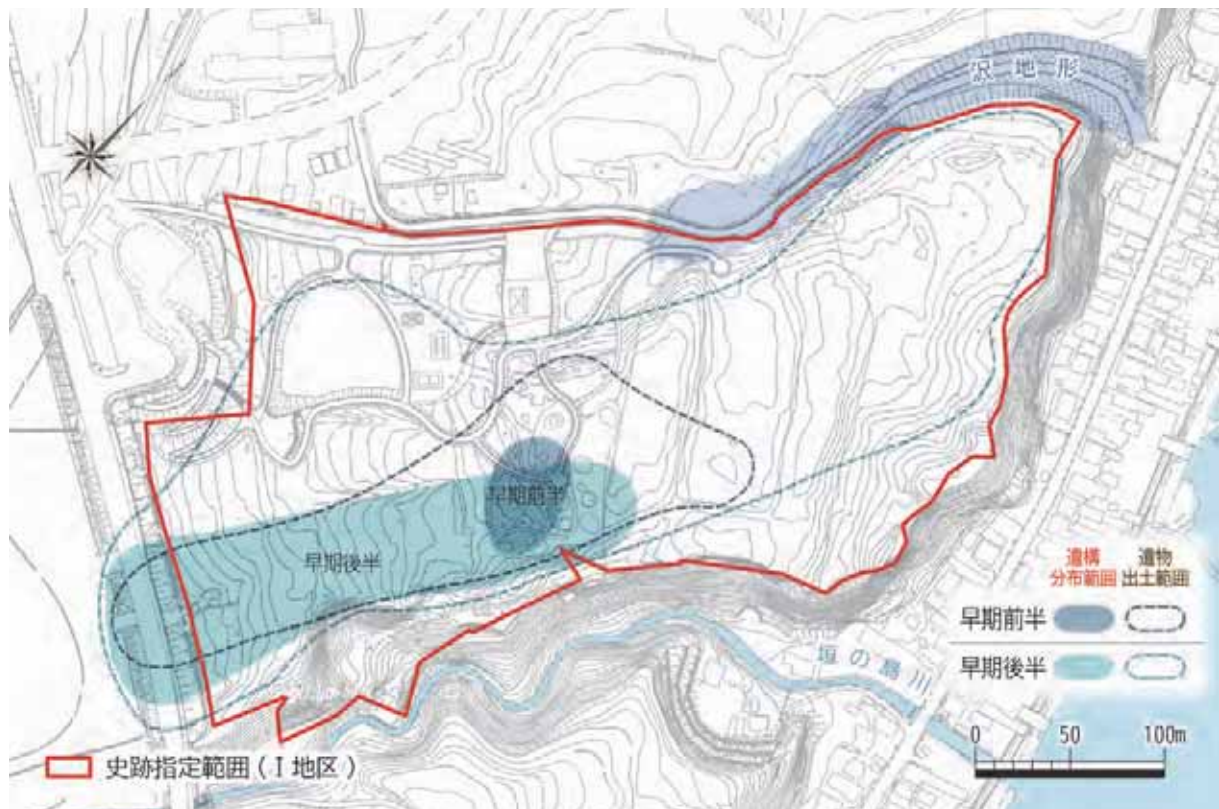


図3-10 時期別分布図（早期前半～後半）（S=1/4,000）

○前期前半

約6,900～6,500年前に噴火した駒ヶ岳起源の火山灰（ko-g）が30～40cm前後の厚さで堆積しており、遺物・遺構ともに見つかっていないことから、当該期の本地域は降灰の影響で一時期は無
人状態であったと考えられる。

○前期後半

遺構：検出した遺構は主に建物跡で、北東側平坦面を中心に分布する。主体となる円筒下層d式
期の建物跡は「ベンチ状段構造」と呼ばれる二段の床を持つ特徴的な構造で、中央平坦面
付近のT-27, 盛り土遺構中央凹部のT-68, 段丘縁辺東端付近のT-74からそれぞれ検出した。
またT-67からは、フラスコ状土坑を検出した。この時期は大規模な集落を形成すると推測
されるが、集落主体部は盛り土遺構の構築に伴い、盛り土による被覆や、中央凹部におい
ては大規模な削平を受けていると見られる。

遺物：北東側の台地縁辺から中央の平坦面に及び、海側北東部の広範囲に分布する。

時期：円筒下層式に相当する時期で、円筒下層d式を主体とする。



写真 3-9 ベンチ状段構造を持つ建物跡
(平成 21(2009)年度調査)



写真 3-10 フラスコ状土坑 (平成 20(2008)年度調査)

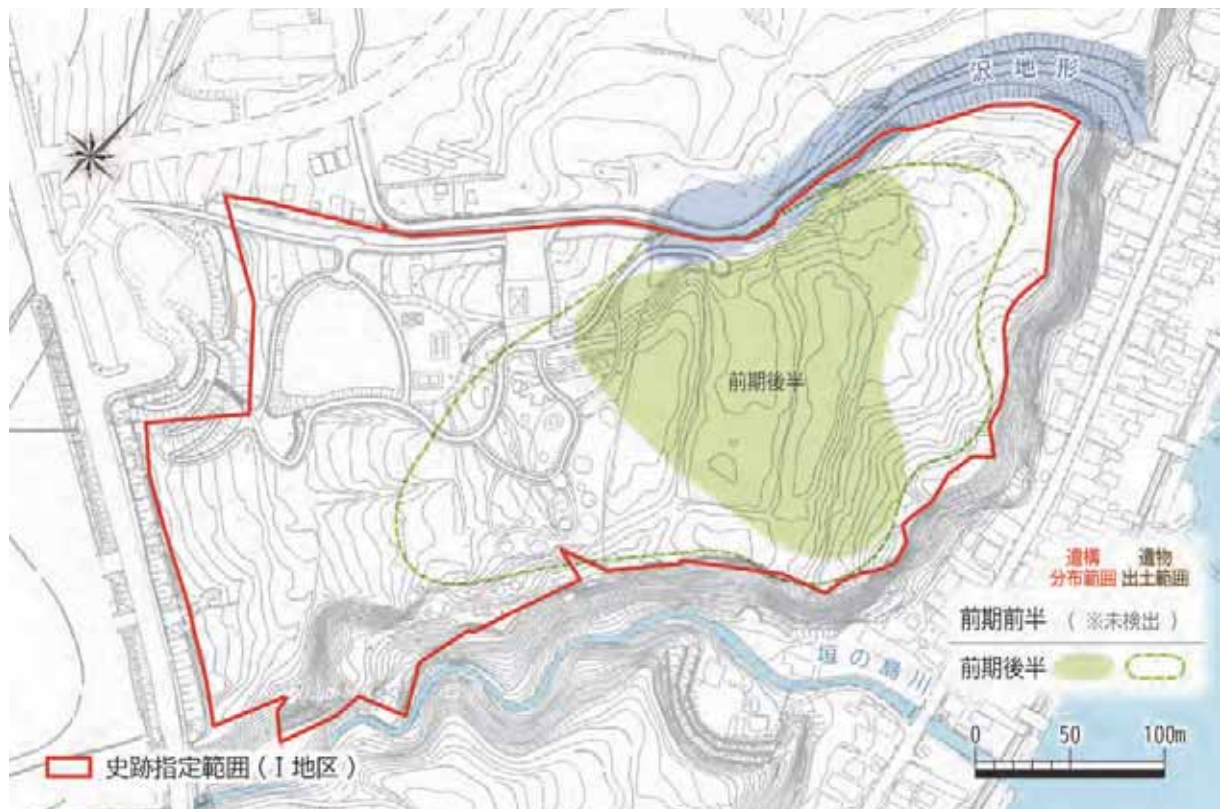


図3-11 時期別分布図 (前期前半～後半) (S=1/4,000)

○中期前半

遺構：台地のほぼ中心に位置するT-9から重複する2軒の建物跡を検出した。さらに北東側平坦面から中央を経て、垣の島川沿いの標高40m付近の緩斜面にかけて広域に分布する。中央平坦面ではT-40のH-19やT-77のH-44のように現地形からも確認できるほどの窪みが残る大型の建物跡を複数検出しており、前期よりもさらに大規模な集落が形成される。前期同様に、集落主体部の遺構は盛り土遺構の構築に伴い、盛り土による被覆や大規模な削平を受けていると見られる。一方当該期の終わり頃には、垣の島川沿いの標高50m付近に小規模な集落が形成される。

遺物：前期後半とほぼ同様の分布を示すが、特に盛り土遺構やその周辺では遺物出現率が高い。

時期：円筒上層式に相当する時期で、特に円筒上層d式からe式を主体とする。

○中期後半

遺構：盛り土遺構南西外側に位置するT-8や、中央凹部のT-13など、盛り土遺構とその周辺に集中する。中央凹部では、周囲を削ることで凸状に残した「丘状遺構」が確認され、祭祀・儀礼行為が示唆される遺物廃棄面を検出した。さらに中期前半同様、垣の島川沿いの緩斜面に小規模な集落が形成される。当該期では住居に伴う炉の形態に多様な変遷が見られ、埋甕炉から方形石組炉へと変化し、過渡期には両者を組み合わせた形態も見られ、それぞれの土器型式の変化を反映している。特に方形石組炉を伴う住居は「舟形住居」と呼ばれ、屋内祭祀に伴う施設と考えられる「先端ピット」を持ち、渡島半島を中心に分布する地方色の濃い住居形態である。

遺物：北東側平坦面から中央平坦面に分布しているが、中期前半の分布域から範囲を狭めながら密集する傾向が見られる。

時期：榎林式から大安在B式、ノダップⅡ式、煉瓦台式に相当する時期である。

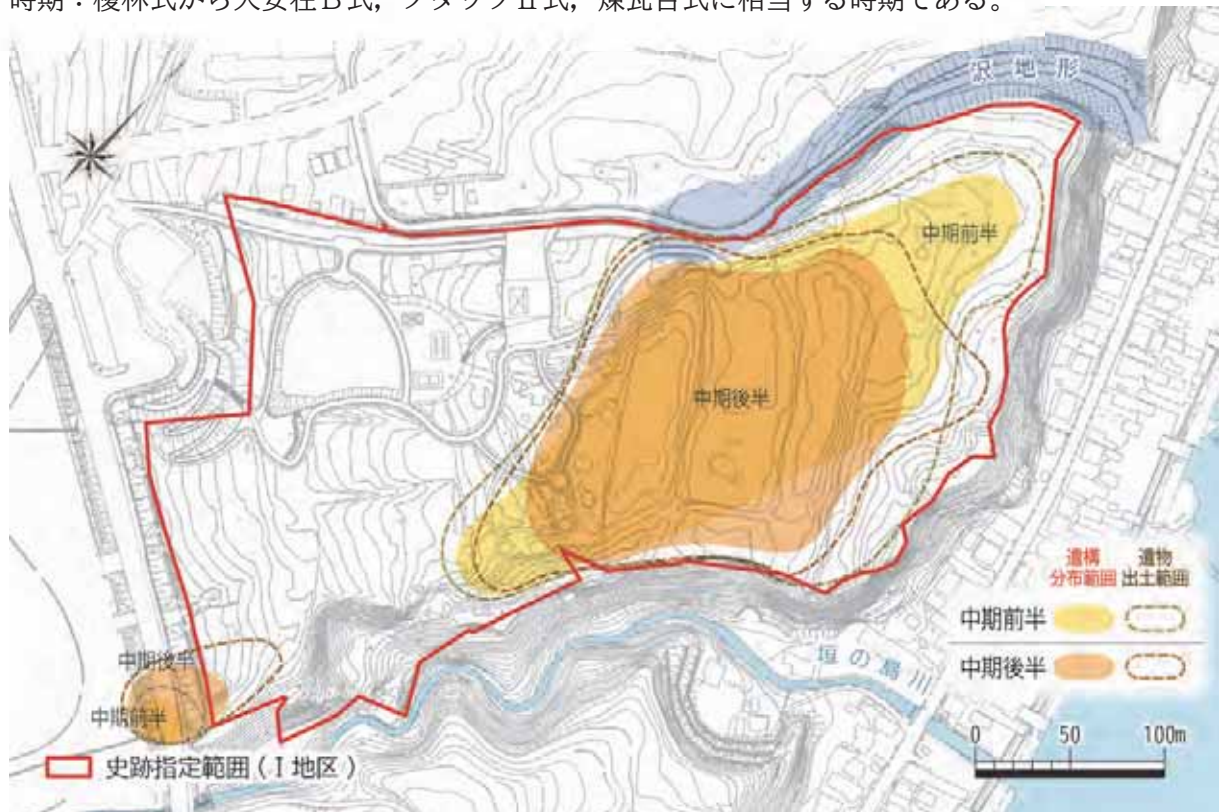


図3-12 時期別分布図（中期前半～後半）（S=1/4,000）

○後期初頭

遺構：盛り土遺構中央凹部に集中し，T-1やT-67から検出した重複する多数の建物跡や土坑などから，高密度な集落を形成していることが窺える。盛り土遺構の外側においては，垣の島川に面した標高36m付近の斜面に位置するT-45から建物跡を検出している。

遺物：盛り土遺構の最盛期にあたるため，出土した遺物は盛り土層および人為的な二次堆積層に集中する。盛り土遺構の外側においては，南西側の中央平坦面から標高45m付近の緩斜面に分布する。

時期：天祐寺式から涌元式に相当する時期である。

○後期前半

遺構：建物跡と土坑が検出されており，標高50m付近の緩斜面に集中する。盛り土遺構とその周囲において遺構や遺物の集中は見られないことから，盛り土遺構の構築は終焉を迎え，集落の立地は大きく変化する。

遺物：盛り土遺構周辺から中央平坦面を経て，標高50m付近の緩斜面にかけて広域に分布する。

時期：トリサキ式，大津式，白坂3式からウサクマイC式，手稲式に相当する時期である。

○後期後半

遺構：主に堂林式期の建物跡で，遺物と同様の分布を示し，緊急発掘調査において検出した10軒の建物跡は，垣の島川に面した標高50m前後の斜面部に2列に並んでいる。さらに台地中央の標高41m付近に位置するT-69から2軒の建物跡を検出しており，垣の島川沿いに連なる大規模な集落が存在すると見られる。堂林式期では，直径10m前後の大型住居が多く，出入口構造や円形石組炉の付近に立石を伴うといった特徴が見られる。床面の壁際付近からは，非日常的な特殊器形の土器が出土する例が多く，住居の廃棄儀礼に伴うものと考えられる。

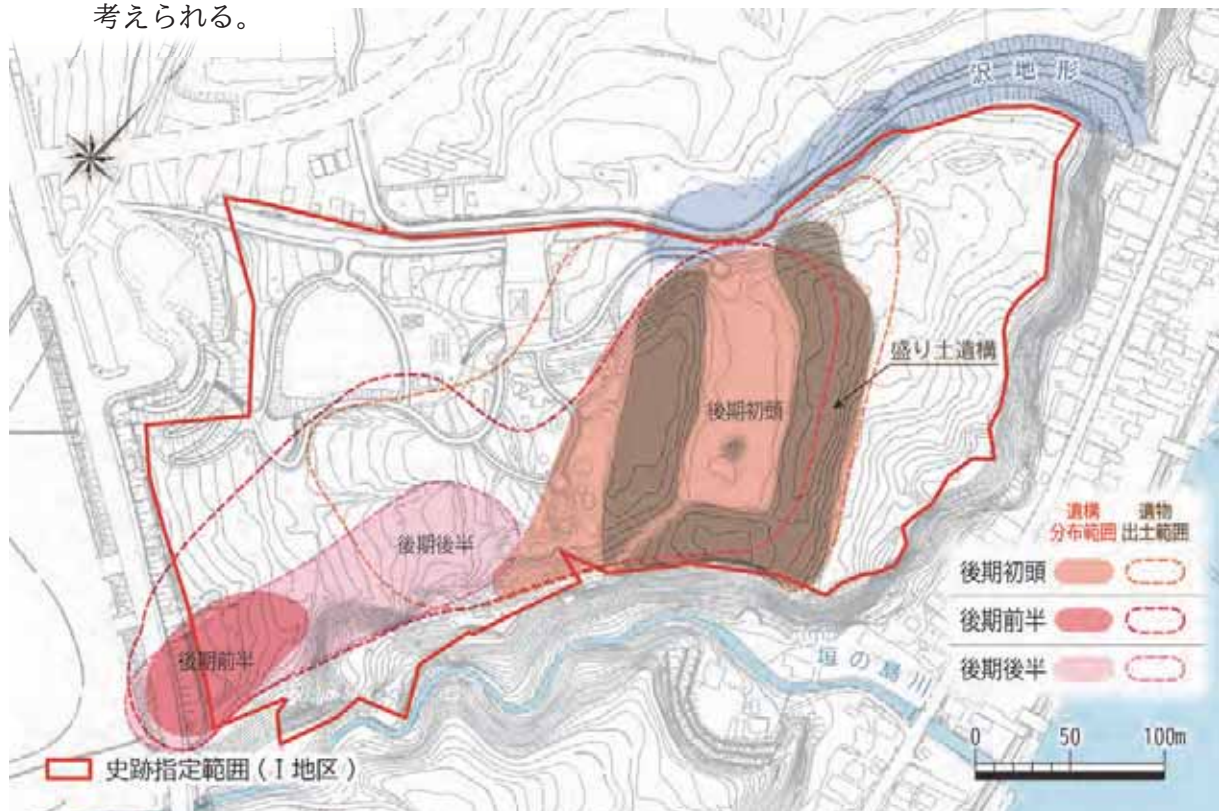


図3-13 時期別分布図（後期初頭～後半）（S=1/4,000）

なお、堂林式に後続する御殿山式はごくわずかに見られる程度で、その後の晩期については遺構・遺物とも確認されておらず、堂林式期を最後に本台地からヒトの生活の痕跡はほぼ途絶える。

遺物：垣の島川に沿った標高39～50mの緩斜面に帯状の分布を示す。ホッケマ式期においては、遺構は確認されず遺物も少量であるため、一時的に停滞期を迎える。

時期：ホッケマ式、堂林式、御殿山式に相当する時期で、堂林式を主体とする。





















時期		主な遺物	
早期	前半	<住吉町式>  <アルトリ式> 	
	後半	<東割路IV式>  (文様拡大) 	
前期	前半	※ 駒ヶ岳火山灰の降下 (Ko-g: 約6,900～6,500年前)	
	後半	<円筒下層d式> 	
中期	前半	<円筒上層式> 	
	後半	<榎林式>  <大安在B式>  <大木9式> 	
後期	初頭	<天祐寺式>  <満元式> 	
	前半	<大津式> 	
	後半	<堂林式> 	

図3-14 時期別主要遺物

(イ) 盛り土遺構

平成15(2003)年の発掘調査において、現況の土堤状の地形が、縄文時代後期初頭を主体とする「コ」の字状を呈する大規模な盛り土遺構であることが判明して以来、その詳細を把握するため、発掘調査を継続して実施してきた。その結果、全体規模や構造、形成過程や帰属時期など、盛り土遺構に関する多くの成果が挙げられている。

a 全体規模および構造

盛り土遺構について、「人為的に土砂を盛り上げた遺構であり、盛り土部および盛り土部に囲まれた内側も含めた全体を指すもの」と定義し、その構造について次のように整理する。

盛り土部		盛り土層が堆積する地点。なお本史跡の盛り土遺構は、3つの直線的な盛り土が「コ」の字状に配されており、それぞれの位置を示すため方角を付し「北東盛り土部」、「南東盛り土部」、「南西盛り土部」と呼称する。台地の幅全面に展開する。 ▶▶▶ 長さ：約190m／幅：約120m／全体の主軸線：N37° W
	北東盛り土部	北西側の先端部分にあたる約55mは内側に屈曲している。 ▶▶▶ 長さ：約155m／幅：約31～36m／中央凹部との比高差：最大約2.0m
	南東盛り土部	北東盛り土部とはほぼ直角に接するが、調査の結果、道状遺構のような構造は確認されず、両盛り土部の境界は不明瞭であり、一連の盛り土部と捉えることができる。 ▶▶▶ 長さ：約100m／幅：約26～35m／中央凹部との比高差：最大約1.5m
	南西盛り土部	南隅において南東盛り土部とはほぼ直角に接する地点は、「接合部」であり道状遺構が存在する。 ▶▶▶ 長さ：約155m／幅：約32～36m／最頂部と中央凹部との比高差：最大約2.8m
開口部		北西側の旧沢地形に面した、盛り土が見られない地点。
中央凹部		三方を盛り土部に囲まれた内側の空間。人為的に削平されている。中央凹部の人為的な削平の深さは、少なくとも50cm以上、深い地点では1m近く掘削されており、盛り土部への土の主要な供給先になっていると考えられる。
小丘部		中央凹部の中心軸上で南東寄りに位置する人為的に残された高まりである「丘状遺構」が存在する。小丘部の丘状遺構は、規模は約10m四方の不整な三角形に近い形状を呈しており、多数の大型礫が使用されている。上面には小礫で構成された配石遺構や墓の可能性のある土坑を複数検出しており、加えて青竜刀形石器や石棒などが出土するなど特徴的な様相を呈している。
接合部		各盛り土部の接する地点。なお北東盛り土部と南東盛り土部の接点においては明確な境界を示す地形は確認されていない。一方、南東盛り土部と南西盛り土部が接する屈曲部では「道状遺構」が存在する。 接合部の道状遺構は、溝状の窪みで、地山のローム層まで削られているとともに、その上面には踏みしめられて堅く締まった人為堆積層を確認した。窪みの両脇には柱穴と判断される大型の土坑が存在し、窪みに沿って両脇に列状に並ぶ可能性が考えられる。よって道状遺構は盛り土遺構の外側と内側を繋ぐ「道」として造られたものと考えられる。

これらの要素からなる全体の平面形状としては、大きくは「└」(鉤形)と「|」(直線)が「コ」の字状に組み合わせられており、断面形状は緩やかなカマボコ状を呈している。

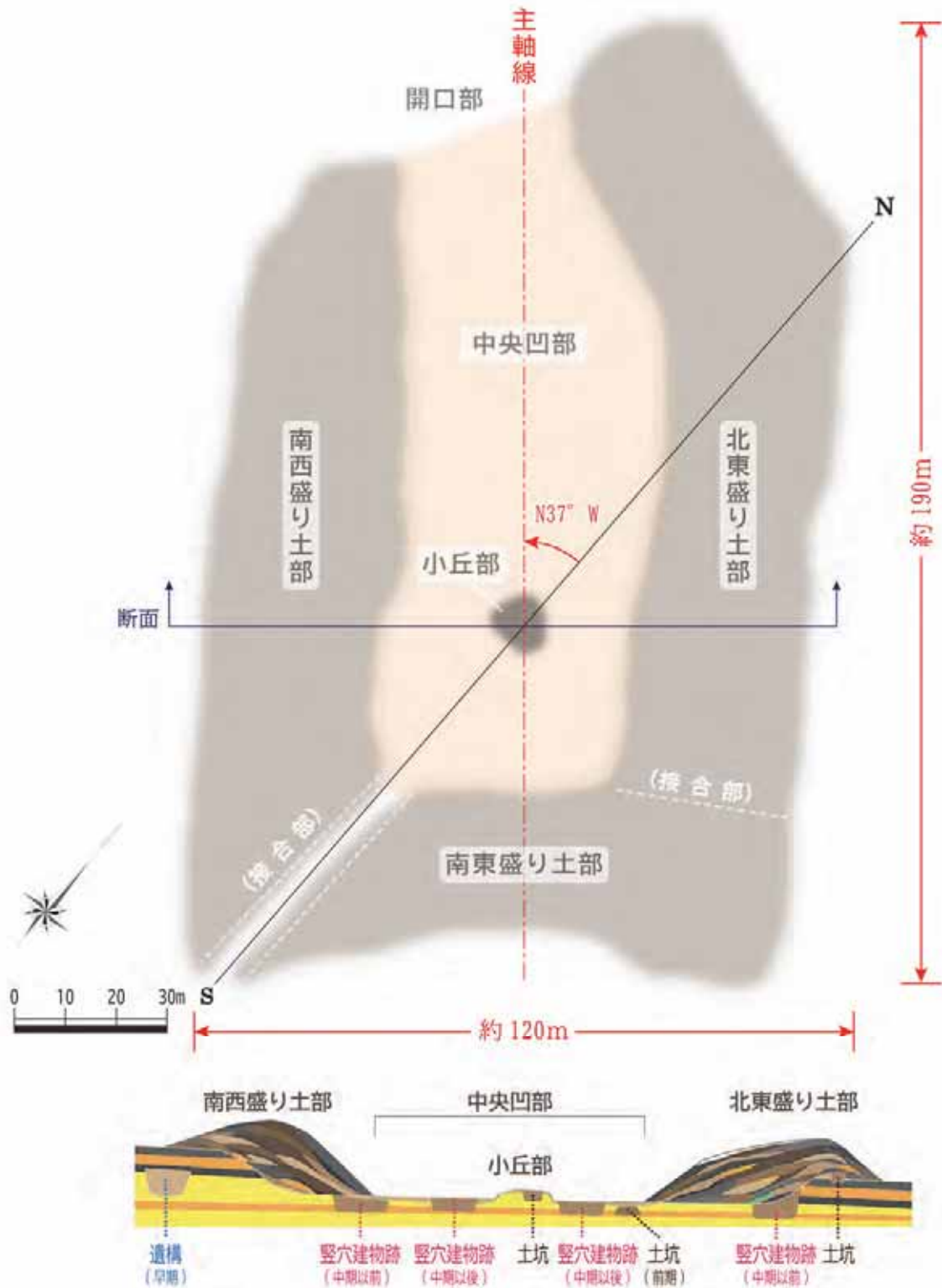


図3-15 盛り土遺構模式図 (S=1/1, 250)

b 他遺跡との比較検討

盛り土遺構については、環状構造を持つ大規模な貝塚との関係性から関東地方周辺では集落の一形態や祭祀遺構であるという見解が示されている。その中でも代表的な遺跡としては、栃木県小山市の寺野東遺跡が挙げられる。縄文後期前半から晩期前半にかけて造られた盛り土遺構は、南北約165m、幅15~30mの半円形の盛り土部分と、その内側の皿状に窪んだ部分からなり、盛り土の高さは最も高いところで約2mを測り、集落に伴う巨大な盛り土遺構として知ら

れている。当時は環状（円形）であったと考えられるが、その後の河川の浸食や用水の掘削により東側半分は失われている。環状盛り土遺構の内側のほぼ中央には、意図的に削り残され石が敷かれた楕円形の高まり（石敷台状遺構）があり、特に重要な場所であったと考えられている。

一方、北日本においては青森県青森市の三内丸山遺跡（縄文前期～中期）や岩手県一戸町の御所野遺跡（中期後半）が特に知られている。北海道内では千歳市のキウス4遺跡（後期後半）が挙げられ、大小6箇所の盛り土遺構が確認されている。そのうち南北に帯状に分布する盛り土遺構に囲まれた空間に居住域が、その東側に周堤墓を伴う墓域が形成されており、盛り土遺構の規模は、概ね長さ160m、幅40mで、高さは最大で1.1mとなる。北海道南部に目を向けると、盛り土遺構として報告されているもの、かつて調査が行われた遺跡を再検討し盛り土遺構と認定できると考えられる遺跡は多く、そのうち全体像や構造が一定程度明らかになっている遺跡と比較検討する。

表3-3 盛り土遺構のある主な遺跡（北海道南部）

遺跡名	所在地	縄文時期	形状	規模 長×幅×高(m)	概要
八木A遺跡	函館市 尾札部町	前期中頃	直線状 (2列:平行)	60×50×1.3	・盛り土中に30基以上の土坑墓 ・多量の遺物、獣骨片、炭化物、焼土 ・盛り土に挟まれた空間は削平
史跡 大船遺跡	函館市 大船町	前期末～ 中期前半	直線状 (1列)	80×15×1.0	・盛り土中に同時期の竪穴建物や土坑 ・多量の遺物、動植物遺存体、焼土 ・削平部は未確認
石倉貝塚	函館市 石倉町	後期前半	環状 (4ブロック)	直径 80× 0.35	・盛り土中に区画を示す小貝塚 ・内帯には多数の土坑墓と配石遺構、掘立柱建物跡や甕棺
館野遺跡	北斗市 館野	後期初頭～ 後期前半	U字状	120×65×0.8	・外帯(盛り土)、内帯(貼り土)、中央広場(整地)からなる ・広場を囲むように配石 ・内帯には土坑や掘立柱建物跡
史跡 垣ノ島遺跡	函館市 白尻町	前期末～ 後期初頭	「コ」の 字状	190×120× 2.8	・盛り土部、中央凹部、小丘部、接合部、開口部からなる ・中央凹部は削平され土の供給源 ・小丘部の丘状遺構は祭祀儀礼の場 ・接合部の道状遺構は外と内を繋ぐ道

本史跡との共通点、相違点は以下のとおりである。

○八木A遺跡

時期は異なるが、盛り土中の墓の存在や、盛り土に囲まれた空間の削平の在り方など共通性が認められる。

○史跡大船遺跡

時期が重なることや直線状の形状は円筒土器文化における共通性が窺えるが、盛り土層中から掘り込まれた竪穴建物跡は垣ノ島遺跡では見られない。

○石倉貝塚

時期的には本史跡に後続し、内側の削平やそのほぼ中心に特別な遺構が存在するなど類似点も見出せるが、石倉貝塚は非集落系の盛り土遺構と位置付けられ、その性格は異なる。

○館野遺跡

時期的には本史跡に後続し、平面形状は類似するものの、内側の集落、墓や配石の存在など相違点が多い。遺物では土偶や鐸形土製品などが特徴的で、石倉貝塚に近い様相を示す。

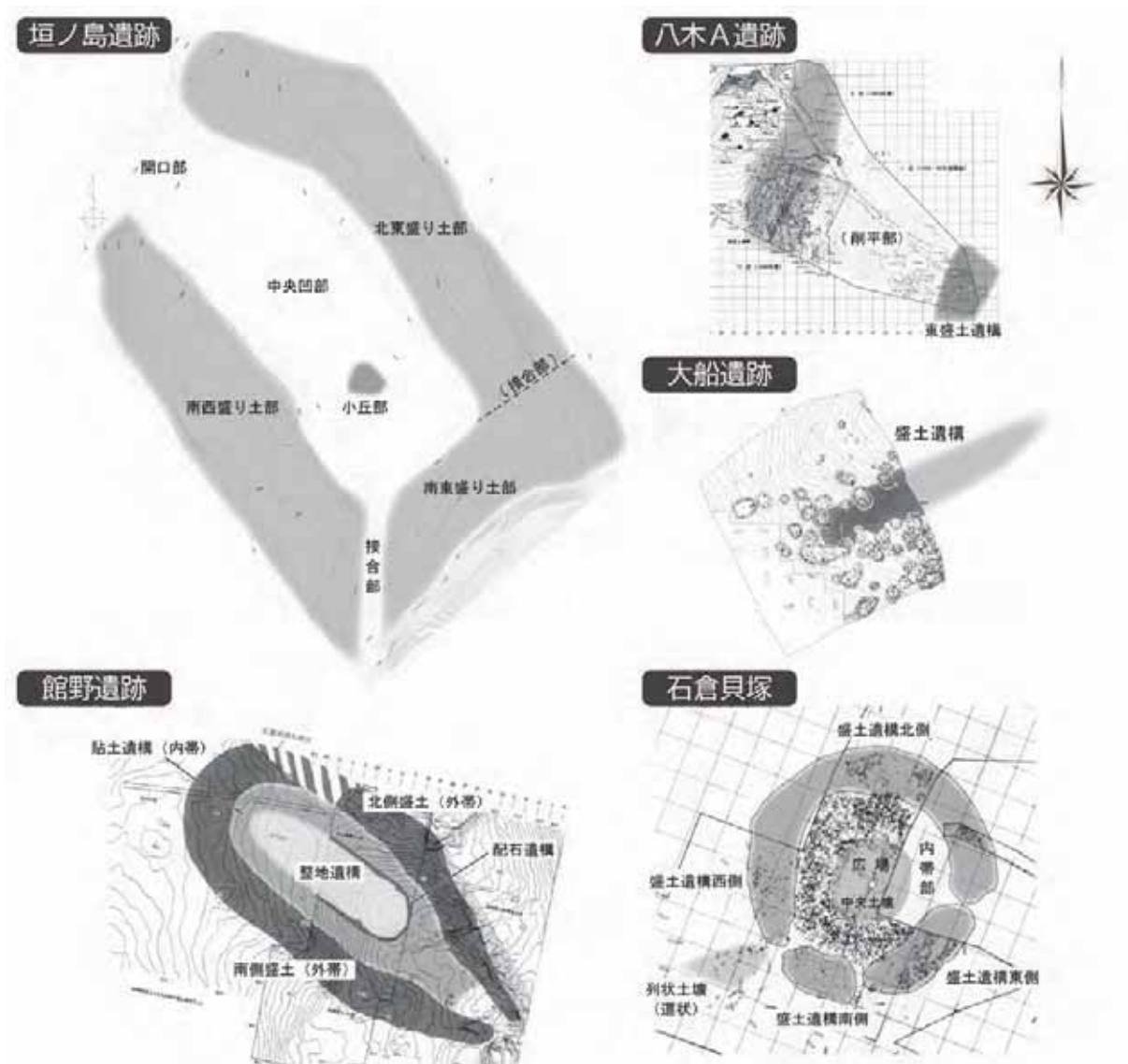


図3-16 盛り土遺構比較図 (S=1/2, 250) ※1: 方位, スケールは全て統一した。
 ※2: 各遺構の表記は報告書に準じた。

c 集落と盛り土遺構の変遷

盛り土遺構とその周辺には、縄文時代早期の遺物が散見されるものの、遺構・遺物のほとんどは前期後半から後期初頭に属するものであり、台地中央から海岸寄りにかけて各時期の集落が継続的に営まれたことに伴い盛り土遺構が形成されていったことが窺える。盛り土層には各期の膨大な遺物が包含されており、これまでの調査から時期が下るにつれて拡大していったことが推測される。注目すべきは盛り土部に囲まれた中央凹部における状況で、地山となるVI層（ローム層）までの土層が失われ、相当量の土砂が削平されていることが判明しており、ここでは地面を削りながら盛り土部分に土砂の運搬・土盛りが繰り返されることにより、盛り土部の拡大に伴って次第に深く広範囲に削平されていったことが窺える。一方、盛り土遺構の外側においては多数の竪穴建物跡を検出しているが、当時の生活面となっていたIII b層以下の土層には広範囲に削平を受けた痕跡が認められないことから、中央凹部が盛り土層を構成する土砂の主たる供給先であるとみなすことができる。これまでの調査成果を踏まえ、遺構・遺物の分布状況から周辺を含めた時期ごとの集落（居住域）や盛り土遺構の構築など、土地利用の変遷過程を整理する。

○前期後半

駒ヶ岳噴火の影響からしばらく経った円筒下層式期になると本台地に集落が形成されるようになり、遺構・遺物が顕著に見られる。当該期の土地利用は、台地を囲む斜面付近でまとまりを示すことから、次のように推定できる。

まず、遺跡北西側の旧沢地形に沿って帯状に延びる集落Ⅰが想定される。この集落の西側の斜面には捨て場Aと中央北側に捨て場Bが形成される。なおBの南北で居住域のグループが異なることも想定される。さらに、垣の島川に沿って南北に延びる集落Ⅱが想定される。ここでは崖際付近に捨て場Cが形成され、これらが3つの捨て場が盛り土部の嚆矢となったと考えられる。

それぞれの捨て場（小規模な盛り土遺構）においては、それぞれ基底面からまもって土器が出土しており、盛り土遺構に関わる資料としては最も古い段階と位置付けることができる。



図3-17 時期別遺構・遺物分布状況（前期後半）
(S=1/2, 500)

○中期前半

円筒上層式期にあたる当該期の土地利用は、台地中央から北東側の海岸段丘縁辺付近まで前期を踏襲しながらさらに広く台地を利用してたと見られる。特に盛り土遺構南西外側の台地中央部には窪みで残されている当該期の竪穴建物跡が多数確認されており、さらに中央凹部における時期の不明確な竪穴建物跡の相当数は当該期に属する可能性が高く、遺跡全体としても最も濃密な遺構・遺物が残された時期といえる。

概ね盛り土遺構全体に遺構・遺物が見られることから、おそらく集落域はⅢの広い一つの範囲にまとまることが想定される。この時期の盛り土遺構は前代を踏襲してA→D, B→E, C→Fへとそれぞれが一定規模に拡大し、視覚的にも顕著なものとなっていたと考えられる。掘削・整地を繰り返しながら中央凹部の削平が進行していったと推測される。

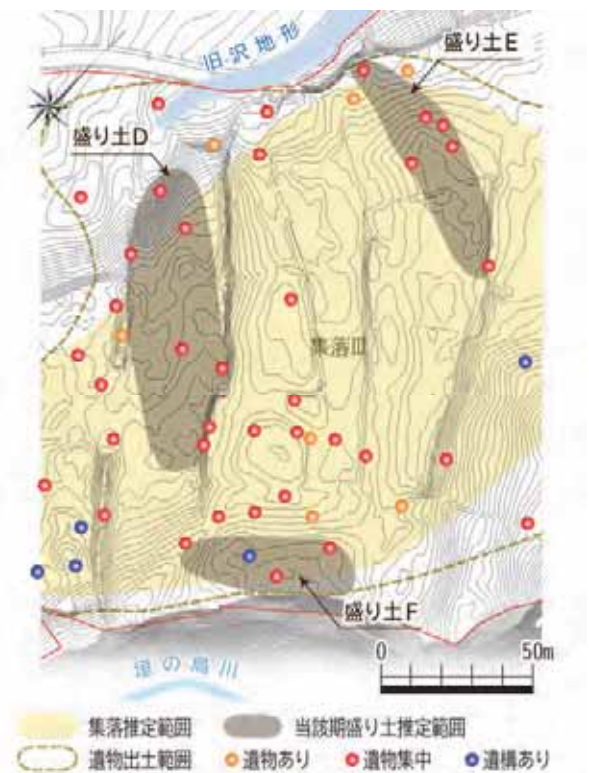


図3-18 時期別遺構・遺物分布状況（中期前半）
(S=1/2, 500)

○中期後半

円筒土器文化が終焉を迎え、大木式土器文化の影響を受けた榎林式と、後続する大安在B式、ノダップⅡ式、煉瓦台式などの在地系の土器に混じり、搬入品である大木9式や10式が出土する。土地利用は、中期前半までの集落域を継承しながら盛り土遺構周辺に集約され中央凹部に遺構が密集していく傾向が窺え、前半のD→G, E→H, F→Iへとさらに拡大し、盛り土部に囲まれた内側に集落Ⅳと、盛り土遺構の南外側に集落Ⅴが形成される。

盛り土遺構はさらに拡大しながら顕在化するとともに、中央凹部において掘削と整地がさらに大規模に行われていたものと見られる。その際に中央凹部の奥側には周囲よりも数十cm程度削り残された高まり（小丘部）が造られ、捨て場や配石遺構、土坑などからなる丘状遺構が形成されていく。青竜刀形石器や石棒などが出土することから、祭祀・儀礼行為の場など特別な空間として認識されていたと考えられる。

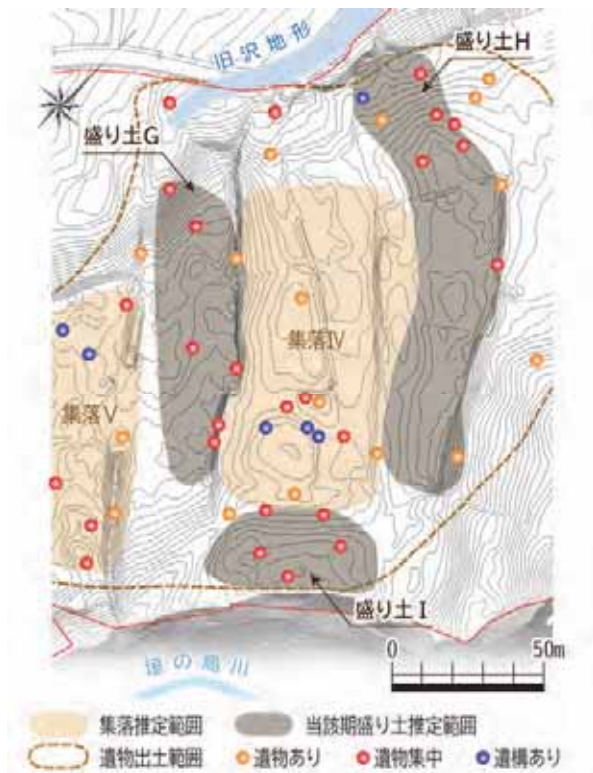


図3-19 時期別遺構・遺物分布状況（中期後半）
(S=1/2, 500)

○後期初頭

在地系の天祐寺式期や涌元式期になると、土地利用はさらに限定され、盛り土遺構とその隣接地に遺構がさらに集約されていく傾向が見られる。竪穴建物跡や土坑などの遺構は中央凹部に集中するが、中でも小丘部の周辺では遺構の重複が著しく、盛り土遺構に囲まれた中央凹部に集落Ⅵが形成される。

一方、当該期の遺物は盛り土遺構全体、特に盛り土上部から大量に出土することから、前代から連綿と、削平と土盛りが繰り返されてさらに拡大して、盛り土GはK（南西盛り土部）、盛り土H（北東盛り土部）とI（南東盛り土部）が繋がりJとなり、盛り土遺構は最大規模となり、現在視認できる形状・構造となったと考えられる。

また、南西盛り土部と南東盛り土部の接する接合部においては、両脇の盛り土部と窪みを意図的に削平して、道状遺構を構築し利用していたと考えられる。

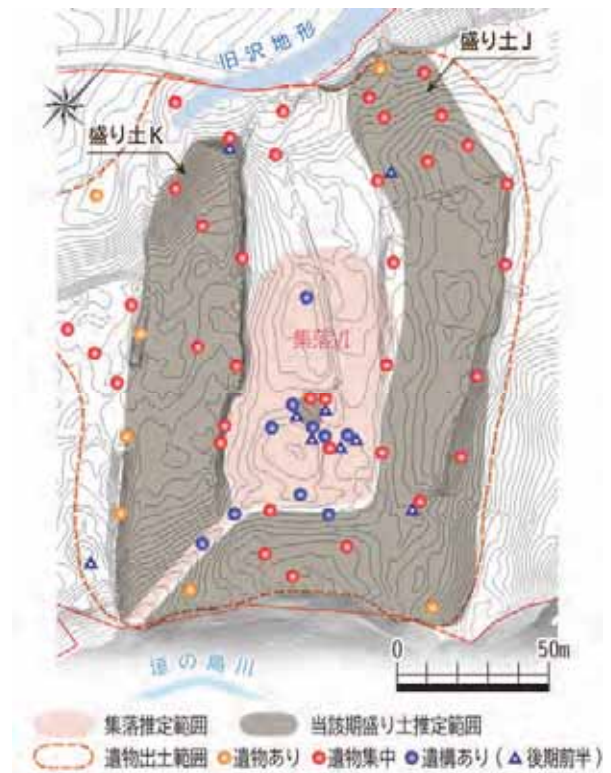


図3-20 時期別遺構・遺物分布状況（後期初頭～前半）
(S=1/2, 500)

○後期前半

十腰内I式期に入ると、盛り土遺構から約200m南の標高46m付近で竪穴建物跡や配石遺構・遺物が検出されることから、基本的に盛り土遺構の構築は終焉を迎え土地利用は台地の南側に移行したと考えられる。盛り土遺構においては丘状遺構の土坑覆土や北東盛り土部、北東-南東盛り土部の接合部など、特徴的な地点からわずかながら当該期の遺構・遺物が検出されていることから、構築の最盛期を過ぎてなお盛り土遺構のある空間が利用されていたことが窺える。

時期		特徴と内容	主な遺物
前期後半	開始期	<p>■盛り土遺構 旧沢地形寄りの斜面に2か所と垣の島川寄りに1か所の捨て場を嚆矢として構築を開始（3基の盛り土遺構の初源）</p> <p>■集落 台地北西側の旧沢地形と南東側の垣の島川に沿って帯状（直線状）に2か所の集落を形成</p> <p>□同時期の主な遺跡 ハマナス野遺跡、人船遺跡など</p>	<p><円筒下層式></p> 
	拡大期	<p>■盛り土遺構 前期を踏襲しながら拡大し顕在化、台地の削平が本格的に開始</p> <p>■集落 前期の集落を踏襲しながらさらに拡大し、台地南北の広範囲にわたり一つの集落を形成</p> <p>□同時期の主な遺跡 大船遺跡、白尻B遺跡、精進川遺跡など</p>	<p><円筒上層式></p> 
中期後半	転換期	<p>■盛り土遺構 前半を踏襲しながらさらに拡大し、中央凹部の削平も大規模化</p> <p>■関連遺構 小丘部の形成と北東盛り土部に墓を構築</p> <p>■集落 盛り土遺構に囲まれた中央凹部と、南西盛り土部の外側の2か所に集約しながら形成</p> <p>□同時期の主な遺跡 大船遺跡、白尻B遺跡、川汲A遺跡など</p>	<p><覆林式、最花式、大安在B式、ノダツII式、煉瓦台式></p>  <p><青竜刀形石器></p> 
	最盛期	<p>■盛り土遺構 北東-南東盛り土部は繋がりに、長軸側は台地の幅を最大限利用して規模は最大化（現代に遺存する形状・規模の完成）</p> <p>■関連遺構 小丘部に丘状遺構の形成と南東-南西盛り土部の接合部に道状遺構を造成</p> <p>■集落 盛り土遺構に囲まれた中央凹部の1か所に集約しながら形成</p> <p>□同時期の主な遺跡 精進川B遺跡、八木B遺跡など</p>	<p><天祐寺式、満元式、トリサキ式></p> 
後期前半	最終期	<p>■盛り土遺構 盛り土部上面と小丘部に礫石器を含む大型礫を配置</p> <p>■関連遺構 丘状遺構の土坑、配石遺構を構築</p> <p>■集落 盛り土遺構から約200mの緩斜面に形成</p> <p>□同時期の主な遺跡 豊崎N遺跡、豊崎B遺跡、白尻小学校遺跡など</p>	<p><大津式、白坂3式、十腰内IA式></p> 

図3-21 集落と盛り土遺構の変遷過程

(ウ) 配石遺構

a 構築時期と特徴

指定地南端に近い、垣の島川寄りの標高46m付近の比較的平坦な地形に位置している。約40×23mの範囲で掘削および整地を行った痕跡が確認されている。配石遺構群とその周辺から出土する土器は縄文後期の十腰内I式併行の大津式や白坂3式が主体であり、それ以外の時期の遺物は見られない。配石の下を調査したのは1基のみで明瞭な掘り込みや遺物は確認されなかったものの、周辺の状況から縄文後期前半の一時期に集中的に構築されたものと考えられる。配石は全て自然礫を使用しており、これらは河原や海岸で採取できる丸みのある礫あるいは産地不明の平板でやや角張った礫である。配置は、複数の礫のまとまりで構成されるもの、列状・弧状になるもの、1～2点程度のみで構成されるものが見られる。加えて周囲からは、漆製品の塗膜が確認された土坑墓や、ヒスイ製の装飾品が確認されている。



写真 3-11 配石遺構 1 (平成 26(2014)年度調査)

b 構築の背景と位置付け

配石遺構が構築された後期前半（十腰内I式期）の直前期にあたる後期初頭は、盛り土遺構とその周辺に遺構・遺物の分布が限定されるが、当該期になると垣の島川周辺から、さらに南側に竪穴建物跡や土坑数基が分布しており、土地利用は大きく変化する。一方、盛り土遺構周辺においても遺物が散見され、盛り土遺構の小丘部で検出された土坑覆土から当該期の土器片が出土していることから、十腰内I式期においても若干ながら盛り土遺構を意識した土地利用がされていたと窺える。その後、十腰内I式以降の遺構・遺物は極めて少なくなり、後半期の十腰内IV式相当の堂林式期になると、配石遺構を挟んだ北側と南側に当該期の竪穴建物跡が分布することから、視覚的に認識できる配石遺構を意識した集落配置が窺える。



写真 3-12 配石遺構 2 (平成 26(2014)年度調査)



写真 3-13 配石遺構 3 (平成 26(2014)年度調査)

こうした一連の土地利用の変化は、記念物として位置付けることができる盛り土遺構や配石遺構が意識化され、縄文時代後期の精神性や社会性が反映されているものと推察できる。

(I) 墓

縄文早期後半(東釧路Ⅳ式)の墓と判断された土坑が76基確認されている。平面形が隅丸方形のものは、一辺が約5mと大型である。楕円形のものは大型の土坑墓を囲むように造られ、規模は長軸約2m、短軸1mほどである。これらのうち4基から足形付土版が合わせて17点出土している。そのほかの副葬品としては、つまみ付きナイフや尖頭器、石皿、土器や礫がある。

土版に押圧された足形は、片足が7点、両足が5点となっている。加えて手形が残されているものもあり、片手が2点、両手が2点確認されている。用途については、民俗例の立ち祝い(子どもが歩き始めた記念)のように成長と健康を祈ったものなど諸説あるが、本例はすべて副葬品として出土していることや、足形の大きさに違いがあること、製作されてから副葬されるまでに時間幅があることなどから、子どもが亡くなった後に足形や手形を土版に型取り、孔に紐を通し特定の場所に吊り下げ、子どもの親が亡くなったときに一緒に副葬品として埋葬したと推測される。(註10)(註11)



写真3-14 足形付土版が副葬された土坑墓
(平成13(2001)年度調査)

(オ) 出土遺物

本史跡からは、これまでの発掘調査により20万点以上の遺物が出土している。主な土器型式としては、縄文早期では住吉町式や東釧路Ⅳ式が、前期では円筒下層d式が、中期では円筒上層式や榎林式、大安在B式、ノダップⅡ式、煉瓦台式が、後期では天祐寺式や涌元式、大津式、白坂3式、堂林式が挙げられる。これら在地系の土器に加え、搬入品と考えられる大木9式も少量ながら出土している。また後期後半期の赤漆塗り注口土器や香炉形土器、双胴注口土器といった特殊土器の存在も特筆される。

剥片石器では、主に狩猟具や加工具である石鏃や石錐、ナイフ類などが、礫石器では主に道具や食料の加工具である石斧、擦石、敲石、台石、石鋸などの礫石器、祭祀・儀礼に使用されたと考えられる石棒や岩偶のほか、装飾品と考えられる有孔土製品や石製品などが少数ながら出土している。特徴的な石器としては、漁網用と考えられる早期後半期の小型の石錘が37点まとまって住居床面から出土している。加えて、北海道南部や東北北部の中期末から後期初頭と、出土地域や時期が限定される青竜刀形石器が50点以上確認されており、盛り土遺構における儀礼行為や当時の精神性を理解するうえで極めて重要な資料である。そのほか数は少ないが漆製品や、シカやタマキビガイなどの動物遺存体も検出されている。



写真3-15 出土土器
(平成20・21(2008・2009)年度調査)



土器（早期前半）



土器（前期後半）



土器（中期前半）



土器（後期後半）



漆塗り注口土器（後期後半）



香炉形土器（後期後半）



磨製石斧



石錘



青竜刀形石器



石棒



足形付土版と副葬品



ヒスイ製装飾品



滑石製装飾品



漆製品と炭化物



動物遺存体(シカ)

写真3-16 主要出土遺物

イ 理化学的分析の成果

史跡指定後の理化学的分析は6件実施しており、主に盛り土遺構や配石遺構およびその周辺に関するものである。内容については、次のとおりである。そのうち、周辺地域を含む花粉分析結果から類推された植生環境について、本史跡の総括報告書（函館市教育委員会 2017）において鈴木三男氏（本計画検討委員会委員）により示されており^{（註18）}、その概要を個別に示す。

表3-4 理化学的分析の実施実績（史跡指定後）

年度	内容	試料	縄文時期	概要
平成 19(2007) 平成 25(2013)	蛍光X線 分析	石器	後期初頭 後期前半	盛り土遺構小丘部および配石遺構周辺出土の黒曜石製剥片・原石の産地について、いずれも北海道赤井川産と推定された。 ^{（註12）}
平成 25 (2013)	蛍光X線 分析	石製品 (装飾品)	後期前半	配石遺構周辺から出土した装飾品について、白色と半透明緑色が混ざった肉眼的特徴と合わせて、翡翠（ヒスイ）と同定された。 ^{（註13）}
平成 25 (2013)	塗膜分析	漆塗膜	後期前半	土坑墓に副葬された漆製品について、素地は木胎、塗膜構造は透明漆層と赤色漆層の2層からなり、赤色漆層の顔料は水銀朱と同定された。 ^{（註14）}
平成 25～27 (2013～2015)	放射性炭素 年代測定	漆塗膜 炭化材	早期後半～ 後期前半	盛り土遺構や竪穴建物跡、土坑墓や水場擬定地など、縄文各期の遺構等の帰属年代を知るうえでの資料が蓄積された。 ^{（註15）}
平成 27 (2015)	花粉分析	土壌	早期～ 後期	水場擬定地において、日当たりが良くやや乾燥した環境であり、比較的開放的な植生環境であったことが示唆された。 ^{（註16）}
平成 27 (2015)	花粉分析 微粒炭分析	土壌	前期後半～ 後期初頭	盛り土遺構周辺において、花粉分析からクリ林に囲まれていた可能性が示唆され、微粒炭分析から草原的環境が広がっていたと推測された。 ^{（註17）}

(ア) 垣ノ島遺跡の植生環境

本史跡に縄文時代の人々が住み始めた縄文早期には、噴火湾に面した南茅部地域の海岸段丘上にミズナラを主体とした冷温帯性落葉広葉樹林が広がっていた。その後、縄文前期の温暖期など気候の変動はあったものの、現在に至るまでこの地では基本的に同じ植生が続いていたと考えられる。縄文中期以降になるとこの森にブナが加わり、後背の山地ではブナ林が拡大したが、海岸段丘上ではブナがミズナラに取って代わることはなかった。

こうした植生環境のもとで縄文時代の人々は集落を営み、森を資源として活用した。食料として主に利用された植物はクリで、クリの実には南茅部地域の遺跡では縄文前期から知られている。本史跡の盛り土遺構を構成する盛り土層からは、下位から上位の全ての層でクリ花粉が圧倒的に多く検出されたことから、これらの盛り土層はクリが繁茂するすぐそばの土壌が運ばれたものと考えられる。草原性の草本花粉も少なからず検出されていることから、遺跡全体が疎林状の「クリ林」で、そこに竪穴建物が造られ、生活が営まれたと考えられる。このような「クリ林」は自然林には存在せず、人々が元からあったミズナラ主体の自然林を伐開し、積極的にクリの苗を植え、他の草木を取り除くなどの育成管理をして初めて可能となる。人々はこのクリの木から毎年実を収穫しながら、適宜伐採して建物の建築材などに利用し、また苗を植え育成することを遺跡の存続する全期間にわたって続けていたと言える。このようにムラの始まりとともに「クリ林」が造られ、「クリ林」の中でムラを営み、ムラの終焉とともにクリも消えていく様は青森市三内丸山遺跡でよく知られている。^{（註19）} こうした「クリとともにあるムラ」は本史跡や三内丸山遺跡に限らず、北日本の縄文遺跡の基本的な姿であると言える。

(5) その他の調査

ア 植生調査 (令和3(2021)年度実施)

史跡指定範囲の植生を調査し、植生分布状況を把握することを目的とした。また標準木を調査し、木本類の代表的な生育状況を把握した。植生分布は、林況や草地状況に応じてエリア分けし、エリアごとに植生状況を取りまとめた。

植生状況マップの一覧表は、植生の多い順で降順とした。標準木は、樹高、幹径(胸高直径)、樹齢、木の状態を調査した。

表3-5 植生一覧

No.	種類	名称	No.	種類	名称	No.	種類	名称									
①	木本類	在	バッコヤナギ	②	木本類	在	バッコヤナギ	⑥	草本類	在	シバ						
		在	エゾイタヤ			在	エゾイタヤ			帰	セイヨウタンポポ						
		在	クリ			在	アオダモ		⑦	木本類	在	バッコヤナギ					
		在	キタコブシ			在	キタコブシ				在	エゾイタヤ					
		在	タラノキ			在	タニウツギ				在	シラカンバ					
		在	シラカンバ			外	キリ				在	ミズキ					
		在	ヌルデ			草本類	在				クマイザサ	在	ミズナラ				
		在	ミズナラ				在				ゼンマイ	在	タラノキ				
		在	ホオノキ				在				オシダ	在	ナナカマド				
		草本類	在			トドマツ	③				木本類	在	ハリギリ	⑧	木本類	在	エゾヤマザクラ
						アオダモ						草本類	在			クマイザサ	在
						オオカメノキ	在				オオイタドリ		外			スギ	
						ガマズミ	在		ヨモギ	④	草本類	在	シバ				
						タニウツギ	草本類		在			シバ	在			オオイタドリ	
						ナナカマド			在			ハコベ	在			ヨモギ	
						ノイバラ	帰		カキドオシ			在	オシダ				
						ツルウメモドキ	帰		シロツメクサ			帰	トクサ				
	外			スギ	帰	セイヨウタンポポ	帰	ヒメジョオン									
	草本類			在	オオイタドリ	⑤	木本類	在	ハリギリ			⑧	木本類			在	トドマツ
					ヨモギ			在	ミズキ							在	ヤマグワ
ススキ					在			キタコブシ	在							エゾイタヤ	
オシダ					在			クリ	在							イチイ	
マルバヒレアザミ		在	アオダモ		在			ミズナラ									
ミツバ		草本類	在		シバ			外	スギ								
帰			ノランジン		帰			セイヨウタンポポ	在	オシダ							

(在:在来種 / 外:外来種 / 帰:帰化種)

「令和3年度植生調査成果」をもとに作成 ※表中No. は図3-22と対応



図3-22 植生エリア (S=1/4,000)

イ 社会的調査

本史跡を社会的に捉えた調査は皆無だが、国土交通省北海道運輸局により令和4(2022)年度に実施された「函館市の縄文遺跡群と三内丸山遺跡に関する調査・分析事業」における観光地域動向調査は、本史跡がどのように利用・活用されているかの一端を明らかにしている。

令和元(2019)年度、函館市の観光入込客数は500万人に対し、本史跡に隣接する縄文文化交流センターの来訪者は2万人程度であった。同年、三内丸山遺跡(青森県青森市)は20万人弱が来訪しており、この観光地域動向調査は、三内丸山遺跡と比較しながら、本史跡と大船遺跡を訪問する観光客の属性などを把握している。観光客に対するアンケート調査は、南茅部地域の縄文関連施設(本史跡、道の駅「縄文ロマン南かやべ」、史跡大船遺跡)で実施され、函館市街地では五稜郭公園(特別史跡五稜郭跡)と函館朝市で行われている。

結果として、函館市街地においては道外からの来訪者が大半を占めているのに対し、南茅部地域では函館市・道内からの来訪者が多いことがわかっている。また、函館市街地の観光地においては20代が多く、南茅部地域の縄文関連施設は、およそ半数が40代から50代で、これは同年代がおよそ40%を占める三内丸山遺跡との類似性を示している。また、両遺跡では70%以上が家族との訪問であることも類似している。

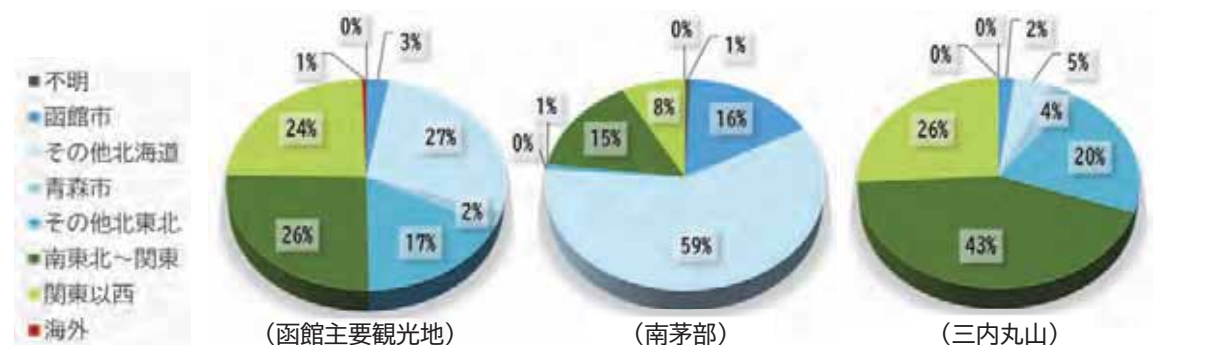


図3-23 来訪者の割合(地域別)

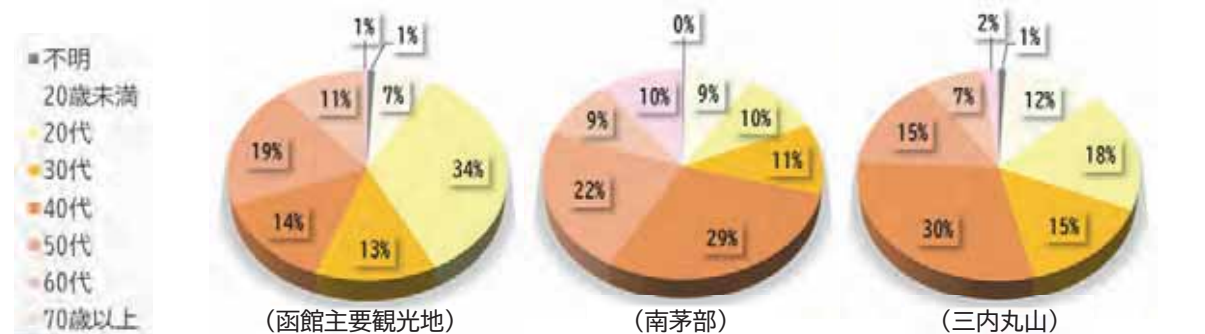


図3-24 来訪者の割合(年代別)

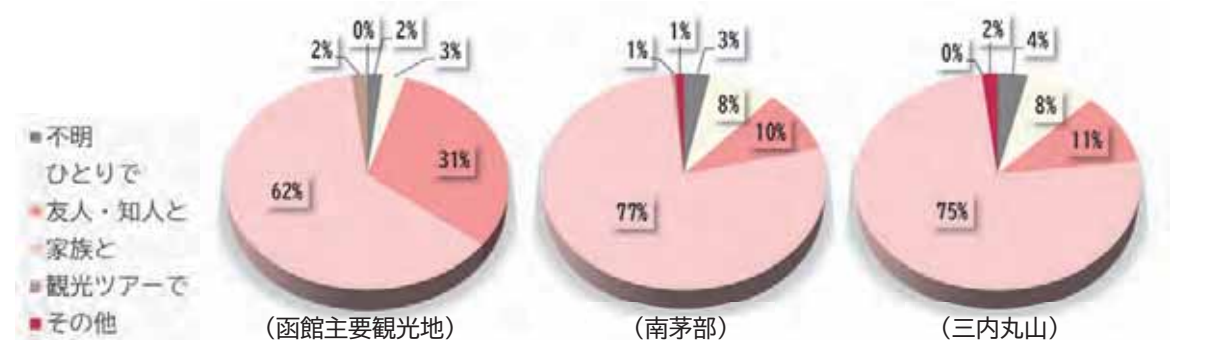


図3-25 来訪者の割合(訪問者別)

滞在時間は、史跡大船遺跡では10～29分が59.3%、本史跡では30～59分が44.2%となり、これに対して三内丸山遺跡では1時間から1時間59分が45.4%で、滞在時間が長い。また、南茅部地域の縄文遺跡のガイドについては、46.3%が実施していることを知らなかった、としている。なお、遺跡群を訪問した観光客は、課題として交通アクセスの充実、周辺観光地・施設の連携の必要性を挙げている。

加えて、本調査では関係機関へのヒアリングも実施しており、1) 函館市教育委員会(以下、「市教委」という。)生涯学習部文化財課、2) 函館市観光部、3) 函館市南茅部支所、4) 一般財団法人道南歴史文化振興財団、5) ホテル函館ひろめ荘、6) 函館バス株式会社が対象となっている。アクセスについては全機関が問題を把握しているものの、その改善だけでは不足であり、アクセスに付加する体験やコンテンツを用意する必要性を感じている。その内容についても、食の取組は考えられるものの、アウトドアやウェディングなどの企画には制約も多く、周辺に対応できる人材も少ない。

本史跡の周辺社会については、漁業が本業であり、飲食店なども主に地域住民を対象としており、開店時間など、遺跡を訪問した観光客への対応が難しいことが指摘される。一方で、住民懇談会を発展させた「世界遺産を生かした地域づくり懇談会」が設置・開催されており、住民による本史跡との関係も皆無ではない。

調査結果として、今後は文化観光推進法による「文化・観光・地域活性化の好循環の創出」を基本に据え、本史跡および史跡大船遺跡の知名度を上げ、函館市内の観光客を南茅部地域の縄文関連施設に誘導するような仕組みが必要である、としている。また、ガイドを利用することで本史跡訪問の満足度を向上させるため、ガイドのあり方を検討していく必要がある。縄文関連施設への来訪者の満足度を高めるためには、地域住民との連携を促進し、地域の語りを観光の取組に入れていくことも提案されている。

以上のように、「函館市の縄文遺跡群と三内丸山遺跡に関する調査・分析事業」における観光地域動向調査では、どのような観光客が本史跡を訪れるのか、どれくらい滞在するのか、ガイドについての認識など、本史跡がどのように観光対象として位置付けられているのか明らかになっている。また調査では、地域社会の語りもあわせた観光が提案されている一方で、本史跡と地域社会の関係性は弱く、史跡を訪問する観光客にもみえてこないこと、それを繋ぐような取組も限られていることも明らかになった。つまり、現段階では本史跡の地域社会での価値付けはほぼみえておらず、史跡の保存活用に必要なとされる本史跡をとりまく地域社会と史跡との関係性に係る調査研究が不足している。

第4章 史跡垣ノ島遺跡の本質的価値

(1) 史跡の本質的価値

本史跡が持つ本質的価値を明確に認識し、共通理解とすることが、史跡の保存・活用の基本的な理念となる。なお、史跡における本質的価値とは「土地と一体となって有する、わが国の歴史上又は学術上の価値」であり「史跡の指定に値する枢要の価値」とされ、指定説明文に立脚しつつ、総括的に整理・確認し明示することとされている。

本史跡においては、平成23(2011)年の史跡指定時の指定説明文(第3章(3)参照)や、これまでの発掘調査で得られた成果を踏まえ、本質的価値を次の3点に整理する。

○ 縄文時代早期前半から後期後半にかけての長期間にわたる集落変遷と定住を示す拠点集落

- ・一つの台地において、縄文早期前半から後期後半(約9,000~3,000年前)の約6,000年間にわたる集落の選地や変遷および土地利用の様相を明確に捉えることができる。
- ・縄文前期前半を除き、継続して営まれた集落であり、長期間にわたる定住を示す。
- ・縄文各期の竪穴建物跡からは、独特の構造や特徴的な出土遺物が確認されており、縄文遺跡が数多く残されている本地域の中でも代表的な拠点集落の様相を呈する。
- ・縄文早期後半期において、竪穴建物からなる「居住域」と土坑墓からなる「墓域」が形成され、日常と非日常の空間が分離した、集落における機能分化のはじまりを示す。



○ 墓域や盛り土遺構、特殊土器など縄文各期における精神性や社会性を示す多様な遺構と遺物

- ・縄文早期後半の墓域や副葬された足形付土版、前期後半から後期初頭にかけて形成された盛り土遺構や青竜刀形石器・石棒などの儀礼具、後期前半に構築された配石遺構やヒスイ製装飾品・漆製品等の関連遺物、後期後半の住居廃棄儀礼が見られる竪穴建物群や床面から出土した漆塗り注口土器・香炉形土器といった特殊土器など、集落が営まれた各期において当時の高い精神性や社会性を示す貴重な遺構や遺物が数多く存在する。
- ・大型の合葬墓と単独墓からなる墓域や足形付土版・尖頭器・つまみ付きナイフなどの副葬品から、限られた時期(縄文早期末から前期初頭)・地域(渡島半島南東部[函館市]および石狩低地帯[千歳市・苫小牧市])における特殊な墓制や葬送儀礼の存在が明らかとなり、当時の精神文化を知ろううえで極めて重要である。
- ・盛り土遺構は国内最大級の規模で、その形成過程や独特の構造とともに、集落と複合した当時の精神性を示す大規模な記念物であり、さらには保存状態が良好で、現在も視覚的に明瞭に確認することができる。



- ・一つの台地において、縄文後期初頭に最盛期を迎え終焉となる盛り土遺構と、その後の後期前半に構築された配石遺構の存在は、祭祀・儀礼の拠点として位置付けられるとともに、さらには当該期・当地域の大規模記念物の立地や変遷過程をも窺い知ることができる。

○ 集落を支えた豊かな自然とヒトとの関わりや周辺地域との交流を示す出土遺物と地勢

- ・これまでの発掘調査により出土した日用道具や儀礼具、動植物遺存体などの20万点を超える膨大な遺物から、自然環境の変化に都度適応しながら長期にわたる集落の継続を可能にした当時の生活や生業を窺い知ることができる。
- ・中でも縄文早期後半の竪穴建物跡から一括出土した漁網用の石錘は、本地域において早い段階から漁具を用いた漁労が活発に行われるなど、海洋環境への適応を示す。
- ・縄文前期前半に発生した、本史跡から直線で25km北西に位置する駒ヶ岳の大噴火に伴う多量の降下火山灰（Ko-g）の影響により、一時期は生活の痕跡が途絶えたが、前期後半には生態系が再生し、集落の形成や盛り土遺構の萌芽が見られるなど、ヒトと自然災害との関わりを顕著に示す。
- ・暖流と寒流の接する水産資源の豊富な太平洋に面し、沖合に突き出た弁天岬がランドマークになるなど、本州や津軽海峡方面、また噴火湾を経て道央部に向かう際の中継点にあたり、海路交易における優位性が窺える。
- ・海、山、川といった往時の生活を支えた豊かな自然環境が凝縮した地形に立地しており、さらにそれが良好な状態で残され現在に受け継がれている。



以上を踏まえ、史跡垣ノ島遺跡の本質的価値について、次のように総括的に明示する。



北海道南部の太平洋沿岸に面した、縄文時代早期前半から後期後半にかけての長期間にわたり営まれ、居住域と墓域の分離や大規模な盛り土遺構、墓に副葬された足形付土版など、高い精神性や社会性を示す多様な遺構と遺物を有する拠点的な集落跡

(2) 史跡の構成要素の特定

史跡の本質的価値を明確化するため、「史跡の構成要素」、「指定地の周辺地域を構成する要素」に大別した。

そのうち「史跡の構成要素」は、「本質的な価値を構成する枢要な要素」、「本質的な価値を構成する枢要な要素以外の諸要素」に区分し、さらに「本質的な価値を構成する枢要な要素以外の諸要素」については、「本質的価値に準じる諸要素」、「保護に資する諸要素」、「その他の諸要素」に細分した。

一方、「指定地の周辺地域を構成する要素」は、「本質的価値を構成する枢要な要素と同価値の諸要素」、「保護に資する諸要素」、「周辺環境を構成する諸要素」、「その他の諸要素」に区分した。

構成要素区分の考え方は次のとおりであり、この区分に基づきそれぞれに該当する要素を示す。

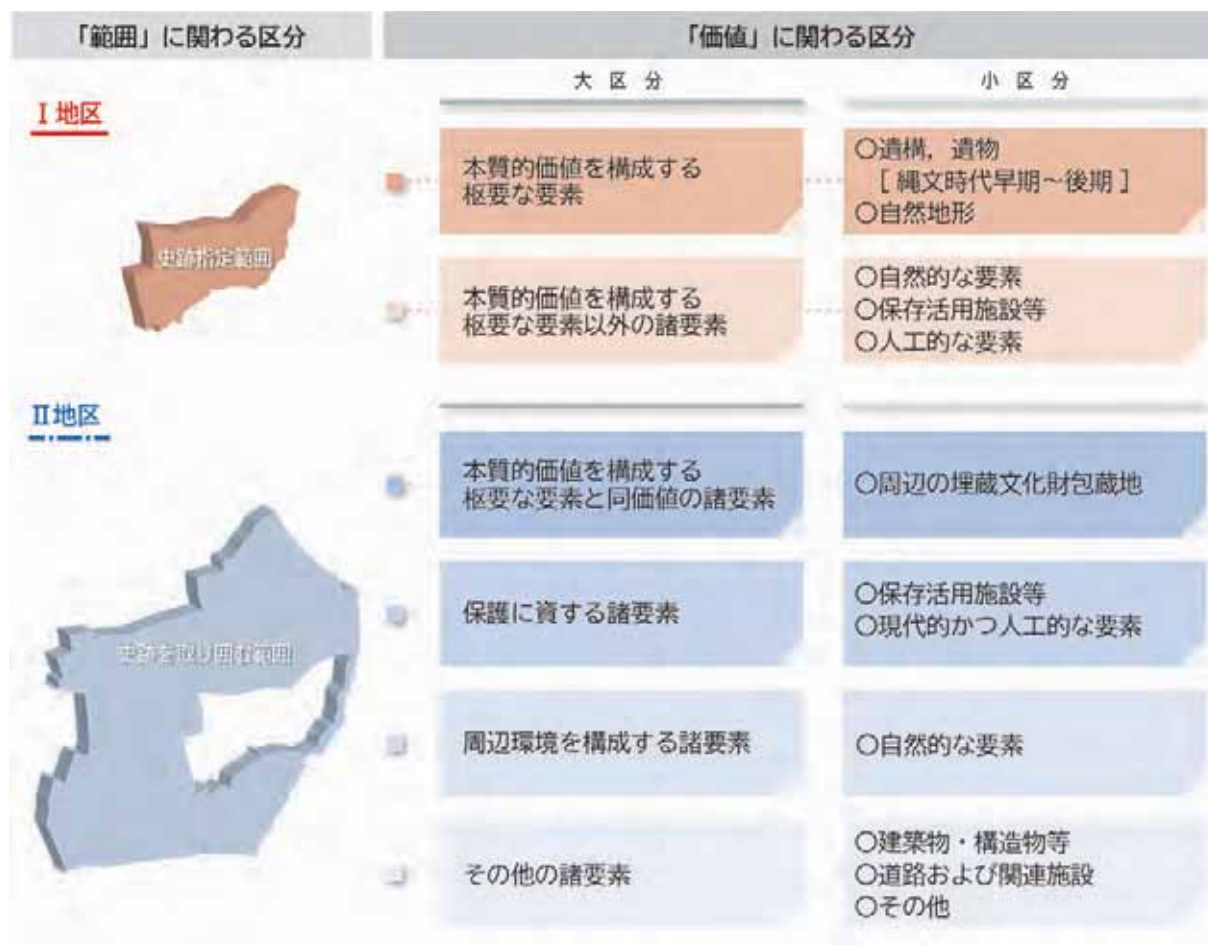


図4-1 構成要素区分の考え方

ア 史跡の構成要素（I地区：史跡指定地）

(ア) 本質的価値を構成する枢要な要素

縄文時代早期から後期の遺構・遺物が挙げられる。土坑墓や大規模な盛り土遺構，土器や石器，骨角器など，長期間にわたる拠点集落が営まれたことを示す多様な遺構や遺物が出土しており，現在でも多数の埋蔵物が地下に存在する。

既存の盛り土遺構の整備では，昭和4（1929）年の駒ヶ岳 a（Ko-a）火山灰降下前の地形を復元するために，遺構の保存を前提に約 30 cmの保護層の造成と野芝の植栽を行っている。また，竖穴

建物群においても後世の地形改変は見られず十分な保護層が確保されていることから、張芝による表面保護を行うことで現況地形を維持している。

さらに、こうした拠点集落を形成する自然地形として、海岸段丘や段丘斜面などが挙げられる。遺跡の立地や生業に密接に関わる要素である。

(イ) 本質的価値を構成する枢要な要素以外の諸要素

a 本質的価値に準じる諸要素

腐植土や火山堆積物が史跡の本質的な価値を構成する要素である埋蔵物を被覆していることで、それらが地上に露出することなく保護されている。

b 保護に資する諸要素

史跡指定以前から遺跡内に自生していたクリ、オニグルミ等の既存木、整備後に地元の団体から寄附されたクリ、オオヤマザクラ等の植樹木など、縄文時代の植生復元のため在来樹種を保護・植樹しており、往時の自然環境の理解促進に寄与している。

休養便益施設としての機能を持つ管理棟、発掘や土器野焼き等の体験ができる体験広場、史跡の見学における解説板や園路など、史跡を適切に管理・活用するための保存活用施設等を整備している。

c その他の諸要素

史跡指定以前に植林された、縄文時代の景観としてふさわしくない針葉樹が挙げられる。

イ 指定地の周辺地域を構成する要素（Ⅱ地区：史跡を取り囲む範囲）

(ア) 本質的価値を構成する枢要な要素と同価値の諸要素

本史跡の周辺に位置する、縄文時代に属する周知の埋蔵文化財包蔵地が挙げられる。

(イ) 保護に資する諸要素

史跡見学の導入部となる入口ゲートに続き、案内窓口、展望デッキなどの便益施設や眺望点を整備している。

また、本史跡の遺物も展示する縄文文化交流センターや道の駅「縄文ロマン南かやべ」などが挙げられる。

(ウ) 周辺環境を構成する諸要素

史跡は海岸線に沿って形成される段丘上に立地しているほか、周辺は河川や森林などが存在し、縄文当時を想起させる地形および自然環境を有している。

(I) その他の諸要素

各種建築物や道路およびその関連施設が挙げられる。海岸段丘下の低地には、国道に沿って集落が形成され、地域住民にとって基幹産業と密接に結びついた居住空間となっており、史跡北西側では白尻漁港臨港道路の建設工事が進行中である。

また、主に史跡南側（山側）には近代以降に植林された針葉樹林が広がっている。

表4-1 構成要素一覧

区分		要素	
史跡の構成要素（Ⅰ地区 史跡指定地）	■ 本質的価値を構成する枢要な要素		
	縄文時代 (早期～後期)	遺構	・ 竪穴建物跡（集落），盛り土遺構（丘状遺構，道状遺構），土坑（墓，貯蔵穴等），配石遺構，その他地下に埋蔵している遺構
		遺物	・ 土器，石器，骨角器，土製品，石製品，自然遺物（動植物遺存体），その他地下に埋蔵している遺物
	自然地形	・ 海岸段丘，段丘斜面，沢地形	
	● 本質的価値を構成する枢要な要素以外の諸要素		
	▼ 本質的価値に準じる諸要素		
	自然的な要素	・ 被覆土（腐植土，火山堆積物（駒ヶ岳，白頭山由来））	
	▼ 保護に資する諸要素		
	自然的な要素	・ 既存木（クリ，オニグルミ等） ・ 植樹木（クリ，オオヤマザクラ等）	
	保存活用施設等	・ 総合案内板，世界遺産共通サイン，記名サイン，アクセシブルサイン，案内標識，解説板，注意看板 ・ 管理棟，体験広場（体験棟，土器焼き体験施設，発掘体験施設，住居モデル），芝生広場，エントランス広場，立体模型，標柱，多目的スペース ・ 園路，管理用通路，階段，手摺，スロープ，照明灯 ・ 境界杭，境界標 ・ スツール，ロープ柵，チェーン柵 ・ 生垣（ハマナス），芝，百葉箱（温湿度計）	
▼ その他の諸要素			
人工的な要素	・ 植林木（スギ，トドマツ等）		
区分		要素	
指定地の周辺地域を構成する要素（Ⅱ地区 史跡指定地外）	■ 本質的価値を構成する枢要な要素と同価値の諸要素		
	周辺の埋蔵文化財包蔵地	・ 白尻A遺跡，垣ノ島B遺跡，垣ノ島C遺跡，垣ノ島D遺跡，電電公社合宿舎遺跡	
	● 保護に資する諸要素		
	保存活用施設等	・ 記名サイン，入口ゲート（掲示板，人数カウンター），案内窓口，物置，展望デッキ（解説板，ベンチ，スツール，デジタルサイネージ），園路，案内板，転落防止柵 ・ 管理用通路，階段，手摺，スロープ，アクセシブルサイン，照明灯，チェーン柵 ・ 縄文文化交流センター，道の駅「縄文ロマン南かやべ」 ・ 駐車場，遺跡標識，説明板	
	現代のかつ人工的な要素	・ 急斜面地崩落防止ネット	
	● 周辺環境を構成する諸要素		
	自然的な要素	・ 垣の島川，海岸段丘，段丘斜面，落葉広葉樹林，草地，鳴岩	
	● その他の諸要素		
	建築物・構造物等	・ 家屋，飲食店，木工所，漁業関連施設（水産加工施設，コンブ加工施設，資材置場），太陽光発電施設 ・ 落石防護柵 ・ 電柱，外灯，携帯電話通信施設 ・ 墓地	
	道路および関連施設	・ 国道278号尾札部道路（バイパス），市道白尻東海線，市道白尻高台線，市道安浦白尻高台線，白尻漁港臨港道路（建設中） ・ 垣の島橋 ・ 道路附属物	
その他	・ 針葉樹林 ・ 畑（家庭菜園） ・ 3級基準点		

< 史跡指定地内の構成要素 >

本質的価値を構成する重要な要素		
No.	記号	要素
1		竪穴建物跡(集落)
2		盛り土遺構(丘状遺構, 道状遺構)
3		海岸段丘
4		段丘斜面
5		沢地形

本質的価値を構成する重要な要素以外の諸要素		
No.	記号	要素
6		既存木 (クリ, オニグルミ等)
7		植樹木 (クリ, オオヤマザクラ等)
8		総合案内板
9		世界遺産共通サイン
10		記名サイン
11		アクセシブルサイン
12		案内標識
13		解説板
14		注意看板
15		管理棟
16		(体験棟)
		(土器焼き体験施設)
		(発掘体験施設)
	(住居モデル)	
17		芝生広場
18		エントランス広場
19		立体模型
20		標柱
21		多目的スペース
22		舗装(カラー)
		舗装(黒)
		砂利敷
23		管理用通路
24		階段, 手摺
25		スロープ
26		照明灯
27		境界杭, 境界標
28		スツール
29		ロープ柵
30		チェーン柵
31		生垣 (ハマナス)
32		芝
33		百葉箱 (温室度計)
34		植林木 (スギ, トドマツ等)

※位置および範囲を把握した構成要素を示す。
 なお、次頁以降に掲載した写真の位置については、図中の番号にて示す。



図4-2 構成要素箇所図-史跡指定地内 (I地区 S=1/4,000)

▼ I 地区：本質的価値を構成する枢要な要素



1：豎穴建物跡（集落）



2：盛り土遺構（丘状遺構・道状遺構）



3：海岸段丘 / 4：段丘斜面 / 5：沢地形

▼ I 地区：本質的価値を構成する枢要な要素以外の諸要素 — 保護に資する諸要素



6：既存木（クリ，オニグルミ等）



7：植樹木（クリ，オオヤマザクラ等）

— 保護に資する諸要素



8：総合案内板1（エントランス広場）



8：総合案内板2（エントランス広場）



8：総合案内板（管理棟）



9：世界遺産共通サイン



10：記名サイン



11：アクセシブルサイン



12：案内標識



13：解説板「盛り土遺構」



13：解説板「丘状遺構」



13：解説板「道状遺構」



13：解説板「窪みで残る竪穴建物跡」



13：解説板「海への眺望」



14：注意看板「史跡利用案内」



14：注意看板「駐車禁止」



15：管理棟



16：体験広場（体験棟）

— 保護に資する諸要素



16：体験広場（土器焼き体験施設）



16：体験広場（発掘体験施設）



16：体験広場（住居モデル）



17：芝生広場



18：エントランス広場



19：立体模型



20：標柱



21：多目的スペース



22：園路「舗装（カラー）」



22：園路「舗装（黒）」



22：園路「砂利敷」



23：管理用通路



24：階段・手摺



25：スロープ



26：照明灯

一 保護に資する諸要素



27：境界杭



27：境界標



28：スツール



29：ロープ柵（木製）



29：ロープ柵（擬木製）



30：チェーン柵



31：生垣（ハマナス）



32：芝



33：百葉箱（温湿度計）

一 その他の諸要素



34：植林木(スギ・トドマツ等)

< 史跡指定地外の構成要素 >



図4-3 構成要素箇所図-史跡指定地外 (Ⅱ地区 S=1/8,000)

▼II地区：指定地の周辺地域を構成する要素 — 保護に資する諸要素



2：記名サイン



3：入口ゲート



3：入口ゲート（掲示板）



3：入口ゲート（人数カウンター）



4：案内窓口



5：物置



6：展望デッキ / 9：園路



6：展望デッキ（解説板「縄文時代の垣ノ島遺跡」）



6：展望デッキ（ベンチ）



6：展望デッキ（スツール）



6：展望デッキ（デジタルサイネージ）



7：案内板「定時解説」



7：案内板「デジタルコンテンツ」



8：転落防止柵

— 保護に資する諸要素



10：管理用通路



11：階段・手摺



12：スロープ



13：アクセシブルサイン



14：照明灯



15：チェーン柵



16：縄文文化交流センター ※駐車場側からの外観



16：縄文文化交流センター ※遺跡側からの外観



17：道の駅「縄文ロマン南かやべ」

一 保護に資する諸要素



18：駐車場 一般車両用



18：駐車場 福祉車両用



19：遺跡標識



20：説明板「道の駅」



21：急斜面地崩落防止ネット

一 周辺環境を構成する諸要素



22：垣の島川



23：海岸段丘



24：段丘斜面



25：落葉広葉樹林



26：草地



27：鳴岩

一 その他の諸要素



28：家屋



29：飲食店



30：木工所

— その他の諸要素



31：漁業関連施設（水産加工施設）



31：漁業関連施設（コンブ加工施設）



31：漁業関連施設（資材置場）



32：太陽光発電施設



33：落石防護柵



34：電柱



35：外灯



36：携帯電話通信施設



37：墓地（白尻霊園）



38：国道278号尾札部道路（バイパス）



38：市道白尻東海線



38：市道安浦白尻高台線



39：垣の島橋



40：道路附属物
「視線誘導標」



40：道路附属物
「カーブミラー」



41：針葉樹林



42：畑（家庭菜園）



43：3級基準点

第5章 大綱（基本方針）

本史跡の価値については「第4章 史跡垣ノ島遺跡の本質的価値」で明示しており、その価値や特色を確実に未来に継承するとともに、現状と課題を踏まえながら、計画的かつ実効性のある保存・活用および整備を進めていく必要がある。

また、具体的な取組を展開するためには、土地所有者をはじめとした関係者や関係諸機関、市民・地域活動団体との連携を図りながら、史跡の保存・活用を支える恒久的な仕組みや体制を構築することが求められる。

そのうえで、日常的・定期的な維持管理を進めるとともに、史跡の調査・研究や整備に加え、生涯学習、学校教育、文化、観光、まちづくり、地域活性化の観点から、史跡を活用する取組も重要となる。

このため、史跡垣ノ島遺跡に関わる様々な団体や市民が共有する、史跡の保存活用における基本方針を、次のように定める。

■ 史跡の本質的価値の確実な保存と価値の顕在化

～縄文時代の人々が残した証を保存し、その価値を正しくわかりやすく伝え、さらに高める～

■ 長期にわたる定住を支えた環境の保全と保存活用体制の充実

～縄文の背景にある環境を守り、周辺景観との調和を図りながら、未来へ継承し維持し続ける～

■ 縄文文化でつながるひとづくり、まちづくり拠点の形成

～多様な人々の交流や学びの場となる地域の拠点づくり・空間創出をめざす～



縄文が育んだ「世界の宝」の魅力や価値を、多様な人々と交流しながら、守り、活かし、発信し、新たな価値を創造する。

第6章 保存管理

(1) 保存管理の現状と課題

ア I地区(史跡指定地)

(ア) 現状

- I地区は平成24(2012)年度までに公有化が完了しており、現在は函館市が所有・管理している。
- 地下遺構については、発掘調査終了後に埋め戻しており、かつ整備事業においても十分な保護層を設けたうえで施工しているため、確実に保存されている。
- 発掘調査で出土した遺物は、平成23(2011)年10月の縄文文化交流センターの開館に伴い、主たる遺物を展示している。それ以外の遺物および図面や写真等の記録類は、近隣の埋蔵文化財保管庫に保管している。
- 史跡の管理は、指定管理者である一般財団法人道南歴史文化振興財団が実施している。
- 除草については、地形復元をしている盛り土遺構においては全面を年4回、主動線を月1回実施するなど、エリア分けをしたうえで計画的に実施している。
- 通年で公開しており、冬期は、展望デッキや主園路を中心に除雪作業を行っている。
- I地区の約8割の範囲は世界文化遺産「北海道・北東北の縄文遺跡群」の資産範囲(面積約7.6ha)となっており、周辺の緩衝地帯(面積約53.5ha)を含めて、経過観察や遺産影響評価(HIA)など、世界遺産の構成資産として必要な保存管理を行っている。

(イ) 課題

- I地区の北西側は市道に接し、また南東側は垣の島川に向かう斜面地となっており、公開時間外においても完全閉鎖は難しいことから、史跡内への立ち入りを制限することができず、安全管理上の課題となっている。
- 崖地への侵入防止のため盛り土遺構の垣の島川側沿いに植栽したハマナスの生育が悪く、機能を果たしていない。
- 一部の園路が砂利敷きとなっているため、大雨や雪融け時には流路となり洗掘される場合があるほか、除雪時に石を弾き飛ばしてしまうことがある。
- シカやキツネ、ウサギなどの野生動物が、噛み跡や角により樹皮を損傷させたり、地表面に穴を掘るなど、樹木や地形に対する獣害がたびたび確認されている。
- 鳥獣によるクリやクルミなどの枝葉の損傷および来訪者による採取が確認されている。
- 史跡に隣接する市有地および史跡内の針葉樹(カラマツ等)や外来樹種(ニセアカシア等)は、良好な景観形成や眺望確保を図るため、計画的に伐採する必要がある。
- 東側は海や川に近く、段丘斜面の地形や樹木により縄文時代を想起させる良好な景観が維持されているものの、北西側は高低差やスペースがないことから、遮蔽や修景が十分ではない。



写真6-1 垣の島川沿いのハマナス



写真6-2 砂利敷き園路

イ II地区（史跡指定地外）

(ア) 現状

- 本史跡を見学する際の導入部にあたる入口ゲート，案内窓口，展望デッキは史跡指定地外に設置されている。案内窓口ではガイドおよび発掘体験の受付や，タブレット端末の貸出，場内放送などを行っている。
- II地区の南東から南西側は主に自然の樹林地や植林による二次林となっており，東側には垣の島川が流れる。西側には家屋や家庭菜園のほかコンブ干場や乾燥場などの漁業関連施設が点在し，また太陽光発電施設も設置されている。北側の台地上には墓地が存在し，さらに北側の段丘下の低地では海岸線に沿って国道278号が通り，集落が形成されている。なお，周辺には農地のように大きく改変された土地はない。
- 北西の市道側の一部には，旧南茅部町が設置した，かつて民地であった段丘上へ繋がる階段や柵があるが，史跡指定後の公有化に伴い利用されなくなり，現在は管理されていない。
- 令和3（2021）年度より，北西側において白尻漁港臨港道路の建設工事が行われている。
- 縄文文化交流センターおよび道の駅「縄文ロマン南かやべ」があり，駐車場は本史跡と共用となっている。なお，繁忙期は，II地区に隣接する市有地を臨時駐車場として供用している。

(イ) 課題

- 路線バスでの来訪者は職員が常駐していない管理棟側から史跡に入場するため，来訪者動向などの現状を即座に把握できない場合がある。
- 展望デッキの排水が不十分であり，降雨後や融雪後は水溜まりが発生するため，職員が都度水を掻き出している。
- ゴールデンウィークや夏休みなどの繁忙期に駐車スペースが不足する場合は，II地区に隣接する臨時駐車場を開放し，警備員を配置しているが，混雑具合や駐車台数などの情報を職員が即時に共有できていない。
- 史跡内から，北側の墓地に隣接する携帯電話通信施設や，太陽光発電施設，建設中の白尻漁港臨港道路の一部が視認でき，景観上好ましくない。
- クマの出没など突発的に発生する獣害事案に対し，速やかに対応できるようフローチャートを作成し常に確認するなど，日常的に備えておく必要がある。なお，史跡大船遺跡では一部に電気柵を常設しているが，本史跡は立地上，設置箇所に制約があり効果が限定的であるため，電気柵は設置していない。



図6-1 バス停と管理棟の位置関係 (S=1/8,000)



写真6-3 史跡から見える携帯電話通信施設

(2) 保存管理の基本方針

史跡の本質的価値を損なうことなく、将来にわたり史跡の保存管理を図るための基本的方針を次のとおり定める。

- 史跡の管理にあたっては、史跡の本質的価値を踏まえ、構成する諸要素を明確化したうえで、文化財保護法や景観法等の関係法令に基づき、各要素の適切な保存管理を図る。
- 地下に埋蔵されている遺構・遺物の確実な保存を図り、調査研究、保存、整備に資するために必要に応じて実施する発掘調査については、最小限にとどめるなど配慮する。
- 体験広場や園路等の公開・活用施設および管理棟等の管理・便益施設について、見学者の安全に留意して保全や日常の維持管理を行う。
- I地区およびII地区において、行政機関における既存の法令による保護はもとより、土地所有者や土地利用者、関係団体等へ理解と協力を求めながら、適切な埋蔵文化財の保護および縄文時代の佇まいを感じさせる良好な景観形成に努める。

(3) 保存管理の方法

- 日常的な巡回・監視により、保存状態の現状確認を行う。
- 通常管理運営業務を確実に継続して実施することで、常に史跡の保存管理を図る（具体的な実施内容については、表6-1参照）。
- 修繕等の対応が必要な場合には、本章(4)現状変更等の取扱基準に則り、速やかに対応する。

表6-1 管理運営業務の実施内容

大項目	中項目	実施内容
遺跡管理業務	遺跡清掃	・見学動線、解説板等の工作物の清掃
	監視・保安	・敷地内の巡回、目視点検 ・害虫・害獣対応 ・施錠および開錠(入口ゲート、案内窓口、体験棟、管理棟)
	除草・除雪等環境整備	・除草、樹木剪定 ・除雪(主園路、入口ゲート、展望デッキ、エントランス広場、体験棟、管理棟周辺等)
	冬季保全	・冬囲い設置、撤去(体験広場)
建物管理業務	建物管理	・清掃(休憩スペース、トイレ含む) ・害虫(防虫)対応 ・消耗品補充(トイレトペーパー等)
	設備維持管理	・目視点検(照明器具等設備) ・消耗品交換(電球等)
	冬季保全	・凍結防止措置(水抜、不凍液投入等)
運営業務	案内	・情報提供(施設、遺跡、地域等)
	解説	・遺跡解説(定時：4～10月 毎日1日3回) (随時：可能な限り対応)
	体験	・デジタルコンテンツ体験用タブレット端末の貸出 ・発掘体験(定時：4～10月 毎日1日2回)
	来訪者対応	・誘導、安全確保 ・必要物品の設置(看板、カラーコーン等)
	掲示物管理	・ポスターやサインの掲示、撤去
その他の業務	温湿度、来訪者等の記録	・測定、記録
	災害後の被害状況確認	・巡回、目視点検、記録、報告
	日報の作成	・業務内容の記録、報告
	その他	・取材やイベント等への対応

ア 法規制

史跡垣ノ島遺跡の計画対象範囲であるⅠ地区およびⅡ地区においては、以下のとおり法規制が定められている。

(ア) 文化財保護法

Ⅰ地区において史跡の現状を変更する場合は、事前に申請することが定められており、申請に対する審査・許可決定は文化庁または市教委が行う（現状変更等の取扱基準は本章(4)参照）。

また、Ⅱ地区において開発行為等を実施する場合は、周知の埋蔵文化財包蔵地および隣接地にあたることから、道教委では埋蔵文化財保護のための事前協議書を提出するよう指導しており（参考：道教委ホームページ「埋蔵文化財保護のための事前協議のページ」<https://www.dokyoii.pref.hokkaido.lg.jp/hk/bnh/jizenkyougi.html>），開発行為に先立ち市教委との協議を行うことで、史跡周辺の埋蔵文化財の厳格な保護を図っている。

…法第93条(土木工事等のための発掘に関する届出及び指示)

…法第94条(国の機関等が行う発掘に関する特例)

…法第125条(現状変更等の制限及び原状回復の命令)

(イ) 景観法・函館市都市景観条例

景観法に基づく函館市都市景観条例のもと、「函館市景観計画」を定め、良好な景観形成を目指した規制を実施している。市全域が景観計画区域であるほか、Ⅰ地区およびⅡ地区は、同条例第10条第1項により縄文遺跡群都市景観形成地域として定められており、地域内における都市景観の形成に配慮すべき事項や届出の対象となる行為、行為の制限に関する基準を示した景観形成基準が策定されている（第1章(4)参照）。

…法第16条(届出及び勧告等)

…条例第16条の2(事前協議)

表6-2 景観法に基づく規制（函館市景観計画に定める縄文遺跡群都市景観形成地域）

種別(一部抜粋)	届出が必要な対象行為の規模
建築物	高さ10mまたは床面積の合計が10㎡を超えるもの
工作物	
(垣, 柵等)	高さ1.5mを超えるもの
(煙突, 排気塔等)	高さ6mを超えるもの
(装飾塔, 電波塔等)	高さ4mを超えるもの
(電気供給電線路等)	高さ13mを超えるもの
(自動販売機, 風力・太陽光発電設備等)	全て
開発行為	面積10㎡を超えるもので、高さ1.5mを超える法を生ずる切土, 盛土を伴うもの
木竹の伐採	森林病虫害防除以外の木竹の伐採, 樹高10m以上または地上1.5mの高さにおける幹周が1mを超えるもの

(ウ) 都市計画法

本地域は都市計画法第5条に基づく都市計画区域には該当しないが、1ha以上の大規模開発行為は規制されている。

・法第29条(開発行為の許可)

(I) 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律

土砂災害警戒区域に指定された土地は、地すべりや地形の崩壊に伴う土石流などの災害を防止するため、土地の現状変更や建築行為などの開発が規制されている。

また、函館市防災会議が定める函館市地域防災計画に基づき、土砂災害の防止、復旧を行うための対策をしており、適切に維持・管理している(第1章(4)参照)。

・法第10条(特定開発行為の制限)

(オ) 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律

急傾斜地の崩壊を防止し、国土を保全するための土地の現状を変更する行為が規制されている。本史跡においては、Ⅰ地区およびⅡ地区の一部を含む北東側の海岸段丘上崖が急傾斜地に指定されており、崩落による災害を誘発するおそれのある有害な行為が規制されている。

・法第7条(行為の制限)

(カ) 森林法

森林の保続培養と森林生産力の増進のため、土地の現状変更や伐採などの行為が規制されている。

・法第10条の2(開発行為の許可)

・法第10条の8(伐採及び伐採後の造林の届出等)

(キ) 河川法・函館市普通河川管理条例

河川流域の正常な機能を維持するため、河川流域における土地の掘削、土石の採取、木竹の伐採など、現状を変更する行為が規制されている。

Ⅱ地区の東側を流れる垣の島川は準用河川に指定されており、その他の普通河川と合わせて函館市が管理し、管理上支障を及ぼすおそれのある行為が規制されている。

・法第20条(河川管理者以外の者の施行する工事等)

・法第24条(土地の占用の許可)

・法第25条(土石等の採取の許可)

・法第26条第1項(工作物の新築等の許可)

・法第27条第1項(土地の掘削等の許可)

・条例第10条(許可を要する行為)

(ク) 宅地造成及び特定盛土等規制法

宅地造成等工事規制区域に指定された土地は、盛土や切土による土地の形質の変更や、一時的な土石の堆積などが規制されている。

・法第12条(宅地造成等に関する工事の許可)

(ケ) 砂利採取法

砂利の採取に伴う災害の防止を目的としている。

・法第16条(採取計画の認可)

(コ) 道路法

交通網の整備や発展を目的としたもので、本史跡においては、Ⅱ地区の国道278号尾札部道路(バイパス)や市道白尻東海線、市道安浦白尻高台線などに適用される。

・法第24条(道路管理者以外の者の行う工事)

・法第32条(道路の占用の許可)

(カ) 函館市墓地条例

火葬場の管理、埋葬等が支障なく行われるよう、地形の変更、墓標、石垣の設置などの行為が規制されており、本史跡においては、Ⅱ地区における白尻霊園が対象となる。

・条例第8条

(シ) 漁港及び漁場の整備等に関する法律

水産業の健全な発展および水産物の供給の安定を図るため、漁港漁場整備事業や漁港の維持管理について定めている。本史跡の所在する白尻町においては、白尻漁港のエリア一体に加え、工事が進められている白尻漁港臨港道路の敷設予定範囲が対象となっている。

・法第39条(漁港の保全)

(ス) 北海道自然環境等保全条例

北海道全域における自然環境の適切な保全、生物の多様性の確保のために、特定の開発行為や施設の建設が規制されている。

・条例第30条(特定の開発行為の許可)

なお、これらの法規制は世界文化遺産「北海道・北東北の縄文遺跡群」の構成資産として必要な保存管理と合致している。

本史跡における法規制図は、次のとおりである。

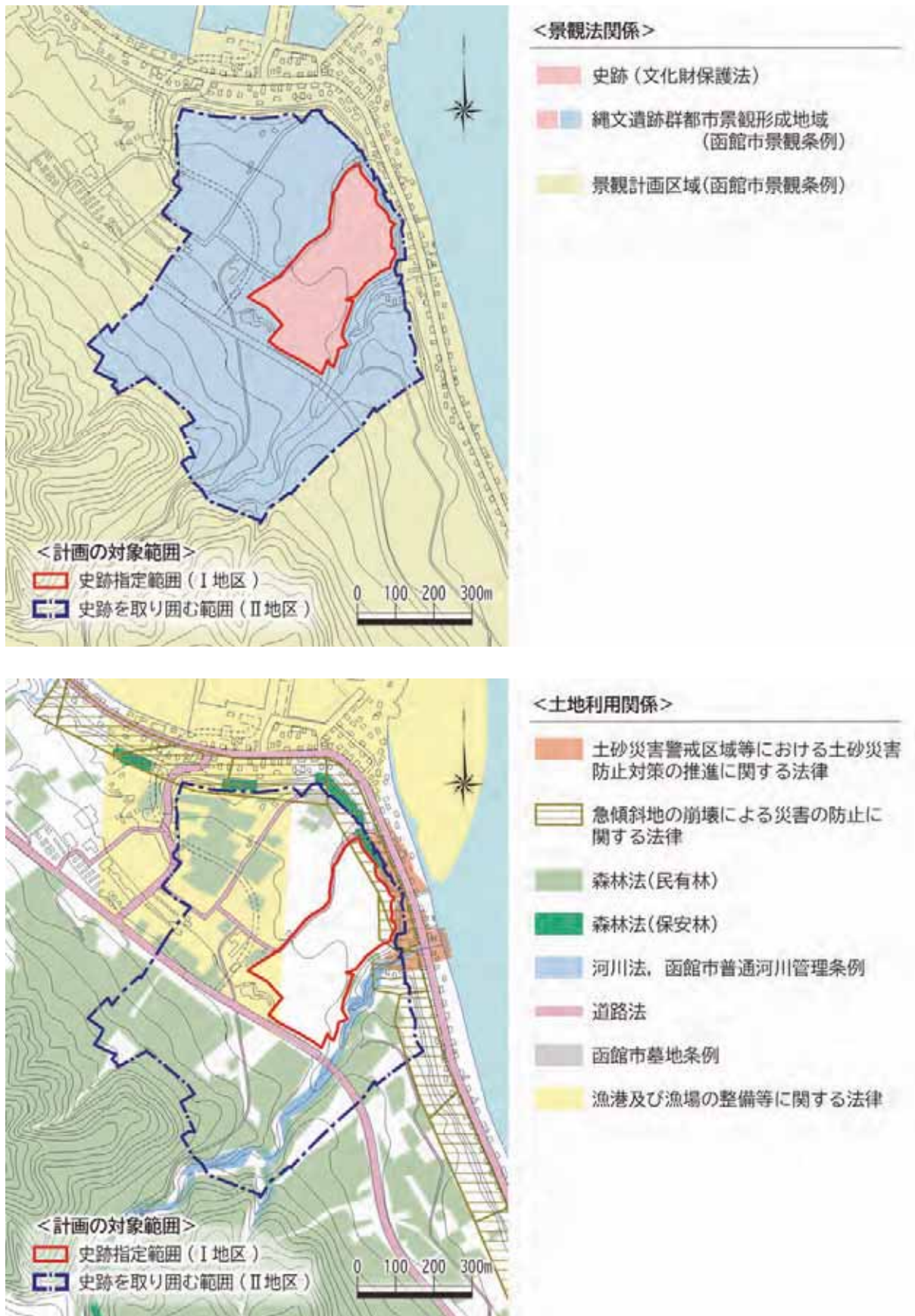


図6-2 法規制図（S=1/1万5,000）

「北海道・北東北の縄文遺跡群 包括的保存管理計画」令和4年5月 をもとに作成

(4) 現状変更等の取扱基準

ア 地区区分

現状変更等の対象範囲については、主にI地区が対象となる。その取扱基準を定めるにあたっては、遺構の保存に特に留意することが求められるため、遺構の集中度に応じて地区を細分した。

細分の考え方については、これまでの発掘調査において特に遺構が集中して確認され、主に遺構の地形復元等を行った既存の整備計画（「史跡垣ノ島遺跡保存整備基本計画」平成28(2016)年11月）のゾーニングを踏襲し、I地区の範囲において特に遺構が集中して分布するエリアをI a地区、それ以外をI b地区とした。

現状変更等の取扱いに関しては、これらの地区区分に基づき、行うものである。

- I a地区：遺構集中分布エリア
- I b地区：その他のエリア

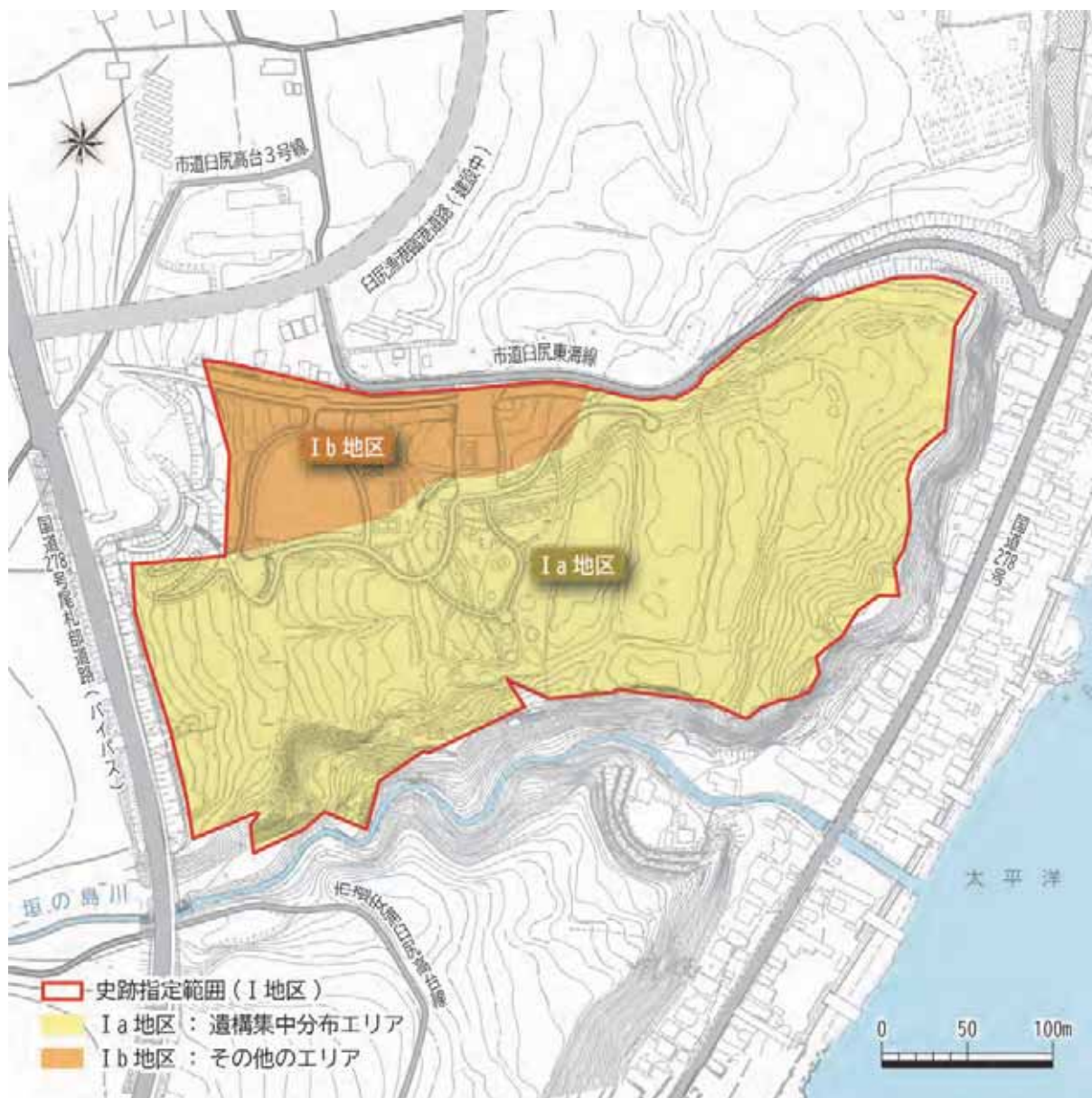


図6-3 現状変更等の取扱いにおける地区区分図 (S=1/4,000)

イ 現状変更および保存に影響を及ぼす行為の取扱い方針と取扱い基準

(ア) 現状変更等の取扱い方針と取扱い基準

史跡指定地内における現状変更等の取扱い方針および取扱い基準について、計画対象範囲の地区区分ごとに、次のとおり定める。

取扱い基準の運用にあたっては、必要に応じ文化庁や道教委の指導・助言を受け、適正に対応する。なお、文化庁長官の許可を必要とする行為については、市教委が窓口となり申請を受け、関係法令および現状変更等の取扱い基準をもとに内容を確認したうえで、受理したものは道教委へ進達し、道教委が文化庁へ進達（副申）することとなる。

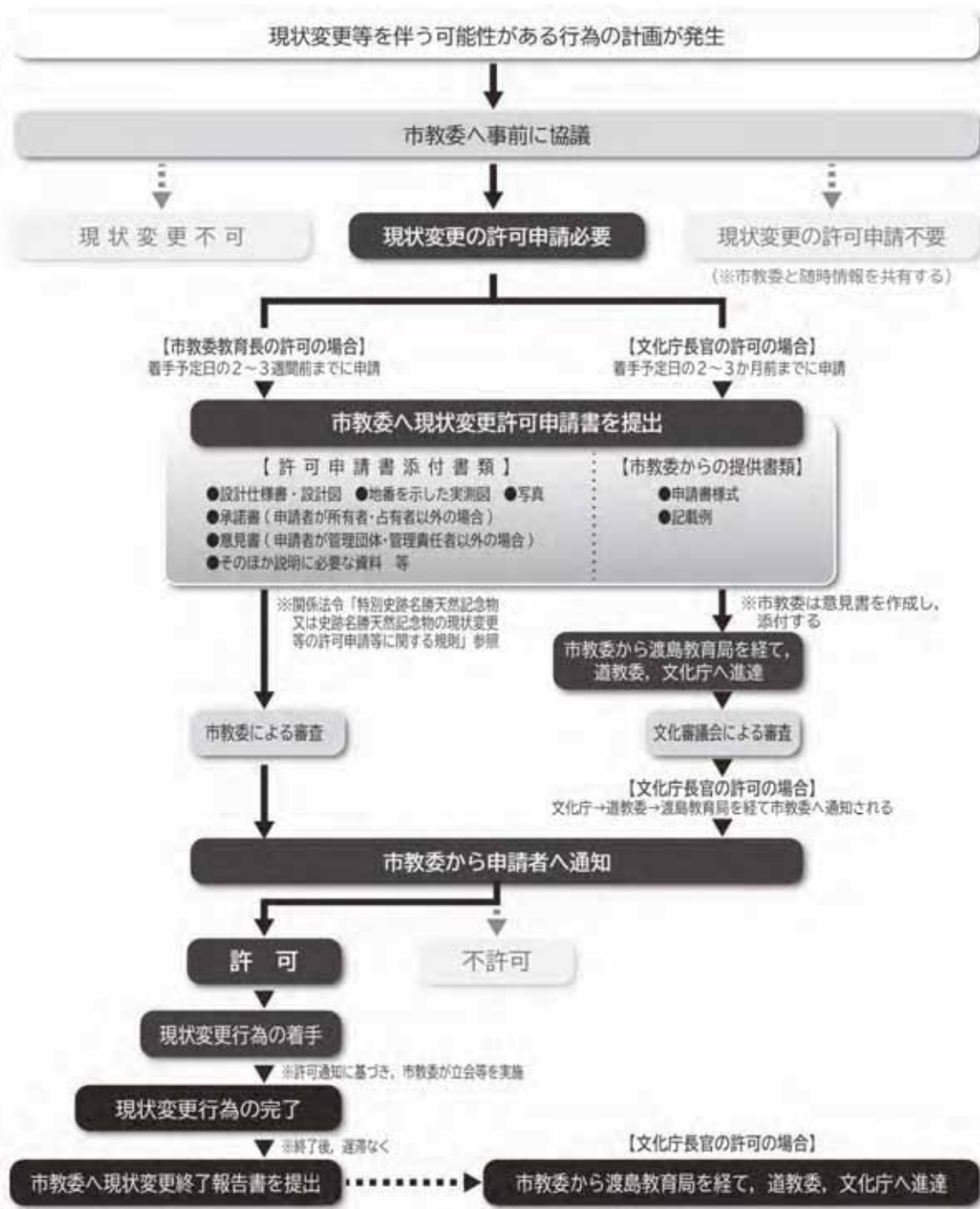


図6-4 現状変更等に関するフローチャート

表6-3 現状変更等の取扱基準

		遺構集中分布エリア(I a地区)	その他のエリア(I b地区)
地区の概要		<ul style="list-style-type: none"> ・「本質的な価値を構成する枢要な要素」が集積している。 ・竪穴建物跡, 盛り土遺構, 土坑, 配石遺構など, 拠点集落の要素が確認されている。 ・大部分を公開している。 ・盛り土遺構および竪穴建物群など, 「本質的な価値を構成する枢要な要素」の地形復元や維持を基本とした整備を実施し, 史跡見学の中心となっている。 ・北東側および南東側は未整備かつ樹林地であり, 現状のまま保存されている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・「保護に資する諸要素」における「保存活用施設等」が集積している。 ・芝生広場や体験広場, 管理棟などを整備している。 ・全て公開している。 ・イベントの開催や地元団体による植樹活動など, 史跡での保存活用に係る活動の場となっている。
		<ul style="list-style-type: none"> ・全筆公有化している。 	
取扱方針	<ul style="list-style-type: none"> ・“史跡の保存管理や整備, <u>公開活用</u>や<u>防災</u>等に資すると認められる行為”以外の現状変更は, 原則として認めない。 		
		遺構集中分布エリア(I a地区)	その他のエリア(I b地区)
現状変更等の取扱基準	建築物	<ul style="list-style-type: none"> ・史跡整備に伴う小規模建築物(案内施設, 四阿等)の新築, 増築, 改築以外は, 認めない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・左記に加え, 小規模な仮設建築物の新築および既存施設(体験棟, 管理棟)の改築は, 地下埋蔵物および景観に影響を与えない範囲においてのみ認める。
	園路・広場の 新設・修繕等	<ul style="list-style-type: none"> ・史跡整備に伴う新設および既存施設の改修, 補修以外は, 認めない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・左記に加え, 現地形を改変せず表層の軽微な変更にとどまるものにおいてのみ認める。
	工作物	<ul style="list-style-type: none"> ・史跡整備に伴う新設および既存工作物の改修, 補修以外は, 認めない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・左記に加え, 現地形を改変せずかつ期間が限定された仮設物は, 地下埋蔵物および景観に影響を与えない範囲においてのみ認める。
	土地の形状 の変更(自然 地形含む)	<ul style="list-style-type: none"> ・史跡整備に伴う変更以外は, 認めない。その場合においても, 保護層が十分に確保され, 確実な保護が担保されている場合にのみ認める。 	
	木竹の伐採	<ul style="list-style-type: none"> ・史跡整備や地下遺構の保護に係る伐採以外は, 認めない。その場合においても, 抜根は原則認めない。 ・ただし, 史跡の利用上支障となる危険木の処理, 日常の植生管理や景観の向上, 視点場からの眺望確保のための枝葉の剪定, 枝打ち, 除草等については, この限りではない。 	

		遺構集中分布エリア(I a地区)	その他のエリア(I b地区)
現状変更等の取扱基準	植栽	<ul style="list-style-type: none"> ・ 景観向上のための補植および現代物の遮蔽のための修景以外は認めない。 ・ その場合においても、導入候補樹種等一覧にある種に限る。加えて発掘調査により遺構が検出されている直上での植栽は認めない。 ・ これまでの実例から、掘削深度は概ね 60cm 以下とする。 (図 6-5 参照) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 左記に加え、縄文を想起させる景観形成のため緑化を図るもので、かつ生育後の剪定や伐採など管理が可能な範囲においてのみ認める。
	発掘調査	<ul style="list-style-type: none"> ・ 史跡整備や学術調査など、地下埋蔵物の保護や状況把握、内容確認といった史跡の保存活用に直接的に関わる調査以外は、認めない。 ・ 調査を実施する場合においても、史跡保存の観点から、必要最小限の規模とする。 	
	その他	<ul style="list-style-type: none"> ・ 上記の状況以外で現状変更等の必要性が生じた場合には、その内容を勘案して判断する。 ・ 市教委において判断が難しい場合には、文化庁や道教委と協議・検討したうえで、その対応について決定する。 	



図6-5 植栽における模式図

本史跡における往時の植生環境を明らかにするため、史跡指定前の調査では平成 12～15(2000～2003)年度に花粉分析を、平成 14・15(2002・2003)年度に炭化種実の同定を実施している。加えて、史跡指定後の調査では平成 27(2015)年度に花粉分析および微粒炭分析を実施している。さらに、大船遺跡における同時期の花粉分析等の結果や、本史跡から西方約 11km に位置する万畳敷湿原(白尻町:標高約 660m)における詳細な花粉分析結果(註 20)から、縄文時代の垣ノ島遺跡は遺跡全体が疎林状の「クリ林」であり、さらに周辺にもクリを主体とした温帯性落葉広葉樹が広がる植生であったと推定された(第3章(4)イ(ア)参照)。

本史跡ではこれらの調査結果に基づき、推定された植生に近づけるため、縄文時代にふさわしい樹木の保護および補植を行っている。本計画においても、史跡周辺の景観や自然環境との調和

を考慮した植生景観の醸成のため、次に掲げる樹木および草本の保護・補植を図り、管理するものとする。なお、この導入候補樹種等については、史跡大船遺跡と同様である。

表6-4 導入候補樹種等一覧

区 分	科	種
高木・亜高木樹種	ウコギ科	ハリギリ
	ムクロジ科	イタヤカエデ、ハウチワカエデ、ヤマモミジ
	カバノキ科	ウダイカンバ、シラカンバ
	クルミ科	オニグルミ
	シナノキ科	シナノキ
	ニレ科	オヒョウ、ハルニレ
	バラ科	エゾノウワミズザクラ、オオヤマザクラ
	ブナ科	クリ、ミズナラ
	ミカン科	キハダ
	ミズキ科	ミズキ
	モクセイ科	ヤチダモ
	モクレン科	キタコブシ、ホオノキ
	ヤナギ科	オノエヤナギ、バッコヤナギ、ヤマナラシ
	マツ科	トドマツ
小高木・低木樹種	アジサイ科	ノリウツギ
	ウコギ科	タラノキ
	ウルシ科	ヌルデ、ヤマウルシ
	クスノキ科	オオバクロモジ
	クワ科	ヤマグワ
	シソ科	ムラサキシキブ
	スイカズラ科	エゾニワトコ、タニウツギ
	ニシキギ科	マユミ
	バラ科	カマツカ
籐本類 (つる性植物)	ニシキギ科	ツルウメモドキ
	ブドウ科	ヤマブドウ
	マタタビ科	サルナシ、マタタビ
草本類	イネ科	ヒエ
	イラクサ科	エゾイラクサ
	キキョウ科	キキョウ、ツリガネニンジン
	マメ科	ヤブマメ
	ユリ科	ウバユリ、カタクリ、ギョウジャニンニク

(イ) 現状変更等の許可を必要とする行為

史跡指定地内において現状変更等を行う場合には、原則として国に対し現状変更許可申請書を提出して文化庁長官の許可を得る必要がある（文化財保護法第125条第1項）。なお、同項には“ただし書き”があり、許可が必要ない行為が規定されている。

また、文化財保護法施行令第5条第4項に規定された現状変更等については、「当該都道府県または当該市の教育委員会がその事務を行う」とあり、権限委譲された市教委が取り扱うこととなっている。

こうした法制度に基づく諸手続を整理するとともに、本史跡で想定されるもしくは可能性のある各種の現状変更等の行為の例について、次のとおり定める。

なお、この取扱基準は、あくまで文化財保護法の規定に基づくものであり、最終的な判断については、具体的な行為内容の詳細を鑑みたくえで行う必要がある。よって、事前に調整や協議が必要となることが想定されるため、行為の検討または計画段階で市教委（生涯学習部文化財課）へ事前に協議するよう求めることとする。

表6-5 現状変更等の許可を必要とする行為

権限を有するもの (申請先)	根拠法令等と行為の内容 (抜粋・要約)	具体的な行為内容の例
文化庁長官	<p>●文化財保護法</p> <p>○第125条第1項 史跡名勝天然記念物に関しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、文化庁長官の許可を受けなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現状の景観に影響を及ぼす行為 ・史跡の本質的価値を構成する重要な要素に影響を及ぼす行為 ・発掘調査 	<ul style="list-style-type: none"> ○史跡整備に伴う小規模建築物（案内施設、四阿等）および工作物（園路、広場、防災施設等）の設置、樹木の抜根、既存施設（体験棟、管理棟）の改築、除去など ○樹木の植栽（導入樹種が適当で、かつ成長後の樹根が保護層内に収まるもの） ○発掘調査（史跡の保存活用を目的としたもの） ○そのほか、土地形状の変更を伴う行為全般（土地の掘削、盛土、切土等）
函館市教育委員会教育長	<p>●文化財保護法施行令</p> <p>○第5条第4項 次に掲げる文化庁長官の権限に属する事務は、都道府県の教育委員会内において行われる場合、当該市の教育委員会が行うこととする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小規模建築物（階数が2以下、建築面積が120㎡以下）で2年以内の期間を限って設置されるものの新築、増築又は改築 ・工作物（建築物を除く）の設置若しくは改修（設置の日から50年を経過していないもの）又は道路の舗装若しくは修繕（それぞれ土地の掘削、盛土、切土、その他土地の形状の変更を伴わないもの） ・史跡の管理に必要な施設の設置又は改修 ・電柱、電線、ガス管、水管、下水道管その他これらに類する工作物の設置又は改修 ・建築物等の除却（建築又は設置の日から50年を経過していない建築物等） ・木竹の伐採 ・史跡の保存のため必要な試験材料の採取 	<ul style="list-style-type: none"> ○工事に関わる仮設建築物の設置（プレハブ事務所、仮設トイレ等） ○史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可の事務の処理基準Ⅱ3に規定されるもの（小規模な観測・測定機器、木道等） ○イベント等に利用される仮設物の設置（テント、タープ、プレハブ等） ○既存施設の改修（園路、階段等） ○文化財保護法第115条第1項に規定されるもの（標識、説明（解説）板、境界標（杭）、囲い、その他の施設） ○インフラ整備に伴う行為（電柱、電線、上下水道管、通信線、暗渠等） ○既存施設（体験棟、管理棟）の除去 ○樹木の伐採（外来種の除去、眺望や陽光の確保など史跡の保存活用に正の影響を与えるもので、かつ抜根を伴わないもの） ○土壌、植物、鉱物等のサンプル採取（史跡の保存や現状把握を目的としたもの）

表6-6 現状変更等の許可を必要としない行為

区分	根拠法令等と行為の内容 (抜粋・要約)	具体的な行為内容の例
維持の措置	<p>●文化財保護法</p> <p>○第125条第1項ただし書き 現状変更については維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置を執る場合、保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合は、この限りでない。</p> <p>○第2項 前項ただし書に規定する維持の措置の範囲は、文部科学省令で定める。</p> <p>●特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可申請等に関する規則</p> <p>○第4条（維持の措置の範囲） 法第125条第1項ただし書きの規定により現状変更について許可を受けることを要しない場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。</p> <p>・史跡がき損し、又は衰亡している場合において、その価値に影響を及ぼすことなく当該史跡をその指定当時の原状に復するとき</p> <p>・史跡がき損し、又は衰亡している場合において、当該き損又は衰亡の拡大を防止するため応急の措置をするとき</p> <p>・史跡の一部がき損し、又は衰亡し、かつ、当該部分の復旧が明らかに不可能である場合において、当該部分を除去するとき</p>	<p>○き損等からの原状復旧</p> <p>・地面や斜面の洗掘、地割れ、崩落等による土砂の流出、風倒木等からの原状復旧</p> <p>○き損等の拡大を防止する応急措置</p> <p>・き損した箇所への対応（シート養生や土嚢の設置等）</p> <p>○き損部分の除去</p> <p>・流出した土砂や倒木等の除去</p>
応急措置のために必要な	<p>●文化財保護法</p> <p>○第125条第1項ただし書き 同上</p>	<p>○非常災害への対応</p> <p>・流出した土砂の撤去</p> <p>・枯死木や倒木の処理</p> <p>・倒壊した工作物等の撤去</p>
保存に影響を及ぼす行為で軽微なもの	<p>●文化財保護法</p> <p>○第125条第1項ただし書き 同上</p>	<p>○指定地周辺における行為のうち、史跡への影響が軽微と判断される行為</p> <p>・斜面地法尻の改変</p> <p>・大型車両の通行による振動等</p>
許可は必要ないが、届出（文化庁長官）が必要なもの	<p>●文化財保護法</p> <p>○第127条（復旧の届出等） 復旧しようとするときは、管理団体又は所有者は、復旧に着手しようとする日の30日前までに、文化庁長官にその旨を届け出なければならない。</p>	<p>○復旧届に関する行為（き損届によるもの以外）</p>
その他		<p>○日常の一般的な管理行為等</p> <p>・展示物や園路等の維持、補修、清掃</p> <p>・樹木の管理（枝葉の剪定、枝打ち、除草等）</p> <p>・看板等の塗装、貼替</p>

第7章 活用

(1) 活用の現状と課題

ア 来訪者

(ア) 現状

- 本史跡は、令和3(2021)年3月に第一次整備事業を完了し、同年7月28日には「北海道・北東北の縄文遺跡群」の世界文化遺産登録にあわせ、一般公開を開始した。令和4(2022)年度の年間来訪者数は40,000人を超えている。
- 令和6(2024)年度の来訪者数は約30,000人であり、前年と比較し減少傾向である。
- 世界遺産登録後の効果としてインバウンドの増加が見られる。
- 平日はバスツアーや修学旅行といった団体客が、土日祝祭日は個人客が多い傾向にある。
- 時期別では、冬季(11~3月)の来訪者数が極端に少ない。
- 令和2(2020)年度からは、郷土学習推進事業(縄文に触れる学習)として、約1,400人の市立小学校第3学年の児童および教員が毎年訪れている。

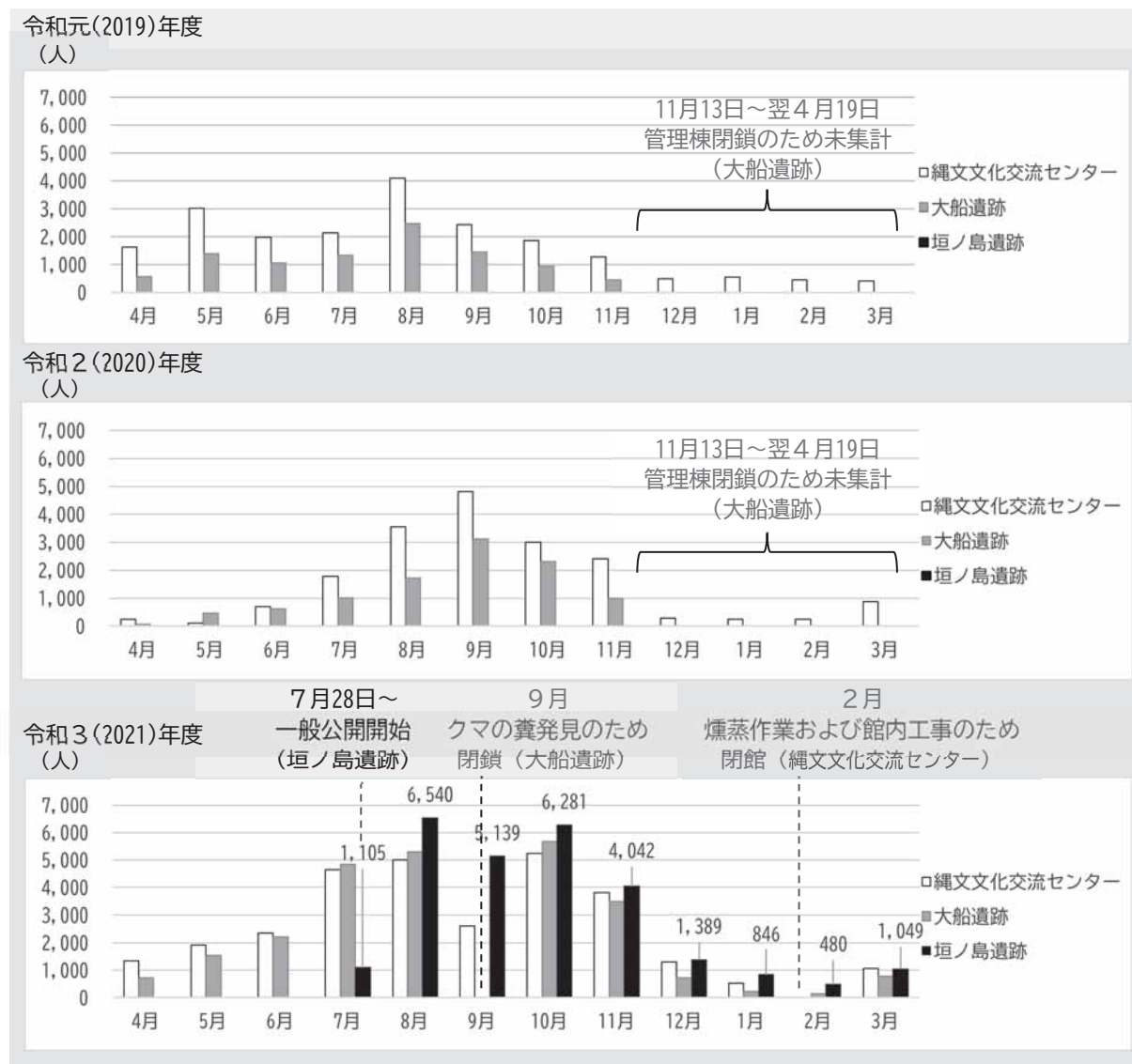
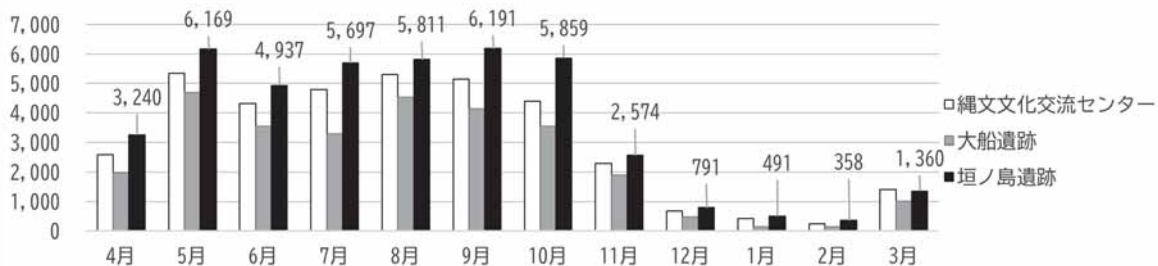
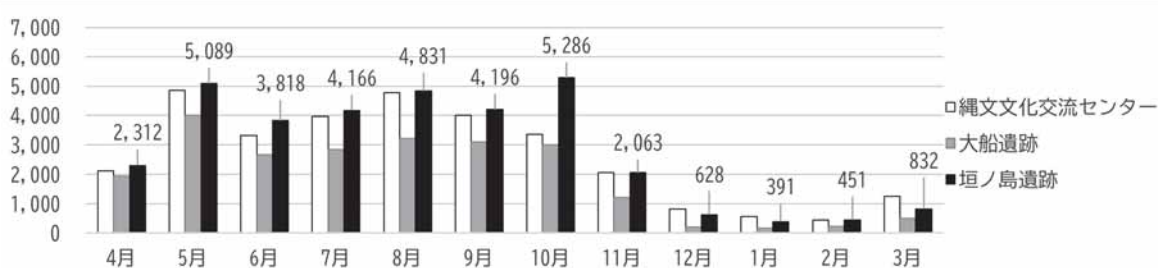


図7-1 縄文関連施設の来訪者数(令和元~3(2019~2021)年)

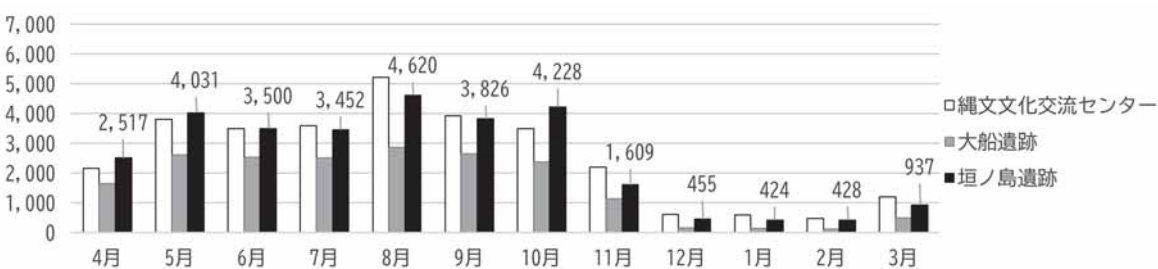
令和4(2022)年度
(人)



令和5(2023)年度
(人)



令和6(2024)年度
(人)



令和7(2025)年度
(人)

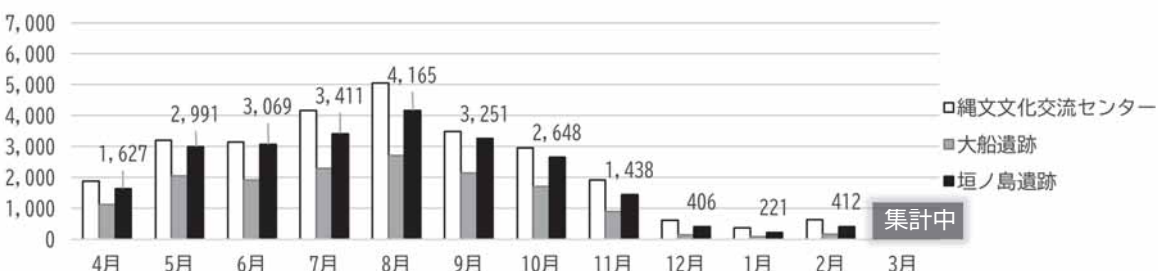


図7-2 縄文関連施設の来訪者数(令和4~7(2022~2025)年)

(イ) 課題

- 来訪者から“史跡の入口がわかりにくい”との声があるため、職員が入口ゲート前で声がけしたり、縄文文化交流センター内に本史跡への動線を掲示するなどして、史跡内へ誘導している。
- 史跡にとって適切な来訪者数を維持しながら、リピーターの増に繋がる新たな取組が必要である。
- 増加傾向にあるインバウンドへの対応が十分にできていない。
- 閑散期にあたる冬季においても、一定程度の来訪を促す必要がある。

イ 公開エリア

(ア) 現状

- 現在の公開エリアは、主に令和2(2020)年度までに整備を実施した、史跡入口の導入部となる「入口ゲート」、「案内窓口」、「展望デッキ」、「エントランス広場」、イベント等で使用できる「芝生広場」、土器焼きや発掘等の体験ができる「体験広場」、「体験棟」、パネルや映像展示に加え休養便益機能を持つ「管理棟」、縄文時代の地形を復元した「竪穴建物群」、「盛り土遺構」からなる。
- 史跡は、4～10月は午前9時から午後5時まで、11～3月は午前9時から午後4時まで通年で見学可能であり、また利用料は無料となっている。
- 竪穴建物群と盛り土遺構は、検出された遺構の直上に保護層を確保しつつ当時の地形を再現しており、本史跡の本質的価値を伝える重要な役割を担っている。
- 展望デッキおよび管理棟エリアを中心にフリーWi-Fiを整備している。

(イ) 課題

- 公開エリアの範囲が広いとため、最奥部の盛り土遺構まで至らず、展望デッキ付近で戻る来訪者も多い。
- 史跡内に園路やスロープは整備されているが、竪穴建物群周辺の一部の園路が砂利敷きであることや、盛り土遺構は開口部までしか舗装園路が続いていないことなど、見学動線が不明瞭であるほか、車イスやベビーカー等の利用者が見学できる範囲が限られている。
- 場所や天候によって、フリーWi-Fiが繋がらず、電波状況が不良となる場合が多い。
- スズメバチやマムシなどの有毒生物の目撃や、近隣でクマのフン・足跡の痕跡や出没情報の報告があるなど、来訪者の安全を脅かす事案がしばしば見受けられる。

ウ 解説・体験

(ア) 現状

- 4月～10月の間、定時解説を毎日3回(10時・13時・15時：所要時間約45分)実施しており、事前申込不要かつ無料である。また、事前予約のあった団体には希望する時間に解説しているほか、個人からの急な依頼や解説時間の要望にもできる限り対応している。
- 令和4(2022)年度に、展望デッキにデジタルサイネージを整備し、来訪者に向けて史跡の概要を説明する約4分半の動画を放映している。
- 盛り土遺構の見学については、当初は「開口部(盛り土遺構)→小丘部(丘状遺構)→接合部(道状遺構)→北東盛り土部(海への眺望)」というルートを設定していたが、実際には竪穴建物群から北西盛り土部を横断するルートも使われており、職員が案内する際も、来訪者の滞在時間によっては、後者のルートを通ることが多い。



写真7-1 職員による解説



写真7-2 デジタルサイネージの視聴

○4月～10月の間（天候により前後あり）、体験棟および体験広場において、発掘体験を毎日2回（11時・14時：所要時間約40分）実施している。事前申込不要かつ無料であり、職員から発掘調査の目的や方法を学び、実際に土器や石器を掘り出すことができる。



写真7-3 発掘体験

○令和4（2022）年度に、デジタル技術によるAR（拡張現実）やVR（仮想現実）のほか、音声案内や多言語解説（日本語・英語・中国語[簡体字・繁体字]・韓国語）に対応した、ストリートミュージアム®アプリによるデジタルコンテンツを整備し、令和5（2023）年度から公開している。来訪者自身の端末にアプリをインストールして利用できるほか、案内窓口においてアプリが使えるタブレット端末の無料貸出を行っている。



写真7-4 デジタルコンテンツ体験

○縄文文化交流センターの主催事業において、土器焼きや植物観察会といった体験学習のフィールドとして利用されている。

(イ) 課題

- 解説する職員の高齢化が進み、また新たな人材確保が難しく、将来的な人材不足が懸念される。
- 竪穴建物などを復元している史跡大船遺跡と比べ、本史跡では復元展示物がないため視覚的にわかりにくいとの意見もあり、ガイドやデジタルコンテンツ等のさらなる利用促進を図る必要がある。
- インバウンド対応として、解説板に日本語と英語を併記しているほか、デジタルコンテンツによる多言語解説はあるが、日本語以外の言語を話すことができる職員がいないため、会話による直接的なコミュニケーションは難しい状況である。
- デジタルコンテンツにおける貸出用タブレット端末は、1台を除いて全てWi-Fi対応としているため、フリーWi-Fiが接続されにくい状況では、アプリが正常に起動しない場合がある。
- デジタルコンテンツの認知度不足や視聴環境の不良等により、利用実績が少ない。
- 縄文早期段階での海洋適応やクリ林主体と類推される植生環境など本史跡の特徴的な自然要素を活かし、漁労や植物利用などに関係する独自性のある事業展開が必要である。

表7-1 解説・発掘体験・デジタルコンテンツの利用実績

年度・月	内容	令和3年度 (2021)		令和4年度 (2022)		令和5年度 (2023)		令和6年度 (2024)		令和7年度 (2025)	
		4月～ 10月	11月～ 3月	4月～ 10月	11月～ 3月	4月～ 10月	11月～ 3月	4月～ 10月	11月～ 3月	4月～ 10月	11月～ 2月
解説利用 (人)	定時	1,560	—	2,158	—	1,863	—	1,976	—	1,235	—
	随時・予約	2,841	1,936	8,569	1,204	6,596	1,418	4,715	1,007	2,668	444
発掘体験 (人)	定時	828	—	1,017	—	622	—	721	—	579	—
	随時・予約	100	95	114	4	194	6	70	16	148	1
デジタルコンテンツ の利用(回)	トップ画面閲覧	—	—	1,647	1,481	1,803	646	1,071	385	1,046	304
	VR・AR体験	—	—	1,692	1,378	4,771	1,130	3,139	396	1,601	161

工 縄文文化特別研究

(ア) 現状

○縄文文化のさらなる解明を目的として、平成 24～27(2012～2015)年度は市教委が、平成 28(2016)年度以降は指定管理者制度の導入に伴い、縄文文化交流センターの指定管理者である一般財団法人道南歴史文化振興財団が、「縄文文化特別研究」を公募し実施している。また研究成果は、縄文文化交流センターのホームページ(<http://www.hjcc.jp/>)で公表している。

(イ) 課題

○史跡でありかつ世界文化遺産「北海道・北東北の縄文遺跡群」の構成資産として、史跡の内容をより詳しく明らかにするため、専門的かつ多岐にわたる関連分野の研究を継続的に実施するとともに、成果については広く公開し活用することが望ましい。

表7-2 「縄文文化特別研究」の実施実績

年度	テーマ	研究者（代表者）・所属	
平成 24 (2012)	函館市内の縄文遺跡から出土するアスファルトの原産地推定	氏家 良博	弘前大学
	函館市所蔵アスファルトの考古学的観察	上條 信彦	弘前大学
平成 25 (2013)	「国宝土偶」（中空土偶）の漆塗装と縄文の赤漆に関する実験考古学的研究	猪風来	猪風来美術館
平成 26 (2014)	儀礼の場としての竪穴 －函館市垣ノ島遺跡・八木B遺跡・白尻小学校遺跡の土器供献の位置づけ－	中村 耕作	國學院大學栃木短期大学
平成 27 (2015)	北海道南部円筒土器文化圏の生業・環境を明らかにするための基礎的研究 －函館市サイベ沢遺跡を中心に－	新美 倫子	名古屋大学博物館
平成 28 (2016)	応募なし		
平成 29 (2017)	函館市南茅部地域の遺跡から出土する玉類の分析と原産地の検討	岡村 聡	北海道教育大学札幌校
平成 30 (2018)	縄文時代の遺跡から検出されるいわゆる「焼土」の起源	紀藤 典夫	北海道教育大学函館校
令和元 (2019)	北海道南部・中央部における縄文時代から擦文時代までの地域別人口変動の推定	中村 大	立命館大学立命館 グローバル・イノベーション研究機構
令和 2 (2020)	北海道南茅部地域における縄文時代中期土器胎土の脂質分析	宮田 佳樹	東京大学総合研究博物館
令和 3 (2021)	函館市南茅部地域周辺における縄文時代の食変遷	福井 淳一	北海道埋蔵文化財センター
令和 4 (2022)	函館市南茅部地域周辺における縄文時代の食変遷 2	柳瀬 由佳	北海道埋蔵文化財センター
令和 5 (2023)	函館市南茅部地域周辺における縄文時代の食変遷 3	渡辺 幸奈	京都大学
令和 6 (2024)	道南部および北東北における緑色岩製磨製石斧の製作技術と流通について －函館市垣ノ島遺跡・大船遺跡を中心に－	赤星 純平	秋田県埋蔵文化財センター
令和 7 (2025)	該当なし ※募集要項に合致しなかったため、不受理		

オ 他との連携・周遊

(ア) 現状

- 従前は縄文文化交流センターの駐車場を会場としていた「はこだて縄文まつり」が、一般公開後の令和3(2021)年度から本史跡の芝生広場で開催されるようになり、出店やステージイベントなどの催しの場として活用されている。
- 国宝の中空土偶を常設展示している縄文文化交流センターや、道の駅「縄文ロマン南かやべ」など、隣接施設を目的とした来訪をきっかけに史跡を見学するケースもある。
- 縄文時代の景観形成に向け、市民参画で植樹活動を実施するなど、地元団体との協働を継続して行っている。
- 世界遺産登録後は、縄文遺跡群世界遺産本部や縄文世界遺産推進室(北海道)、渡島総合振興局等との共同事業を活発に行い、市教委もプロモーション活動に参加しているほか、フォトコンテストや遺跡を巡るスタンプラリーなど、周遊観光のスポットとしての活用も増えている。

(イ) 課題

- JR函館駅のある函館市街地から車で約60分の距離に立地するという地理的な条件もあり、函館山や特別史跡五稜郭跡、西部地区の街並みなど、旧函館市街地にある主要な観光施設との連携が不十分である。
- 市内の史跡大船遺跡はもちろんのこと、森町や洞爺湖町、伊達市、千歳市に所在する道内の縄文・世界遺産関係施設との連携を強化し、周遊観光を推進する必要がある。
- 市内部においても、観光部や経済部等の関連部局との連携を密にし、分担を明確にするなど、効果的に取り組んでいく必要がある。



図7-3 道内の縄文・世界遺産関係施設の位置 (S=1/140万)

地理院地図(国土地理院)をもとに作成

表7-3 道内の縄文・世界遺産関係施設間の距離

	史跡キウス周墳墓群 ガイダンスセンター (千歳市)	北黄金貝塚 情報センター (伊達市)	入江・高砂貝塚館 (洞爺湖町)	森町遺跡 発掘調査事務所 (森町)	大船遺跡 (函館市)
垣ノ島遺跡・ 縄文文化交流センター (函館市)	3:35(4:45) 295km(260km)	2:45(3:20) 190km(175km)	2:30(3:50) 165km(155km)	(0:50) (45km)	(0:10) (5km)
大船遺跡 (函館市)	3:30(4:35) 285km(255km)	2:40(3:10) 185km(170km)	2:20(2:40) 165km(150km)	(0:50) (45km)	
森町遺跡 発掘調査事務所 (森町)	2:50(3:55) 245km(215km)	1:55(2:25) 145km(130km)	1:25(2:00) 120km(110km)		
入江・高砂貝塚館 (洞爺湖町)	1:30(2:05) 135km(110km)	(0:30) (25km)			
北黄金貝塚 情報センター (伊達市)	1:20(2:10) 110km(111km)				

高速道路使用 所要時間 / (一般道所要時間)

高速道路使用 距離 / (一般道距離)

カ 周知広報

(ア) 現状

○雑誌やテレビなどのメディアの取材を積極的に受け入れるとともに、刊行物やホームページ等への画像貸出や、ドローン等による史跡の撮影にも都度対応している。

(イ) 課題

○市の広報紙など紙媒体への掲載に加え、SNS (Instagram, X, YouTube等) を利用した情報発信を積極的に行い、幅広い層に周知広報する必要がある。

キ 防災

(ア) 現状

○史跡のある段丘下の海岸沿いには民家が点在しており、津波警報発令時に、高台に位置する縄文文化交流センターと共用の本史跡の駐車場が利用された事例があった。なお、道の駅「縄文ロマン南かやべ」のトイレおよび公衆電話は24時間利用可能である。

(イ) 課題

○有事の際の避難場所としての一時的な利活用のあり方について、検討する必要がある。

ク その他

(ア) 現状

○住宅がある海岸沿いにバス路線が設定されているため、路線バスでの来訪者は、史跡から400m以上離れたバス停を利用する必要がある。

(イ) 課題

○路線バスでの来訪者にとって、動線上に案内表示が少なく、また急峻な坂を徒歩で上ることになり、アクセスが不便である。また、縄文文化交流センター側の入口ゲートが遠く、デジタルコンテンツ用のタブレット端末貸出や発掘体験の受付などを行う案内窓口までは、さらに時間を要する。



図7-4 バス停からの徒歩ルート (S=1/6,000)

(2) 活用の基本方針

以上の現状と課題に基づき、史跡の活用を図るための基本方針を次のとおり定める。

- 史跡の本質的価値の理解に資することを前提に、そのうえで活用と保存の両立が図られた内容であるか、適切に判断したうえで活用を推進する。
- 史跡来訪者や管理運営者のみならず、地域住民、学校・商工関係者や行政など、史跡に関わるあらゆる人を含めて多角的な視点で史跡を位置付け、一年を通じて活用を図る。
- 地域住民が史跡を活用した各種活動を積極的に展開できるよう取り組むとともに、市民への周知広報を進める。
- 自然と共生し定住しながら精緻で複雑な精神文化を持った縄文時代という歴史認識を共有するとともに、「縄文のこころ」が現代にも受け継がれていることを実感してもらえる取組を行うことにより、地域のアイデンティティの創出に努め、郷土を想う心を育むことを目指す。
- 縄文文化特別研究により得られた成果は、その後の保存管理や整備に反映させるとともに、積極的に広く公開・活用を図る。
- 本地域が縄文時代から広域の文化圏を形成し地域間の交流が盛んであったことを踏まえ、世界文化遺産「北海道・北東北の縄文遺跡群」の構成資産等の関係自治体との連携による縄文文化をテーマとした地域間交流や異文化交流のほか、隣接する道の駅と連動したまちづくり拠点としての空間の創出など、様々な交流活動の推進を図る。
- 本史跡と縄文文化交流センターとのさらなる一体化を図り、各施設間の案内や誘導に加え、学校教育や視察における縄文学習のフィールドとしての利活用を促進することや、デジタル技術の活用による学習コンテンツ等の充実に努める。
- リスクマネジメント対応として、有事の際の史跡の一時的な利活用を明確にするとともに、将来的には世界遺産としての危機管理計画の策定に繋げる。

(3) 活用の方法

本史跡の価値を正しく伝え、魅力を向上させるため、計画期間の前期と後期において重点的に取り組む内容を次のとおり設定し、効果的な活用を図る（第11章参照）。

通年

- 実際に現地を訪れ、盛り土遺構や足形付土版などの見学、ものづくりや発掘体験等を通じて縄文文化の精神性に触れることで、「縄文のこころ」を実感できる取組を実践する。
- 学校教育や生涯学習分野に関わる団体との協働により、縄文文化に関する学習を推進するとともに、将来的な遺跡解説の担い手になり得る人材の育成に努める。
- 縄文文化特別研究の成果については、指定管理者と協働し、ホームページへの掲載のほか成果報告会を開催するなど、様々な方法で広く公開する。
- 平常時から地域住民が史跡に関わる機会を設け、自然災害など有事の際の利用方法を共同で検討しておくことに加え、指定管理者による災害時等を想定した訓練を継続して行うなど、地域住民の生命や生活を守るための活用に供する。

前期（2026～2030年度）

- 来訪者の維持・増加や公開エリアにおける課題解決のため、整備範囲の拡大やアクセスの利便性を高めることなどにより、活用環境を改善し一年を通じた誘客の促進を図る。
- 解説においては、デジタルコンテンツのさらなる利用促進に向け、案内窓口での積極的な呼び掛けやコンテンツ利用に係る多言語版チラシの作成など、インバウンド対応の強化も含めたガイド手法について、指定管理者と連携しながら検討を進める。
- 縄文文化交流センターおよび史跡大船遺跡への来訪者を本史跡まで誘導するため、南茅部地域の縄文関連施設の周遊を促す仕組みづくりを行うとともに、森町や鹿部町の観光スポット、近隣の道の駅など、縄文以外の要素も含めた広域の観光ルートを創出する。
- 観光やイベント企画に関わる団体や関連部局等と連携し、教育とは異なるアプローチから多角的に史跡の魅力を伝える。
- 史跡周辺の住民を中心とした市民が企画段階から参画するイベントの開催等を通じて、史跡に関わる人を増やし、市民協働型の史跡活用を図る。
- パンフレットやガイドブックなどの紙媒体に加え、ホームページやSNSでの情報発信を強化し、幅広い年齢層に対して史跡の本質的価値を伝え広める。

後期（2031～2035年度）

- 史跡整備に際しては、遺構の整備工事過程や発掘調査現場の公開など、整備事業と連動した動きのある体験型プログラムを創出し、新たな視点での活用を図る。
- 世界遺産関係自治体や北海道縄文のまち連絡会など、縄文遺跡を活用する他市町と、自治体の垣根を越えた縄文ネットワークを形成し、交流事業を推進する。
- フリーWi-Fiの稼働エリアの拡充や、AR・VRスポットの追加、多言語対応の拡張、貸出用端末で撮影した画像を利用者に提供できる仕組みづくりなど、デジタルコンテンツの展開を充実させるとともに、プロジェクションマッピング、空撮動画等のデジタルアーカイブの構築など、史跡を活用したデジタル体験ができるような先端技術による新たなコンテンツの創出を推進する。

第8章 調査・研究

(1) 調査・研究の現状と課題

ア 発掘調査

(ア) 現状

- 史跡指定以前に指定地の南側において実施した国道 278 号尾札部道路（バイパス）改良工事に伴う緊急発掘調査により、縄文時代早期後半の墓域や、中・後期の竪穴建物群などが確認され、史跡指定に向けた調査に着手する契機となった。
- 史跡指定に至るまでの第一次調査において、史跡の広がりが見込まれる台地全体を対象にトレンチ調査を実施した。その結果、本質的価値を構成する重要な要素である盛り土遺構の規模や形状、各期の竪穴建物跡や土坑の分布、豊富な遺物などが確認され、早期前半から後期後半の長期間にわたる各時期の集落や台地全体の土地利用の状況などが明らかになっている。
- 史跡指定後の第二次調査において、主に盛り土遺構の形状や構造、全体規模や構築時期などを確認し、史跡整備に向け遺構の詳細を把握した。加えて史跡南東部において配石遺構や土坑墓を検出するなど新たな知見が得られた。
- 史跡指定後の第三次調査において、主に盛り土遺構の各所や園路・広場計画地など整備施工地の土層堆積状況等の現状を確認し、実施設計に反映することで地下遺構の確実な保存を図った。
- 当初は道路改良工事に伴う緊急発掘調査であったため、比較的広い面積を調査しており、大きな成果が得られている。その後の第一次調査は、史跡指定を見据えて目的を絞り込んだトレンチ調査が主である。
- 史跡整備の完了および公開後の令和3(2021)年度以降においては、史跡内での発掘調査は実施していない。

(イ) 課題

- 発掘調査の現場を見学したいという来訪者の声が多いが、あくまで史跡の保存や内容把握を前提とし、そのうえで活用との両立を想定した発掘調査の計画・実施が求められる。
- 目的を共有した大学や研究機関等と連携して、継続的な調査実習のフィールドとして、協働して研究の深化に努めるなど、長期間での取組が求められる。

イ その他の調査・研究

(ア) 現状

- 大学や研究機関等からの出土遺物に関する各種調査や研究、借用等の依頼は年に十数回あり、可能な限り対応している。

(1) 課題

- 近年に他遺跡での発掘調査で得られた最新情報を踏まえ、改めて比較検討を行うなど、これまでの調査研究成果を更新・公開していく必要がある。
- 大学や研究機関等と連携し、これまでの発掘調査で得られた出土遺物や検出遺構を対象とした理化学的分析などの専門的な調査研究を積極的かつ継続して実施していく必要がある。
- 資料調査や研究依頼に円滑かつ効率的に対応するため、遺物の収蔵環境や保管状況を改善する必要がある。
- 世界文化遺産「北海道・北東北の縄文遺跡群」の構成資産として、史跡の内容をより詳しく明らかにするためには、これまで以上に、専門的かつ多岐にわたる分野の調査・研究が必要となる。

(2) 調査・研究の基本方針

- 史跡の価値や魅力の向上・深化のため、調査・研究を継続的に実施する。
- 史跡周辺の関連する遺跡や埋蔵文化財包蔵可能性地の調査の実施を検討する。
- 史跡のさらなる内容把握や本質的価値の拡充等の有効な手段として、発掘調査の実施を検討する。
- 調査・研究体制として、本市が直接実施することに加え、大学や研究機関等の外部団体との連携や市民との協働を図る。
- 地形や植生、生態系といった自然科学をはじめとした関連分野においても、調査・研究を推進し、総合的な史跡の詳細把握および価値の向上を目指す。
- 調査・研究により得られた成果は、積極的に発信し広く公開する。

(3) 調査・研究の方法

- 将来的な整備事業の中で想定される保存目的の発掘調査においても、定期的に発掘調査現場を公開したり、研究フィールドとして提供するなど、“見せる”発掘調査の実施を積極的に図る。
- 過去に出土した土器や石器、自然遺物等の再整理や理化学的分析について、新たな手法の導入も視野に入れ、発掘調査に比べて多額の費用をかけずにできる取組を進めるほか、大学や研究機関等の外部団体との連携を積極的に図ることで、史跡の本質的価値を高める効果が得られるよう努める。
- 調査・研究成果については、既存の成果と照合し検討を加えることで、史跡の詳細把握に努めるとともに本質的価値の深化を図る。

第9章 整備

(1) 整備の現状と課題

ア 第一次整備事業

(ア) 現状

- 平成28～令和2(2016～2020)年度に保存整備事業を実施し、令和3(2021)年7月28日から一般公開を開始している。入口ゲート、展望デッキ、エントランス広場、芝生広場、体験広場、竪穴建物群、盛り土遺構の各エリアを設け、体験棟、管理棟などの施設を設置した。
- 盛り土遺構や竪穴建物群について、地形復元により可視化するとともに解説板を整備したことで、史跡の本質的価値である主要遺構について、来訪者の理解が深まった。
- 盛り土遺構や竪穴建物群といった特定の地点からは、概ね現代構造物は視認できず、良好な景観となっている。
- 園路や広場、管理棟や柵等の公開や管理に資する施設が整備されたことで、史跡見学に必要な受入環境が整い、来訪者の利便性や安全性が確保された。
- 各エリアを繋ぐ主な見学者動線は、バリアフリー対応としている。
- 遮蔽や修景のための在来樹種の植栽や既存木の保全のほか、地表面の安定化のため張芝を施している。
- 史跡整備の完了、公開から4年以上が経過しているが、特に本質的価値を構成する重要な要素である地下遺構や自然地形において、現状では劣化等は見られない。
- 総合案内板や解説板および管理棟内の解説パネルには英訳文を併記している。
- 樹林地は公有化されたことで開発の対象とならず、保存されている。

(イ) 課題

- 地下遺構の保護を前提に、主要遺構の地形復元と見学環境の創出を行ったが、竪穴建物など復元物によらない整備手法を採用したことから、来訪者から縄文遺跡であることが感じにくい、伝わりにくいとの声が寄せられることもある。
- 主に縄文中期後半から後期初頭の時期の盛り土遺構を中心に整備しているが、縄文早期の遺構(集落や土坑墓群)については、整備・公開していない。
- 整備完了から日が浅く現状では重大な損傷は認められないが、主に建築物や園路舗装、柵や芝等の今後発生する経年劣化に対応できるよう、メンテナンス計画を立てる必要がある。
- 増加傾向にあるインバウンド対応のため、解説板等の多言語化を進める必要がある。



写真9-1 解説板(展望デッキ)

史跡指定から整備完了に至る第一次整備事業の経過については、次のとおりである。

表9-1 第一次整備事業の経過

年度	内 容
平成22 (2010)	・国の史跡に指定（平成23年2月7日付）
平成23 (2011)	・筆界未定地の測量，史跡の範囲と面積の確定
平成24 (2012)	・史跡指定地の公有化 ・史跡境界杭の設置 ・「史跡垣ノ島遺跡保存管理計画」の策定
平成25 (2013)	・公有化事業の完了
平成27 (2015)	・「史跡垣ノ島遺跡保存管理計画」の改訂
平成28 (2016)	・「史跡垣ノ島遺跡保存整備検討委員会」の設置，整備検討委員会の開催（2回） ・「史跡垣ノ島遺跡保存整備基本計画」および「史跡垣ノ島遺跡保存整備基本設計」の策定 ・発掘調査総括報告書の刊行
平成29 (2017)	・保存整備事業の実施（～令和2（2020）年度） ・整備検討委員会の開催（3回） ・現況調査（地形測量，立木調査，地質調査） ・実施設計（盛り土遺構）
平成30 (2018)	・整備検討委員会の開催（4回） ・整備工事（盛り土遺構） ・環境整備（支障木伐採）
令和元 (2019)	・整備検討委員会の開催（2回） ・整備工事 （盛り土遺構〔植栽工〕，準備工，仮設工，敷地造成，園路，広場，案内標識，柵等）
令和2 (2020)	・整備工事 （建物新築〔入口ゲート，体験棟，管理棟〕，敷地造成，園路，広場，発掘体験施設，ベンチ，総合案内板，解説板，標柱，立体模型，植栽等） ・保存整備事業報告書の刊行 ・保存整備事業の完了

第一次整備事業では，平成28(2016)年度に市単独事業として，史跡垣ノ島遺跡保存整備検討委員会を設置し，基本計画および基本設計を策定した。翌年度以降は国庫補助事業（国宝重要文化財等整備費補助金：歴史生き生き！史跡等総合活用整備事業）として北海道の随伴補助（地域づくり総合交付金：地域づくり推進事業）も受けながら，委員会の開催や実施設計の策定，整備工事等を実施した。

表9-2 整備事業費

(円)

区分	内 容		年 度 / 金 額						
			平成 28 (2016)	平成 29 (2017)	平成 30 (2018)	令和元 (2019)	令和 2 (2020)	計	
■事業費	国補助対象経費 (歴史活き活き！史跡等総合活用整備事業)	実施設計	盛り土遺構		11,823,840				11,823,840
			その他			31,752,000			31,752,000
		現況調査			9,493,200				9,493,200
		環境整備			6,642,000	10,692,000			17,334,000
		整備工事	土木:盛り土遺構			97,848,000	7,398,000		105,246,000
			土木:その他				137,995,400	50,435,000	188,430,400
			建築					88,566,500	88,566,500
		工事監理	建築					3,080,000	3,080,000
		発掘調査等			3,337,463	4,100,174	3,501,901	867,567	11,807,105
		保存整備検討委員会			716,700	1,155,330	690,590	81,910	2,644,530
	整備報告書						3,982,000	3,982,000	
	事務費			386,797	402,496	414,109	187,023	1,390,425	
	小 計			32,400,000	145,950,000	150,000,000	147,200,000	475,550,000	
市単独経費	保存整備検討委員会		472,080					472,080	
	基本設計		6,318,000					6,318,000	
	小 計		6,790,080					6,790,080	
計			6,790,080	32,400,000	145,950,000	150,000,000	147,200,000	482,340,080	
■財源内訳	国庫補助金			16,200,000	72,975,000	75,000,000	73,600,000	237,775,000	
	道補助金			900,000	3,600,000	3,800,000	3,700,000	12,000,000	
	地方債	合併特例債			15,300,000	69,300,000	71,200,000		155,800,000
		一般補助施設整備債						66,200,000	66,200,000
		行革債						3,700,000	3,700,000
	一般財源		6,790,080		75,000				6,865,080
	計		6,790,080	32,400,000	145,950,000	150,000,000	147,200,000	482,340,080	

表9-3 第一次整備事業での整備内容と整備後の経過および対応

整備内容		整備後の経過・対応
遺構整備	盛り土遺構	<ul style="list-style-type: none"> ・遺構上に園路は設けず、自由に散策できるようにしているが、芝の剥離や保護層の露出等の地形改変はなく、確実に保護されている。 ・野芝の生育は良好で、またその他の草本についても早い段階で刈り取ることで、自然な草地の状態を保っている。 ・開口部において、流水により表層の芝が洗掘される事例が発生したが、保護層中に碎石を施し改善した。
	竪穴建物群	<ul style="list-style-type: none"> ・窪みで残る竪穴建物跡をより効果的に可視化する手法として、除草による芝の長さの違いで表現している。
公開・活用施設	入口ゲート	<ul style="list-style-type: none"> ・木造のため、一部で亀裂が生じている。 ・塗装に劣化は見られない。
	展望デッキ	<ul style="list-style-type: none"> ・史跡を一望できるビュースポットとして、機能している。 ・排水が十分に機能しておらず、雨天時や融雪時には水溜りが発生し、また冬期には凍結するなど、通行に支障をきたす場合がある。
	エントランス広場	<ul style="list-style-type: none"> ・舗装は良好に保たれており、劣化は見られない。
	芝生広場	<ul style="list-style-type: none"> ・定期的な除草により、維持している。 ・各種イベント開催のほか、団体見学者の休憩場所としても利用されている。
	体験広場	<ul style="list-style-type: none"> ・体験棟において発掘体験時にレクチャーを行うが、参加者が多い場合は入りきらず、収容能力が不足する場合がある。 ・発掘体験は非常に好評で学校など団体からの実施要望もあるが、体験スペースが限られているため、調整が困難な場合がある。
	園路	<ul style="list-style-type: none"> ・舗装園路の排水機能が十分でなく、特に冬期は日中の雪融け水が夕刻には凍結する場合があります、来訪者の安全確保に苦慮している。 ・砂利園路の表層が降雨等で流出し、また草が繁茂するなど、若干荒れている。
案内・解説施設	総合案内板・解説板・記名サイン	<ul style="list-style-type: none"> ・板面の劣化は見られず、適正に機能を果たしている。
	立体模型・標柱	<ul style="list-style-type: none"> ・標柱に劣化は見られず、適正に機能を果たしている。 ・立体模型（FRP製）の一部（立木）に欠損が生じている。
	案内標識・アクセシブルサイン	<ul style="list-style-type: none"> ・板面の劣化は見られず、適正に機能を果たしている。 ・来訪者の視線に重なる板面の角には、安全対策としてクッション材を施している。
案内・便益施設	管理棟	<ul style="list-style-type: none"> ・当初はスタッフが常駐していたが、令和5(2023)年12月の案内窓口設置に伴い、案内機能を移している。 ・史跡見学の間接点にあり、トイレや休憩所として機能している。
	多目的スペース	<ul style="list-style-type: none"> ・市道沿いの史跡境界杭から据え変えた境界標（金属プレート）の一部が欠損している。
	ベンチ	<ul style="list-style-type: none"> ・劣化は見られず、適正に機能を果たしている。
	柵	<ul style="list-style-type: none"> ・適所に配置したが、盛り土遺構に近い市道沿いなど一部で不足しており、追加設置した。
植栽・景観保全		<ul style="list-style-type: none"> ・史跡地内で移植した市道沿いのクリは、切株から生えた芽が良好に生育している。 ・整備時に伐採した樹木の切株が各所に残っており、除草作業の障害になる場合がある。 ・市道側の遮蔽のため、伐採せず現状維持とした針葉樹がそのまま残っている。



図9-1 整備平面図 (第一次整備事業 S=1/2,500)

イ 第一次整備事業後の整備

(ア) 現状

- 世界遺産登録効果も重なり、整備直後は多くの来訪者があり、またインバウンドも増加傾向にある。
- 本史跡の価値や魅力をわかりやすく効果的に伝えるため、令和4(2022)年度に最新のデジタル技術を活用したデジタルコンテンツを整備し、令和5(2023)年度から全部公開している。
- 史跡見学に係る情報を円滑に来訪者へ提供するため、令和5(2023)年度に史跡見学の導入部となる入口ゲート奥手に案内窓口を設置し、遺跡解説や発掘体験の受付およびデジタルコンテンツ体験用のタブレット端末の貸出等を行っている。
- 来訪者の安全性や利便性、景観の向上のため、企業の地域貢献活動により発掘体験施設の仕切りや階段の造作、ロープ柵の設置、支障木の伐採等を実施した。
- 快適な見学環境の創出のため、市民団体の寄附により史跡内の適所に丸太製ベンチやスツールを設置した。
- 本史跡への来訪の主動線となる国道278号尾札部道路(バイパス)からの視認性を高め円滑な誘導を図るため、市民団体の寄附により駐車場の緑地帯に遺跡標識を設置した。
- 来訪者の利便性や安全性の向上を図るため、企業の寄附により階段の手摺を整備した。さらに市の単独事業により砂利敷きの園路および階段踏面のアスファルト舗装を実施した。
- デジタルコンテンツの活用を促進し来訪者の満足度の向上を図るため、企業の寄附によりタブレット端末や充電キャビネット等を案内窓口に常備した。
- 自家用車での来訪が主であるため、史跡へ至る誘導サイン設置に向けて道路管理者と協議しているほか、市教委および指定管理者が電柱に広告看板を設置している。
- 史跡地内には民間団体による在来樹種(クリ、オオヤマザクラ)の植樹が行われ、縄文時代の森を彷彿とさせる景観に更新されてきている。

(イ) 課題

- デジタルコンテンツについて、将来的な内容の更新および追加修正等に係る実施計画や予算確保が担保されていない。
- 公開エリアの中でもWi-Fi電波が弱い箇所があるため、中継器で補完しているが、天候等の条件に左右され不安定な状況にあるため、改善が必要である。
- 展望デッキに設置したデジタルサイネージについて、現在の設置位置では直射日光で画面が見えにくい場合がある。



写真9-2 デジタルサイネージ

表9-4 第一次整備事業後の整備内容と整備後の経過および対応

整備内容	整備後の経過・対応
デジタルコンテンツ	<ul style="list-style-type: none"> ・展望デッキに設置したデジタルサイネージに直射日光があたり、画面が見えにくい場合がある。 ・Wi-Fi エリアが展望デッキおよび管理棟を中心に設定されており、盛り土遺構上では電波が弱く、利用に支障をきたす場合がある。 ※事業費 29,997 千円（うち道補助[地域づくり総合交付金] 5,000 千円）
案内窓口	<ul style="list-style-type: none"> ・来訪者への情報提供が円滑になり、また職員休憩スペースや収納機能が確保され、来訪者の利便性が向上しかつ案内環境が充実した。 ※事業費 15,730 千円（うち道補助[地域づくり総合交付金] 7,800 千円）
植栽・景観保全	<ul style="list-style-type: none"> ・市民団体の寄附により、クリやオオヤマザクラの植樹を実施した。 ・樹木の一部で、獣害（樹皮の噛み跡等）が認められる。



図9-2 デジタルコンテンツのチラシ

(2) 整備の基本方針

本項以下では、今後の整備における基本方針および方法について、記述する。

第一次整備事業の基本的な方針を継承しつつ、既存整備の検証・評価を実施したうえで必要な整備を行うものとする。

今後実施する史跡整備における基本方針を次のとおり定める。

- 来訪者の属性や傾向といった来訪実績を分析し現状を踏まえ、受入体制の充実および史跡の価値や魅力を伝えるための良好な見学環境を整備する。
- 年々増加しているインバウンドを含む見学者の多様なニーズに対応することで、来訪者の満足度向上を図る。

- 新規の来訪者を呼び込み、リピーターを増やしていくため、現状の整備との融合を考慮しつつ、さらに本質的価値を顕在化するなど、新たな見所を創出する。
- 盛り土遺構や窪みで残る竪穴建物群の地形、園路や広場の動線、管理棟や体験棟の建築物、解説板や柵等の工作物などの既存施設の経年劣化に対応するため、昨今の情勢に即した施設の更新を行う。加えて、将来起こり得る経年劣化の影響を最小限にするため、あらかじめ、定期的な保守について想定したシステムを構築する。
- “縄文時代と同じ景色を見ることが出来る”という魅力ある景観を維持するとともに、縄文から続く豊かな自然環境を活かした縄文体験・環境学習の場を創出するなど、景観の保全や向上、改善に取り組む。
- 植生環境の向上や獣害対策の実施など、自然環境の変化に適切に対応する。
- 地域住民のみならず観光客や研究者など、史跡を訪れる多様な人々の交流の場となるような整備を図る。
- 駐車場を共有する縄文文化交流センターおよび道の駅との連携を強化し、集客において相乗効果生まれるよう一連の来訪者の流れを意識的に生み出す。
- 世界遺産の構成資産としての価値付けを明示し、史跡としての価値と合わせて正しく伝える。
- 調査・研究の進展や世界遺産登録に際して行われた各種調査などにより新たに得られた知見を反映し、常に最新の情報を提供できる場とする。

(3) 整備の方法

上記の課題への対応を踏まえて設定した基本方針に沿って、将来的に実施すべき第二次整備事業について、現状で想定される整備内容を次に示す。

- 受入環境・体制の拡充
 - 既存整備の機能を維持するとともに、新規整備に伴う新たな動線の設定に伴い必要な園路、柵、案内標識、解説板等の設置を行う。また、駐車場から本史跡への円滑な来訪者動線を創出する。
- 遺構検出エリアの新規整備
 - 本質的価値である縄文早期の居住域や墓域、縄文後期の配石遺構について、新たな見所として整備し公開する。
- 既存施設の更新
 - 経年劣化の進行具合を鑑み、園路や建築物、工作物などの、個々の役割を再検証したうえで、更新、新設、撤去等を行う。
- デジタルコンテンツの拡充
 - 現在導入しているコンテンツについて、利用状況やニーズ等を分析したうえで、内容の更新やコンテンツ数の増大、多言語対応の拡張など、最新の情報を反映した内容にリニューアルする。加えてWi-Fiや関連機器など付随する環境についても同様に更新する。
- 自然環境の維持および改善
 - 縄文時代から続く豊かな自然環境を維持し、また史跡周辺の開発行為等に応じ修景を進めることで、より良い景観形成や保全に努める。

(4) 整備の構想

今後の整備事業では、史跡指定地および一体的に活用に使っているその周辺地の一部を整備対象範囲と位置付ける。その中で、保存活用の目的やエリアの特性に応じて9つのゾーンに区分し、それぞれについて整備方針を定める。

○盛り土遺構ゾーン

第一次整備事業でのコンセプトを踏襲し、国内最大級の規模を誇る本遺構のスケール感を平面的・立体的に体感できる空間として、縄文時代に造り出された起伏に富んだ地形や表層の張芝を維持する。

加えて、解説板を必要に応じて新設し、本史跡の本質的価値がより伝わるよう整備する。

○竪穴建物群ゾーン

第一次整備事業でのコンセプトを踏襲し、現在においてもなお埋まりきらずに窪みで残る本遺構群を視覚的に実感できる空間として、地下遺構が良好に保存されていることを示す地形や表層の張芝を維持する。

加えて、解説板を必要に応じて新設し、本史跡の本質的価値がより伝わるよう整備する。

○配石遺構ゾーン

発掘調査により縄文後期前半の配石遺構の存在を確認したエリアにおいて、祭祀場であり記念物である本遺構を、礫の構成や配置等を見せることで新たに整備する。それに伴い、エントランス広場および後出の早期ゾーンと連結する園路を新設する。なお、具体の表現方法については、露出展示や復元展示の双方を念頭に置き、保存処理や展示手法等の技術革新も視野に入れ、整備委員会に諮り多角的な検討を重ね決定する。

合わせて新規に整備する解説板については、第一次整備事業で設置した既存の解説板と同様に縄文遺跡という景観に配慮し、存在感のある大型のものではなく、高さを抑えた仕様のものを想定し、また設置個数も最低限とする。

○縄文早期の居住域ゾーン

発掘調査により縄文早期の集落や遺物の分布を確認したエリアにおいて、集落範囲やその物証である竪穴建物の規模や位置を示すなど、新たに整備する。加えて床面から出土した当時の生業を示す石錘など、重要遺物についても紹介する。なお、第一次整備事業でのコンセプトを踏襲し、復元物によらず、最低限の解説板とデジタルコンテンツにより価値の伝達を補完することで来訪者の理解促進を図る。

なお、前出の“盛り土遺構”、“竪穴建物群”、“配石遺構”の各ゾーンとは、植栽等により時期の異なるエリアを明確に区分するなど、遺跡の空間構成について来訪者に誤った認識が生まれないよう、特に留意する。

○縄文早期の墓域ゾーン

発掘調査により縄文早期の土坑墓群を検出したエリアにおいて、墓域の範囲やその物証である土坑墓の規模や位置を示すなど、新たに整備する。加えて副葬された足形付土版など、代表的な遺物についても紹介する。なお、復元物によらない整備手法や、エリア区分の考え方については、前出の“縄文早期の居住域ゾーン”と同様である。

○エントランスゾーン

入口ゲート、案内窓口、展望デッキ、バリアフリー対応の園路、階段、エントランス広場、標柱など史跡見学の導入部にあたる各要素については、既存整備の機能を維持する。なお、デジタルサイネージ、総合案内板や世界遺産共通サインなど内容を更新する必要がある場合には、速やかに最新の情報を反映する。また、縄文文化交流センターや道の駅への来訪者を本史跡へ円滑に誘導するため、駐車場や来訪者動線上の適所において、視認性の高い効果的な案内サインの設置を検討する。

○体験・活用ゾーン

体験事業に特化した体験棟、発掘体験施設、土器焼き体験施設や、主にイベント等の開催場所となる芝生広場については、既存整備の機能を維持する。加えて、漁具づくりや漁労体験、石斧による樹木伐採や有用植物による見本園の整備とあわせた植物利用の体験事業など、新たなメニューの創出により、史跡の魅力向上や付加価値化を図る。また発掘体験施設については、利用人数や頻度等の実績を鑑み、受入人数の増加に対応した施設の拡大も検討する。

○管理便益ゾーン

管理棟、多目的スペース、管理用通路など主に日常の維持管理を担う各要素については、既存整備の機能を維持する。管理棟については、機能や用途の変化にあわせた名称変更も検討する。

○樹林地ゾーン

史跡地内の未整備エリアにあたり、草本類や広葉樹のみならず針葉樹が繁茂するエリアである。史跡周辺の緑化に寄与しているため、現状の維持管理を継続する。

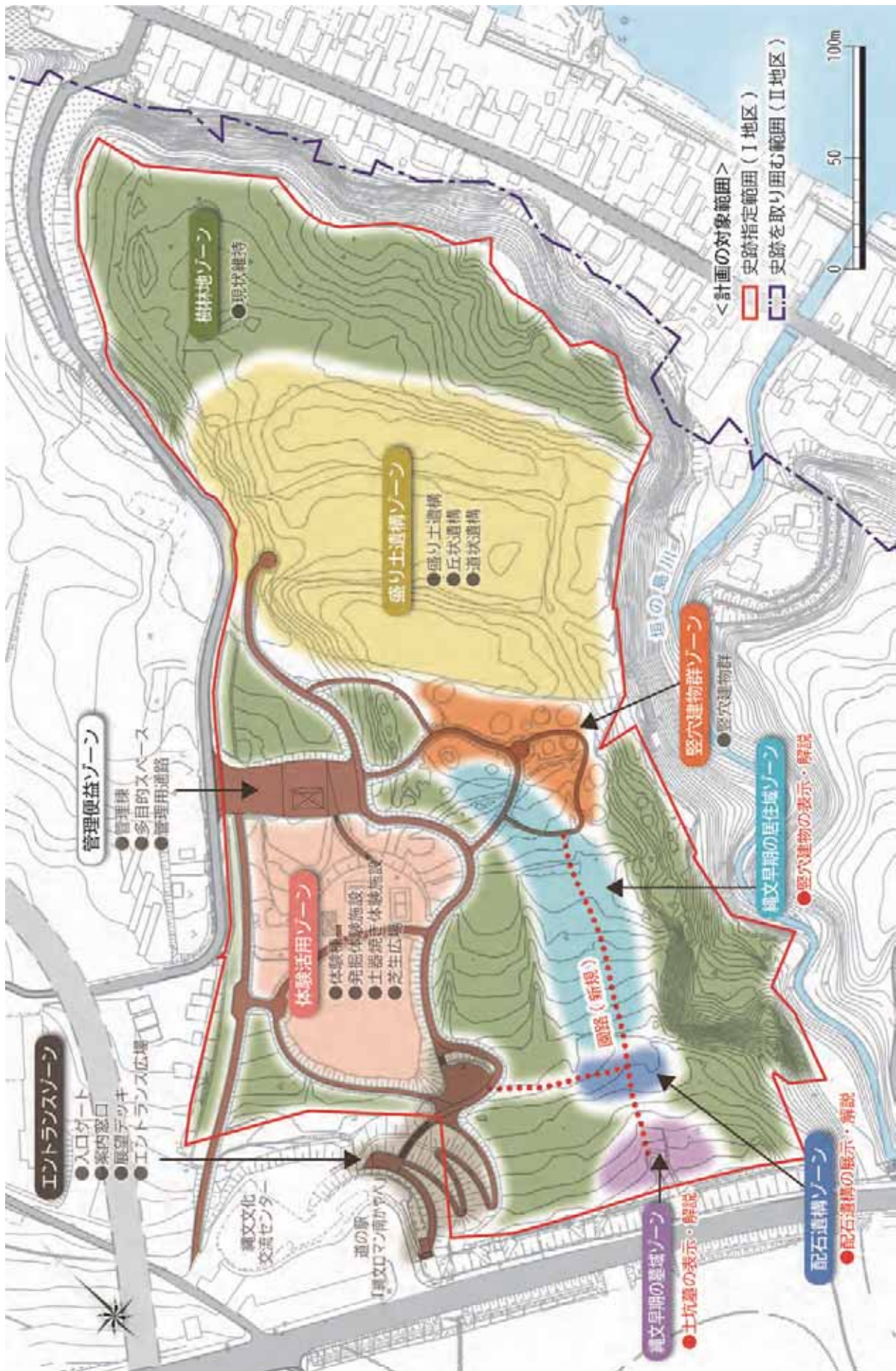


図9-3 整備計画図 (ゾーニング図 S=1/2,500)

第10章 運営・体制

(1) 運営・体制の現状と課題

ア 保存管理, 活用

(ア) 現状

- 一般公開を開始した令和3(2021)年度当初は、遺跡・建物管理業務(清掃, 監視・保安, 除草・除雪, 冬季保全など), 運營業務(案内, 解説, 来訪者対応など)に加え, その他業務(温湿度や来訪者数の記録など)を含む史跡の管理運營業務全般について, 史跡大船遺跡と合わせて, 一般財団法人道南歴史文化振興財団に委託していた。
- 令和7(2025)年度から, 函館市垣ノ島遺跡縄文広場条例の施行に伴い公の施設となり, それまでの単年度ごとの業務委託から, 指定管理者制度(指定期間: 3年間)に移行した。
- 隣接する縄文文化交流センターは, 国宝「土偶」を常設展示する縄文時代に特化した登録博物館(学芸員配置などの要件を満たし博物館登録原簿に登録された博物館)で, 本史跡および史跡大船遺跡のガイダンス施設である。
- これらの南茅部地域に所在する縄文関連3施設(本史跡, 縄文文化交流センター, 史跡大船遺跡)を同一の指定管理者による運営体制とすることで, 主に人員や器材を共有するなど, 密に連携した合理的な保存管理および活用に努めている。
- 本史跡の駐車場は, 前出の縄文文化交流センターおよび国土交通省により登録された休憩機能, 情報発信機能, 地域の連携機能を併せ持つ道の駅「縄文ロマン南かやべ」と共用となっており, トイレと合わせて24時間利用可能となっている。
- 縄文文化交流センターでは, 同館のオリジナルキャラクター「どぐう館長」をはじめ土偶や縄文に関するミュージアムグッズを販売しているほか, 隣接する道の駅「縄文ロマン南かやべ」売店においても, クルミをトッピングした「じょうもんクルミソフト」, 食材やパッケージに縄文をあしらった「函館縄文スイーツ」や地域の特産であるコンブを使った商品等を多数販売しており, お土産や贈答品として広く利用されている。
- 日常の史跡管理は, 当初公開エリアのほぼ中央に位置する管理棟を拠点に行っていたが, 令和5(2023)年12月からは史跡見学の導入部となる入口ゲート奥手に設置した案内窓口において, 遺跡解説や発掘体験の受付等, 各種情報の提供を行っている。
- 史跡のガイドにはボランティアは従事しておらず, 業務として指定管理者が実施している。
- 市教委は指定管理者に対し, 史跡を適切に維持管理するとともに, 適正な管理運営を行うために必要な指導・監督を行っている。
- 史跡として必要な保存管理(現状変更, 埋蔵文化財保護, 柵等の安全管理施設の設置など)および世界遺産の構成資産として必要な保存管理(経過観察, 遺産影響評価, 景観対策など)については, 市教委が実施している。
- 令和元(2019)年度より, 本史跡および史跡大船遺跡の保存・活用を推進するため, 観光振興, 地域振興, 教育活動など保存活用に関する有識者で組織する「函館市縄文遺跡群保存活用協議会」を設置し, 縄文遺跡群の保存・活用や周辺の保全等について協議している。



図10-1
どぐう館長

(イ) 課題

- 史跡のガイドは、指定管理者が業務として実施しており、一定以上の質が求められるため、常に最新の情報を反映させることや利用者のニーズに応じたガイディングが必要である。
- 本史跡と縄文文化交流センターおよび史跡大船遺跡を一括して同一団体が指定管理者として管理運営全般を担っており、管理運営の効率化が図られるとともに、縄文文化交流センターの展示や講座と連動した事業をさらに充実させ、中長期的なビジョンを持った計画的な運営が可能となることから、地域の縄文関係施設が一体となった活用をより一層推進する必要がある。
- 「函館市縄文遺跡群保存活用協議会」における意見等を実際の施策に反映するなど、地域が主体となる保存活用体制を確立する必要がある。

イ 調査・研究**(ア) 現状**

- 平成24(2012)年より継続して実施している「縄文文化特別研究」は、現在は縄文文化交流センターの指定管理者において公募し、研究成果は縄文文化交流センターのホームページで公表している。

(イ) 課題

- 市教委と指定管理者の連携に加え、大学や研究機関等との協働など制度の構築や受入体制のさらなる強化が求められる。
- 平成元(1989)年から継続して実施されてきた史跡周辺を含む開発行為等に伴う南茅部地域での発掘調査および整理作業は令和7(2025)年度で終了するため、経験者の高齢化などから、今後発掘調査を実施する際の人材確保や体制づくりに困難をきたすことが想定される。

ウ 整備**(ア) 現状**

- 整備に係る業務は、市教委(生涯学習部文化財課)が主体となり、文化庁(文化資源活用課)および道教委(生涯学習推進局文化財・博物館課)の指導・助言を受けながら実施している。

(イ) 課題

- 市教委内において、埋蔵文化財の専門職員の数が少なくかつ高年齢化が進んでいることから、新規採用や学芸員有資格者の育成など、中長期的な体制確保・維持が喫緊の課題となっている。

(2) 運営・体制の基本方針

- I地区の保存管理は、所有者・管理者である市教委が実施する。
- 通常の維持管理や案内・解説等の来訪者対応を含む管理運営業務全般は、市教委の指導・監督のもとに、指定管理者が実施する。
- 指定管理者制度を有効に活用し、民間事業者のノウハウを活かして利用者のニーズに応える。

- II地区の保存管理は、市教委と庁内関連部局が中心となり、土地所有者や土地利用者と連携し調整を図りながら実施する。
- 必要に応じて、専門的知見を持つ有識者による指導を受ける。

(3) 運営・体制の方法

- 主となる組織の人員配置や年齢構成、勤務体制、施設環境等が業務内容に対して適当か、社会情勢と照合しながら検討し、適正な環境を整備・指導することで、運営体制の充実を図る。
- 庁内関係部局と連携し、円滑に情報共有ができる体制を構築・強化する。
- 現地パトロールの実施等を通じて地域住民と良好な関係を構築することで、現地情報の迅速な入手のほか、保護意識の醸成や開発行為等の抑制を図る。
- 史跡でのイベントや講演会等の活動を通じ、縄文遺跡の応援団や周知広報の担い手を養成するなど、地域における市民や活動団体との協働を促進し、恒久的に機能する体制を構築する。

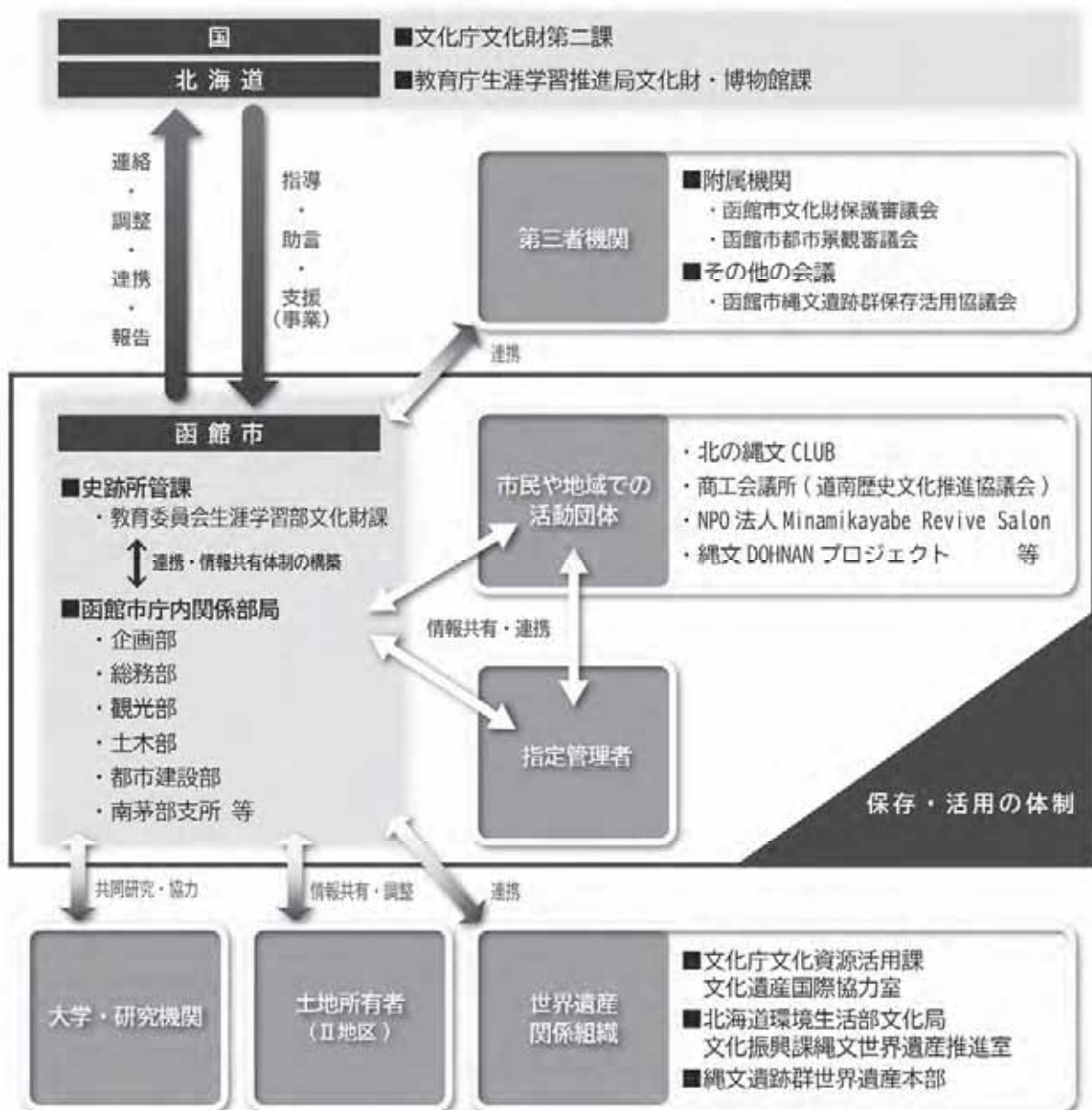


図10-2 令和7(2025)年度現在の運営・体制

第11章 実施計画

第6章から第10章において定めた方針や方法を具体化するため、実施すべき施策の内容を整理し、それぞれの実施期間を示した。


計画期間は、第1章(6)において、令和8(2026)年度から令和17(2035)年度までの10か年としており、それを前期と後期とに区分し、それぞれ5か年の期間を設定し、計画付けた。

このうち前期の5か年では、これまでの取組を継続しながら、良好に保たれている現状を維持する。その後の後期の5か年では、それまで蓄積されたモニタリング結果を踏まえ、必要な施策をさらに推進することとする。

なお実施状況を鑑み、また環境や前提条件等の変化が生じた場合には、必要に応じて都度修正・改訂することで、適正かつ柔軟に対応していくこととする。

表11-1 施策の実施計画総括表

区分・施策		2025年度	前期：5か年 (2026～2030年度)	後期：5か年 (2031～2035年度)
計画	保存活用計画	策定		見直し
	整備基本計画			整備事業の検討
保存管理	巡回による現状確認			
	日常的な維持管理			
	修繕等の適切な維持補修			
	現状変更案件の確実な執行			
活用	縄文文化学習の推進			
	地域における防災施設としての活用			
	デジタルコンテンツの活用促進・環境整備			
	誘客の促進、インバウンド対応の強化			
	周遊・観光ルートの創出			
	体験型プログラムの創出			
	交流事業の推進、交流人口の増大			
	他業種および市民等との連携			
調査・研究	発掘調査の計画立案、実施の検討			
	大学や研究機関等との連携			
	過去の出土資料の再整理や分析			
	調査・研究成果の公開			
整備	受入環境・体制の拡充			検討
	遺構検出エリアの新規整備			検討
	既存施設の更新			モニタリング 検討
	デジタルコンテンツの拡充			検討
	自然環境の維持および改善			
運営・体制	管理運営体制の充実			
	庁内関係部局との連携体制の強化			
	地域住民と連携、保護意識の醸成			
	市民や活動団体との協働、体制の継続			

 重点的に実施
 継続して実施

実施にあたっては、昨今の厳しい財政状況や社会情勢を踏まえ、限られた予算と人員を有効に活用するという視点のもと、次のような課題に対応していくことが必要である。

○必要な予算の確保

本史跡の保存活用、とりわけ整備を計画的かつ円滑に進めるためには、国や北海道との緊密な連携のもとに、必要な財源の確保に努める必要がある。そのため、事業の必要性や目的、効果等を明確に示す事業計画を作成し、事業費の確保を図る。また、ふるさと納税やクラウドファンディングの活用を検討する。

○優先順位の設定と効率的な事業実施

本史跡の保存活用に関わる施策・事業は多岐にわたるため、各々の目的や効果等を確実に把握したうえで優先順位を設定したスケジュールを作成し、それに沿って着実に取り進めていく必要がある。

○計画の進行管理

計画を円滑かつ効果的に進めるためには、その進行状況を常に確認し管理していく必要がある。そのため、定期的な経過観察や事業の節目、毎年度末等において、事業の進捗・達成状況、効果、課題の把握・評価を行い、必要に応じ都度修正を加えることで、社会情勢の変化により費用面や物品調達などに負の影響が生じた場合にも、柔軟かつ迅速な対応が可能となる。

第12章 経過観察

(1) 経過観察の方向性

史跡の保存管理，活用，整備は，将来にわたり継続的に取り組む必要がある。そのため本計画の進捗状況を定期的に経過観察し，その達成度や情勢等の変化への対応について分析・検証を行い，その結果を本計画に反映させることで，より効果的な史跡の保存活用を図る。

(2) 経過観察の方法

経過観察は，本史跡の所有者・管理者であり，保存管理事務全般を所掌する市教委（生涯学習部文化財課）において実施する。

本表は，平成27(2015)年3月に文化庁文化財部記念物課（当時）が発行した「史跡等・重要文化的景観マネジメント支援事業報告書」において示されている自己点検表を参考に作成したものである。本史跡における保存管理，活用，調査・研究，整備，運営・体制の実施状況についての点検表は，次のとおりである。

なお，内容および結果については，年1回を目安に検証するほか，必要に応じ専門的知見を持つ有識者に意見を求めるとともに指導を受けることで，多角的に検証することが望ましい。さらに既存計画と照合したうえで，その後の史跡の保存活用に不具合が生じる場合には，その都度現状に即した内容への改訂を検討し，本計画に反映していくこととする。

表12-1 史跡垣ノ島遺跡 保存活用点検表

項目	実施例	取組状況			
		未取組	取組中	取組済	備考
1 基本情報	(1) 標識は適正に設置されているか	1	2	3	
	(2) 境界杭(標)の設置, 現地での史跡範囲の把握はできているか	1	2	3	
	(3) 説明(解説)板は設置されているか	1	2	3	
2 計画策定等	(1) 保存活用計画は策定されているか	1	2	3	
	(2) 保存活用計画に基づいて実施されているか	1	2	3	
	(3) 保存活用計画の見直しは実施されているか	1	2	3	
3 保存管理	(1) 指定時における本質的価値について, 十分に把握できているか	1	2	3	
	(2) 調査等により, 史跡の価値等の再確認はできているか	1	2	3	
	(3) 専門技術者の参加や連携は図られているか	1	2	3	
	(4) 史跡の構成要素の劣化状況や保存環境に係る調査はされているか	1	2	3	
	(5) 地下遺構の保存は適切に行われているか	1	2	3	
	(6) 史跡指定地および周辺地域の地形に変化が起きていないか	1	2	3	
	(7) 災害対策は十分されているか	1	2	3	
	(8) 日常的な管理はされているか	1	2	3	
	(9) 特別な技術や知識等が必要な部分(植生, 景観等)の管理はされているか	1	2	3	
	(10) 史跡周辺の環境保全のために, 地域住民や関係機関との連携が図られているか	1	2	3	
	(11) 条例, 規則, 指針等, 環境保全の措置を定め, 実行しているか	1	2	3	
	(12) 保存活用計画に基づいて実施されているか	1	2	3	
4 公開, 活用	(1) 公開が適切に行われているか	1	2	3	
	(2) 史跡の本質的価値を学び理解する場となっているか	1	2	3	
	(3) 市民の文化的活動の場となっているか	1	2	3	
	(4) まちづくりと地域のアイデンティティの創出がされているか	1	2	3	
	(5) 文化的観光資源としての活用がされているか	1	2	3	
	(6) 体験学習等は計画的に実施しているか	1	2	3	
	(7) パンフレット等は活用されているか	1	2	3	
	(8) インバウンド対応はなされているか	1	2	3	
	(9) ガイダンス等の施設(管理棟, 体験棟等)は十分に活用されているか	1	2	3	
5 整備	(1) 整備基本計画は策定されているか	1	2	3	
	(2) 史跡の表現は, 学術的根拠に基づいているか	1	2	3	
	(3) 地下遺構等に影響がないように整備されているか	1	2	3	
	(4) 修復において, 伝統技術を十分尊重して実行できたか	1	2	3	
	(5) 整備後に, 修復の状況を管理しているか	1	2	3	
	(6) 復元展示において, 当時の技法, 意匠, 工法, 材料について十分検討したか	1	2	3	
	(7) 盛り土遺構や竪穴建物群の展示は, 史跡の価値の理解促進に十分寄与しているか	1	2	3	
	(8) 活用を意識した整備が行われているか	1	2	3	
	(9) 多言語に対応した整備が行われているか	1	2	3	
	(10) 整備において目指すべき環境等の姿(旧地形の復元等)を実施できたか	1	2	3	
	(11) 整備基本計画に基づいて実施されているか	1	2	3	
	(12) 整備基本計画の見直しはされているか	1	2	3	
6 運営・体制	(1) 運営については適切に行われているか	1	2	3	
	(2) 体制については十分であるか	1	2	3	
	(3) 他部局との連携については十分であるか	1	2	3	
	(4) 地域との連携については十分であるか	1	2	3	
7 予算	(1) 予算確保のための取組は行われているか	1	2	3	

附章 世界文化遺産に係る取扱い

(1) 世界文化遺産としての垣ノ島遺跡の価値

ア 「北海道・北東北の縄文遺跡群」の概要

垣ノ島遺跡を含む「北海道・北東北の縄文遺跡群」は、北海道、青森県、岩手県、秋田県に所在する17の縄文遺跡で構成されており、令和3(2021)年7月27日の第44回ユネスコ世界遺産委員会拡大会合において以下の「顕著な普遍的価値(OUV: Outstanding Universal Value)」が認められ、資産名「Jomon Prehistoric Sites in Northern Japan」として世界遺産一覧表に記載された。

顕著な普遍的価値(OUV)とは、国家間の境界を超越し、人類全体にとって、現代だけでなく将来世代に共通した重要性を持つ、いわゆる世界遺産としての価値である。「北海道・北東北の縄文遺跡群」は、北東アジアにおける世界的にも稀な長期間継続した採集、漁労、狩猟文化による定住の開始、発展、成熟の過程および精神文化の発展をよく表しており、農耕文化以前における人類の生活の在り方と精緻で複雑な精神文化とを示す物証として、顕著で普遍的な価値を持つ。

(ア) 顕著な普遍的価値の骨子(総合的所見)

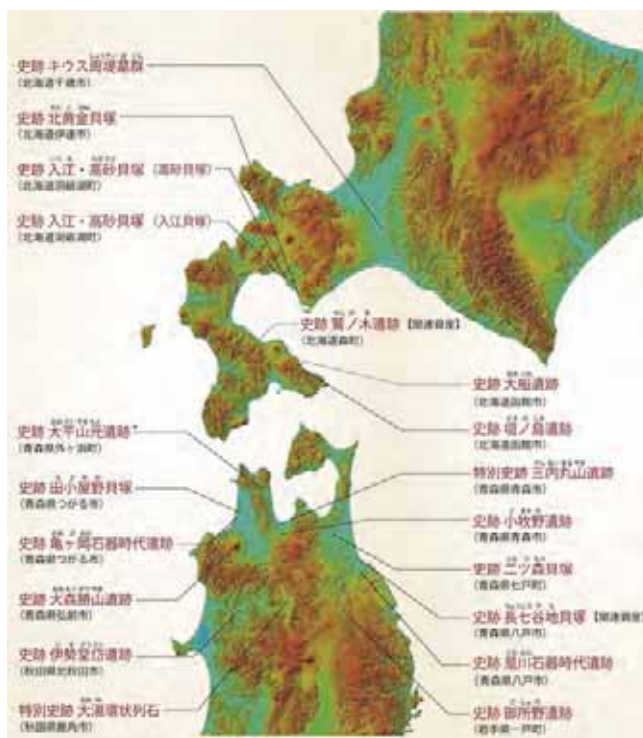
本資産が位置する北海道・北東北は、山地、丘陵、平地、低地など変化に富んだ地形であり、内湾又は湖沼及び水量豊富な河川も形成されている。冷温帯落葉広葉樹の森林が広がり、海洋では暖流と寒流とが交差し豊かな漁場が生まれ、サケ・マスなどの回遊魚が遡上する、恵まれた環境にあった。

人々は、この環境のもとで食料を安定して確保するとともに、約1万5千年前には土器を使用して、定住を開始した。その後、1万年以上にわたって農耕文化に移行することなく、気候の温暖化や寒冷化及びそれに伴う海進・海退といった環境の変化に適応しながら、採集・漁労・狩猟を基盤とした生活を継続した。

また、定住開始のごく初期から精緻かつ複雑な精神文化を構築した。墓地を作り、祭祀・儀礼の場である捨て場や盛土、環状列石などを構築し、祖先崇拝や自然崇拝とともに、自然の豊穡への祈念や互いの紐帯の確認などが世代を越えて行われていた。

このように、本資産は北東アジアにおける農耕文化以前の生活の在り方と精緻で複雑な精神文化とを示す物証として顕著な普遍的価値を持つ。

(『北海道・北東北の縄文遺跡群 世界遺産登録推薦書』2020年 日本国より)



図附-1 世界文化遺産「北海道・北東北の縄文遺跡群」の構成資産および関連資産とその位置

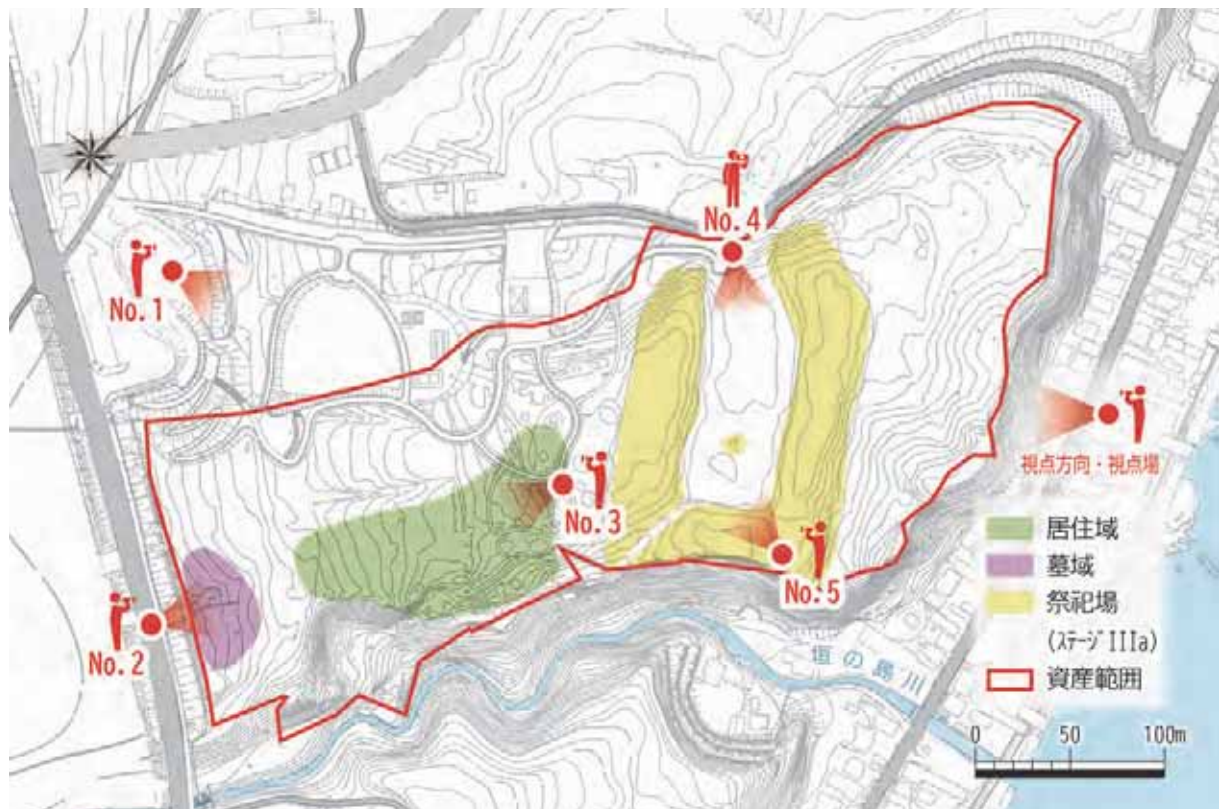
イ 「北海道・北東北の縄文遺跡群」の構成資産としての垣ノ島遺跡の価値

17の構成資産は、各遺跡の構造の変遷や立地環境により、定住の開始、発展、成熟の過程を示す6つのステージ（3つのメインステージとそれぞれ2つのサブステージ）に分類される。

垣ノ島遺跡は17の構成資産の2番目として「ステージⅠ 定住の開始」における「I b：集落の成立」に分類され、居住域と墓域の形成により日常と非日常の空間が分離されたことを示すとともに、特徴的な土坑墓や副葬品などから、当時の葬制や精神性が窺える集落跡として位置付けられている。



図附-2 集落展開および精神文化に関する6つのステージ



図附-3 遺構概念図および視点場の設定箇所 (S=1/4, 000)

垣ノ島遺跡の顕著な普遍的価値を示す諸要素

- 地下遺構（竪穴建物跡，土坑墓）
- 立地（外洋の沿岸付近の海岸段丘）
- 地下に埋蔵されている遺物
- 発掘調査による出土品
土器，狩猟具（石鏃），加工具（石皿，磨石），漁労具（石錘），精神性を示す遺物（足形付土版）など

（ア）資産の説明

居住域・墓域の分離など集落内の機能分化の開始を示す集落

本構成資産は、北海道南西部渡島半島東岸の函館市南茅部地区に所在し、垣ノ島川左岸の標高約32～50mの海岸段丘上に立地する。水産資源豊富な太平洋に面し、後背地には森林資源に恵まれた落葉広葉樹が広がる環境である。

集落は、定住開始期後半（ステージ I b）に位置づけられ、段丘中央部には地面を掘込み耐久性があり長期間居住できる竪穴建物による居住域，その南側に墓域が形成され，居住域と墓域とが分離し集落内での機能分化が見られる。このことは土地利用について日常と非日常の空間が区別されていたとともに，墓地の構築は土地に対する愛着を示すものでもある。

墓には，子どもの足を押捺した足形付土版が副葬されることがあり，この地域独特の葬送であるとともに，高い精神性を示している。

生業では竪穴建物から漁網用の石錘が多く出土するなど，特に漁労が活発に行われていたことがわかる。

なお，定住の成熟期前半（ステージ III a）にも祭祀場である大規模な盛土が形成され，活発な祭祀・儀礼が行われていた。

本構成資産（BCE7,000年頃）は，定住の開始期後半の集落跡であり，海進期と沿岸地域における生業の在り方及び耐久性のある竪穴建物の出現，さらに居住域と墓域の分離など，集落における機能分化の開始を示し，精神文化の様相がわかる重要な遺跡である。加えて成熟期前半（BCE2,000年頃）には祭祀場である盛土の形成も特筆される。

（『北海道・北東北の縄文遺跡群 世界遺産登録推薦書』2020年 日本国より）

（2）資産および緩衝地帯の設定

世界遺産においては，世界遺産に登録された範囲である「資産」（プロパティ）と，資産の顕著な普遍的価値を持続的に保護するため周囲に必要な不可欠な範囲として「緩衝地帯」（バッファゾーン）が設定され，適切な保存管理のためにこれらの一体的な保全が必要とされている。

垣ノ島遺跡においては，顕著な普遍的価値を示す遺構や遺物が検出された範囲を資産としており，史跡指定範囲の約8割を占める。



図附-4 資産および緩衝地帯の範囲（S=1/2万）

垣ノ島遺跡の構成
資産としての
基本情報

- 位置：N41° 55′ 45″ E140° 56′ 54″
- 資産面積：7.6ha
- 緩衝地帯面積：53.5ha

資産の範囲全体が保護盛土によって被覆され、顕著な普遍的価値を示す諸要素は良好な状態で確実に保存されている。なお、資産の範囲は第6章(4)現状変更等の取扱基準において設定したI a地区：遺構集中分布エリアと一致する。

緩衝地帯は、資産の顕著な普遍的価値を構成する諸要素を確実に保全し、その価値を理解するために必要な範囲として設定されるものであり、垣ノ島遺跡においては構成資産から視認できる範囲として、北・東側は段丘の縁辺部を、南側は急傾斜面手前の山稜から山腹まで、西側は道路を境界線としている。

さらに、緩衝地帯は景観法に基づく「函館市景観計画」において、縄文遺跡群都市景観形成地域に定められている。同計画において、建築物等の高さや形態意匠等を制御・誘導することで、遺跡と調和した景観形成が図られているほか、遺跡の内外に設けられた5か所の視点場からの眺望を保全するため、工作物等の高さを制御している（第6章(3)参照）。

(3) 保存管理体制

ア 「北海道・北東北の縄文遺跡群 包括的保存管理計画」

本計画は、資産および緩衝地帯の保全の根拠となる各法令・制度等との整合性を図りながら、世界遺産への推薦にあたって必要とされる資産全体の保存・管理および整備・活用に関する方針と具体的内容を示したものである。

「北海道・北東北の縄文遺跡群」の世界遺産登録に向けて、北海道、青森県、岩手県および秋田県ならびに構成資産を所管する地方公共団体で構成する縄文遺跡群世界遺産登録推進本部により、学識経験者によって構成される縄文遺跡群世界遺産登録推進専門家委員会および文化庁の指導・助言のもと、協議を経て令和元(2019)年12月に本計画が策定された。世界遺産登録後は、景観保全等の具体の取組を踏まえて改訂を行い、縄文遺跡群の包括的な保存管理体制として設置した縄文遺跡群世界遺産本部における協議を経て、令和4(2022)年5月に本計画の改訂版が策定された。現在、今後の縄文遺跡群の保存・活用の取組方針等を反映した計画の改訂が進められている。

イ 「北海道・北東北の縄文遺跡群 保存活用推進行動計画」

本計画は、包括的保存管理計画に基づいて、縄文遺跡群の価値の保全と両立した公開・活用を実現するための基本的な理念や方針を共有し、合わせてその実現のために必要な施策の方向性、具体的な取組内容を示すものである。現在は、令和元～5(2019～2023)年までの設定としていた現行計画を延長し、包括的保存管理計画の改訂や縄文遺跡群を取り巻く情勢の変化等を踏まえて、見直しを行うものとされている。

ウ 遺産影響評価（HIA）

遺産影響評価（HIA：Heritage Impact Assessment）は、世界遺産に登録された資産の範囲、緩衝地帯およびその周辺において計画された開発事業等が世界遺産の価値に与える影響を事前に評価することである。

縄文遺跡群を持続的に保存・保全するための遺産影響評価の方針や手順等を示した「北海道・北東北の縄文遺跡群の保全に係る遺産影響評価指針」が令和4（2022）年3月に策定され、関係地方公共団体ではこの指針に基づき、開発事業の計画段階に事業者と協議・調整等を行い、縄文遺跡群の価値に負の影響を及ぼさないよう、または影響を最小限にするための方法を導き出し、資産の保全と事業実施に向けた合意形成を図ることとしている。

エ 経過観察

顕著な普遍的価値の確実な保持、維持・管理、防災、危機管理に関する体制の充実や技術の向上を目的として、資産および緩衝地帯に影響を与える諸条件に対する適切な指標を設定し、定期的かつ体系的な経過観察（モニタリング）を実施している。

北海道、青森県、岩手県、秋田県および構成資産を所管する地方公共団体は、年度ごとの経過観察結果について年次報告書を作成し、「北海道・北東北の縄文遺跡群」の公式ホームページ（<https://jomon-japan.jp/>）で公開している。さらに、資産およびその周辺の保全状況については、縄文遺跡群世界遺産本部が6年に一度評価を実施し、保存管理状況報告書としてまとめ、文化庁を通じてユネスコの世界遺産委員会へ提出し、審査を受けることとなっている。



No. 1：南西側の縄文文化交流センターから資産全体の範囲を望む



No. 2：南側のバイパス沿いから墓域の範囲を望む



No. 3：資産中央から居住域の範囲を望む



No. 4：西側の市道沿いから祭祀場の範囲を望む



No. 5：東側の垣の島川沿いから祭祀場の範囲を望む

写真附-1 視点場からの眺望

関係法令

文化財保護に係る法令等

- ・文化財保護法
- ・文化財保護法施行令
- ・特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可申請等に関する規則
- ・特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の復旧の届出に関する規則
- ・文化財保護法施行令第5条第4項第1号イからルまで並びに第6条第2項第1号イ及びロに掲げる史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可の事務の処理基準

史跡の計画対象範囲に係る法令等

- ・景観法
- ・都市計画法
- ・土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律
- ・急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律
- ・森林法
- ・河川法
- ・宅地造成及び特定盛土等規制法
- ・砂利採取法
- ・道路法
- ・漁港及び漁場の整備等に関する法律
- ・北海道自然環境等保全条例

函館市における法令等

- ・史跡垣ノ島遺跡保存活用計画検討委員会設置要綱
- ・函館市文化財保護条例
- ・函館市都市景観条例
- ・函館市都市景観に関する規則
- ・函館市普通河川管理条例
- ・函館市墓地条例

文化財保護に係る法令等

■文化財保護法 抜粋

(昭和二十五年法律第二百四号)

第一章 総則

(この法律の目的)

第一条 この法律は、文化財を保存し、且つ、その活用を図り、もつて国民の文化的向上に資するとともに、世界文化の進歩に貢献することを目的とする。

(文化財の定義)

第二条 この法律で「文化財」とは、次に掲げるものをいう。

一 建造物、絵画、彫刻、工芸品、書跡、典籍、古文書その他の有形の文化的所産で我が国にとって歴史上又は芸術上価値の高いもの（これらのものと一体をなしてその価値を形成している土地その他の物件を含む。）並びに考古資料及びその他の学術上価値の高い歴史資料（以下「有形文化財」という。）

二 演劇、音楽、工芸技術その他の無形の文化的所産で我が国にとって歴史上又は芸術上価値の高いもの（以下「無形文化財」という。）

三 衣食住、生業、信仰、年中行事等に関する風俗慣習、民俗芸能、民俗技術及びこれらに用いられる衣服、器具、家屋その他の物件で我が国民の生活の推移の理解のため欠くことのできないもの（以下「民俗文化財」という。）

四 貝塚、古墳、都城跡、城跡、旧宅その他の遺跡で我が国にとって歴史上又は学術上価値の高いもの、庭園、橋梁、峡谷、海浜、山岳その他の名勝地で我が国にとって芸術上又は観賞上価値の高いもの並びに動物（生息地、繁殖地及び渡来地を含む。）、植物（自生地を含む。）及び地質鉱物（特異な自然の現象の生じている土地を含む。）で我が国にとって学術上価値の高いもの（以下「記念物」という。）

五 地域における人々の生活又は生業及び当該地域の風土により形成された景観地で我が国民の生活又は生業の理解のため欠くことのできないもの（以下「文化的景観」という。）

六 周囲の環境と一体をなして歴史的風致を形成して

いる伝統的な建造物群で価値の高いもの（以下「伝統的建造物群」という。）

2 この法律の規定（第二十七条から第二十九条まで、第三十七条、第五十五条第一項第四号、第五十三條第一項第一号、第六十五条、第七十一条及び附則第三条の規定を除く。）中「重要文化財」には、国宝を含むものとする。

3 この法律の規定（第九條、第十條、第十二條、第二十二條、第三十一條第一項第四号、第五十三條第一項第十号及び第十一号、第六十五条並びに第七十一条の規定を除く。）中「史跡名勝天然記念物」には、特別史跡名勝天然記念物を含むものとする。

(政府及び地方公共団体の任務)

第三条 政府及び地方公共団体は、文化財がわが国の歴史、文化等の正しい理解のため欠くことのできないものであり、且つ、将来の文化の向上発展の基礎をなすものであることを認識し、その保存が適切に行われるように、周到の注意をもつてこの法律の趣旨の徹底に努めなければならない。

(国民、所有者等の心構)

第四条 一般国民は、政府及び地方公共団体がこの法律の目的を達成するために行う措置に誠実に協力しなければならない。

2 文化財の所有者その他の関係者は、文化財が貴重な国民的財産であることを自覚し、これを公共のために大切に保存するとともに、できるだけこれを公開する等その文化的活用に努めなければならない。

3 政府及び地方公共団体は、この法律の執行に当つて関係者の所有権その他の財産権を尊重しなければならない。

(略)

第六章 埋蔵文化財

(調査のための発掘に関する届出、指示及び命令)

第九十二条 土地に埋蔵されている文化財（以下「埋蔵文化財」という。）について、その調査のため土地を発掘しようとする者は、文部科学省令の定める事項を記載した書面をもつて、発掘に着手しようとする日の三十日前までに文化庁長官に届け出なければならない。

ただし、文部科学省令の定める場合は、この限りでない。

2 埋蔵文化財の保護上特に必要があると認めるときは、文化庁長官は、前項の届出に係る発掘に関し必要な事項及び報告書の提出を指示し、又はその発掘の禁止、停止若しくは中止を命ずることができる。

(土木工事等のための発掘に関する届出及び指示)

第九十三条 土木工事その他埋蔵文化財の調査以外の目的で、貝塚、古墳その他埋蔵文化財を包蔵する土地として周知されている土地（以下「周知の埋蔵文化財包蔵地」という。）を発掘しようとする場合には、前条第一項の規定を準用する。この場合において、同項中「三十日前」とあるのは、「六十日前」と読み替えるものとする。

2 埋蔵文化財の保護上特に必要があると認めるときは、文化庁長官は、前項で準用する前条第一項の届出に係る発掘に関し、当該発掘前における埋蔵文化財の記録の作成のための発掘調査の実施その他の必要な事項を指示することができる。

(国の機関等が行う発掘に関する特例)

第九十四条 国の機関、地方公共団体又は国若しくは地方公共団体の設立に係る法人で政令の定めるもの（以下この条及び第九十七条において「国の機関等」と総称する。）が、前条第一項に規定する目的で周知の埋蔵文化財包蔵地を発掘しようとする場合においては、同条の規定を適用しないものとし、当該国の機関等は、当該発掘に係る事業計画の策定に当たつて、あらかじめ、文化庁長官にその旨を通知しなければならない。

2 文化庁長官は、前項の通知を受けた場合において、埋蔵文化財の保護上特に必要があると認めるときは、当該国の機関等に対し、当該事業計画の策定及びその実施について協議を求めるべき旨の通知をすることができる。

3 前項の通知を受けた国の機関等は、当該事業計画の策定及びその実施について、文化庁長官に協議しなければならない。

4 文化庁長官は、前二項の場合を除き、第一項の通知があつた場合において、当該通知に係る事業計画の実施に関し、埋蔵文化財の保護上必要な勧告をするこ

とができる。

5 前各項の場合において、当該国の機関等が各省各庁の長（国有財産法（昭和二十三年法律第七十三号）第四条第二項に規定する各省各庁の長をいう。以下同じ。）であるときは、これらの規定に規定する通知、協議又は勧告は、文部科学大臣を通じて行うものとする。

(埋蔵文化財包蔵地の周知)

第九十五条 国及び地方公共団体は、周知の埋蔵文化財包蔵地について、資料の整備その他その周知の徹底を図るために必要な措置の実施に努めなければならない。

2 国は、地方公共団体が行う前項の措置に関し、指導、助言その他の必要と認められる援助をすることができる。

(遺跡の発見に関する届出、停止命令等)

第九十六条 土地の所有者又は占有者が出土品の出土等により貝塚、住居跡、古墳その他遺跡と認められるものを発見したときは、第九十二条第一項の規定による調査に当たつて発見した場合を除き、その現状を変更することなく、遅滞なく、文部科学省令の定める事項を記載した書面をもつて、その旨を文化庁長官に届け出なければならない。ただし、非常災害のために必要な応急措置を執る場合は、その限度において、その現状を変更することを妨げない。

2 文化庁長官は、前項の届出があつた場合において、当該届出に係る遺跡が重要なものであり、かつ、その保護のため調査を行う必要があると認めるときは、その土地の所有者又は占有者に対し、期間及び区域を定めて、その現状を変更することとなるような行為の停止又は禁止を命ずることができる。ただし、その期間は、三月を超えることができない。

3 文化庁長官は、前項の命令をしようとするときは、あらかじめ、関係地方公共団体の意見を聴かなければならない。

4 第二項の命令は、第一項の届出があつた日から起算して一月以内にしなければならない。

5 第二項の場合において、同項の期間内に調査が完了せず、引き続き調査を行う必要があるときは、文化庁長官は、一回に限り、当該命令に係る区域の全部又

は一部について、その期間を延長することができる。
ただし、当該命令の期間が、同項の期間と通算して六月を超えることとなつてはならない。

6 第二項及び前項の期間を計算する場合においては、第一項の届出があつた日から起算して第二項の命令を発した日までの期間が含まれるものとする。

7 文化庁長官は、第一項の届出がなされなかつた場合においても、第二項及び第五項に規定する措置を執ることができる。

8 文化庁長官は、第二項の措置を執つた場合を除き、第一項の届出がなされた場合には、当該遺跡の保護上必要な指示をすることができる。前項の規定により第二項の措置を執つた場合を除き、第一項の届出がなされなかつたときも、同様とする。

9 第二項の命令によつて損失を受けた者に対しては、国は、その通常生ずべき損失を補償する。

10 前項の場合には、第四十一条第二項から第四項までの規定を準用する。

(国の機関等の遺跡の発見に関する特例)

第九十七条 国の機関等が前条第一項に規定する発見をしたときは、同条の規定を適用しないものとし、第九十二条第一項又は第九十九条第一項の規定による調査に当たつて発見した場合を除き、その現状を変更することなく、遅滞なく、その旨を文化庁長官に通知しなければならない。ただし、非常災害のために必要な応急措置を執る場合は、その限度において、その現状を変更することを妨げない。

2 文化庁長官は、前項の通知を受けた場合において、当該通知に係る遺跡が重要なものであり、かつ、その保護のため調査を行う必要があると認めるときは、当該国の機関等に対し、その調査、保存等について協議を求めべき旨の通知をすることができる。

3 前項の通知を受けた国の機関等は、文化庁長官に協議しなければならない。

4 文化庁長官は、前二項の場合を除き、第一項の通知があつた場合において、当該遺跡の保護上必要な勧告をすることができる。

5 前各項の場合には、第九十四条第五項の規定を準用する。

(文化庁長官による発掘の施行)

第九十八条 文化庁長官は、歴史上又は学術上の価値が特に高く、かつ、その調査が技術的に困難なため国において調査する必要があると認められる埋蔵文化財については、その調査のため土地の発掘を施行することができる。

2 前項の規定により発掘を施行しようとするときは、文化庁長官は、あらかじめ、当該土地の所有者及び権原に基づく占有者に対し、発掘の目的、方法、着手の時期その他必要と認める事項を記載した令書を交付しなければならない。

3 第一項の場合には、第三十九条（同条第三項において準用する第三十二条の二第五項の規定を含む。）及び第四十一条の規定を準用する。

(地方公共団体による発掘の施行)

第九十九条 地方公共団体は、文化庁長官が前条第一項の規定により発掘を施行するものを除き、埋蔵文化財について調査する必要があると認めるときは、埋蔵文化財を包蔵すると認められる土地の発掘を施行することができる。

2 地方公共団体は、前項の発掘に関し、事業者に対し協力を求めることができる。

3 文化庁長官は、地方公共団体に対し、第一項の発掘に関し必要な指導及び助言をすることができる。

4 国は、地方公共団体に対し、第一項の発掘に要する経費の一部を補助することができる。

(返還又は通知等)

第一百条 第九十八条第一項の規定による発掘により文化財を発見した場合において、文化庁長官は、当該文化財の所有者が判明しているときはこれを所有者に返還し、所有者が判明しないときは、遺失物法（平成十八年法律第七十三号）第四条第一項の規定にかかわらず、警察署長にその旨を通知することをもつて足りる。

2 前項の規定は、前条第一項の規定による発掘により都道府県又は地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）若しくは同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（以下「指定都市等」という。）の教育委員会が文化財を発見した場合における当該教

育委員会について準用する。

3 第一項（前項において準用する場合を含む。）の通知を受けたときは、警察署長は、直ちに当該文化財につき遺失物法第七条第一項の規定による公告をしなければならない。

（提出）

第百一条 遺失物法第四条第一項の規定により、埋蔵物として提出された物件が文化財と認められるときは、警察署長は、直ちに当該物件を当該物件の発見された土地を管轄する都道府県の教育委員会（当該土地が指定都市等の区域内に存する場合にあつては、当該指定都市等の教育委員会。次条において同じ。）に提出しなければならない。ただし、所有者の判明している場合は、この限りでない。

（鑑査）

第百二条 前条の規定により物件が提出されたときは、都道府県の教育委員会は、当該物件が文化財であるかどうかを鑑査しなければならない。

2 都道府県の教育委員会は、前項の鑑査の結果当該物件を文化財と認めたときは、その旨を警察署長に通知し、文化財でないとき、当該物件を警察署長に差し戻さなければならない。

（引渡し）

第百三条 第百条第一項に規定する文化財又は同条第二項若しくは前条第二項に規定する文化財の所有者から、警察署長に対し、その文化財の返還の請求があつたときは、文化庁長官又は都道府県若しくは指定都市等の教育委員会は、当該警察署長にこれを引き渡さなければならない。

（国庫帰属及び報償金）

第百四条 第百条第一項に規定する文化財又は第百二条第二項に規定する文化財（国の機関又は独立行政法人国立文化財機構が埋蔵文化財の調査のための土地の発掘により発見したものに限る。）で、その所有者が判明しないものの所有権は、国庫に帰属する。この場合においては、文化庁長官は、当該文化財の発見された土地の所有者にその旨を通知し、かつ、その価格の二分の一に相当する額の報償金を支給する。

2 前項の場合には、第四十一条第二項から第四項ま

での規定を準用する。

（都道府県帰属及び報償金）

第百五条 第百条第二項に規定する文化財又は第百二条第二項に規定する文化財（前条第一項に規定するものを除く。）で、その所有者が判明しないものの所有権は、当該文化財の発見された土地を管轄する都道府県に帰属する。この場合においては、当該都道府県の教育委員会は、当該文化財の発見者及びその発見された土地の所有者にその旨を通知し、かつ、その価格に相当する額の報償金を支給する。

2 前項に規定する発見者と土地所有者とが異なるときは、前項の報償金は、折半して支給する。

3 第一項の報償金の額は、当該都道府県の教育委員会が決定する。

4 前項の規定による報償金の額については、第四十一条第三項の規定を準用する。

5 前項において準用する第四十一条第三項の規定による訴えにおいては、都道府県を被告とする。

（譲与等）

第百六条 政府は、第百四条第一項の規定により国庫に帰属した文化財の保存のため又はその効用から見て国が保有する必要がある場合を除いて、当該文化財の発見された土地の所有者に、その者が同条の規定により受けるべき報償金の額に相当するものの範囲内でこれを譲与することができる。

2 前項の場合には、その譲与した文化財の価格に相当する金額は、第百四条に規定する報償金の額から控除するものとする。

3 政府は、第百四条第一項の規定により国庫に帰属した文化財の保存のため又はその効用から見て国が保有する必要がある場合を除いて、独立行政法人国立文化財機構又は当該文化財の発見された土地を管轄する地方公共団体に対し、その申請に基づき、当該文化財を譲与し、又は時価よりも低い対価で譲渡することができる。

第百七条 都道府県の教育委員会は、第百五条第一項の規定により当該都道府県に帰属した文化財の保存のため又はその効用から見て当該都道府県が保有する必要がある場合を除いて、当該文化財の発見者又はその

発見された土地の所有者に、その者が同条の規定により受けるべき報償金の額に相当するものの範囲内でこれを譲与することができる。

2 前項の場合には、その譲与した文化財の価格に相当する金額は、第百五条に規定する報償金の額から控除するものとする。

(遺失物法の適用)

第百八条 埋蔵文化財に関しては、この法律に特別の定めのある場合のほか、遺失物法の適用があるものとする。

第七章 史跡名勝天然記念物

(指定)

第百九条 文部科学大臣は、記念物のうち重要なものを史跡、名勝又は天然記念物（以下「史跡名勝天然記念物」と総称する。）に指定することができる。

2 文部科学大臣は、前項の規定により指定された史跡名勝天然記念物のうち特に重要なものを特別史跡、特別名勝又は特別天然記念物（以下「特別史跡名勝天然記念物」と総称する。）に指定することができる。

3 前二項の規定による指定は、その旨を官報で告示するとともに、当該特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の所有者及び権原に基づく占有者に通知してする。

4 前項の規定により通知すべき相手方が著しく多数で個別に通知し難い事情がある場合には、文部科学大臣は、同項の規定による通知に代えて、その通知すべき事項を当該特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の所在地の市町村の事務所又はこれに準ずる施設の掲示場に掲示することができる。この場合においては、その掲示を始めた日から二週間を経過した時に同項の規定による通知が相手方に到達したものとみなす。

5 第一項又は第二項の規定による指定は、第三項の規定による官報の告示があつた日からその効力を生ずる。ただし、当該特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の所有者又は権原に基づく占有者に対しては、第三項の規定による通知が到達した時又は前項の規定によりその通知が到達したものとみなされる時

からその効力を生ずる。

6 文部科学大臣は、第一項の規定により名勝又は天然記念物の指定をしようとする場合において、その指定に係る記念物が自然環境の保護の見地から価値の高いものであるときは、環境大臣と協議しなければならない。

(仮指定)

第百十条 前条第一項の規定による指定前において緊急の必要があると認めるときは、都道府県の教育委員会（当該記念物が指定都市の区域内に存する場合にあつては、当該指定都市の教育委員会。第百三十三条を除き、以下この章において同じ。）は、史跡名勝天然記念物の仮指定を行うことができる。

2 前項の規定により仮指定を行つたときは、都道府県の教育委員会は、直ちにその旨を文部科学大臣に報告しなければならない。

3 第一項の規定による仮指定には、前条第三項から第五項までの規定を準用する。

(所有権等の尊重及び他の公益との調整)

第百十一条 文部科学大臣又は都道府県の教育委員会は、第百九条第一項若しくは第二項の規定による指定又は前条第一項の規定による仮指定を行うに当たつては、特に、関係者の所有権、鉱業権その他の財産権を尊重するとともに、国土の開発その他の公益との調整に留意しなければならない。

2 文部科学大臣又は文化庁長官は、名勝又は天然記念物に係る自然環境の保護及び整備に関し必要があると認めるときは、環境大臣に対し、意見を述べることができる。この場合において、文化庁長官が意見を述べるときは、文部科学大臣を通じて行うものとする。

3 環境大臣は、自然環境の保護の見地から価値の高い名勝又は天然記念物の保存及び活用に関し必要があると認めるときは、文部科学大臣に対し、又は文部科学大臣を通じ文化庁長官に対して意見を述べるができる。

(解除)

第百十二条 特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物はその価値を失つた場合その他特殊の事由のあるときは、文部科学大臣又は都道府県の教育委員会

は、その指定又は仮指定を解除することができる。

2 第百十条第一項の規定により仮指定された史跡名勝天然記念物につき第百九条第一項の規定による指定があつたとき、又は仮指定があつた日から二年以内に同項の規定による指定がなかつたときは、仮指定は、その効力を失う。

3 第百十条第一項の規定による仮指定が適当でないと認めるときは、文部科学大臣は、これを解除することができる。

4 第一項又は前項の規定による指定又は仮指定の解除には、第百九条第三項から第五項までの規定を準用する。

(管理団体による管理及び復旧)

第百十三条 史跡名勝天然記念物につき、所有者がないか若しくは判明しない場合又は所有者若しくは第百十九条第二項の規定により選任された管理の責めに任ずべき者による管理が著しく困難若しくは不適當であると明らかに認められる場合には、文化庁長官は、適当な地方公共団体その他の法人を指定して、当該史跡名勝天然記念物の保存のため必要な管理及び復旧（当該史跡名勝天然記念物の保存のため必要な施設、設備その他の物件で当該史跡名勝天然記念物の所有者の所有又は管理に属するものの管理及び復旧を含む。）を行わせることができる。

2 前項の規定による指定をするには、文化庁長官は、あらかじめ、指定しようとする地方公共団体その他の法人の同意を得なければならない。

3 第一項の規定による指定は、その旨を官報で告示するとともに、当該史跡名勝天然記念物の所有者及び権原に基づく占有者並びに指定しようとする地方公共団体その他の法人に通知してする。

4 第一項の規定による指定には、第百九条第四項及び第五項の規定を準用する。

第百十四条 前条第一項に規定する事由が消滅した場合その他特殊の事由があるときは、文化庁長官は、管理団体の指定を解除することができる。

2 前項の規定による解除には、前条第三項並びに第百九条第四項及び第五項の規定を準用する。

第百十五条 第百十三条第一項の規定による指定を受

けた地方公共団体その他の法人（以下この章（第百三十三条の二第一項を除く。）及び第百八十七条第一項第三号において「管理団体」という。）は、文部科学省令の定める基準により、史跡名勝天然記念物の管理に必要な標識、説明板、境界標、囲いその他の施設を設置しなければならない。

2 史跡名勝天然記念物の指定地域内の土地について、その土地の所在、地番、地目又は地積に異動があつたときは、管理団体は、文部科学省令の定めるところにより、文化庁長官にその旨を届け出なければならない。

3 管理団体が復旧を行う場合は、管理団体は、あらかじめ、その復旧の方法及び時期について当該史跡名勝天然記念物の所有者（所有者が判明しない場合を除く。）及び権原に基づく占有者の意見を聞かなければならない。

4 史跡名勝天然記念物の所有者又は占有者は、正当な理由がなく、管理団体が行う管理若しくは復旧又はその管理若しくは復旧のため必要な措置を拒み、妨げ、又は忌避してはならない。

第百十六条 管理団体が行う管理及び復旧に要する費用は、この法律に特別の定めのある場合を除いて、管理団体の負担とする。

2 前項の規定は、管理団体と所有者との協議により、管理団体が行う管理又は復旧により所有者の受ける利益の限度において、管理又は復旧に要する費用の一部を所有者の負担とすることを妨げるものではない。

3 管理団体は、その管理する史跡名勝天然記念物につき観覧料を徴収することができる。

第百十七条 管理団体が行う管理又は復旧によつて損失を受けた者に対しては、当該管理団体は、その通常生ずべき損失を補償しなければならない。

2 前項の補償の額は、管理団体（管理団体が地方公共団体であるときは、当該地方公共団体の教育委員会）が決定する。

3 前項の規定による補償額については、第四十一条第三項の規定を準用する。

4 前項で準用する第四十一条第三項の規定による訴えにおいては、管理団体を被告とする。

第百十八条 管理団体が行う管理には、第三十条、第

三十一条第一項及び第三十三条の規定を、管理団体が
行う管理及び復旧には、第三十五条及び第四十七条の
規定を、管理団体が指定され、又はその指定が解除さ
れた場合には、第五十六条第三項の規定を準用する。

(所有者による管理及び復旧)

第百十九条 管理団体がある場合を除いて、史跡名勝
天然記念物の所有者は、当該史跡名勝天然記念物の管
理及び復旧に当たるものとする。

2 前項の規定により史跡名勝天然記念物の管理に当
たる所有者は、当該史跡名勝天然記念物の適切な管理
のため必要があるときは、第百九十二条の二第一項に
規定する文化財保存活用支援団体その他の適当な者を
専ら自己に代わり当該史跡名勝天然記念物の管理の責
めに任ずべき者（以下この章及び第百八十七条第一項
第三号において「管理責任者」という。）に選任するこ
とができる。この場合には、第三十一条第三項の規定
を準用する。

第百二十条 所有者が行う管理には、第三十条、第三
十一条第一項、第三十二条、第三十三条並びに第百十
五条第一項及び第二項（同条第二項については、管理
責任者がある場合を除く。）の規定を、所有者が行う管
理及び復旧には、第三十五条及び第四十七条の規定を、
所有者が変更した場合の権利義務の承継には、第五十
六条第一項の規定を、管理責任者が行う管理には、第
三十条、第三十一条第一項、第三十二条第三項、第三
十三条、第四十七条第四項及び第百十五条第二項の規
定を準用する。

(管理に関する命令又は勧告)

第百二十一条 管理が適当でないため史跡名勝天然記
念物が滅失し、き損し、衰亡し、又は盗み取られるお
それがあると認めるときは、文化庁長官は、管理団体、
所有者又は管理責任者に対し、管理方法の改善、保存
施設の設置その他管理に関し必要な措置を命じ、又は
勧告することができる。

2 前項の場合には、第三十六条第二項及び第三項の
規定を準用する。

(復旧に関する命令又は勧告)

第百二十二条 文化庁長官は、特別史跡名勝天然記念
物がき損し、又は衰亡している場合において、その保

存のため必要があると認めるときは、管理団体又は所
有者に対し、その復旧について必要な命令又は勧告を
することができる。

2 文化庁長官は、特別史跡名勝天然記念物以外の史
跡名勝天然記念物が、き損し、又は衰亡している場合
において、その保存のため必要があると認めるときは、
管理団体又は所有者に対し、その復旧について必要な
勧告をすることができる。

3 前二項の場合には、第三十七条第三項及び第四項
の規定を準用する。

**(文化庁長官による特別史跡名勝天然記念物の復旧
等の施行)**

第百二十三条 文化庁長官は、次の各号のいずれかに
該当する場合においては、特別史跡名勝天然記念物に
つき自ら復旧を行い、又は滅失、き損、衰亡若しくは
盗難の防止の措置をすることができる。

一 管理団体、所有者又は管理責任者が前二条の規定
による命令に従わないとき。

二 特別史跡名勝天然記念物がき損し、若しくは衰亡
している場合又は滅失し、き損し、衰亡し、若しくは
盗み取られるおそれのある場合において、管理団体、
所有者又は管理責任者に復旧又は滅失、き損、衰亡若
しくは盗難の防止の措置をさせることが適当でない
と認められるとき。

2 前項の場合には、第三十八条第二項及び第三十九
条から第四十一条までの規定を準用する。

**(補助等に係る史跡名勝天然記念物譲渡の場合の納
付金)**

第百二十四条 国が復旧又は滅失、き損、衰亡若しく
は盗難の防止の措置につき第百十八条及び第百二十条
で準用する第三十五条第一項の規定により補助金を交
付し、又は第百二十一条第二項で準用する第三十六条
第二項、第百二十二条第三項で準用する第三十七条第
三項若しくは前条第二項で準用する第四十条第一項の
規定により費用を負担した史跡名勝天然記念物につい
ては、第四十二条の規定を準用する。

(現状変更等の制限及び原状回復の命令)

第百二十五条 史跡名勝天然記念物に関しその現状を
変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようと

するときは、文化庁長官の許可を受けなければならない。ただし、現状変更については維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置を執る場合、保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合は、この限りでない。

2 前項ただし書に規定する維持の措置の範囲は、文部科学省令で定める。

3 第一項の規定による許可を与える場合には、第四十三条第三項の規定を、第一項の規定による許可を受けた者には、同条第四項の規定を準用する。

4 第一項の規定による処分には、第百十一条第一項の規定を準用する。

5 第一項の許可を受けることができなかつたことにより、又は第三項で準用する第四十三条第三項の許可の条件を付せられたことによつて損失を受けた者に対しては、国は、その通常生ずべき損失を補償する。

6 前項の場合には、第四十一条第二項から第四項までの規定を準用する。

7 第一項の規定による許可を受けず、又は第三項で準用する第四十三条第三項の規定による許可の条件に従わないで、史跡名勝天然記念物の現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をした者に対しては、文化庁長官は、原状回復を命ずることができる。この場合には、文化庁長官は、原状回復に関し必要な指示をすることができる。

(関係行政庁による通知)

第二百二十六条 前条第一項の規定により許可を受けなければならないこととされている行為であつてその行為をするについて、他の法令の規定により許可、認可その他の処分で政令に定めるものを受けなければならないこととされている場合において、当該他の法令において当該処分の権限を有する行政庁又はその委任を受けた者は、当該処分をするときは、政令の定めるところにより、文化庁長官（第百八十四条第一項又は第百八十四条の二第一項の規定により前条第一項の規定による許可を都道府県又は市町村の教育委員会が行う場合には、当該都道府県又は市町村の教育委員会）に対し、その旨を通知するものとする。

(復旧の届出等)

第二百二十七条 史跡名勝天然記念物を復旧しようとするときは、管理団体又は所有者は、復旧に着手しようとする日の三十日前までに、文部科学省令の定めるところにより、文化庁長官にその旨を届け出なければならない。ただし、第百二十五条第一項の規定により許可を受けなければならない場合その他文部科学省令の定める場合は、この限りでない。

2 史跡名勝天然記念物の保護上必要があると認めるときは、文化庁長官は、前項の届出に係る史跡名勝天然記念物の復旧に関し技術的な指導と助言を与えることができる。

(環境保全)

第二百二十八条 文化庁長官は、史跡名勝天然記念物の保存のため必要があると認めるときは、地域を定めて一定の行為を制限し、若しくは禁止し、又は必要な施設をすることを命ずることができる。

2 前項の規定による処分によつて損失を受けた者に対しては、国は、その通常生ずべき損失を補償する。

3 第一項の規定による制限又は禁止に違反した者には、第百二十五条第七項の規定を、前項の場合には、第四十一条第二項から第四項までの規定を準用する。

(管理団体による買取りの補助)

第二百二十九条 管理団体である地方公共団体その他の法人が、史跡名勝天然記念物の指定に係る土地又は建造物その他の土地の定着物で、その管理に係る史跡名勝天然記念物の保存のため特に買い取る必要があると認められるものを買取る場合には、国は、その買取りに要する経費の一部を補助することができる。

2 前項の場合には、第三十五条第二項及び第三項並びに第四十二条の規定を準用する。

(史跡名勝天然記念物保存活用計画の認定)

第二百二十九条の二 史跡名勝天然記念物の管理団体又は所有者は、文部科学省令で定めるところにより、史跡名勝天然記念物の保存及び活用に関する計画（以下「史跡名勝天然記念物保存活用計画」という。）を作成し、文化庁長官の認定を申請することができる。

2 史跡名勝天然記念物保存活用計画には、次に掲げる事項を記載するものとする。

一 当該史跡名勝天然記念物の名称及び所在地

二 当該史跡名勝天然記念物の保存及び活用のために
行う具体的な措置の内容

三 計画期間

四 その他文部科学省令で定める事項

3 前項第二号に掲げる事項には、当該史跡名勝天然
記念物の現状変更又は保存に影響を及ぼす行為に関す
る事項を記載することができる。

4 文化庁長官は、第一項の規定による認定の申請が
あつた場合において、その史跡名勝天然記念物保存活
用計画が次の各号のいずれにも適合するものであると
認めるときは、その認定をするものとする。

一 当該史跡名勝天然記念物保存活用計画の実施が当
該史跡名勝天然記念物の保存及び活用に寄与するもの
であると認められること。

二 円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであ
ること。

三 第八十三条の二第一項に規定する文化財保存活
用大綱又は第八十三条の五第一項に規定する認定文
化財保存活用地域計画が定められているときは、これ
らに照らし適切なものであること。

四 当該史跡名勝天然記念物保存活用計画に前項に規
定する事項が記載されている場合には、その内容が史
跡名勝天然記念物の現状変更又は保存に影響を及ぼす
行為を適切に行うために必要なものとして文部科学省
令で定める基準に適合するものであること。

5 文化庁長官は、前項の認定をしたときは、遅滞な
く、その旨を当該認定を申請した者に通知しなければ
ならない。

**(認定を受けた史跡名勝天然記念物保存活用計画の
変更)**

第二百二十九条の三 前条第四項の認定を受けた史跡名
勝天然記念物の管理団体又は所有者は、当該認定を受
けた史跡名勝天然記念物保存活用計画の変更（文部科
学省令で定める軽微な変更を除く。）をしようとする
ときは、文化庁長官の認定を受けなければならない。

2 前条第四項及び第五項の規定は、前項の認定につ
いて準用する。

(現状変更等の許可の特例)

第二百二十九条の四 第二百二十九条の二第三項に規定す

る事項が記載された史跡名勝天然記念物保存活用計画
が同条第四項の認定（前条第一項の変更の認定を含む。
以下この章及び第五十三條第二項第二十五号におい
て同じ。）を受けた場合において、当該史跡名勝天然記
念物の現状変更又は保存に影響を及ぼす行為をその記
載された事項の内容に即して行うに当たり、第二十五
條第一項の許可を受けなければならないときは、同
項の規定にかかわらず、当該現状変更又は保存に影響
を及ぼす行為が終了した後遅滞なく、文部科学省令で
定めるところにより、その旨を文化庁長官に届け出る
ことをもつて足りる。

**(認定史跡名勝天然記念物保存活用計画の実施状況
に関する報告の徴収)**

第二百二十九条の五 文化庁長官は、第二百二十九条の二
第四項の認定を受けた史跡名勝天然記念物の管理団体
又は所有者に対し、当該認定を受けた史跡名勝天然記
念物保存活用計画（変更があつたときは、その変更後
のもの。次条第一項及び第二百二十九条の七において「認
定史跡名勝天然記念物保存活用計画」という。）の実施
の状況について報告を求めることができる。

(認定の取消し)

第二百二十九条の六 文化庁長官は、認定史跡名勝天然
記念物保存活用計画が第二百二十九条の二第四項各号の
いずれかに適合しなくなつたと認めるときは、その認
定を取り消すことができる。

2 文化庁長官は、前項の規定により認定を取り消し
たときは、遅滞なく、その旨を当該認定を受けていた
者に通知しなければならない。

(管理団体等への指導又は助言)

第二百二十九条の七 都道府県及び市町村の教育委員会
は、史跡名勝天然記念物の管理団体又は所有者の求め
に応じ、史跡名勝天然記念物保存活用計画の作成及び
認定史跡名勝天然記念物保存活用計画の円滑かつ確実
な実施に関し必要な指導又は助言をすることができる。

2 文化庁長官は、史跡名勝天然記念物の管理団体又
は所有者の求めに応じ、史跡名勝天然記念物保存活用
計画の作成及び認定史跡名勝天然記念物保存活用計画
の円滑かつ確実な実施に関し必要な指導又は助言をす
るように努めなければならない。

(保存のための調査)

第百三十条 文化庁長官は、必要があると認めるときは、管理団体、所有者又は管理責任者に対し、史跡名勝天然記念物の現状又は管理、復旧若しくは環境保全の状況につき報告を求めることができる。

第百三十一条 文化庁長官は、次の各号のいずれかに該当する場合において、前条の報告によつてもなお史跡名勝天然記念物に関する状況を確認することができず、かつ、その確認のため他に方法がないと認めるときは、調査に当たる者を定め、その所在する土地又はその隣接地に立ち入つてその現状又は管理、復旧若しくは環境保全の状況につき実地調査及び土地の発掘、障害物の除却その他調査のため必要な措置をさせることができる。ただし、当該土地の所有者、占有者その他の関係者に対し、著しい損害を及ぼすおそれのある措置は、させてはならない。

一 史跡名勝天然記念物に関する現状変更又は保存に影響を及ぼす行為の許可の申請があつたとき。

二 史跡名勝天然記念物がき損し、又は衰亡しているとき。

三 史跡名勝天然記念物が滅失し、き損し、衰亡し、又は盗み取られるおそれのあるとき。

四 特別の事情によりあらためて特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物としての価値を調査する必要があるとき。

2 前項の規定による調査又は措置によつて損失を受けた者に対しては、国は、その通常生ずべき損失を補償する。

3 第一項の規定により立ち入り、調査する場合には、第五十五条第二項の規定を、前項の場合には、第四十一条第二項から第四項までの規定を準用する。

■文化財保護法施行令 抜粋

(昭和五十年政令第二百六十七号)

(都道府県又は市の教育委員会が処理する事務)

第五条 次に掲げる文化庁長官の権限に属する事務は、都道府県の教育委員会（当該都道府県が特定地方公共団体である場合にあつては、当該都道府県の知事。以下同じ。）が行うこととする。ただし、我が国にとつて

歴史上又は学術上の価値が特に高いと認められる埋蔵文化財について、文化庁長官がその保護上特に必要があると認めるときは、自ら第五号に掲げる事務（法第九十二条第一項の規定による届出の受理及び法第九十四条第一項又は第九十七条第一項の規定による通知の受理を除く。）を行うことを妨げない。

一 法第三十五条第三項（法第八十三条、第一百八条、第一百二十条及び第七十二条第五項において準用する場合を含む。）の規定による指揮監督（管理に係るものに限る。）並びに法第三十六条第三項（法第八十三条、第二十一条第二項（法第七十二条第五項において準用する場合を含む。）及び第七十二条第五項において準用する場合を含む。）、第四十六条の二第二項及び第二十九条第二項において準用する法第三十五条第三項の規定による指揮監督

二 法第四十三条第四項（法第二百五条第三項において準用する場合を含む。）の規定による現状変更又は保存に影響を及ぼす行為（以下「現状変更等」という。）の停止命令（文化庁長官が許可した現状変更等に係るものに限る。）

三 法第五十一条第五項（法第五十一条の二（法八十五条において準用する場合を含む。）及び第八十五条において準用する場合を含む。）の規定による公開の停止命令（公開に係る重要文化財又は重要有形民俗文化財が当該都道府県の区域内に存するものである場合に限る。）及び法第八十四条第二項において準用する法第五十一条第五項の規定による公開の停止命令

四 法第五十三条第四項の規定による公開の停止命令（文化庁長官が許可した公開に係るものに限る。）

五 法第九十二条第一項の規定による届出の受理、同条第二項の規定による指示及び命令、法第九十四条第一項の規定による通知の受理、同条第二項の規定による通知、同条第三項の規定による協議、同条第四項の規定による勧告、法第九十七条第一項の規定による通知の受理、同条第二項の規定による通知、同条第三項の規定による協議並びに同条第四項の規定による勧告

2 法第九十三条第一項において準用する法第九十二条第一項の規定による届出の受理、法第九十三条第二項の規定による指示、法第九十六条第一項の規定によ

る届出の受理、同条第二項又は第七項の規定による命令、同条第三項の規定による意見の聴取、同条第五項又は第七項の規定による期間の延長及び同条第八項の規定による指示についての文化庁長官の権限に属する事務は、都道府県の教育委員会（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）の区域内における土地の発掘又は遺跡の発見に係るものにあつては、当該指定都市の教育委員会（当該指定都市が特定地方公共団体である場合にあつては、当該指定都市の長））が行うこととする。ただし、我が国にとつて歴史上又は学術上の価値が特に高いと認められる埋蔵文化財について、文化庁長官がその保護上特に必要があると認めるときは、自らこれらの事務（法第九十三条第一項において準用する法第九十二条第一項の規定による届出の受理及び法第九十六条第一項の規定による届出の受理を除く。）を行うことを妨げない。

3 次に掲げる文化庁長官の権限に属する事務は、都道府県の教育委員会（第一号及び第三号に掲げるものにあつては第一号イ及びロに掲げる現状変更等が指定都市又は地方自治法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（以下「指定都市等」という。）の区域内において行われる場合、第二号に掲げるものにあつては指定都市等の区域内において公開が行われ、かつ、当該公開に係る重要文化財が当該指定都市等の区域内に存するもののみである場合においては、当該指定都市等の教育委員会（当該指定都市等が特定地方公共団体である場合にあつては、当該指定都市等の長。第七条において同じ。））が行うこととする。

一 次に掲げる現状変更等に係る法第四十三条第一項、第三項及び第四項の規定による許可及びその取消し並びに停止命令

イ 建造物である重要文化財と一体のものとして当該重要文化財に指定された土地その他の物件（建造物を除く。）の現状変更等

ロ 金属、石又は土で作られた重要文化財の型取り

二 法第五十三条第一項、第三項及び第四項の規定による公開の許可及びその取消し並びに公開の停止命令（公開に係る重要文化財が当該都道府県又は指定都市

等の区域内に存するもののみである場合に限る。）

三 法第五十四条（法第七十二条第五項において準用する場合を含む。）及び第五十五条の規定による調査（第一号イ及びロに掲げる現状変更等に係る法第四十三条第一項の規定による許可の申請に係るものに限る。）

4 次に掲げる文化庁長官の権限に属する事務は、都道府県の教育委員会（第一号イからリまで及びルに掲げる現状変更等が市の区域（法百十五条第一項に規定する管理団体（以下この条及び次条第二項第一号イにおいて単に「管理団体」という。）が都道府県である史跡名勝天然記念物の管理のための計画（以下この条並びに次条第二項第一号イ及びハにおいて「管理計画」という。）を当該都道府県の教育委員会が定めている区域を除く。以下この項において「市の特定区域」という。）内において行われる場合、第一号ヌに掲げる現状変更等を行う動物園又は水族館が市の特定区域内に存する場合並びに同号ヲに規定する指定区域が市の特定区域内に存する場合にあつては、当該市の教育委員会（当該市が特定地方公共団体である場合にあつては、当該市の長。以下この条において同じ。））が行うこととする。

一 次に掲げる現状変更等（イからチまでに掲げるものにあつては、史跡名勝天然記念物の指定に係る地域内において行われるものに限る。）に係る法第二百五条第一項並びに同条第三項において準用する法第四十三条第三項及び第四項の規定による許可及びその取消し並びに停止命令

イ 小規模建築物（階数が二以下で、かつ、地階を有しない木造又は鉄骨造の建築物であつて、建築面積（増築又は改築にあつては、増築又は改築後の建築面積）が百二十平方メートル以下のものをいう。ロにおいて同じ。）で二年以内の期間を限つて設置されるものの新築、増築又は改築

ロ 小規模建築物の新築、増築又は改築（増築又は改築にあつては、建築の日から五十年を経過していない小規模建築物に係るものに限る。）であつて、指定に係る地域の面積が百五十ヘクタール以上である史跡名勝天然記念物に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百

号) 第八条第一項第一号の第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域又は田園住居地域におけるもの

ハ 工作物(建築物を除く。以下このハにおいて同じ。)の設置若しくは改修(改修にあつては、設置の日から五十年を経過していない工作物に係るものに限る。)又は道路の舗装若しくは修繕(それぞれ土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状の変更を伴わないものに限る。)

ニ 法第百十五条第一項(法第百二十条及び第七十二条第五項において準用する場合を含む。)に規定する史跡名勝天然記念物の管理に必要な施設の設置又は改修

ホ 電柱、電線、ガス管、水管、下水道管その他これらに類する工作物の設置又は改修

ヘ 建築物等の除却(建築又は設置の日から五十年を経過していない建築物等に係るものに限る。)

ト 木竹の伐採(名勝又は天然記念物の指定に係る木竹については、危険防止のため必要な伐採に限る。)

チ 史跡名勝天然記念物の保存のため必要な試験材料の採取

リ 天然記念物に指定された動物の個体の保護若しくは生息状況の調査又は当該動物による人の生命若しくは身体に対する危害の防止のため必要な捕獲及び当該捕獲した動物の飼育、当該捕獲した動物への標識若しくは発信機の装着又は当該捕獲した動物の血液その他の組織の採取

ヌ 天然記念物に指定された動物の動物園又は水族館相互間における譲受け又は借受け

ル 天然記念物に指定された鳥類の巣で電柱に作られたもの(現に繁殖のために使用されているものを除く。)の除却

ヲ イからルまでに掲げるもののほか、史跡名勝天然記念物の指定に係る地域のうち指定区域(当該史跡名勝天然記念物の管理計画を都道府県の教育委員会(当該管理計画が市の区域(管理団体が当該都道府県である史跡名勝天然記念物の指定に係る地域内の区域に限る。))又は町村の区域(次条第七項に規定する特定認定市町村である町村であつて同条第二項に規定する事務

を行うこととされたものにあつては、管理団体が当該都道府県である史跡名勝天然記念物の指定に係る地域内の区域に限る。)を対象とする場合に限る。)又は市の教育委員会(当該管理計画が市の特定区域を対象とする場合に限る。)が定めている区域のうち当該都道府県又は市の教育委員会の申出に係るもので、現状変更等の態様、頻度その他の状況を勘案して文化庁長官が指定する区域をいう。)における現状変更等

二 法第百三十条(法第七十二条第五項において準用する場合を含む。)及び第百三十一条の規定による調査及び調査のため必要な措置の施行(前号イからヲまでに掲げる現状変更等に係る法第百二十五条第一項の規定による許可の申請に係るものに限る。)

5 前項の管理計画に記載すべき事項は、文部科学省令で定める。

6 都道府県の教育委員会は、管理団体が当該都道府県である史跡名勝天然記念物について、市の区域を対象とする管理計画を定めようとするときは、あらかじめ、当該市の教育委員会に協議し、その同意を得なければならない。これを変更し、又は廃止しようとするときも、同様とする。

7 第四項の規定により同項各号に掲げる事務のうち市の区域に係るものを行おうとする都道府県の教育委員会は、文部科学省令で定めるところにより、その旨を公示しなければならない。これを変更し、又は廃止しようとするときも、同様とする。

8 文化庁長官は、第四項第一号ヲの規定による指定区域の指定をしたときは、その旨を官報で告示しなければならない。

9 第一項本文、第二項本文、第三項及び第四項の場合においては、法の規定中これらの規定により都道府県又は市の教育委員会が行う事務に係る文化庁長官に関する規定は、都道府県又は市の教育委員会に関する規定として都道府県又は市の教育委員会に適用があるものとする。

■特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可申請等に関する規則

(昭和二十六年文化財保護委員会規則第十号)

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第八十条の規定を実施するため、同法第十五条第一項の規定に基づき、特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物現状変更等許可申請規則を次のように定める。

(許可の申請)

第一条 文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号。以下「法」という。）第二百五条第一項の規定による許可を受けようとする者（以下「許可申請者」という。）は、次に掲げる事項を記載した許可申請書を文化庁長官（法第八十四条第一項第二号及び第八十四条の二第一項（法第八十四条第一項第二号に掲げる事務に係る部分に限る。第三条第一項において同じ。）の規定により当該許可を都道府県又は市（特別区を含む。以下同じ。）町村の教育委員会（当該都道府県又は市町村が法第五十三条の八第一項に規定する特定地方公共団体（第六条第一項第四号において単に「特定地方公共団体」という。）である場合にあっては、当該都道府県の知事又は市町村の長。以下この条及び第三条第一項において同じ。）が行う場合には、当該都道府県又は市町村の教育委員会）に提出しなければならない。

- 一 史跡（特別史跡を含む。以下同じ。）、名勝（特別名勝を含む。以下同じ。）又は天然記念物（特別天然記念物を含む。以下同じ。）の別及び名称
- 二 指定年月日
- 三 史跡、名勝又は天然記念物の所在地
- 四 所有者の氏名又は名称及び住所
- 五 権原に基づく占有者の氏名又は名称及び住所
- 六 管理団体がある場合は、その名称及び事務所の所在地
- 七 管理責任者がある場合は、その氏名又は名称及び住所
- 八 許可申請者の氏名及び住所又は名称及び代表者の氏名並びに事務所の所在地
- 九 史跡、名勝又は天然記念物の現状変更又は保存に影響を及ぼす行為（以下「現状変更等」という。）を必

要とする理由

- 十 現状変更等の内容及び実施の方法
 - 十一 現状変更等により生ずる物件の滅失若しくは毀損又は景観の変化その他現状変更等が史跡、名勝又は天然記念物に及ぼす影響に関する事項
 - 十二 現状変更等の着手及び終了の予定時期
 - 十三 現状変更等に係る地域の地番
 - 十四 現状変更等に係る工事その他の行為の施行者の氏名及び住所又は名称及び代表者の氏名並びに事務所の所在地
 - 十五 その他参考となるべき事項
- 2 埋蔵文化財の調査のための土地の発掘を内容とする現状変更等の場合における許可申請書には、前項各号に掲げる事項の外、左に掲げる事項を記載するものとする。
- 一 発掘担当者の氏名及び住所並びに経歴
 - 二 出土品の処置に関する希望

(許可申請書の添附書類等)

第二条 前条の許可申請書には、左に掲げる書類、図面及び写真を添えなければならない。

- 一 現状変更等の設計仕様書及び設計図
 - 二 現状変更等に係る地域及びこれに関連する地域の地番及び地ぼうを表示した実測図
 - 三 現状変更等に係る地域のキャビネ型写真
 - 四 現状変更等を必要とする理由を証するに足りる資料があるときは、その資料
 - 五 許可申請者が所有者以外の者であるときは、所有者の承諾書
 - 六 許可申請者が権原に基づく占有者以外の者であるときは、その占有者の承諾書
 - 七 管理団体がある場合において、許可申請者が管理団体以外の者であるときは、管理団体の意見書
 - 八 管理責任者がある場合において、許可申請者が管理責任者以外の者であるときは、管理責任者の意見書
 - 九 前条第二項の場合において、許可申請者が発掘担当者以外の者であるときは、発掘担当者の発掘担当承諾書
- 2 前項第二号の実測図及び同項第三号の写真には、現状変更等をしようとする箇所を表示しなければならない

ない。

(終了の報告)

第三条 法第二百二十五条第一項の規定による許可を受けた者は、当該許可に係る現状変更等を終了したときは、遅滞なくその旨を文化庁長官（法第百八十四条第一項第二号及び第百八十四条の二第一項の規定により当該許可を都道府県又は市町村の教育委員会が行った場合には、当該都道府県又は市町村の教育委員会）に報告するものとする。

2 前項の終了の報告には、その結果を示す写真又は見取図を添えるものとする。

(維持の措置の範囲)

第四条 法第二百二十五条第一項ただし書の規定により現状変更について許可を受けることを要しない場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

- 一 史跡、名勝又は天然記念物がき損し、又は衰亡している場合において、その価値に影響を及ぼすことなく当該史跡、名勝又は天然記念物をその指定当時の原状（指定後において現状変更等の許可を受けたものについては、当該現状変更等の後の原状）に復するとき。
- 二 史跡、名勝又は天然記念物がき損し、又は衰亡している場合において、当該き損又は衰亡の拡大を防止するため応急の措置をするとき。
- 三 史跡、名勝又は天然記念物の一部がき損し、又は衰亡し、かつ、当該部分の復旧が明らかに不可能である場合において、当該部分を除去するとき。

(国の機関による現状変更等)

第五条 各省各庁の長その他の国の機関が、史跡、名勝又は天然記念物の現状変更等について、法第百六十八条第一項第一号又は第二項の規定による同意を求めようとする場合には第一条及び第二条の規定を、法第百六十八条第一項第一号又は第二項の規定による同意を受けた場合には第三条の規定を準用する。

2 法第百六十八条第三項で準用する法第二百二十五条第一項ただし書の規定により現状変更について同意を求めることを要しない場合は、前条各号に掲げる場合とする。

(管理計画)

第六条 文化財保護法施行令（昭和五十年政令第二百

六十七号。次条において「令」という。）第五条第四項の管理計画には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- 一 史跡、名勝又は天然記念物の別及び名称
 - 二 指定年月日
 - 三 史跡、名勝又は天然記念物の所在地
 - 四 管理計画を定めた都道府県又は市町村の教育委員会（当該都道府県又は市町村が特定地方公共団体である場合にあつては、当該都道府県又は市町村）
 - 五 史跡、名勝又は天然記念物の管理の状況
 - 六 史跡、名勝又は天然記念物の管理に関する基本方針
 - 七 史跡、名勝又は天然記念物の現状変更等の許可の基準及びその適用区域
 - 八 その他参考となるべき事項
- 2 管理計画には、史跡、名勝又は天然記念物の許可の基準の適用区域を示す図面を添えるものとする。

(市町村の区域に係る事務の処理の開始の公示)

第七条 令第五条第七項（令第六条第八項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定による公示は、次に掲げる事項について行うものとする。

- 一 令第五条第四項各号又は令第六条第二項各号に掲げる事務のうち市町村の区域に係るものの処理を開始する旨
- 二 令第五条第四項各号又は令第六条第二項各号に掲げる事務のうち市町村の区域に係るものの処理を開始する日

■特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の復旧の届出に関する規則

(昭和二十九年文化財保護委員会規則第九号)

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第八十条の二第一項（同法第九十条第二項で準用する場合を含む。）の規定に基き、特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の復旧の届出に関する規則を次のように定める。

(復旧の届出)

第一条 文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号。以下「法」という。）第二百二十七条第一項の規定に

よる届出は、次に掲げる事項を記載した書面をもつて行うものとする。

- 一 史跡（特別史跡を含む。以下同じ。）名勝（特別名勝を含む。以下同じ。）又は天然記念物（特別天然記念物を含む。以下同じ。）の別及び名称
- 二 指定年月日
- 三 史跡、名勝又は天然記念物の所在地
- 四 所有者の氏名又は名称及び住所
- 五 権原に基づく占有者の氏名又は名称及び住所
- 六 管理団体がある場合は、その名称及び事務所の所在地
- 七 管理責任者がある場合は、その氏名又は名称及び住所
- 八 復旧を必要とする理由
- 九 復旧の内容及び方法
- 十 復旧の着手及び終了の予定時期
- 十一 復旧施工者の氏名及び住所又は名称及び代表者の氏名並びに事務所の所在地
- 十二 その他参考となるべき事項

2 前項の届出の書面には、左に掲げる書類、写真及び図面を添えるものとする。

- 一 設計仕様書
- 二 復旧をしようとする箇所を表示した当該復旧に係る地域又は復旧をしようとする箇所の写真及び図面
- 三 復旧をしようとする者が管理団体であるときは、所有者及び権原に基く占有者の意見書

（届出書及びその添附書類等の記載事項等の変更）

第二条 前条第一項の届出の書面又は同条第二項の書類又は写真若しくは図面に記載し、又は表示した事項を変更しようとするときは、あらかじめ文化庁長官にその旨を届け出なければならない。

（終了の報告）

第三条 法第二百二十七条第一項の規定により届出を行った者は、届出に係る復旧が終了したときは、その結果を示す写真及び図面を添えて、遅滞なくその旨を文化庁長官に報告するものとする。

（復旧の届出を要しない場合）

第四条 法第二百二十七条第一項ただし書の規定により届出を要しない場合は、次の各号のいずれかに該当す

る場合とする。

- 一 法第百十八条又は第百二十条で準用する法第三十五条第一項の規定による補助金の交付を受けて復旧を行うとき。
- 二 法第百二十二条第一項又は第二項の規定による命令又は勧告を受けて復旧を行うとき。
- 三 法第百二十五条第一項の規定による現状変更等の許可を受けて復旧を行うとき。

（国の所有に属する史跡、名勝又は天然記念物の復旧の通知）

第五条 法第百六十七条第一項第五号の規定による史跡、名勝又は天然記念物の復旧の通知には、第一条から第三条までの規定を準用する。

2 法第百六十七条第一項第五号括弧書の規定により史跡、名勝又は天然記念物の復旧について通知を要しない場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

- 一 法第百六十八条第一項第一号又は第二項の規定による同意を得て復旧を行うとき。
- 二 法第百六十九条第一項第二号の規定による勧告を受けて復旧を行うとき。

■文化財保護法施行令第5条第4項第1号イからルまで並びに第6条第2項第1号イ及びロに掲げる史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可の事務の処理基準 抜粋
（平成12年4月28日文部大臣裁定）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の9第1項及び第3項の規定に基づき、文化財保護法施行令（昭和50年政令第267号。以下「令」という。）第5条第4項第1号イからルまで並びに令第6条第2項第1号イ及びロに掲げる史跡名勝天然記念物の現状変更又は保存に影響を及ぼす行為（以下「現状変更等」という。）の許可の事務を都道府県若しくは市（特別区を含む。以下同じ。）の教育委員会（当該都道府県又は市が文化財保護法（昭和25年法律第214号。以下「法」という。）第53条の8第1項に規定する特定地方公共団体（以下単に「特定地方公共団体」という。）である場合にあっては、当該都道府県の知事又は当該市の長。

以下同じ。)又は認定市町村(法第183条の3第5項の認定を受けた市町村をいう。以下同じ。)である町村の教育委員会(当該町村が特定地方公共団体である場合にあっては、当該町村の長。以下同じ。)が処理するに当たりよるべき基準を次のとおり定める。

I 共通事項

(1)現状変更等が「市」又は「認定市町村である町村」と当該市又は認定市町村である町村以外の「市町村」とにまたがって行われる場合には、現状変更等の許可申請は、許可の権限を有するそれぞれの都道府県若しくは市の教育委員会又は認定市町村である町村の教育委員会が受理し、許可の事務を行う。この場合には、関係教育委員会相互間において、必要に応じ、適宜連絡調整を行うものとする。なお、管理団体が都道府県である史跡名勝天然記念物の管理のための計画を当該都道府県の教育委員会が定めている区域においては、「市」又は「認定市町村である町村」と当該市又は認定市町村である町村以外の「市町村」とにまたがって現状変更等が行われる場合であっても、当該現状変更等の許可申請は、許可の権限を有する都道府県の教育委員会が受理し、許可の事務を行う。

(2)次の場合には、当該現状変更等を許可することができない。

- ①史跡名勝天然記念物の適切な保存活用等のために策定された「保存活用計画(保存管理計画)」に定められた保存(保存管理)の基準に反する場合
- ②史跡名勝天然記念物の滅失、毀損又は衰亡が著しいものとなるおそれがある場合
- ③史跡名勝天然記念物の価値を著しく減じるおそれがある場合
- ④地域を定めて指定した天然記念物に関し、指定対象である動植物の生息環境又は生態系全体に対して著しい影響を与えるおそれがある場合

(3)都道府県若しくは市の教育委員会又は認定市町村である町村の教育委員会に対する現状変更等の許可申請の審査のため、地方公共団体等が事前に発掘調査を行う場合は、当該発掘調査の実施につき法第125条第1項の規定による文化庁長官の許可を要する。

(4)都道府県若しくは市の教育委員会又は認定市町村

である町村の教育委員会が現状変更等の許可をするに当たっては、法第125条第3項において準用する法第43条第3項の規定により、許可の条件として次の例のような指示をすることができる。なお、当該許可の条件として指示した発掘調査の実施については、改めて現状変更等の許可を要しない。

- ①当該現状変更等の事前に発掘調査を行うこと。
- ②当該現状変更等に際し、関係教育委員会の職員の立会いを求めること。
- ③重要な遺構などが発見された場合は、設計変更等により、その保存を図ること。
- ④当該現状変更等の実施に当たっては、関係教育委員会の指示を受けること。
- ⑤当該現状変更等の許可申請書又は添付した書類、図面若しくは写真の記載事項又は表示事項のうち、現状変更等の内容及び実施の方法の変更、許可申請者の変更などの実質的な変更については、改めて現状変更等の許可を申請すること。ただし、許可申請者の住所や事務所の所在地の変更など実質的な変更ではないものについては、その旨を報告すること。
- ⑥当該現状変更等を終了したときは、遅滞なくその旨を報告すること。

II 個別事項

1 令第5条第4項第1号イ関係

(1)「建築面積」とは、建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第2条第1項第2号に定める建築面積をいう。

(2)次の場合は、本号による許可の事務の範囲には含まれない。

- ①新築については、小規模建築物の設置期間の更新があらかじめ予想される場合
- ②増築又は改築については、増築又は改築部分の設置期間が本体である建築物の新築を完了した日から2年を超える場合
- ③新築、増築又は改築については、当該新築等に伴う土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状の変更が、当該新築等に必要最小限度のやむを得ない規模を超える場合

(3)新築、増築又は改築の際に木竹の伐採を伴う場合

には、当該木竹の伐採について、別途、法第 125 条第 1 項の規定による文化庁長官の許可又は令第 5 条第 4 項第 1 号トによる都道府県又は市の教育委員会の許可を要する（法第 125 条第 1 項ただし書の維持の措置である場合を除く。）。

(4) 新築、増築又は改築の際に除却を伴う場合には、「新築及び除却」、「増築及び除却」又は「改築及び除却」として許可の申請をさせ、除却と併せて許可をするものとする。

2 令第 5 条第 4 項第 1 号ロ関係

(1) 新築、増築又は改築に伴う土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状の変更が、新築等に必要最小限度のやむを得ない規模を超える場合には、本号による許可の事務の範囲に含まれない。

(2) 新築、増築又は改築の際に木竹の伐採を伴う場合には、当該木竹の伐採について、別途、法第 125 条第 1 項の規定による文化庁長官の許可又は令第 5 条第 4 項第 1 号トによる都道府県又は市の教育委員会の許可を要する（法第 125 条第 1 項ただし書の維持の措置である場合を除く。）。

3 令第 5 条第 4 項第 1 号ハ関係

(1) 「工作物」には、次のものを含む。

- ①小規模建築物に附随する門、生け垣又は塀
- ②既設の道路に設置される電柱、道路標識、信号機又はガードレール
- ③小規模な観測・測定機器
- ④木道

(2) 「道路」には、道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 3 条各号に掲げる道路（ただし、道路と一体となってその効用を全うする施設及び道路の附属物で当該道路に附属して設けられているものを除く。）のほか、農道、林道、漁港関連道を含む。

(3) 「道路の舗装」とは、既設の未舗装の道路の舗装をいう。

(4) 「道路の修繕」とは、既設の舗装又は未舗装の道路の破損、劣化等に対応して行われる部分的な修復その他これに類する工事をいう。

(5) 道路についての「土地の形状の変更」には、道路の幅員の拡幅、路床の削平、側溝の設置及び道路の構

造の変更に伴うものを含む。

(6) 工作物の設置又は改修の際に木竹の伐採を伴う場合には、当該木竹の伐採について、別途、法第 125 条第 1 項の規定による文化庁長官の許可又は令第 5 条第 4 項第 1 号トによる都道府県又は市の教育委員会の許可を要する（法第 125 条第 1 項ただし書の維持の措置である場合を除く。）。

4 令第 5 条第 4 項第 1 号ニ関係

(1) 「史跡名勝天然記念物の管理に必要な施設」とは、法第 115 条第 1 項の標識、説明版、境界標、囲さくその他の施設をいう。

(2) 設置又は改修に伴う土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状の変更が、設置等に必要最小限度のやむを得ない規模を超える場合には、本号による許可の事務の範囲に含まれない。

(3) 標識、説明版、標柱、注意札、境界標又は囲さくその他の施設であって、史跡名勝天然記念物標識等設置基準規則（昭和 29 年文化財保護委員会規則第 7 号）に定める基準に合致しないものについては、その設置又は改修の許可をすることができない。

5 令第 5 条第 4 項第 1 号ホ関係

(1) 「電線」には、配電管内の電線及び電話線等の通信線を含む。

(2) 「その他これらに類する工作物」には、側溝、街渠、集水ます及び電線共同溝を含む。

(3) 設置又は改修に伴う土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状の変更が、設置又は改修に必要な最小限度のやむを得ない規模を超える場合には、本号による許可の事務の範囲に含まれない。

6 令第 5 条第 4 項第 1 号ヘ関係

(1) 除却に伴う土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状の変更が、除却に必要な最小限度のやむを得ない規模を超える場合には、本号による許可の事務の範囲に含まれない。

(2) 除却の際に木竹の伐採を伴う場合には、当該木竹の伐採について、別途、法第 125 条第 1 項の規定による文化庁長官の許可又は令第 5 条第 4 項第 1 号トによる都道府県又は市の教育委員会の許可を要する（法第 125 条第 1 項ただし書の維持の措置である場合を除

く。)

7 令第5条第4項第1号ト関係

(1)「木竹の伐採」とは、幹を切ること及び枝を切断して除去することをいう。

(2)「危険防止のため必要な伐採」とは、倒木や落枝によって人身又は建物に危害が及ぶ危険性の高い場合における危険防止に必要な最小限度のやむを得ない程度の伐採をいう。

(3)木竹の伐採が、法第125条第1項ただし書の維持の措置である場合には、許可を要しない。

史跡の計画対象範囲に係る法令等

■景観法 抜粋（平成十六年法律第百十号）

第二節 行為の規制等

（届出及び勧告等）

第十六条 景観計画区域内において、次に掲げる行為をしようとする者は、あらかじめ、国土交通省令（第四号に掲げる行為にあつては、景観行政団体の条例。以下この条において同じ。）で定めるところにより、行為の種類、場所、設計又は施行方法、着手予定日その他国土交通省令で定める事項を景観行政団体の長に届け出なければならない。

一 建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更（以下「建築等」という。）

二 工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更（以下「建設等」という。）

三 都市計画法第四条第十二項に規定する開発行為その他政令で定める行為

四 前三号に掲げるもののほか、良好な景観の形成に支障を及ぼすおそれのある行為として景観計画に従い景観行政団体の条例で定める行為

2 前項の規定による届出をした者は、その届出に係る事項のうち、国土交通省令で定める事項を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を景観行政団体の長に届け出なければならない。

3 景観行政団体の長は、前二項の規定による届出が

あつた場合において、その届出に係る行為が景観計画に定められた当該行為についての制限に適合しないと認めるときは、その届出をした者に対し、その届出に係る行為に関し設計の変更その他の必要な措置をとることを勧告することができる。

4 前項の勧告は、第一項又は第二項の規定による届出のあつた日から三十日以内に行ななければならない。

5 前各項の規定にかかわらず、国の機関又は地方公共団体が行う行為については、第一項の届出をすることを要しない。この場合において、当該国の機関又は地方公共団体は、同項の届出を要する行為をしようとするときは、あらかじめ、景観行政団体の長にその旨を通知しなければならない。

6 景観行政団体の長は、前項後段の通知があつた場合において、良好な景観の形成のため必要があると認めるときは、その必要な限度において、当該国の機関又は地方公共団体に対し、景観計画に定められた当該行為についての制限に適合するようとすべき措置について協議を求めることができる。

7 次に掲げる行為については、前各項の規定は、適用しない。

一 通常管理行為、軽易な行為その他の行為で政令で定めるもの

二 非常災害のため必要な応急措置として行う行為

三 景観重要建造物について、第二十二条第一項の規定による許可を受けて行う行為

四 景観計画に第八条第二項第四号ロに掲げる事項が定められた景観重要公共施設の整備として行う行為

五 景観重要公共施設について、第八条第二項第四号ハ（1）から（7）までに規定する許可（景観計画にその基準が定められているものに限る。）を受けて行う行為

六 第五十五条第二項第一号の区域内の農用地区域（農業振興地域の整備に関する法律第八条第二項第一号に規定する農用地区域をいう。）内において同法第十五条の二第一項の許可を受けて行う同項に規定する開発行為

七 国立公園又は国定公園の区域内において、第八条第二項第四号ホに規定する許可（景観計画にその基準

が定められているものに限る。)を受けて行う行為

八 第六十一条第一項の景観地区(次号において「景観地区」という。)内で行う建築物の建築等

九 景観計画に定められた工作物の建設等の制限の全てについて第七十二条第二項の景観地区工作物制限条例による制限が定められている場合における当該景観地区内で行う工作物の建設等

十 地区計画等(都市計画法第四条第九項に規定する地区計画等をいう。以下同じ。)の区域(地区整備計画(同法第十二条の五第二項第一号に規定する地区整備計画をいう。第七十六条第一項において同じ。)、特定建築物地区整備計画(密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律(平成九年法律第四十九号)第三十二条第二項第一号に規定する特定建築物地区整備計画をいう。第七十六条第一項において同じ。)、防災街区整備地区整備計画(同法第三十二条第二項第二号に規定する防災街区整備地区整備計画をいう。第七十六条第一項において同じ。)、歴史的風致維持向上地区整備計画(地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律(平成二十年法律第四十号)第三十一条第二項第一号に規定する歴史的風致維持向上地区整備計画をいう。第七十六条第一項において同じ。)、沿道地区整備計画(幹線道路の沿道の整備に関する法律(昭和五十五年法律第三十四号)第九条第二項第一号に規定する沿道地区整備計画をいう。第七十六条第一項において同じ。))又は集落地区整備計画(集落地域整備法(昭和六十二年法律第六十三号)第五条第三項に規定する集落地区整備計画をいう。第七十六条第一項において同じ。))が定められている区域に限る。)内で行う土地の区画形質の変更、建築物の新築、改築又は増築その他の政令で定める行為

十一 その他政令又は景観行政団体の条例で定める行為

■都市計画法 抜粋(昭和四十三年法律第百号)

第三章 都市計画制限等

第一節 開発行為等の規制

(開発行為の許可)

第二十九条 都市計画区域又は準都市計画区域内にお

いて開発行為をしようとする者は、あらかじめ、国土交通省令で定めるところにより、都道府県知事(地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市又は同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市(以下「指定都市等」という。))の区域内にあつては、当該指定都市等の長。以下この節において同じ。)の許可を受けなければならない。

(略)

2 都市計画区域及び準都市計画区域外の区域内において、それにより一定の市街地を形成すると見込まれる規模として政令で定める規模以上の開発行為をしようとする者は、あらかじめ、国土交通省令で定めるところにより、都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、次に掲げる開発行為については、この限りでない。

- 一 農業、林業若しくは漁業の用に供する政令で定める建築物又はこれらの業務を営む者の居住の用に供する建築物の建築の用に供する目的で行う開発行為
- 二 前項第三号、第四号及び第九号から第十一号までに掲げる開発行為

■土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律 抜粋 (平成十二年法律第五十七号)

第四章 土砂災害特別警戒区域

(特定開発行為の制限)

第十条 特別警戒区域内において、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第四条第十二項に規定する開発行為で当該開発行為をする土地の区域内において建築が予定されている建築物(当該区域が特別警戒区域の内外にわたる場合においては、特別警戒区域外において建築が予定されている建築物を除く。以下「予定建築物」という。)の用途が制限用途であるもの(以下「特定開発行為」という。)をしようとする者は、あらかじめ、都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、非常災害のために必要な応急措置として行う行為その他の政令で定める行為については、この限りでない。

■急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する 法律 抜粋（昭和四十四年法律第五十七号）

第二章 急傾斜地崩壊危険区域に関する管理等

（行為の制限）

第七条 急傾斜地崩壊危険区域内においては、次の各号に掲げる行為は、都道府県知事の許可を受けなければ、してはならない。ただし、非常災害のために必要な応急措置として行なう行為、当該急傾斜地崩壊危険区域の指定の際すでに着手している行為及び政令で定めるその他の行為については、この限りでない。

- 一 水を放流し、又は停滞させる行為その他水のしん透を助長する行為
- 二 ため池、用水路その他の急傾斜地崩壊防止施設以外の施設又は工作物の設置又は改造
- 三 のり切、切土、掘さく又は盛土
- 四 立木竹の伐採
- 五 木竹の滑下又は地引による搬出
- 六 土石の採取又は集積
- 七 前各号に掲げるもののほか、急傾斜地の崩壊を助長し、又は誘発するおそれのある行為で政令で定めるもの

2 都道府県知事は、前項の許可に、急傾斜地の崩壊を防止するために必要な条件を附することができる。

3 急傾斜地崩壊危険区域の指定の際当該急傾斜地崩壊危険区域内においてすでに第一項各号に掲げる行為（非常災害のために必要な応急措置として行なう行為及び同項ただし書に規定する政令で定めるその他の行為を除く。）に着手している者は、その指定の日から起算して十四日以内に、国土交通省令で定めるところにより、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

■森林法 抜粋 （昭和二十六年法律第二百四十九号）

第二章 森林計画等

（開発行為の許可）

第十条の二 地域森林計画の対象となつている民有林（第二十五条又は第二十五条の二の規定により指定された保安林並びに第四十一条の規定により指定された

保安施設地区の区域内及び海岸法（昭和三十一年法律第一百号）第三条の規定により指定された海岸保全区域内の森林を除く。）において開発行為（土石又は樹根の採掘、開墾その他の土地の形質を変更する行為で、森林の土地の自然的条件、その行為の態様等を勘案して政令で定める規模をこえるものをいう。以下同じ。）をしようとする者は、農林水産省令で定める手続に従い、都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、次の各号の一に該当する場合は、この限りでない。

- 一 国又は地方公共団体が行なう場合
- 二 火災、風水害その他の非常災害のために必要な応急措置として行なう場合
- 三 森林の土地の保全に著しい支障を及ぼすおそれが少なく、かつ、公益性が高いと認められる事業で農林水産省令で定めるものの施行として行なう場合

2 都道府県知事は、前項の許可の申請があつた場合において、次の各号のいずれにも該当しないと認めるときは、これを許可しなければならない。

一 当該開発行為をする森林の現に有する土地に関する災害の防止の機能からみて、当該開発行為により当該森林の周辺の地域において土砂の流出又は崩壊その他の災害を発生させるおそれがあること。

一の二 当該開発行為をする森林の現に有する水害の防止の機能からみて、当該開発行為により当該機能に依存する地域における水害を発生させるおそれがあること。

二 当該開発行為をする森林の現に有する水源のかん養の機能からみて、当該開発行為により当該機能に依存する地域における水の確保に著しい支障を及ぼすおそれがあること。

三 当該開発行為をする森林の現に有する環境の保全の機能からみて、当該開発行為により当該森林の周辺の地域における環境を著しく悪化させるおそれがあること。

3 前項各号の規定の適用につき同項各号に規定する森林の機能を判断するに当たつては、森林の保続培養及び森林生産力の増進に留意しなければならない。

（略）

第二章の二 営林の助長及び監督等

第一節 市町村等による森林の整備の推進

(伐採及び伐採後の造林の届出等)

第十条の八 森林所有者等は、地域森林計画の対象となつている民有林（第二十五条又は第二十五条の二の規定により指定された保安林及び第四十一条の規定により指定された保安施設地区の区域内の森林を除く。）の立木を伐採するには、農林水産省令で定めるところにより、あらかじめ、市町村の長に森林の所在場所、伐採面積、伐採方法、伐採齢、伐採後の造林の方法、期間及び樹種その他農林水産省令で定める事項を記載した伐採及び伐採後の造林の届出書を提出しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

一 法令又はこれに基づく処分により伐採の義務のある者がその履行として伐採する場合

二 第十条の二第一項の許可を受けた者が当該許可に係る同項の開発行為をするために伐採する場合

三 第十条の十七第一項の規定による公告に係る第十条の十五第一項に規定する公益的機能維持増進協定（その変更につき第十条の十八において準用する第十条の十七第一項の規定による公告があつたときは、その変更後のもの）に基づいて伐採する場合

四 第十一条第五項の認定に係る森林経営計画（その変更につき第十二条第三項において読み替えて準用する第十一条第五項の規定による認定があつたときは、その変更後のもの）において定められている伐採をする場合

五 森林所有者等が第四十九条第一項の許可を受けて伐採する場合

六 第八十八条第三項の規定に基づいて伐採する場合

七 法令によりその立木の伐採につき制限がある森林で農林水産省令で定めるもの以外の森林（次号において「普通林」という。）であつて、立木の果実の採取その他農林水産省令で定める用途に主として供されるものとして市町村の長が当該森林所有者の申請に基づき指定したものにつき伐採する場合

八 普通林であつて、自家の生活の用に充てるため必

要な木材その他の林産物の採取の目的に供すべきもののうち、市町村の長が当該森林所有者の申請に基づき農林水産省令で定める基準に従い指定したものにつき伐採する場合

九 火災、風水害その他の非常災害に際し緊急の用に供する必要がある場合

十 除伐する場合

十一 その他農林水産省令で定める場合

2 森林所有者等は、農林水産省令で定めるところにより、前項の規定により提出された届出書に記載された伐採及び伐採後の造林に係る森林の状況について、市町村の長に報告しなければならない。

3 第一項第九号に掲げる場合に該当して森林の立木を伐採した森林所有者等は、農林水産省令で定めるところにより、市町村の長に伐採の届出書を提出しなければならない。

■河川法 抜粋

(昭和三十九年法律第六十七号)

第二章 河川の管理

第二節 河川工事等

(河川管理者以外の者の施行する工事等)

第二十条 河川管理者以外の者は、第十一条、第十六条の三第一項、第十六条の四第一項、第十六条の五第一項、第十七条第一項及び第十八条の規定による場合のほか、あらかじめ、政令で定めるところにより河川管理者の承認を受けて、河川工事又は河川の維持を行うことができる。ただし、政令で定める軽易なものについては、河川管理者の承認を受けることを要しない。

(略)

第三節 河川の使用及び河川に関する規制

第一款 通則

(土地の占用の許可)

第二十四条 河川区域内の土地（河川管理者以外の者がその権原に基づき管理する土地を除く。以下次条において同じ。）を占用しようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、河川管理者の許可を受けなければならない。

(土石等の採取の許可)

第二十五条 河川区域内の土地において土石（砂を含む。以下同じ。）を採取しようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、河川管理者の許可を受けなければならない。河川区域内の土地において土石以外の河川の産出物で政令で指定したものを採取しようとする者も、同様とする。

（工作物の新築等の許可）

第二十六条 河川区域内の土地において工作物を新築し、改築し、又は除却しようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、河川管理者の許可を受けなければならない。河川の河口附近の海面において河川の流水を貯留し、又は停滞させるための工作物を新築し、改築し、又は除却しようとする者も、同様とする。

（土地の掘削等の許可）

第二十七条 河川区域内の土地において土地の掘削、盛土若しくは切土その他土地の形状を変更する行為（前条第一項の許可に係る行為のためにするものを除く。）又は竹木の栽植若しくは伐採をしようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、河川管理者の許可を受けなければならない。ただし、政令で定める軽易な行為については、この限りでない。

■宅地造成及び特定盛土等規制法 抜粋

（昭和三十六年法律第九十一号）

第四章 宅地造成等工事規制区域内における宅地造成等に関する工事等の規制

（宅地造成等に関する工事の許可）

第十二条 宅地造成等工事規制区域内において行われる宅地造成等に関する工事については、工事主は、当該工事に着手する前に、主務省令で定めるところにより、都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、宅地造成等に伴う災害の発生のおそれがないと認められるものとして政令で定める工事については、この限りでない。

2 都道府県知事は、前項の許可の申請が次に掲げる基準に適合しないと認めるとき、又はその申請の手続がこの法律若しくはこの法律に基づく命令の規定に違反していると認めるときは、同項の許可をしてはならない。

一 当該申請に係る宅地造成等に関する工事の計画が次条の規定に適合するものであること。

二 工事主に当該宅地造成等に関する工事を行うために必要な資力及び信用があること。

三 工事施行者に当該宅地造成等に関する工事を完成するために必要な能力があること。

四 当該宅地造成等に関する工事（土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第二条第一項に規定する土地区画整理事業その他の公共施設の整備又は土地利用の増進を図るための事業として政令で定めるものの施行に伴うものを除く。）をしようとする土地の区域内の土地について所有権、地上権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者の全ての同意を得ていること。

3 都道府県知事は、第一項の許可に、工事の施行に伴う災害を防止するため必要な条件を付することができる。

4 都道府県知事は、第一項の許可をしたときは、速やかに、主務省令で定めるところにより、工事主の氏名又は名称、宅地造成等に関する工事が施行される土地の所在地その他主務省令で定める事項を公表するとともに、関係市町村長に通知しなければならない。

■砂利採取法 抜粋

（昭和四十三年法律第七十四号）

第三章 採取計画の認可等

（採取計画の認可）

第十六条 砂利採取業者は、砂利の採取を行おうとするときは、当該採取に係る砂利採取場ごとに採取計画を定め、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める者の認可を受けなければならない。

一 次号に掲げる場合以外の場合 当該砂利採取場の所在地を管轄する都道府県知事（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）の区域内にあつては、指定都市の長。以下この章（第二十八条第二項を除く。）及び第四十三条において同じ。）

二 当該砂利採取場の区域の全部又は一部が河川区域等（河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）第六条

第一項に規定する河川区域（同法第五十八条の二第一項の規定により指定されたものを含む。）、同法第五十四条第一項に規定する河川保全区域及び同法第五十八条の三第一項に規定する河川保全立体区域をいう。以下同じ。）の区域内にある場合 当該河川区域等に係る同法第七条に規定する河川管理者（同法第九条第二項若しくは第五項、第十一条第三項又は第九十八条の規定により、同法第二十六条第一項及び第二十七条第一項若しくは第五十五条第一項及び第五十八条の四第一項の規定に基づく権限に属する事務を行い、その権限を代わつて行い、又はその権限の委任を受けた者があるときは、その者。以下「河川管理者」という。）

■道路法 抜粋(昭和二十七年法律第百八十号)

第三章 道路の管理

第一節 道路管理者

(道路管理者以外の者の行う工事)

第二十四条 道路管理者以外の者は、第十二条、第十三条第三項、第十七条第四項若しくは第六項から第八項まで、第十九条から第二十二條の二まで、第四十八条の十九第一項又は第四十八条の二十二第一項の規定による場合のほか、道路に関する工事の設計及び実施計画について道路管理者の承認を受けて道路に関する工事又は道路の維持を行うことができる。ただし、道路の維持で政令で定める軽易なものについては、道路管理者の承認を受けることを要しない。

(略)

第三節 道路の占用

(道路の占用の許可)

第三十二条 道路に次の各号のいずれかに掲げる工作物、物件又は施設を設け、継続して道路を使用しようとする場合においては、道路管理者の許可を受けなければならない。

- 一 電柱、電線、変圧塔、郵便差出箱、公衆電話所、広告塔その他これらに類する工作物
- 二 水管、下水道管、ガス管その他これらに類する物件
- 三 鉄道、軌道、自動運行補助施設その他これらに類する施設

- 四 歩廊、雪よけその他これらに類する施設
- 五 地下街、地下室、通路、浄化槽その他これらに類する施設

- 六 露店、商品置場その他これらに類する施設

- 七 前各号に掲げるもののほか、道路の構造又は交通に支障を及ぼすおそれのある工作物、物件又は施設で政令で定めるもの

2 前項の許可を受けようとする者は、左の各号に掲げる事項を記載した申請書を道路管理者に提出しなければならない。

- 一 道路の占用(道路に前項各号の一に掲げる工作物、物件又は施設を設け、継続して道路を使用することをいう。以下同じ。)の目的

- 二 道路の占用の期間

- 三 道路の占用の場所

- 四 工作物、物件又は施設の構造

- 五 工事実施の方法

- 六 工事の時期

- 七 道路の復旧方法

3 第一項の規定による許可を受けた者（以下「道路占用者」という。）は、前項各号に掲げる事項を変更しようとする場合においては、その変更が道路の構造又は交通に支障を及ぼす虞のないと認められる軽易なもので政令で定めるものである場合を除く外、あらかじめ道路管理者の許可を受けなければならない。

■漁港及び漁場の整備等に関する法律 抜粋

(昭和二十五年法律第百三十七号)

第五章 漁港の維持管理

(漁港の保全)

第三十九条 漁港の区域内の水域又は公共空地において、工作物の建設若しくは改良（水面又は土地の占用を伴うものを除く。）、土砂の採取、土地の掘削若しくは盛土、汚水の放流若しくは汚物の放棄又は水面若しくは土地の一部の占用（公有水面の埋立てによる場合を除く。）をしようとする者は、漁港管理者の許可を受けなければならない。ただし、特定漁港漁場整備事業計画若しくは漁港管理規程によつてする行為、第四十四条第一項に規定する認定計画（第四十二条第二項第

二号及び第三号に掲げる事項（水面又は土地の占有に係るものに限る。）、同条第四項第二号に掲げる事項又は第五十条第一項各号に掲げる事項が定められたものに限る。）に従つてする行為又は農林水産省令で定める軽易な行為については、この限りでない。

2 漁港管理者は、前項の許可の申請に係る行為が特定漁港漁場整備事業の施行又は漁港の利用を著しく阻害し、その他漁港の保全に著しく支障を与えるものではない限り、同項の許可をしなければならない。

3 漁港管理者は、第一項の許可に漁港の保全上必要な条件を付することができる。

4 国の機関又は地方公共団体（港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）に規定する港務局を含む。）が、第一項の規定により許可を要する行為をしようとする場合には、あらかじめ漁港管理者に協議することをもつて足りる。

5 何人も、漁港の区域（第二号及び第三号にあつては、漁港施設の利用、配置その他の状況により、漁港の保全上特に必要があると認めて漁港管理者が指定した区域に限る。）内において、みだりに次に掲げる行為をしてはならない。

一 基本施設である漁港施設を損傷し、又は汚損すること。

二 船舶、自動車その他の物件で漁港管理者が指定したものを捨て、又は放置すること。

三 その他漁港の保全に著しい支障を及ぼすおそれのある行為で政令で定めるものを行うこと。

■北海道自然環境等保全条例 抜粋

制定：昭和48年12月11日条例第64号

第5章 特定の開発行為の規制

（特定の開発行為の許可）

第30条 次に掲げる行為で規則で定めるもの（以下「特定の開発行為」という。）は、知事の許可を受けなければ、してはならない。

（1）スキー場の建設

（2）キャンプ場、乗馬場その他の規則で定める施設の建設

（3）前2号に掲げる施設を2以上有する施設の建設

（4）資材置場又は工場用地の造成

（5）土石の採取

2 前項の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に、規則で定める図書を添えて、知事に提出しなければならない。

（1）特定の開発行為の種別

（2）特定の開発行為をする土地の位置、区域及び規模

（3）特定の開発行為に係る施設設備の種類及び規模

（4）特定の開発行為に関する設計

（5）工事施行者（特定の開発行為に関する工事の請負人又は請負契約によらないで自らその工事を施行する者をいう。以下同じ。）

（6）特定の開発行為の着手及び完了の時期

（7）その他規則で定める事項

3 知事は、第1項の許可の申請があつた場合において、当該申請に係る特定の開発行為が次の各号に掲げる基準に適合しないと認めるときは、許可をしてはならない。

（1）特定の開発行為をする土地の区域に所在する森林が、当該区域及びその周辺の地域の環境の保全上又は水源のかん養上必要な限度において、適正に保存されるように措置されていること。

（2）特定の開発行為をする土地が、地盤の軟弱な土地、がけ崩れ、土砂の流出又は出水のおそれが多い土地その他これらに類する土地であるときは、地盤の改良、擁壁の設置等安全上必要な措置が講ぜられていること。

（3）特定の開発行為をする土地の区域及びその周辺の地域の道路、河川、水路その他の公共施設等が、環境の保全上、災害の防止上又は通行の安全上支障がないような規模及び構造で適当に配置されるように措置されていること。

（4）申請者に当該特定の開発行為を行うために必要な資力及び信用があること。

（5）工事施行者に当該特定の開発行為に関する工事を完成するために必要な能力があること。

（6）前各号に定めるもののほか、規則で定める基準に適合していること。

函館市における法令等

■史跡垣ノ島遺跡保存活用計画検討委員会設

置要綱 施行：令和7年4月1日

(設置)

第1条 史跡垣ノ島遺跡の保存活用計画の策定にあたり、その内容について多角的に協議・検討を行い、適正に事業を推進するため、史跡垣ノ島遺跡保存活用計画検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について協議・検討する。

(1) 史跡垣ノ島遺跡の保存活用計画の策定に関する事項

(2) その他教育長が必要と認める事項

(組織)

第3条 委員会は、次に掲げる者をもって組織する。

(1) 考古学、文化財科学、文化遺産研究、植物学等の学識経験者

(2) 普及活用に係る有識者

(3) その他教育長が必要と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から令和8年3月31日までとする。ただし、委員に欠員が生じた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置く。

2 委員長は、委員の互選により定める。

3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

4 委員長に事故等があるときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、必要に応じて委員長が招集する。

2 委員長は、会議において議長となる。

3 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

4 委員長は、必要に応じ会議に委員以外の者の出席を求め、意見または説明を聴くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、教育委員会生涯学習部文化財課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が会議に諮って定める。

■函館市文化財保護条例

昭和37年3月27日 条例第26号

(目的)

第1条 この条例は、文化財保護法(昭和25年法律第214号。以下「法」という。)第182条第2項の規定に基づき、法および北海道文化財保護条例(昭和30年北海道条例第83号。以下「道条例」という。)の規定による指定を受けた文化財を除き、市内に存する文化財のうち、市にとって重要なものについて、その保存および活用のため必要な措置を講じ、もって市民の文化的向上に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例で「文化財」とは、法第2条第1項第1号から第4号までに掲げる有形文化財、無形文化財、民俗文化財および記念物をいう。

(財産権等の尊重及び他の公益との調整)

第3条 函館市教育委員会(以下「委員会」という。)は、この条例の施行に当つては関係者の所有権その他の財産権を尊重するとともに、文化財の保護と他の公益との調整に留意しなければならない。

(指定)

第4条 委員会は、市内に存する文化財のうち、重要なものを函館市指定文化財(以下「指定文化財」という。)に指定することができる。

2 無形文化財の指定に当たつては、当該無形文化財の保持者または保持団体(当該無形文化財を保持する者が主たる構成員となつている団体で代表者の定めのあるものをいう。以下同じ。)を認定しなければならない。

3 第1項の規定による指定をするには、あらかじめ指定しようとする文化財の所有者および権原に基づく占有者の同意を得なければならない。

4 第1項の規定による指定をするには、委員会は、あ

らかじめ第 17 条に規定する函館市文化財保護審議会に諮問しなければならない。

(公表および通知)

第 5 条 委員会は、前条の規定による指定をしたときは、その旨公表し、所有者、権原に基づく占有者、保持者または保持団体として認定しようとするもの(保持団体にあつては、その代表者)に通知しなければならない。

(解除)

第 6 条 委員会は、指定文化財がその価値を失った場合その他特別の事由があるときは、その指定を解除することができる。

2 委員会は、指定文化財(無形文化財に限る。)の保持者が心身の故障のため保持者として適当でなくなつたと認められる場合、保持団体がその構成員の異動のため保持団体として適当でなくなつたと認められる場合その他特別な事由があるときは、保持者または保持団体の認定を解除することができる。

3 指定文化財について、法または道条例の規定による指定があつたときは、第 4 条第 1 項の指定は解除されたものとする。

4 前 3 項の規定による指定または認定の解除には、前条の規定を準用する。

(管理義務)

第 7 条 指定文化財(無形文化財を除く。)の所有者は、この条例及びこれに基づく委員会規則に従い、指定文化財を管理しなければならない。

(管理責任者)

第 8 条 指定文化財(無形文化財を除く。)の所有者は、特別の事由があるときは、自己に代り、当該指定文化財の管理の責に任ずべき者(以下「管理責任者」という。)を選任することができる。

2 管理責任者には、前条の規定を準用する。

(届出)

第 9 条 指定文化財(無形文化財を除く。)の所有者は、当該指定文化財を譲渡したときは、すみやかにその旨を委員会に届け出なければならない。

2 指定文化財(無形文化財を除く。)の所有者または管理責任者が、その氏名もしくは名称または住所を変更

したときは、速やかにその旨を委員会に届け出なければならない。

第 10 条 指定文化財(無形文化財を除く。)の全部又は一部が滅失、き損又はこれを亡失し、若しくは盗みとられたときは、所有者(管理責任者がある場合は、管理責任者)は、すみやかにその旨を委員会に届け出なければならない。

第 11 条 指定文化財(無形文化財に限る。)の保持者が氏名もしくは住所を変更し、または死亡したときは、当該保持者またはその相続人は、速やかにその旨を委員会に届け出なければならない。保持団体が名称、事務所の所在地もしくは代表者を変更し、構成員に異動を生じ、または解散したときも、代表者(保持団体が解散した場合にあつては、代表者であつた者)について、同様とする。

(権利義務の承継)

第 12 条 指定文化財(無形文化財を除く。)の所有者が変更したときは、新所有者は、この条例に基づく旧所有者の権利義務を承継する。

(現状変更等の承認)

第 13 条 指定文化財(無形文化財を除く。)に関しその現状を変更し、またはその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、委員会の承認を受けなければならない。ただし、現状の変更については維持の措置または非常災害のために必要な応急措置を執る場合、保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合は、この限りでない。

(公開)

第 14 条 委員会は、指定文化財(無形文化財を除く。)の所有者または管理責任者に対し、委員会の行う公開の用に供するため、当該指定文化財を出品することを勧告することができる。

2 委員会は、指定文化財(無形文化財に限る。)の保持者または保持団体に対し、当該指定文化財の公開を勧告することができる。

(管理または修理の補助)

第 15 条 指定文化財(無形文化財を除く。)の管理または修理について、委員会において必要と認める場合には、当該所有者または管理責任者に対し、予算の範

圏内で補助金を交付することができる。

(保存)

第 16 条 委員会は、指定文化財(無形文化財および無形の民俗文化財に限る。)の保存のため必要があると認めるときは、当該指定文化財について記録の作成、伝承者の養成その他保存のための適当な措置を講じ、市は、当該指定文化財の保持者、保持団体その他その保存に当たることを適当と認める者に対し、保存に要する経費の一部を予算の範囲内で補助することができる。

(文化財保護審議会の設置)

第 17 条 委員会に、函館市文化財保護審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事務)

第 18 条 審議会は、委員会の諮問に応じ、文化財の保存および活用に関する重要事項について調査審議する。
2 審議会は、前項に規定する事項について委員会に意見を述べることができる。

(組織)

第 19 条 審議会は、委員 14 人以内で組織する。
2 特別の事項を調査審議するため必要があるときは、審議会に臨時委員を置くことができる。

(委員および任期)

第 20 条 委員および臨時委員は、学識経験を有する者のうちから、委員会が委嘱する。
2 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
3 臨時委員は、当該特別の事項の調査審議が終わつたときは、解任されるものとする。

(会長および副会長)

第 21 条 審議会に会長および副会長各 1 人を置き、委員の互選によつてこれを定める。
2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第 22 条 審議会の会議は、会長が招集する。
2 審議会は、委員および議事に関する臨時委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。
3 会長は、会議の議長となる。

4 会議の議事は、出席した委員および議事に関する臨時委員の過半数をもつて決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(規則への委任)

第 23 条 この条例の施行に関し必要な事項は、委員会規則で定める。

■函館市都市景観条例 抜粋

平成 7 年 3 月 22 日 条例第 14 号

(事前協議)

第 16 条の 2 都市景観形成地域(史跡その他の重要な遺跡が所在する地域であつて、市長が指定するもの限り、景観形成街路沿道区域を除く。)において第 13 条第 1 項の規定による届出(建築物等の除却に係るものを除く。)をしようとする者は、あらかじめ、当該届出に係る行為についての都市景観の形成への配慮に関する市長との協議(以下「事前協議」という。)を行わなければならない。

2 第 10 条第 3 項から第 6 項までの規定は、前項に規定する都市景観形成地域の指定および変更について準用する。

3 景観形成街路沿道区域において第 13 条第 1 項の規定による届出(建築物等の除却に係るものを除く。)をしようとする者は、あらかじめ、事前協議を行わなければならない。

4 第 1 項および前項の規定により事前協議を行おうとする者は、書面により市長に申し出なければならない。

5 市長は、前項の規定による申出があつたときは、都市景観誘導指針に基づき協議事項を定め、当該申出をした者と協議をするものとする。

6 市長は、事前協議を行う場合において必要があると認めるときは、函館市都市景観審議会の意見を聴くことができる。

■函館市都市景観に関する規則 抜粋

平成 7 年 12 月 18 日 規則第 51 号

(条例第 2 条第 2 項第 2 号の規則で定める工作物)

第 2 条 条例第 2 条第 2 項第 2 号の規則で定める工作

物は、次に掲げるものとする。

- (1) 擁壁、護岸その他これらに類するもの
- (2) 垣、柵その他これらに類するもの
- (3) 日よけ(その支持物を含む。)
- (4) 高架水槽、冷却塔その他これらに類するもの
- (5) 煙突、排気塔その他これらに類するもの
- (6) アンテナ
- (7) 装飾塔、記念塔、物見塔、電波塔、記念碑、彫像その他これらに類するもの
- (8) 立体駐車場
- (9) アスファルトプラント、コンクリートプラント、クラッシャープラントその他これらに類する製造施設
- (10) 石油、ガス、穀物、飼料その他これらに類するものを貯蔵する施設
- (11) メリーゴーラウンド、観覧車、飛行塔、コースター、ウォーターシュートその他これらに類する遊戯施設
- (12) 電気供給のための電線路または有線電気通信のための線路もしくは空中線系(その支持物を含む。)
- (13) 鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、木柱その他これらに類するもの
- (14) 街路灯、照明灯その他これらに類するもの
- (15) 自動販売機
- (16) 風力発電設備、太陽光発電設備その他これらに類するもの
- (17) 前各号に掲げるもの以外のもの

第2章 都市景観形成地域

(行為の届出等)

第3条 条例第13条第1項に規定する行為に係る法第16条第1項の規定による届出は、別記第1号様式の届書によりしなければならない。

2 前項の届出は、当該届出に係る次の各号に掲げる行為の区分に応じ、当該各号に定める行為前にしなければならない。この場合において、別表第1の地域または区域の欄に掲げる地域または区域にあっては、同欄に掲げる地域または区域の区分に応じ、同表の建築物等の欄に掲げる建築物または工作物に係る行為の届出は、当該届出に係る次の各号に掲げる行為の区分に応じ、当該各号に定める行為をしようとする日の45日

前までにしなければならない。

- (1) 建築基準法(昭和25年法律第201号)第6条第1項の規定により確認の申請書の提出を必要とする行為(次号に掲げる行為を除く。)当該確認の申請書の提出
- (2) 都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項または第2項の許可を必要とする行為 当該許可に係る申請書の提出
- (3) 都市計画法第32条第1項または第2項の規定による協議を必要とする行為 当該協議
- (4) その他の行為 当該行為

3 第1項の届書により届け出た事項に係る法第16条第2項の規定による変更の届出は、別記第1号様式の2の届書によりしなければならない。

4 第2項の規定は、前項の変更の届出について準用する。

5 第1項の届書により届け出た行為を完了し、または中止したときは、速やかにその旨を別記第2号様式の届書により市長に届け出なければならない。

(条例第13条第2項の規則で定める図書)

第3条の2 条例第13条第2項の規則で定める図書は、別表第2の行為の欄に掲げる行為の区分に応じ、同表の図書の欄に定める図書とする。

(条例第13条第3項の規則で定める行為)

第4条 条例第13条第3項の規則で定めるものは、次に掲げる行為とする。

- (1) 建築物(塀および門を除く。以下この号および次号において同じ。)の新築、増築、改築または移転で、その行為に係る建築物または建築物の部分の最高の高さが10メートル以下であり、かつ、その床面積の合計が10平方メートル以下のもの
- (2) 建築物の除却で、その除却に係る建築物または建築物の部分の床面積の合計が10平方メートル以下のもの
- (3) 次に掲げる建築物の新築、増築、改築、移転もしくは除却、外観を変更することとなる修繕もしくは模様替えまたは色彩の変更
 - ア 高さが1.5メートル以下の塀
 - イ 高さが1.5メートル以下の門

(4) 次に掲げる工作物の新設、増築、改築、移転もしくは除却、外観を変更することとなる修繕もしくは模様替えまたは色彩の変更

ア 第2条第1号から第3号まで、第6号および第8号から第11号までの工作物で高さが1.5メートル以下のもの

イ 第2条第4号の工作物で高さが8メートル以下のもの

ウ 第2条第5号の工作物で高さが6メートル以下のもの

エ 第2条第7号および第14号の工作物で高さが4メートル以下(記念碑、彫像その他これらに類する工作物で、景観形成街路沿道区域内に存するものにあつては、高さが1メートル以下、幅が1メートル以下および水平投影面積が0.5平方メートル以下)のもの

オ 第2条第12号および第13号の工作物で高さが13メートル以下のもの

カ 第2条第15号および第16号の工作物(景観形成街路沿道区域内に存するものを除く。)

キ 第2条第17号の工作物

(5) 建築物等の外観を変更することとなる修繕もしくは模様替えまたは色彩の変更で、その行為に係る外観の部分の面積の合計が外観全体の面積の2分の1以下のもの

(6) 仮設の建築物等の新築(工作物にあつては、新設。第11条第1号および別表第2において同じ。)、増築、改築、移転もしくは除却、外観を変更することとなる修繕もしくは模様替えまたは色彩の変更

(7) 面積が10平方メートル以下の土地の形質の変更で、高さが1.5メートルを超える法を生ずる切土または盛土を伴わないもの

(8) 次のいずれかに該当する木竹の伐採

ア 森林病虫害等防除のための木竹の伐採

イ 樹高が10メートル未満で、かつ、地上1.5メートルの高さにおける幹周が1メートル以下の木竹の伐採

(9) 土石類の採取で、その採取による地形の変更が第7号に掲げる土地の形質の変更と同程度のもの

(10) 面積が10平方メートル以下の水面の埋立て

(11) 次のいずれかに該当する物件の堆積

ア 堆積期間が90日以内の物件の堆積

イ 面積が50平方メートル以下で、かつ、高さが1.5メートル以下の物件の堆積

(12) 都市計画法による都市計画事業の施行として行う行為

(13) 条例第26条第1項の保存計画に定められた条例第25条の保存地区の保存のため必要な管理施設および設備ならびに環境の整備に関して行う行為

(14) 北海道公安委員会が行う道路標識等の設置または管理に係る行為

(景観形成基準等の適合通知)

第4条の2 条例第14条の2(条例第20条の2および第23条の2において準用する場合を含む。)の規定による通知は、別記第2号様式の2の通知書によりするものとする。

(事前協議の申出書等)

第4条の3 条例第16条の2第4項(条例第16条の4第2項において準用する場合を含む。)の書面は、別記第2号様式の3の申出書によらなければならない。

2 市長は、条例第16条の2第4項の規定による事前協議または条例第16条の4第2項において準用する条例第16条の2第4項の規定による変更協議の申出があったときは、遅滞なく当該事前協議または変更協議の日時を決定し、当該申出をした者に通知するものとする。

3 条例第16条の3第1項第2号の規定による事前協議の終了の申出または条例第16条の4第2項において準用する条例第16条の3第1項第2号の規定による変更協議の終了の申出は、別記第2号様式の4の申出書によりしなければならない。

(事前協議等の結果通知書)

第4条の4 条例第16条の3第2項(条例第16条の4第2項において準用する場合を含む。)の書面は、別記第2号様式の5の通知書によるものとする。

(事前協議等を必要とする建築物等)

第4条の5 条例第16条の3第3項(条例第16条の4第2項において準用する場合を含む。)の規則で定める建築物等は、次の各号のいずれかに該当する建築物等とする。

- (1) 床面積の合計が500平方メートルを超える建築物（一戸建ての住宅を除く。次号において同じ。）
- (2) 高さが10メートルを超える建築物
- (3) 第2条第1号の工作物で高さが2メートルを超えるもの
- (4) 第2条第9号または第10号の工作物で、床面積の合計が500平方メートルを超えるものまたは高さが10メートルを超えるもの
- (5) 第2条第11号の工作物

(事前協議等が終了した旨の標識)

第4条の6 条例第16条の3第3項(条例第16条の4第2項において準用する場合を含む。)の標識には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) 事前協議または変更協議に係る行為の概要
- (2) 第4条の4の通知書に記載された通知の年月日

■函館市普通河川管理条例 抜粋

平成12年3月28日 条例第33号

(許可を要する行為)

第10条 普通河川において、次に掲げる行為をしようとする者は、普通河川管理者の許可を受けなければならない。

- (1) 普通河川の流水を占有すること。
- (2) 河川区域内の土地(普通河川管理者以外の者がその権原に基づき管理する土地を除く。次号において同じ。)を占有すること。
- (3) 河川区域内の土地において土石その他の産出物を採取すること。
- (4) 河川区域内の土地において工作物を新築し、改築し、または除却すること。
- (5) 河川区域内の土地において土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状の変更をすること。ただし、普通河川管理者が別に定める行為を除く。
- (6) 河川区域内の土地において草木の栽植または伐採をすること。ただし、普通河川管理者が別に定める行為を除く。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、普通河川の流水の方向、清潔、流量、幅員、深淺等について、普通河川の上管理上支障を及ぼすおそれのある行為

■函館市墓地条例 抜粋

昭和24年4月1日 条例第16号

第8条 使用者は、次に掲げる行為をしようとする場合は、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。

- (1) 墓標、墓碑、敷石、石垣、囲い等を設けること。
- (2) 樹木の植栽をすること。
- (3) 墓地の地形を変更すること。
- (4) 承認を受けて設けた墓標等または植栽した樹木を撤去し、または移転すること。

2 市長の承認を受けずに前項各号に掲げる行為をした者は、市長がその必要がないと認める場合を除き、その場所を原状に回復しなければならない。

参考文献・関係図書

垣ノ島遺跡 発掘調査関係

- ・『南茅部町史』上・下巻 南茅部町 1987
- ・『垣ノ島A遺跡 一般国道 278 号南茅部町尾札部道路改良工事（第2工区）に伴う発掘調査報告書』南茅部町埋蔵文化財調査団 2004
- ・『垣ノ島A遺跡 平成 15 年度緊急雇用創出特別対策推進事業』南茅部町埋蔵文化財調査団 2004
- ・『垣ノ島A遺跡 平成 16 年度緊急雇用創出特別対策推進事業』南茅部町埋蔵文化財調査団 2005
- ・『垣ノ島A遺跡－平成 17 年度 国庫補助事業による市内遺跡発掘調査事業報告書－』函館市教育委員会 2006
- ・『垣ノ島A遺跡－平成 18 年度 国庫補助事業による市内遺跡発掘調査事業報告書－』函館市教育委員会 2007
- ・『垣ノ島A遺跡－平成 19 年度 国庫補助事業による市内遺跡発掘調査事業報告書－』函館市教育委員会 2008
- ・『垣ノ島遺跡－平成 20・21 年度 国庫補助事業による市内遺跡発掘調査事業報告書－』函館市教育委員会 2010
- ・『史跡垣ノ島遺跡－平成 25～28 年度 国庫補助事業による市内遺跡発掘調査等事業総括報告書－』函館市教育委員会 2017

垣ノ島遺跡 理化学的分析関係（史跡指定前）

- ・永嶋 正春「垣ノ島A遺跡出土注口土器の赤彩について」
『垣ノ島A遺跡 一般国道 278 号南茅部町尾札部道路改良工事（第2工区）に伴う発掘調査報告書』南茅部町埋蔵文化財調査団 2004（註1）
- ・株式会社 古環境研究所「蛍光X線分析」
『垣ノ島A遺跡 一般国道 278 号南茅部町尾札部道路改良工事（第2工区）に伴う発掘調査報告書』南茅部町埋蔵文化財調査団 2004（註2）
- ・株式会社 古環境研究所「花粉分析」
『垣ノ島A遺跡 一般国道 278 号南茅部町尾札部道路改良工事（第2工区）に伴う発掘調査報告書』南茅部町埋蔵文化財調査団 2004（註3）
- ・株式会社 古環境研究所「放射性炭素年代測定」
『垣ノ島A遺跡 一般国道 278 号南茅部町尾札部道路改良工事（第2工区）に伴う発掘調査報告書』南茅部町埋蔵文化財調査団 2004（註4）
- ・中野 益男，中野 寛子，清水 了，門 利恵，星山 賢一「脂肪酸分析」
『垣ノ島A遺跡 一般国道 278 号南茅部町尾札部道路改良工事（第2工区）に伴う発掘調査報告書』南茅部町埋蔵文化財調査団 2004（註5）
- ・吉川 純子「炭化材の樹種」
『垣ノ島A遺跡 一般国道 278 号南茅部町尾札部道路改良工事（第2工区）に伴う発掘調査報告書』南茅部町埋蔵文化財調査団 2004（註6）

- ・吉川 純子「炭化種実について（平成 14 年度調査）」「炭化種実について（平成 15 年度調査）」『垣ノ島A遺跡 一般国道 278 号南茅部町尾札部道路改良工事（第 2 工区）に伴う発掘調査報告書』南茅部町埋蔵文化財調査団 2004（註 7）
- ・吉川 純子「垣ノ島遺跡試掘調査で出土した炭化種実」『垣ノ島A遺跡 平成 16 年度緊急雇用創出特別対策推進事業』南茅部町埋蔵文化財調査団 2005（註 8）
- ・吉川 純子「垣ノ島A遺跡の縄文時代後期初頭の花粉化石群」『垣ノ島A遺跡－平成 18 年度 国庫補助事業による市内遺跡発掘調査事業報告書－』函館市教育委員会 2007（註 9）

垣ノ島遺跡 理化学的分析関係（史跡指定後）

- ・竹原 弘展「史跡垣ノ島遺跡出土黒曜石製石器の産地推定 その 1」
「史跡垣ノ島遺跡出土黒曜石製石器の産地推定 その 2」
『史跡垣ノ島遺跡－平成 25～28 年度 国庫補助事業による市内遺跡発掘調査等事業総括報告書－』函館市教育委員会 2017（註 12）
- ・竹原 弘展，藤根 久「史跡垣ノ島遺跡出土石製品の蛍光X線分析」
『史跡垣ノ島遺跡－平成 25～28 年度 国庫補助事業による市内遺跡発掘調査等事業総括報告書－』函館市教育委員会 2017（註 13）
- ・竹原 弘展，藤根 久，米田 恭子，小林 克也「史跡垣ノ島遺跡出土塗膜片の塗膜分析」
『史跡垣ノ島遺跡－平成 25～28 年度 国庫補助事業による市内遺跡発掘調査等事業総括報告書－』函館市教育委員会 2017（註 14）
- ・パレオ・ラボ AMS 年代測定グループ「放射性炭素年代測定その 1」
「放射性炭素年代測定その 2」「垣ノ島遺跡から出土した骨と材の放射性炭素年代測定」
『史跡垣ノ島遺跡－平成 25～28 年度 国庫補助事業による市内遺跡発掘調査等事業総括報告書－』函館市教育委員会 2017（註 15）
- ・吉田 明弘「垣ノ島遺跡の B 地点における花粉分析」
『史跡垣ノ島遺跡－平成 25～28 年度 国庫補助事業による市内遺跡発掘調査等事業総括報告書－』函館市教育委員会 2017（註 16）
- ・森 将志「垣ノ島遺跡の花粉分析」「垣ノ島遺跡の花粉分析と微粒炭分析」
『史跡垣ノ島遺跡－平成 25～28 年度 国庫補助事業による市内遺跡発掘調査等事業総括報告書－』函館市教育委員会 2017（註 17）

垣ノ島遺跡 足形付土版関係

- ・阿部 千春「垣ノ島A遺跡の足形付土版」『月刊考古学ジャーナル』7月号 第 490 号 ニュー・サイエンス社 2002（註 10）
- ・坪井 睦美「東釧路IV式併行期の土坑墓と足形付土版」
『垣ノ島A遺跡 一般国道 278 号南茅部町尾札部道路改良工事（第 2 工区）に伴う発掘調査報告書』南茅部町埋蔵文化財調査団 2004（註 11）
- ・『平成 28 年度 企画展 「足形・手形付土製品の世界」』函館市縄文文化交流センター 2017

垣ノ島遺跡 植生関係

- ・鈴木 三男「垣ノ島遺跡の植生環境」
『史跡垣ノ島遺跡 -平成 25～28 年度 国庫補助事業による市内遺跡発掘調査等事業総括報告書-』函館市教育委員会 2017（註 18）
- ・鈴木 三男『クリの木と縄文人』同成社 2017（註 19）
- ・吉田 明弘「北海道南部万畳敷湿原の花粉分析からみた完新世の植生変遷」
『植生史研究』第 28 巻 第 1 号 日本植生史学会 2019（註 20）

垣ノ島遺跡 火山灰関係

- ・中村 有吾, 平川 一臣「北海道駒ヶ岳起源の広域テフラ, 駒ヶ岳 g テフラの分布と噴出年代」
『第四紀研究』第 43 巻 第 3 号 日本第四紀学会 2004
- ・吉本 充宏, 宮坂 瑞穂, 高橋 良, 中川 光弘, 吉田 邦夫「北海道駒ヶ岳火山, 先歴史時代噴火活動史の再検討」『地質学雑誌』第 114 巻 第 7 号 日本地質学会 2008

垣ノ島遺跡 史跡指定・整備関係

- ・『函館市南茅部縄文遺跡群整備構想 未来をひらく縄文文化交流の道』函館市教育委員会 2006
- ・「史跡の指定 垣ノ島遺跡」『月刊文化財』第 569 号 文化庁文化財部監修 第一法規出版 2011
- ・『史跡垣ノ島遺跡保存整備基本計画』函館市教育委員会 2016
- ・『史跡垣ノ島遺跡保存整備基本設計』函館市教育委員会 2017
- ・『史跡垣ノ島遺跡保存整備事業報告書』函館市教育委員会 2021

垣ノ島遺跡 保存管理計画関係

- ・『史跡垣ノ島遺跡保存管理計画書』函館市教育委員会 2012
- ・『北海道縄文遺跡群保存管理計画に対する提言書』北海道縄文遺跡群保存管理計画検討会議 2015
- ・『北海道縄文遺跡群保存管理計画検討会議実行委員会実施報告書』
北海道縄文遺跡群保存管理計画検討会議実行委員会 2015
- ・『史跡垣ノ島遺跡保存管理計画（平成 27 年度改訂版）』函館市教育委員会 2016

大船遺跡関係

- ・『史跡大船遺跡復元整備基本計画』函館市教育委員会 2006
- ・『史跡大船遺跡保存整備事業報告書』函館市教育委員会 2010
- ・『史跡大船遺跡保存活用計画』函館市教育委員会 2025

他遺跡 盛り土遺構関係

- ・『大船C遺跡 -平成 8 年度 発掘調査報告書-』南茅部町教育委員会 1996
- ・『八木A遺跡Ⅲ・八木C遺跡』南茅部町埋蔵文化財調査団 1997 第 6 輯
- ・『函館市 石倉貝塚 -函館空港拡張整備工事用地内埋蔵文化財発掘調査報告書-』
函館市教育委員会 1999
- ・『千歳市 キウス 4 遺跡（10）-北海道横断自動車道（千歳～夕張）埋蔵文化財発掘調査報告書-』財団法人北海道埋蔵文化財センター 2003 第 187 集

- ・『三内丸山遺跡などの盛土遺構の研究－予稿集－』三内丸山遺跡などの盛土遺構研究会 2010
- ・『三内丸山遺跡などの盛土遺構の研究－資料集－』三内丸山遺跡などの盛土遺構研究会 2011
- ・『北斗市 館野遺跡(2)－高規格幹線道路函館江差自動車道建設工事用地内埋蔵文化財発掘調査報告書－』財団法人北海道埋蔵文化財センター 2012 第282集
- ・福田 裕二, 阿部 明義, 富永 勝也, 福井 淳一「北海道の盛土遺構」『日本考古学協会 2014 年度伊達大会 研究発表資料集』日本考古学協会 2014 年度伊達大会実行委員会 2014

保存活用計画（策定）関係

- ・『史跡等整備のてびき－保存と活用のために－』文化庁文化財部記念物課 監修 2005
- ・『史跡等・重要文化的景観マネジメント支援事業 報告書』文化庁文化財部記念物課 2015
- ・『史跡等の保存活用計画－歴史の重層性と価値の多様性－平成30年度 遺跡整備・活用研究集会報告書』独立行政法人国立文化財機構奈良文化財研究所 2020
- ・『文化財保護法に基づく保存活用計画の策定等に関する指針』文化庁 2023 最終変更
- ・『史跡等の保存と活用のまとめ』令和5年度 文化財担当者研修 史跡等保存活用計画策定課程（演習資料）独立行政法人国立文化財機構奈良文化財研究所遺跡整備研究室 2024
- ・『計画策定演習資料 I～VI』令和5年度 文化財担当者研修 史跡等保存活用計画策定課程 資料 独立行政法人国立文化財機構奈良文化財研究所遺跡整備研究室 2024

保存活用計画（他遺跡）関係

- ・『史跡キウス周堤墓群保存活用計画』千歳市教育委員会 2020
- ・『史跡亀ヶ岡石器時代遺跡・田小屋野貝塚保存活用計画書』つがる市教育委員会 2021
- ・『史跡毛利氏城跡（郡山城跡）保存活用計画』安芸高田市教育委員会 2021
- ・『特別史跡大湯環状列石保存活用計画』鹿角市教育委員会 2024

世界遺産関係

- ・『北海道・北東北の縄文遺跡群 保存活用推進行動計画』縄文遺跡群世界遺産保存活用協議会 2019
- ・『北海道・北東北の縄文遺跡群』（推薦書）文化庁・縄文遺跡群世界遺産登録推進事務局 2020
- ・『北海道・北東北の縄文遺跡群の保全に係る遺産影響評価指針』縄文遺跡群世界遺産保存活用協議会 2022
- ・『世界遺産 北海道・北東北の縄文遺跡群 包括的保存管理計画』縄文遺跡群世界遺産本部 2022
- ・『世界遺産「北海道・北東北の縄文遺跡群」北海道のガイド教本』北海道環境生活部 2022
- ・『世界遺産 北海道・北東北の縄文遺跡群 Jomon Prehistoric Sites in Northern Japan』縄文遺跡群世界遺産本部 2022
- ・『世界遺産 北海道・北東北の縄文遺跡群 包括的保存管理計画 概要版』縄文遺跡群世界遺産本部 2023
- ・『北海道・北東北の縄文遺跡群 世界遺産登録記念誌』縄文遺跡群世界遺産本部 2023

その他

- ・『函館市縄文文化交流センター Hakodate Jomon Culture Center』函館市教育委員会 監修 一般財団法人道南歴史文化振興財団 2018 改訂

参考 web サイト一覧

第2章

- ・国土交通省 国土地理院
<https://www.gsi.go.jp/>
- ・国立研究開発法人産業技術総合研究所 地質調査総合センター
<https://www.gsj.jp/>
- ・環境省 生物多様性センター
<https://www.biodic.go.jp/>
- ・株式会社エコリス エコリス地理タイル
<https://map.ecoris.info/>
- ・国土交通省 気象庁
<https://www.jma.go.jp/jma/index.html>
- ・函館市総務部 国勢調査
<https://www.city.hakodate.hokkaido.jp/docs/2015020600060/>
- ・函館市総務部 住民基本台帳
<https://www.city.hakodate.hokkaido.jp/docs/2015020600107/>
- ・函館市観光部 来函観光入込客数推計
<https://www.city.hakodate.hokkaido.jp/docs/2015062500021/>
- ・函館市観光部 「観光動向調査」・「観光アンケート」調査結果
<https://www.city.hakodate.hokkaido.jp/docs/2014060600023/>
- ・はこぶら 函館市公式観光サイト 函館観光フォト案内
<https://www.hakobura.jp/photo-information>

史跡垣ノ島遺跡保存活用計画

令和8(2026)年3月31日 発行

発行 函館市教育委員会

〒040-8666 北海道函館市東雲町4番13号

TEL : 0138-21-3472 / FAX : 0138-27-7217
